

# 会計関連規定の比較表

## 中小企業の会計に関する研究会事務局 参考資料 2

平成 22 年 9 月

中小企業庁 事業環境部 財務課

会計関連規定の比較表は、「中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）」に定められている内容に対して、「企業会計基準」、「会社計算規則（会社法）」、「旧商法施行規則（旧商法）」、「法人税法等」、「企業会計原則」、「財務諸表等規則（金融商品取引法）」、「IFRS」、「IFRS-SMEs」がどのように規定しているか比較したもの。

下記の 3 つに分割して比較表を作成。

- ・「中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）」、「企業会計基準」、「会社計算規則（会社法）」・・・P2～135
- ・「旧商法施行規則（旧商法）」、「法人税法等」、「企業会計原則」・・・P136～262
- ・「財務諸表等規則（金融商品取引法）」、「IFRS」、「IFRS-SMEs」・・・P263～397

比較に用いた各会計関連規定は下記のとおり。

- ◆ 中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）：中小企業の会計に関する指針の現行版（平成 22 年 4 月 26 日改正版）
- ◆ 企業会計基準：2010 年 5 月末時点の企業会計基準
- ◆ 会社計算規則（会社法）：2010 年 5 月末時点の会社計算規則
- ◆ 旧商法施行規則（旧商法）：会社法施行前における商法施行規則
- ◆ 法人税法等：2010 年 5 月末時点における法人税法、法人税法施行令、法人税法施行規則、法人税法基本通達
- ◆ 企業会計原則：企業会計原則（最終改正：昭和 57 年 4 月 20 日）及び企業会計原則注解（最終改正：昭和 57 年 4 月 20 日）
- ◆ 財務諸表等規則（金融商品取引法）：財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（最終改正：平成 21 年 12 月 11 日 内閣府令第七十三号）
- ◆ IFRS：2010 年 5 月末時点の最新の IFRS の基準書
- ◆ IFRS-SMEs：2009 年 7 月に発行された IFRS for SMEs

## 中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）／企業会計基準／会社計算規則（会社法）の比較

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
金銭 債権	金銭債権の 定義	<p>金銭債権とは、金銭の給付を目的とする債権をいい、預金、受取手形、売掛金、貸付金等を含む。</p> <p>（指針 10）</p>	<p>4. 金融資産とは、現金預金、受取手形、売掛金及び貸付金等の金銭債権、株式その他の出資証券及び公社債等の有価証券並びに先物取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引及びこれらに類似する取引（以下「デリバティブ取引」という。）により生じる正味の債権等をいう。</p> <p>（金融商品に関する会計基準（企業会計基準第 10 号）第 4 項）</p>	NA
	貸借対照表 価額	<p>金銭債権には、その取得価額を付す。</p> <p>（指針 11）</p>	<p>14. 受取手形、売掛金、貸付金その他の債権の貸借対照表価額は、取得価額から貸倒見積高に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額とする。</p> <p>（金融商品に関する会計基準（企業会計基準第 10 号）第 14 項）</p>	<p>第五条</p> <p>資産については、この省令又は法以外の法令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿にその取得価額を付さなければならない。</p> <p>2 償却すべき資産については、事業年度の末日（事業年度の末日以外の日において評価すべき場合にあつては、その日。以下この編において同じ。）において、相当の償却をしなければならない。</p> <p>3 次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日において当該各号に定める価格を付すべき場合には、当該各号に定める価格を付</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
				<p>さなければならない。</p> <p>一 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産（当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められるものを除く。） 事業年度の末日における時価</p> <p>二 事業年度の末日において予測することができない減損が生じた資産又は減損損失を認識すべき資産 その時の取得原価から相当の減額をした額</p> <p>4 取立不能のおそれのある債権については、事業年度の末日においてその時に取り立てることができないと見込まれる額を控除しなければならない。</p> <p>5 債権については、その取得価額が債権金額と異なる場合その他相当の理由がある場合には、適正な価格を付することができる。</p> <p>6 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付することができる。</p> <p>一 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より低い資産</p> <p>二 市場価格のある資産（子会社及び関連会社の株式並びに満期保有目的の債券を除く。）</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
				三 前二号に掲げる資産のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことが適当な資産
	取得価額と債権金額とが異なる場合の処理	債権の支払日までの金利を反映して債権金額と異なる価額で債権を取得したときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とする。償却原価法とは、金融資産を債権額と異なる金額で計上した場合において、当該差額に相当する金額を弁済期に至るまで毎期一定の方法で取得価額に加減する方法をいう。ただし、取得価額と債権金額との差額に重要性が乏しい場合には、決済時点において差額を損益として認識することもできる。 (指針 12)	14. (中略) ただし、債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法 <sup>(注 5)</sup> に基づいて算定された価額から貸倒見積高に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額としなければならない。  (注 5) 償却原価法について 償却原価法とは、金融資産又は金融負債を債権額又は債務額と異なる金額で計上した場合において、当該差額に相当する金額を弁済期又は償還期に至るまで毎期一定の方法で取得価額に加減する方法をいう。なお、この場合、当該加減額を受取利息又は支払利息に含めて処理する。 (金融商品に関する会計基準（企業会計基準第 10 号）第 14 項、（注 5）)	第五条 1~4 略 5 債権については、その取得価額が債権金額と異なる場合その他相当の理由がある場合には、適正な価格を付すことができる。 6 略
	時価評価	市場価格のある金銭債権については、時価又は適正な価格をもって貸借対照表価額とし、評価差額は、当期の損益として処理する	NA	第五条 1~2 略 3 次の各号に掲げる資産については、事業年

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
		<p>ことができる。</p> <p>（指針 13）</p>		<p>度の末日において当該各号に定める価格を付すべき場合には、当該各号に定める価格を付さなければならない。</p> <p>一 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産（当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められるものを除く。） 事業年度の末日における時価</p> <p>二 略</p> <p>4～5 略</p> <p>6 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付することができる。</p> <p>一 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より低い資産</p> <p>二 市場価格のある資産（子会社及び関連会社の株式並びに満期保有目的の債券を除く。）</p> <p>三 前二号に掲げる資産のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付することが適当な資産</p>
	金銭債権の譲渡	<p>手形の割引又は裏書及び金融機関等による金銭債権の買取りは、金銭債権の譲渡に該当する。したがって、手形割引時に、手形譲渡損が計上される。</p>	<p>11. 金融資産又は金融負債がその消滅の認識要件を充たした場合には、当該金融資産又は金融負債の消滅を認識するとともに、帳簿価額とその対価としての受払額との差額を当期</p>	<p>NA</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
		（指針 14）	<p>の損益として処理する。</p> <p>12. 金融資産又は金融負債の一部がその消滅の認識要件を充たした場合には、当該部分の消滅を認識するとともに、消滅部分の帳簿価額とその対価としての受払額との差額を当期の損益として処理する。消滅部分の帳簿価額は、当該金融資産又は金融負債全体の時価に対する消滅部分と残存部分の時価の比率により、当該金融資産又は金融負債全体の帳簿価額を按分して計算する。</p> <p>13. 金融資産又は金融負債の消滅に伴って新たな金融資産又は金融負債が発生した場合には、当該金融資産又は金融負債は時価により計上する。</p> <p>（金融商品に関する会計基準（企業会計基準第 10 号）第 11 項～第 13 項）</p>	
	貸借対照表上の表示	<p>（1） 営業上の債権</p> <p>受取手形（通常の取引（当該会社の事業目的のための営業活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいう。）に基づいて発生した手形債権）及び売掛金（通常の取引に基づいて発生した事業上の未収</p>	NA	<p>第七十四条</p> <p>資産の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目（第二号に掲げる項目を除く。）は、適当な項目に細分しなければならない。</p> <p>一 流動資産</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
		<p>金）は、流動資産の部に表示する。ただし、これらの金銭債権のうち破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に弁済を受けることができないことが明らかかなものは、投資その他の資産の部に表示する。</p> <p>(2) 営業上の債権以外の債権</p> <p>(1) 以外の債権であって、事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に現金化できると認められるものは、流動資産の部に表示し、それ以外のものは、投資その他の資産の部に表示する。</p> <p>(3) 関係会社に対する金銭債権</p> <p>関係会社に対する金銭債権は、次のいずれかの方法により表示する。</p> <p>① その金銭債権が属する項目ごとに、他の金銭債権と区分して表示する。</p> <p>② その金銭債権が属する項目ごとに、又は2以上の項目について一括して、注記する。</p> <p>(4) 受取手形割引額等</p> <p>受取手形割引額及び受取手形譲渡額は、注記を要求されない場合においても、それぞれ注記することが望ましい。</p>		<p>二 固定資産</p> <p>三 略</p> <p>2 固定資産に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適当な項目に細分しなければならない。</p> <p>一～二 略</p> <p>三 投資その他の資産</p> <p>3 次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。</p> <p>一 次に掲げる資産 流動資産</p> <p>イ 現金及び預金（一年内に期限の到来しない預金を除く。）</p> <p>ロ 受取手形（通常取引（当該会社の事業目的のための営業活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいう。以下この章において同じ。）に基づいて発生した手形債権（破産更生債権等（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権をいう。以下この号において同じ。）で一年内に弁済を受けることができないことが明らかかなものを除く。）をいう。）</p> <p>ハ 売掛金（通常取引に基づいて発生した事業上の未収金（当該未収金に係る債権が破</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
		(指針 15)		<p>産更生債権等で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものである場合における当該未収金を除く。)をいう。)</p> <p>ニ 所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債権のうち、通常取引に基づいて発生したもの（破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）及び通常取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するもの</p> <p>ホ 所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産のうち、通常取引に基づいて発生したもの（破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）及び通常取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するもの</p> <p>ヘ 売買目的有価証券及び一年内に満期の到来する有価証券</p> <p>ト～タ 略</p> <p>レ その他の資産であって、一年内に現金化することができるものと認められるもの</p> <p>二～三 略</p> <p>四 次に掲げる資産 投資その他の資産</p> <p>イ 関係会社の株式（売買目的有価証券に該</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
				<p>当する株式を除く。以下同じ。）その他流動資産に属しない有価証券</p> <p>ロ 略</p> <p>ハ 長期貸付金</p> <p>ニ 略</p> <p>ホ 所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債権のうち第一号ニに掲げるもの以外のもの</p> <p>ヘ 所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産のうち第一号ホに掲げるもの以外のもの</p> <p>ト その他の資産であって、投資その他の資産に属する資産とすべきもの</p> <p>チ その他の資産であって、流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は繰延資産に属しないもの</p> <p>五 略</p> <p>4 前項に規定する「一年内」とは、次の各号に掲げる貸借対照表等の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して一年以内の日をいう（以下この編において同じ。）。</p> <p>一 成立の日における貸借対照表 会社の成立の日</p> <p>二 事業年度に係る貸借対照表 事業年度の</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
				末日の翌日 三 臨時計算書類の貸借対照表 臨時決算日の翌日 四 連結貸借対照表 連結会計年度の末日の翌日  第百三条 貸借対照表等に関する注記は、次に掲げる事項（連結注記表にあつては、第六号から第九号までに掲げる事項を除く。）とする。 一 略 二 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額 （一括して注記することが適当な場合にあつては、各資産について流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産又は繰延資産ごと一括した引当金の金額） 三～五 略 六 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごと

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
				<p>の金額又は二以上の項目について一括した金額</p> <p>七 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額</p> <p>八～九 略</p>
	デリバティブ	<p>デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は、当期の損益として処理する。ただし、ヘッジ目的でデリバティブ取引を行った場合、ヘッジ対象資産に譲渡等の事実がなく、かつ、そのデリバティブ取引がヘッジ対象資産に係る損失発生へのヘッジに有効である限り、損益の繰延べが認められる。（指針 16）</p>	<p>（4. デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務）</p> <p>25. デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は、原則として、当期の損益として処理する。</p> <p>（1. ヘッジ会計の意義）</p> <p>29. ヘッジ会計とは、ヘッジ取引のうち一定の要件を充たすもの<sup>（注11）</sup>について、ヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益を同一の会計期間に認識し、ヘッジの効果を会計に反映させるための特殊な会計処理をいう。</p> <p>（2. ヘッジ対象）</p> <p>30. ヘッジ会計が適用されるヘッジ対象は、相場変動等による損失の可能性がある資産又は負債で、当該資産又は負債に係る相場変動</p>	<p>第五十三条</p> <p>次に掲げるものその他資産、負債又は株主資本若しくは社員資本以外のものであっても、純資産の部の項目として計上することが適当であると認められるものは、純資産として計上することができる。</p> <p>一 資産又は負債（デリバティブ取引により生じる正味の資産又は負債を含む。以下この条において同じ。）につき時価を付すものとする場合における当該資産又は負債の評価差額（利益又は損失に計上するもの並びに次号及び第三号に掲げる評価差額を除く。）</p> <p>二 ヘッジ会計を適用する場合におけるヘッジ手段に係る損益又は評価差額</p> <p>三 略</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
			<p>等が評価に反映されていないもの、相場変動等が評価に反映されているが評価差額が損益として処理されないもの若しくは当該資産又は負債に係るキャッシュ・フローが固定されその変動が回避されるものである。なお、ヘッジ対象には、予定取引（注12）により発生が見込まれる資産又は負債も含まれる。</p> <p>（3. ヘッジ会計の要件）</p> <p>31. ヘッジ取引にヘッジ会計が適用されるのは、次の要件がすべて満たされた場合とする。</p> <p>（1）ヘッジ取引時において、ヘッジ取引が企業のリスク管理方針に従ったものであることが、次のいずれかによって客観的に認められること</p> <p>① 当該取引が企業のリスク管理方針に従ったものであることが、文書により確認できること</p> <p>② 企業のリスク管理方針に関して明確な内部規定及び内部統制組織が存在し、当該取引がこれに従って処理されることが期待されること</p> <p>（2）ヘッジ取引時以降において、ヘッジ対象とヘッジ手段の損益が高い程度で相殺され</p>	

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
			<p>る状態又はヘッジ対象のキャッシュ・フローが固定されその変動が回避される状態が引き続き認められることによって、ヘッジ手段の効果が定期的に確認されていること</p> <p>（4. ヘッジ会計の方法）  （（1）ヘッジ取引に係る損益認識時点）  32. ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法による。  ただし、ヘッジ対象である資産又は負債に係る相場変動等を損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識することもできる。  なお、純資産の部に計上されるヘッジ手段に係る損益又は評価差額については、税効果会計を適用しなければならない。</p> <p>（（2）ヘッジ会計の要件が満たされなくなったときの会計処理）  33. ヘッジ会計の要件が満たされなくなったときには、ヘッジ会計の要件が満たされていた間のヘッジ手段に係る損益又は評価差額</p>	

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
			<p>は、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで引き続き繰り延べる。</p> <p>ただし、繰り延べられたヘッジ手段に係る損益又は評価差額について、ヘッジ対象に係る含み益が減少することによりヘッジ会計の終了時点で重要な損失が生じるおそれがあるときは、当該損失部分を見積り、当期の損失として処理しなければならない。</p> <p>（（3）ヘッジ会計の終了）</p> <p>34. ヘッジ会計は、ヘッジ対象が消滅したときに終了し、繰り延べられているヘッジ手段に係る損益又は評価差額は当期の損益として処理しなければならない。また、ヘッジ対象である予定取引が実行されないことが明らかになったときにおいても同様に処理する。</p> <p>（注 11）ヘッジ取引について</p> <p>ヘッジ取引についてヘッジ会計が適用されるためには、ヘッジ対象が相場変動等による損失の可能性にさらされており、ヘッジ対象とヘッジ手段とのそれぞれに生じる損益が互いに相殺されるか又はヘッジ手段によりヘッジ対象のキャッシュ・フローが固定されその</p>	

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
			<p>変動が回避される関係にならなければならない。なお、ヘッジ対象が複数の資産又は負債から構成されている場合は、個々の資産又は負債が共通の相場変動等による損失の可能性にさらされており、かつ、その相場変動等に対して同様に反応することが予想されるものでなければならない。</p> <p>（注 12） 予定取引について</p> <p>予定取引とは、未履行の確定契約に係る取引及び契約は成立していないが、取引予定時期、取引予定物件、取引予定量、取引予定価格等の主要な取引条件が合理的に予測可能であり、かつ、それが実行される可能性が極めて高い取引をいう。</p> <p>（金融商品に関する会計基準（企業会計基準第 10 号）第 25 項及び第 29 項～第 34 項、（注 11）、（注 12））</p>	
貸倒損失/貸倒引当金	貸倒損失	<p>（1） 「法的に債権が消滅した場合」とは、会社更生法による更生計画又は民事再生法による再生計画の認可が決定されたことにより債権の一部が切り捨てられることとなった場合等が該当する。また、「回収不能な債権がある場合」とは、債務者の財政状態及び支払能力から見て債権の全額が回収でき</p>	NA	<p>第五条</p> <p>1～3 略</p> <p>4 取立不能のおそれのある債権については、事業年度の末日においてその時に取り立てることができないと見込まれる額を控除しなければならない。</p> <p>5～6 略</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）						
		<p>ないことが明らかである場合をいう。</p> <p>(2) 損益計算書上は次のとおり表示する。</p> <p>① 営業上の取引に基づいて発生した債権に対するもの・・・販売費</p> <p>② ①、③以外のもの・・・営業外費用</p> <p>③ 臨時かつ巨額のもの・・・特別損失（指針 17）</p>								
	貸倒引当金	<p>(1) 金銭債権について取立不能のおそれがある場合には、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上しなければならない</p> <p>(2) 「取立不能のおそれがある場合」とは、債務者の財政状態、取立のための費用及び手続の困難さ等を総合し、社会通念に従って判断したときに回収不能のおそれがある場合をいう。</p> <p>(3) 取立不能見込額は、債務者の財政状態及び経営成績に応じて次のように区分し、算定する。</p> <table border="1" data-bbox="409 1145 943 1436"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>定義</th> <th>算定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般債権</td> <td>経営状態に重大な問題が生じていない債権者に対する債権</td> <td>債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等の合理的な基準により算</td> </tr> </tbody> </table>	区分	定義	算定方法	一般債権	経営状態に重大な問題が生じていない債権者に対する債権	債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等の合理的な基準により算	<p>(1. 債権の区分)</p> <p>27. 貸倒見積高の算定にあたっては、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて、債権を次のように区分する。</p> <p>(1) 経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権（以下「一般債権」という。）</p> <p>(2) 経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権（以下「貸倒懸念債権」という。）</p> <p>(3) 経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権（以下「破産更生債権等」という。）</p> <p>(2. 貸倒見積高の算定方法)</p> <p>28. 債権の貸倒見積高は、その区分に応じて</p>	<p>第七十八条</p> <p>各資産に係る引当金は、次項の規定による場合のほか、当該各資産の項目に対する控除項目として、貸倒引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した項目をもって表示しなければならない。ただし、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産又は繰延資産の区分に応じ、これらの資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。</p> <p>2 各資産に係る引当金は、当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示することができる。</p> <p>第三百条</p> <p>貸借対照表等に関する注記は、次に掲げる事項（連結注記表にあつては、第六号から第</p>
区分	定義	算定方法								
一般債権	経営状態に重大な問題が生じていない債権者に対する債権	債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等の合理的な基準により算								

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）			企業会計基準	会社計算規則（会社法）
				定する（貸倒実績率法）。	それぞれ次の方法により算定する（注9）。	九号までに掲げる事項を除く。）とする。
	貸倒懸念債権	経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権		原則として、債権金額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して算定する。	（1）一般債権については、債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等合理的な基準により貸倒見積高を算定する。 （2）貸倒懸念債権については、債権の状況に応じて、次のいずれかの方法により貸倒見積高を算定する。ただし、同一の債権については、債務者の財政状態及び経営成績の状況等が変化しない限り、同一の方法を継続して適用する。	一 略 二 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあつては、各資産について流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産又は繰延資産ごと一括した引当金の金額）
	破産更生債権等	経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権		債権金額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額を取立不能額とする。	① 債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して貸倒見積高を算定する方法 ② 債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、債権の元本及び利息について元本の回収及び利息の受取りが見込まれるときから当期末までの期間にわたり当初の約定利子率で割り引いた金額の総額と債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とする方法	三～九 略
		<p>なお、本指針においては、次に掲げる法人税法の区分に基づいて算定される貸倒引当金繰入限度額が明らかに取立不能見込額に満たない場合を除き、繰入限度額相当額をもって貸倒引当金とすることができる。</p>				
		区分	定義	繰入限度額		
		一括	個別評価金銭債	債権金額に過去3年間	（3）破産更生債権等については、債権額か	

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成22年版）			企業会計基準	会社計算規則（会社法）
		評価 金銭 債権	権以外の金銭債 権	の貸倒実績率又は法人 税法に規定する法定繰 入率を乗じた金額	ら担保の処分見込額及び保証による回収見込 額を減額し、その残額を貸倒見積高とする（注 10）。	
		個別 評価 金銭 債権	再生計画の認可 決定により5年 を超えて賦払い により弁済され る等の法律によ る長期棚上げ債 権	債権金額のうち5年を 超えて弁済される部分 の金額（担保権の実行 その他により取立て等 の見込みがあると認め られる部分の金額を除 く。）	（注9）債権の未収利息の処理について 債務者から契約上の利払日を相当期間経過 しても利息の支払を受けていない債権及び破 産更生債権等については、すでに計上されて いる未収利息を当期の損失として処理すると ともに、それ以後の期間に係る利息を計上し てはならない。	
			債務超過が1年 以上継続し事業 好転の見通しの ない場合等の回 収不能債権	債権金額（担保権の実 行その他により取立て 等の見込みがあると認 められる部分の金額を 除く。）	（注10）破産更生債権等の貸倒見積高の処理 について 破産更生債権等の貸倒見積高は、原則とし て、貸倒引当金として処理する。ただし、債 権金額又は取得価額から直接減額することも できる。	
			破産申立て、更生 手続等の開始申 立てや手形取引 停止処分があっ た場合等におけ る金銭債権	債権金額（実質的に債 権と見られない部分の 金額及び担保権の実 行、金融機関等による 保証債務の履行その他 により取立て等の見込 みがあると認められる 部分の金額を除く。） の50%相当額	（金融商品に関する会計基準（企業会計基準 第10号）第27項、第28項、（注9）、（注 10））	

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
		<p>(4) 貸借対照表上の表示</p> <p>貸倒引当金は、原則として対象となった各項目ごとに控除形式で表示する。</p> <p>ただし、流動資産又は投資その他の資産から一括して控除形式で表示する方法、又は対象となった項目から直接控除して注記する方法によることもできる。</p> <p>(5) 損益計算書上の表示</p> <p>貸倒引当金の繰入、戻入（取崩し）は債権の区分ごとに行う。当期に直接償却により債権額と相殺した後、貸倒引当金に期末残高があるときは、これを当期繰入額と相殺し、繰入額の方が多い場合は、その差額を貸倒引当金繰入額として、次のとおり表示する。</p> <p>① 営業上の取引に基づいて発生した債権に対するもの・・・販売費</p> <p>② ①、③以外のもの・・・営業外費用</p> <p>③ 臨時かつ巨額のもの・・・特別損失</p> <p>また、取崩額の方が多い場合は、その取崩差額を特別利益に計上する。なお、繰入及び戻入については、実務上、いわゆる洗替方式による処理が行われていることが少なくないが、上記の取扱いにより表示されることに留意する。</p>		

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）																	
		(指針 18)																			
有価証券	有価証券の分類と会計処理の概要	<p>有価証券は、保有目的等の観点から以下の4つに分類し、それぞれ次のように会計処理する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>貸借対照表価額</th> <th>評価差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>売買目的有価証券</td> <td>時価</td> <td>損益（営業外損益）</td> </tr> <tr> <td>満期保有目的の債券</td> <td>償却原価（取得原価）</td> <td>償却原価法による差額：営業外損益</td> </tr> <tr> <td>子会社株式及び関連会社株式</td> <td>取得原価</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の有価証券</td> <td>市場価格あり</td> <td>時価 純資産の部（税効果考慮後の額） （全部純資産直入法の場合）</td> </tr> <tr> <td>市場価格なし</td> <td>取得原価（債権：償却原価） 該当なし （償却原価法による差額：営業外損益）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 売買目的有価証券</p>	分類	貸借対照表価額	評価差額	売買目的有価証券	時価	損益（営業外損益）	満期保有目的の債券	償却原価（取得原価）	償却原価法による差額：営業外損益	子会社株式及び関連会社株式	取得原価	該当なし	その他の有価証券	市場価格あり	時価 純資産の部（税効果考慮後の額） （全部純資産直入法の場合）	市場価格なし	取得原価（債権：償却原価） 該当なし （償却原価法による差額：営業外損益）	<p>(1) 売買目的有価証券)</p> <p>15. 時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券（以下「売買目的有価証券」という。）は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理する。</p> <p>(2) 満期保有目的の債券)</p> <p>16. 満期まで所有する意図をもって保有する社債その他の債券（以下「満期保有目的の債券」という。）は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法<sup>(注5)</sup>に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない<sup>(注6)</sup>。</p> <p>(3) 子会社株式及び関連会社株式)</p> <p>17. 子会社株式及び関連会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。</p> <p>(4) その他の有価証券)</p>	<p>第五条</p> <p>1～2 略</p> <p>3 次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日において当該各号に定める価格を付すべき場合には、当該各号に定める価格を付さなければならない。</p> <p>一 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産（当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められるものを除く。） 事業年度の末日における時価</p> <p>二 事業年度の末日において予測することができない減損が生じた資産又は減損損失を認識すべき資産 その時の取得原価から相当の減額をした額</p> <p>4～5 略</p> <p>6 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付することができる。</p> <p>一 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より低い資産</p> <p>二 市場価格のある資産（子会社及び関連会社の株式並びに満期保有目的の債券を除く。）</p>
分類	貸借対照表価額	評価差額																			
売買目的有価証券	時価	損益（営業外損益）																			
満期保有目的の債券	償却原価（取得原価）	償却原価法による差額：営業外損益																			
子会社株式及び関連会社株式	取得原価	該当なし																			
その他の有価証券	市場価格あり	時価 純資産の部（税効果考慮後の額） （全部純資産直入法の場合）																			
	市場価格なし	取得原価（債権：償却原価） 該当なし （償却原価法による差額：営業外損益）																			

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成22年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
		<p>売買目的有価証券とは、時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券をいう。売買目的有価証券については、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益（営業外損益）として処理する。本指針においては、売買目的有価証券とその他の有価証券との区分を法人税法の規定に従って分類することも認められる。法人税法の規定において、売買目的有価証券とは、短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した有価証券（企業支配株式を除く。）であって、以下に掲げるものとされている。</p> <p>① 専担者売買有価証券（トレーディング目的の専門部署を設置している場合に、その目的のために取得した有価証券）</p> <p>② 短期売買有価証券（短期売買目的で取得したものである旨を帳簿書類に記載した有価証券）</p> <p>③ 金銭の信託に属する有価証券（金銭の信託のうち信託財産として短期売買目的の有価証券を取得する旨を他の金銭の信託と区分して帳簿書類に記載したもの）</p> <p>(2) 満期保有目的の債券</p> <p>満期保有目的の債券とは、満期まで保有す</p>	<p>18. 売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券（以下「その他有価証券」という。）は、時価<sup>(注7)</sup>をもって貸借対照表価額とし、評価差額は洗い替え方式に基づき、次のいずれかの方法により処理する。</p> <p>(1) 評価差額の合計額を純資産の部に計上する。</p> <p>(2) 時価が取得原価を上回る銘柄に係る評価差額は純資産の部に計上し、時価が取得原価を下回る銘柄に係る評価差額は当期の損失として処理する。</p> <p>なお、純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額については、税効果会計を適用しなければならない。</p> <p>(5) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券)</p> <p>19. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の貸借対照表価額は、それぞれ次の方法による。</p> <p>(1) 社債その他の債券の貸借対照表価額は、債権の貸借対照表価額に準ずる。</p> <p>(2) 社債その他の債券以外の有価証券は、</p>	<p>三 前二号に掲げる資産のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことが適当な資産</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
		<p>ることを目的としていると認められる社債その他の債券をいう。満期保有目的の債券については、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、取得価額と債券金額の差額が金利の調整と認められるときは、償却原価法により処理する。</p> <p>(3) 子会社株式及び関連会社株式 子会社株式及び関連会社株式については、取得原価をもって貸借対照表価額とする。</p> <p>(4) その他有価証券 その他有価証券とは、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券をいう。</p> <p>その他有価証券について、市場価格のある場合には、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額（税効果考慮後の額）は洗替方式に基づき、全部純資産直入法又は部分純資産直入法により処理する。ただし、市場価格のあるその他有価証券を保有していても、それが多額でない場合には、取得原価をもって貸借対照表価額とすることもできる。</p> <p>また、その他有価証券について、市場価格のない場合には、取得原価をもって貸借対照表価額とする。</p>	<p>取得原価をもって貸借対照表価額とする。</p> <p>(注 5) 償却原価法について 償却原価法とは、金融資産又は金融負債を債権額又は債務額と異なる金額で計上した場合において、当該差額に相当する金額を弁済期又は償還期に至るまで毎期一定の方法で取得価額に加減する方法をいう。なお、この場合、当該加減額を受取利息又は支払利息に含めて処理する。</p> <p>(注 6) 満期保有目的の債券の保有目的を変更した場合について 満期保有目的の債券の保有目的を変更した場合、当該債券は変更後の保有目的に係る評価基準に従って処理する。</p> <p>(注 7) その他有価証券の決算時の時価について その他有価証券の決算時の時価は、原則として、期末日の市場価格に基づいて算定された価額とする。ただし、継続して適用することを条件として、期末前 1 カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることもできる。</p> <p>(金融商品に関する会計基準（企業会計基準</p>	

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
		<p>なお、債券について、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とする。</p> <p>（指針 19）</p>	第 10 号）第 15 項～第 19 項、（注 5）～（注 7））	
	有価証券の取得原価	<p>有価証券の取得時における付随費用（支払手数料等）は、取得した有価証券の取得価額に含める。なお、期末に保有している有価証券を時価評価する場合、その時価には取得又は売却に要する付随費用を含めない。</p> <p>（指針 20）</p>	NA	NA
	有価証券の評価方法	<p>取得原価の評価方法は、移動平均法又は総平均法による。</p> <p>（指針 21）</p>	NA	NA
	有価証券の減損	<p>（1） 市場価格のある有価証券の減損処理</p> <p>満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券のうち市場価格のあるものについて、時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。</p> <p>市場価格のある有価証券の時価が「著しく下落した」ときとは、少なくとも個々の銘柄</p>	<p>（（6）時価が著しく下落した場合）</p> <p>20. 満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券のうち、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品以外のものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。</p>	<p>第五条</p> <p>1～2 略</p> <p>3 次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日において当該各号に定める価格を付すべき場合には、当該各号に定める価格を付さなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 事業年度の末日において予測することができない減損が生じた資産又は減損損失を認識すべき資産 その時の取得原価から相当の</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
		<p>の有価証券の時価が、取得原価に比べて 50% 程度以上下落した場合をいう。この場合には、合理的な反証がない限り、時価が取得原価まで回復する見込みがあるとは認められないため、減損処理を行わなければならない。</p> <p>(2) 市場価格のない有価証券の減損処理 市場価格のない株式について、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。</p> <p>市場価格のない株式の実質価額が「著しく低下したとき」とは、少なくとも株式の実質価額が取得原価に比べて 50% 程度以上低下した場合をいう。ただし、市場価格のない株式の実質価額について、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、期末において相当の減額をしないことも認められる。</p> <p>なお、有価証券の減損処理を行った場合には、当該時価（（1）の場合）又は実質価額（（2）の場合）を翌期首の取得原価とする。</p>	<p>21. 時価を把握することが極めて困難と認められる株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をなし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。</p> <p>22. 第 20 項及び第 21 項の場合には、当該時価及び実質価額を翌期首の取得原価とする。 （金融商品に関する会計基準（企業会計基準第 10 号）第 20 項～第 22 項）</p>	<p>減額をした額 4～6 略</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
		<p>有価証券の減損処理について、法人税法に定める処理に拠った場合と比べて重要な差異がないと見込まれるときは、法人税法の取扱いに従うことが認められる。</p> <p>（指針 22）</p>		
	<p>貸借対照表上の表示</p>	<p>売買目的有価証券及び事業年度の末日後 1 年以内に満期の到来する社債その他の債券は流動資産に属するものとし、それ以外の有価証券は、投資その他の資産に属するものとする。</p> <p>例えば、売買目的有価証券以外に流動資産の有価証券に含まれるものの例としては次のものがある。</p> <p>（1） 1 年以内に満期が到来する CD 及びコマースシャル・ペーパー</p> <p>（2） 契約型投信及び貸付信託の受益証券のうち以下のもの</p> <p>① 1 年以内に償還されるもの</p> <p>② 預金と同様の性格を有するもの（MMF、MRF、中期国債ファンド、信託銀行が一般顧客に一律の条件で発行する貸付信託の受益証券等）</p> <p>したがって、保有する株式がその他有価証</p>	<p>（（7）有価証券の表示区分）</p> <p>23. 売買目的有価証券及び一年以内に満期の到来する社債その他の債券は流動資産に属するものとし、それ以外の有価証券は投資その他の資産に属するものとする。</p> <p>（金融商品に関する会計基準（企業会計基準第 10 号）第 23 項）</p>	<p>第七十四条</p> <p>1～2 略</p> <p>3 次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。</p> <p>一 次に掲げる資産 流動資産</p> <p>イ～ホ 略</p> <p>ハ 売買目的有価証券及び一年以内に満期の到来する有価証券</p> <p>ト～レ 略</p> <p>二～三 略</p> <p>四 次に掲げる資産 投資その他の資産</p> <p>イ 関係会社の株式（売買目的有価証券に該当する株式を除く。以下同じ。）その他流動資産に属しない有価証券</p> <p>ロ～チ 略</p> <p>五 略</p> <p>4 略</p> <p>第八十二条</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）									
		券に該当する場合には、投資有価証券（固定資産）として記載する。 （指針 23）		関係会社の株式又は出資金は、関係会社株式又は関係会社出資金の項目をもって別に表示しなければならない。 2 略									
	損益計算書上の表示	有価証券の売却損益の損益計算書上の表示区分は、次のようになる。 <table border="1" data-bbox="412 568 931 1155"> <thead> <tr> <th>有価証券の分類</th> <th>売却損益の表示区分等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>売買目的有価証券</td> <td>営業外損益（売却益と売却損は相殺する。）</td> </tr> <tr> <td>子会社株式及び関連会社株式</td> <td>特別損益（売却益と売却損は相殺しない。）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他有価証券</td> <td>臨時的なもの・・・特別損益（業務上の関係を有する株式の売却等）</td> </tr> <tr> <td>それ以外・・・営業外損益（市場動向の推移をみながら売却することを目的として取得したもの（純投資目的）等）</td> </tr> </tbody> </table> （指針 24）	有価証券の分類	売却損益の表示区分等	売買目的有価証券	営業外損益（売却益と売却損は相殺する。）	子会社株式及び関連会社株式	特別損益（売却益と売却損は相殺しない。）	その他有価証券	臨時的なもの・・・特別損益（業務上の関係を有する株式の売却等）	それ以外・・・営業外損益（市場動向の推移をみながら売却することを目的として取得したもの（純投資目的）等）	NA	NA
有価証券の分類	売却損益の表示区分等												
売買目的有価証券	営業外損益（売却益と売却損は相殺する。）												
子会社株式及び関連会社株式	特別損益（売却益と売却損は相殺しない。）												
その他有価証券	臨時的なもの・・・特別損益（業務上の関係を有する株式の売却等）												
	それ以外・・・営業外損益（市場動向の推移をみながら売却することを目的として取得したもの（純投資目的）等）												
棚卸資産	棚卸資産の範囲	棚卸資産とは、商品又は製品（副産物及び作業くずを含む。）、半製品、仕掛品（半成品を含む。）、主要原材料、補助原材料、消耗品で貯蔵中のもの、その他これらに準ずるものをいう。	3. 本会計基準は、すべての企業における棚卸資産の評価方法、評価基準及び開示について適用する。棚卸資産は、商品、製品、半製品、原材料、仕掛品等の資産であり、企業がその営業目的を達成するために所有し、かつ、売	第七十四条 資産の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目（第二号に掲げる項目を除く。）は、適当な項目に細分しなければならない。									

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
		<p>なお、本指針における棚卸資産とは、通常の販売目的（販売するための製造目的を含む。）で保有する棚卸資産をいうものとする。（指針 25）</p>	<p>却を予定する資産のほか、売却を予定しない資産であっても、販売活動及び一般管理活動において短期間に消費される事務用消耗品等も含まれる。</p> <p>なお、売却には、通常の販売のほか、活発な市場が存在することを前提として、棚卸資産の保有者が単に市場価格の変動により利益を得ることを目的とするトレーディングを含む。</p> <p>（棚卸資産の評価に関する会計基準（企業会計基準第 9 号）第 3 項）</p>	<p>一 流動資産</p> <p>二～三 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。</p> <p>一 次に掲げる資産 流動資産</p> <p>イ～ヘ 略</p> <p>ト 商品（販売の目的をもって所有する土地、建物その他の不動産を含む。）</p> <p>チ 製品、副産物及び作業くず</p> <p>リ 半製品（自製部分品を含む。）</p> <p>ヌ 原料及び材料（購入部分品を含む。）</p> <p>ル 仕掛品及び半成工事</p> <p>ヲ 消耗品、消耗工具、器具及び備品その他の貯蔵品であって、相当な価額以上のもの</p> <p>ワ～レ 略</p> <p>二～五 略</p> <p>4 前項に規定する「一年内」とは、次の各号に掲げる貸借対照表等の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して一年以内の日をいう（以下この編において同じ。）。</p> <p>一 成立の日における貸借対照表 会社の成立の日</p> <p>二 事業年度に係る貸借対照表 事業年度の</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
				末日の翌日 三 臨時計算書類の貸借対照表 臨時決算日の翌日 四 連結貸借対照表 連結会計年度の末日の翌日
	棚卸資産の取得価額	<p>(1) 取得価額</p> <p>棚卸資産の取得価額は、次のとおりとする。</p> <p>① 購入した棚卸資産</p> <p>その資産の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）とその資産を消費し又は販売の用に供するために直接要した費用の額の合計額</p> <p>② 自己の製造等に係る棚卸資産</p> <p>その資産の製造等のために要した原材料費、労務費、及び経費の額とその資産を消費し又は販売の用に供するために直接要した費用の額の合計額</p> <p>③ 上記以外の方法により取得をした棚卸資産</p> <p>その取得の時におけるその資産の取得のために通常要する価額とその資産を消費し</p>	<p>6-2. 棚卸資産については、原則として購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算して取得原価とし、（中略）</p> <p>（棚卸資産の評価に関する会計基準（企業会計基準第 9 号）第 6-2 項）</p>	<p>第五条</p> <p>資産については、この省令又は法以外の法令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿にその取得価額を付さなければならない。</p> <p>2 償却すべき資産については、事業年度の末日（事業年度の末日以外の日において評価すべき場合にあっては、その日。以下この編において同じ。）において、相当の償却をしなければならない。</p> <p>3 次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日において当該各号に定める価格を付すべき場合には、当該各号に定める価格を付さなければならない。</p> <p>一 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産（当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められるものを除く。） 事業年度の末日における時価</p> <p>二 事業年度の末日において予測することが</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
		<p>又は販売の用に供するために直接要した費用の額の合計額</p> <p>(2) 少額の付随費用</p> <p>整理、選別、手入れ等に要した費用の額その他一定の費用の額で少額の付随費用等は、取得価額に算入しないことができる。</p> <p>(指針 26)</p>		<p>できない減損が生じた資産又は減損損失を認識すべき資産 その時の取得原価から相当の減額をした額</p> <p>4~5 略</p> <p>6 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付することができる。</p> <p>一 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より低い資産</p> <p>二 市場価格のある資産（子会社及び関連会社の株式並びに満期保有目的の債券を除く。）</p> <p>三 前二号に掲げる資産のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付することが適当な資産</p>
	<p>棚卸資産の評価基準</p>	<p>(1) 棚卸資産の期末における時価が帳簿価額より下落し、かつ、金額的重要性がある場合には、時価をもって貸借対照表価額とする。</p> <p>なお、次の事実が生じた場合には、その事実を反映させて帳簿価額を切り下げなければならないことに留意する必要がある。</p> <p>① 棚卸資産について、災害により著しく損傷したとき</p> <p>② 著しく陳腐化したとき</p>	<p>(通常の販売目的で保有する棚卸資産の評価基準)</p> <p>7. 通常の販売目的（販売するための製造目的を含む。）で保有する棚卸資産は、取得原価をもって貸借対照表価額とし、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とする。この場合において、取得原価と当該正味売却価額との差額は当期の費用として処理する。</p>	<p>第五条</p> <p>資産については、この省令又は法以外の法令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿にその取得価額を付さなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日において当該各号に定める価格を付すべき場合には、当該各号に定める価格を付さなければならない。</p> <p>一 事業年度の末日における時価がその時の</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
		<p>③ 上記に準ずる特別の事実が生じたとき</p> <p>(2) (1)における時価とは、原則として正味売却価額（売却市場における時価から見積追加製造原価及び見積販売直接経費を控除した金額）をいう。</p> <p>（指針 27）</p>	<p>8. 売却市場において市場価格が観察できないときには、合理的に算定された価額を売価とする。これには、期末前後での販売実績に基づく価額を用いる場合や、契約により決められた一定の売価を用いる場合を含む。</p> <p>9. 営業循環過程から外れた滞留又は処分見込等の棚卸資産について、合理的に算定された価額によることが困難な場合には、正味売却価額まで切り下げの方法に代えて、その状況に応じ、次のような方法により収益性の低下の事実を適切に反映するよう処理する。</p> <p>(1) 帳簿価額を処分見込価額（ゼロ又は備忘価額を含む。）まで切り下げの方法</p> <p>(2) 一定の回転期間を超える場合、規則的に帳簿価額を切り下げの方法</p> <p>10. 製造業における原材料等のように再調達原価の方が把握しやすく、正味売却価額が当該再調達原価に歩調を合わせて動く想定される場合には、継続して適用することを条件として、再調達原価（最終仕入原価を含む。以下同じ。）によることができる。</p>	<p>取得原価より著しく低い資産（当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められるものを除く。） 事業年度の末日における時価</p> <p>二 略</p> <p>4～5 略</p> <p>6 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付することができる。</p> <p>一 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より低い資産</p> <p>二 市場価格のある資産（子会社及び関連会社の株式並びに満期保有目的の債券を除く。）</p> <p>三 前二号に掲げる資産のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付することが適当な資産</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
			<p>11. 企業が複数の売却市場に参加し得る場合には、実際に販売できると見込まれる売価を用いる。また、複数の売却市場が存在し売価が異なる場合であって、棚卸資産をそれぞれの市場向けに区分できないときには、それぞれの市場の販売比率に基づいた加重平均売価等による。</p> <p>（棚卸資産の評価に関する会計基準（企業会計基準第 9 号）第 7 項～第 11 項）</p> <p>（トレーディング目的で保有する棚卸資産の評価基準）</p> <p>15. トレーディング目的で保有する棚卸資産については、市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額（評価差額）は、当期の損益として処理する。</p> <p>16. トレーディング目的で保有する棚卸資産として分類するための留意点や保有目的の変更の処理は、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）における売買目的有価証券に関する取扱いに準じる。</p>	

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
			（棚卸資産の評価に関する会計基準（企業会計基準第 9 号）第 15 項、第 16 項）	
	棚卸資産の評価方法	<p>棚卸資産の評価方法は、個別法、先入先出法、総平均法、移動平均法、売価還元法等、一般に認められる方法による。</p> <p>なお、期間損益の計算上著しい弊害がない場合には、最終仕入原価法を用いることもできる。</p> <p>（指針 28）</p>	<p>（棚卸資産の評価方法）</p> <p>6-2. 棚卸資産については、原則として購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算して取得原価とし、次の評価方法の中から選択した方法を適用して売上原価等の払出原価と期末棚卸資産の価額を算定するものとする。</p> <p>（1） 個別法</p> <p>取得原価の異なる棚卸資産を区別して記録し、その個々の実際原価によって期末棚卸資産の価額を算定する方法</p> <p>個別法は、個別性が強い棚卸資産の評価に適した方法である。</p> <p>（2） 先入先出法</p> <p>最も古く取得されたものから順次払出しが行われ、期末棚卸資産は最も新しく取得されたものからなるとみなして期末棚卸資産の価額を算定する方法</p> <p>（3） 平均原価法</p> <p>取得した棚卸資産の平均原価を算出し、この平均原価によって期末棚卸資産の価額を算定する方法</p>	NA

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
			<p>なお、平均原価は、総平均法又は移動平均法によって算出する。</p> <p>(4) 売価還元法</p> <p>値入率等の類似性に基づく棚卸資産のグループごとの期末の売価合計額に、原価率を乗じて求めた金額を期末棚卸資産の価額とする方法</p> <p>売価還元法は、取扱品種の極めて多い小売業等の業種における棚卸資産の評価に適用される。</p> <p>（棚卸資産の評価に関する会計基準（企業会計基準第 9 号）第 6-2 項）</p>	
	損益計算書上の表示及び注記	<p>(1) 棚卸資産に係る簿価切下額は、次のとおり表示する。</p> <p>① ②、③以外のもの・・・売上原価</p> <p>② 棚卸資産の製造に関連して発生するもの・・・製造原価</p> <p>③ 臨時の事象に起因し、かつ、多額であるもの・・・特別損失</p> <p>(2) 棚卸資産に係る簿価切下額のうち、重要性のあるものについては、注記による方法又は売上原価等の内訳項目として表示することが望ましい。</p> <p>（指針 29）</p>	NA	NA

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
経過勘定等	経過勘定の定義	<p>(1) 前払費用</p> <p>前払費用は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対して支払われた対価をいい、前払利息、前払保険料、前払家賃、前払保証料等が該当する。</p> <p>前払費用は、このような役務提供契約以外の契約等による前払金とは区別しなければならない。</p> <p>(2) 前受収益</p> <p>前受収益は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、いまだ提供していない役務に対して支払を受けた対価をいい、前受利息、前受家賃等が該当する。</p> <p>前受収益は、このような役務提供契約以外の契約等による前受金とは区別しなければならない。</p> <p>(3) 未払費用</p> <p>未払費用は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、既に提供された役務に対していまだその対価の支払が終らないものをいい、未払利息、未払家賃、未払給料、未払社会保険料等が該当する。</p> <p>未払費用は、このような役務提供契約以外</p>	NA	NA

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
		<p>の契約等による未払金とは区別しなければならない。</p> <p>(4) 未収収益</p> <p>未収収益とは、一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、既に提供した役務に対しいまだその対価の支払を受けていないものをいい、未収利息、未収家賃等が該当する。</p> <p>未収収益は、このような役務提供契約以外の契約等による未収金とは区別しなければならない。</p> <p>(指針 30)</p>		
	経過勘定等に係る会計処理	<p>(1) 費用については発生したものを損益計算書に計上し、収益については実現したものを損益計算書に計上しなければならないが、当期の費用及び収益でない前払費用及び前受収益は当期の損益計算書から除去し、当期の費用又は収益とすべき未払費用及び未収収益は当期の損益計算書に計上するための経過勘定項目として貸借対照表に計上する。</p> <p>(2) 前払費用、未収収益、未払費用及び前受収益のうち、重要性の乏しいものについては、経過勘定として処理しないことができる。また、本指針においては、前払費用のう</p>	NA	NA

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）																
		<p>ち当期末においてまだ提供を受けていない            役務に対応する前払費用の額で、支払日から            1 年以内に提供を受ける役務に対応する金額            については、継続適用を条件に費用処理する            ことができる。</p> <p>(3) 立替金、仮払金、仮受金等の項目の            うち、金額の重要なものについては、適正な            項目を付して資産又は負債として計上し、ま            た、当期の費用又は収益とすべき金額につ            いては、適正な項目に計上して費用又は収益            として処理しなければならない。</p> <p>(指針 31)</p>																		
	経過勘定の 貸借対照表 上の表示	<p>経過勘定は、次のように貸借対照表に表示            する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>表示項目</th> <th>表示箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">前払費用</td> <td>前払費用</td> <td>流動資産</td> </tr> <tr> <td>長期前払費用（事業年度 の末日後 1 年を超えて費 用となる部分）</td> <td>投資その他 の資産</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">前受収益</td> <td>前受収益</td> <td>流動負債</td> </tr> <tr> <td>長期前受収益（事業年度 の末日後 1 年を超えて収 益となる部分）</td> <td>固定負債</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td>未払費用</td> <td>流動負債</td> </tr> </tbody> </table>		表示項目	表示箇所	前払費用	前払費用	流動資産	長期前払費用（事業年度 の末日後 1 年を超えて費 用となる部分）	投資その他 の資産	前受収益	前受収益	流動負債	長期前受収益（事業年度 の末日後 1 年を超えて収 益となる部分）	固定負債	未払費用	未払費用	流動負債	NA	<p>第七十四条            1～2 略            3 次の各号に掲げる資産は、当該各号に定め            るものに属するものとする。            一 次に掲げる資産 流動資産            イ～ワ 略            カ 前払費用であって、一年内に費用となる            べきもの            ヨ 未収収益            タ～レ 略            二～五 略            4 略</p>
	表示項目	表示箇所																		
前払費用	前払費用	流動資産																		
	長期前払費用（事業年度 の末日後 1 年を超えて費 用となる部分）	投資その他 の資産																		
前受収益	前受収益	流動負債																		
	長期前受収益（事業年度 の末日後 1 年を超えて収 益となる部分）	固定負債																		
未払費用	未払費用	流動負債																		

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）			企業会計基準	会社計算規則（会社法）
		未収収益	未収収益	流動資産		
		（指針 32）				第七十五条 1 略 2 次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。 一 次に掲げる負債 流動負債 イ～ホ 略 ヘ 未払費用 ト 前受収益 チ～ル 略 二 略
固定資産	固定資産の取得価額	有形固定資産及び無形固定資産の取得価額は、次のとおりとする。 (1) 原則 固定資産の取得価額は、購入代価等に、買入手数料、運送費、引取運賃、据付費、試運転費等の付随費用を加えた金額とする。 (2) 少額の付随費用 付随費用が少額である場合は、取得価額に算入しないことができる。 (3) 少額の減価償却資産 減価償却資産のうち取得価額が少額のものについては、その取得した事業年度において費用処理することができる。			NA	NA

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
		（指針 33）		
	固定資産の減価償却	<p>有形固定資産の減価償却の方法は、定率法、定額法その他の方法に従い、每期継続して適用し、みだりに変更してはならない。なお、減価償却は、固定資産を事業の用に供したときから開始する。</p> <p>減価償却における耐用年数や残存価額は、その資産の性質、用途、使用状況等に応じて合理的に決定しなければならない。ただし、法人税法上の耐用年数を用いて計算した償却限度額を減価償却費として計上することも認められる。</p> <p>算定された減価償却費は、その性質に応じて製品原価又は期間費用として処理する。減価償却計算に適用した耐用年数又は残存価額が、その設定に当たり予測できなかった機能的な原因等により著しく不合理となった場合等には、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づき過年度における減価償却累計額を修正し、その修正額を特別損失に計上する。</p> <p>租税特別措置法による特別償却のうち、一時償却額は、重要性の乏しい場合を除きその他利益剰余金の区分における積立て及び取</p>	NA	<p>第五条</p> <p>1 略</p> <p>2 償却すべき資産については、事業年度の末日（事業年度の末日以外の日において評価すべき場合にあっては、その日。以下この編において同じ。）において、相当の償却をしなければならない。</p> <p>3～6 略</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
		<p>崩しにより繰延税金負債を控除した金額を特別償却準備金として計上する。</p> <p>なお、無形固定資産の減価償却の方法は、定額法その他の方法に従い、每期継続して適用する。</p> <p>（指針 34）</p>		
	圧縮記帳	<p>固定資産の圧縮記帳の会計処理は、原則として、その他利益剰余金の区分における積立て及び取崩しにより圧縮額から繰延税金負債を控除した純額を積立金として計上する。</p> <p>ただし、国庫補助金、工事負担金等で取得した資産については、直接減額方式による圧縮記帳をすることができる。また、交換、収用等及び特定の資産の買換えで交換に準ずると認められるものにより取得した固定資産についても、直接減額方式に準じた処理も認められる。</p> <p>（指針 35）</p>	NA	NA
	有形固定資産及び無形固定資産の減損	<p>固定資産について予測することができない減損が生じたときは、その時の取得原価から相当の減額をしなければならない。</p> <p>減損損失の認識及びその額の算定に当たって、減損会計基準の適用による技術的困難性等を勘案し、本指針では、資産の使用状況</p>	<p>（1. 減損の兆候）</p> <p>資産又は資産グループ（6.（1）における最小の単位をいう。）に減損が生じている可能性を示す事象（以下「減損の兆候」という。）がある場合には、当該資産又は資産グループについて、減損損失を認識するかどうかの判</p>	<p>第五条</p> <p>1～2 略</p> <p>3 次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日において当該各号に定める価格を付すべき場合には、当該各号に定める価格を付さなければならない。</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
		<p>に大幅な変更があった場合に、減損の可能性について検討することとする。</p> <p>具体的には、固定資産としての機能を有していても将来使用の見込みが客観的にないこと又は固定資産の用途を転用したが採算が見込めないことのいずれかに該当し、かつ、時価が著しく下落している場合には減損損失を認識するものとする。なお、資産が相当期間遊休状態にあれば、通常、将来使用の見込みがないことと判断される。</p> <p>（指針 36）</p>	<p>定を行う。減損の兆候としては、例えば、次の事象が考えられる。</p> <p>① 資産又は資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みであること</p> <p>② 資産又は資産グループが使用されている範囲又は方法について、当該資産又は資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたか、あるいは、生ずる見込みであること（注 22）</p> <p>③ 資産又は資産グループが使用されている事業に関連して、経営環境が著しく悪化したか、あるいは、悪化する見込みであること</p> <p>④ 資産又は資産グループの市場価格が著しく下落したこと</p> <p>（2. 減損損失の認識）</p> <p>（1）減損の兆候がある資産又は資産グループについての減損損失を認識するかどうかの判定は、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって行い、資産又は</p>	<p>一 略</p> <p>二 事業年度の末日において予測することができない減損が生じた資産又は減損損失を認識すべき資産 その時の取得原価から相当の減額をした額</p> <p>4～6 略</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
			<p>資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識する。</p> <p>(2) 減損損失を認識するかどうかを判定するために割引前将来キャッシュ・フローを見積る期間は、資産の経済的残存使用年数又は資産グループ中の主要な資産の経済的残存使用年数と 20 年のいずれか短い方とする。<sup>(注 3)</sup></p> <p>(注 4)</p> <p>(3. 減損損失の測定)</p> <p>減損損失を認識すべきであると判定された資産又は資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として当期の損失とする。</p> <p>(注 2) 資産又は資産グループが使用される範囲又は方法について生じる当該資産又は資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化とは、資産又は資産グループが使用されている事業を廃止又は再編成すること、当初の予定よりも著しく早期に資産又は資産グループを処分すること、資産又は資産グループを当初の予定と異なる用途に転用すること、</p>	

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
			<p>資産又は資産グループが遊休状態になったこと等をいう。</p> <p>（注 3）主要な資産とは、資産グループの将来キャッシュ・フロー生成能力にとって最も重要な構成資産をいう。</p> <p>（注 4）資産又は資産グループ中の主要な資産の経済的残存使用年数が 20 年を超える場合には、20 年経過時点の回収可能価額を算定し、20 年目までの割引前将来キャッシュ・フローに加算する。</p> <p>（固定資産の減損に係る会計基準（企業会計審議会）ニ 1～3、（注 2）～（注 4））</p>	
	ソフトウェア	<p>研究開発に該当するソフトウェアの制作費は研究開発費として費用処理する。研究開発に該当しないソフトウェアの制作費は、次のように会計処理する。</p> <p>（1） 社内利用のソフトウェアは、その利用により将来の収益獲得又は費用削減が確実であると認められる場合には、取得に要した費用を無形固定資産として計上する。</p> <p>（2） 市場販売目的のソフトウェアである製品マスターの制作費は、研究開発費に該当する部分を除き、無形固定資産として計上する。</p>	<p>三 研究開発費に係る会計処理 研究開発費は、すべて発生時に費用として処理しなければならない。なお、ソフトウェア制作費のうち、研究開発に該当する部分も研究開発費として費用処理する<sup>（注 2）（注 3）</sup>。</p> <p>四 研究開発費に該当しないソフトウェア制作費に係る会計処理</p> <p>1 受注制作のソフトウェアに係る会計処理 受注制作のソフトウェアの制作費は、請負工事の会計処理に準じて処理する。</p> <p>2 市場販売目的のソフトウェアに係る会計</p>	NA

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
		<p>無形固定資産として計上したソフトウェアは、見込販売数量に基づく償却方法その他合理的な方法により償却する。ただし、法人税法の定める償却方法を採用することもできる。</p> <p>なお、販売・使用見込みがなくなった場合には、未償却残高を費用として一時に償却する必要がある。</p> <p>（指針 37）</p>	<p>処理</p> <p>市場販売目的のソフトウェアである製品マスターの制作費は、研究開発費に該当する部分を除き、資産として計上しなければならない。ただし、製品マスターの機能維持に要した費用は、資産として計上してはならない。</p> <p>3 自社利用のソフトウェアに係る会計処理</p> <p>ソフトウェアを用いて外部へ業務処理等のサービスを提供する契約等が締結されている場合のように、その提供により将来の収益獲得が確実であると認められる場合には、適正な原価を集計した上、当該ソフトウェアの制作費を資産として計上しなければならない。</p> <p>社内利用のソフトウェアについては、完成品を購入した場合のように、その利用により将来の収益獲得又は費用削減が確実であると認められる場合には、当該ソフトウェアの取得に要した費用を資産として計上しなければならない。</p> <p>機械装置等に組み込まれているソフトウェアについては、当該機械装置等に含めて処理する。</p> <p>4 ソフトウェアの計上区分</p> <p>市場販売目的のソフトウェア及び自社利用</p>	

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
			<p>のソフトウェアを資産として計上する場合には、無形固定資産の区分に計上しなければならない<sup>(注4)</sup>。</p> <p>5 ソフトウェアの減価償却方法</p> <p>無形固定資産として計上したソフトウェアの取得原価は、当該ソフトウェアの性格に応じて、見込販売数量に基づく償却方法その他合理的な方法により償却しなければならない。</p> <p>ただし、毎期の償却額は、残存有効期間に基づく均等配分額を下回ってはならない<sup>(注5)</sup>。</p> <p>（注2）研究開発費に係る会計処理について 費用として処理する方法には、一般管理費として処理する方法と当期製造費用として処理する方法がある。</p> <p>（注3）ソフトウェア制作における研究開発費について 市場販売目的のソフトウェアについては、最初に製品化された製品マスターの完成までの費用及び製品マスター又は購入したソフトウェアに対する著しい改良に要した費用が研究開発費に該当する。</p> <p>（注4）制作途中のソフトウェアの計上科目に</p>	

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
			<p>ついて</p> <p>制作途中のソフトウェアの制作費については、無形固定資産の仮勘定として計上することとする。</p> <p>（注5）ソフトウェアの減価償却方法について</p> <p>いずれの減価償却方法による場合にも、每期見込販売数量等の見直しを行い、減少が見込まれる販売数量等に相当する取得原価は、費用又は損失として処理しなければならない。</p> <p>（研究開発費等に係る会計基準（企業会計審議会）三及び四、（注2）～（注5））</p>	
	ゴルフ会員権	<p>（1） ゴルフ会員権の評価</p> <p>ゴルフ会員権は、取得原価で評価する。ただし、ゴルフ会員権の計上額の重要性が高い場合で、以下の要件に該当するときは、減損処理を行う。</p> <p>① 時価があるゴルフ会員権・・・時価が著しく下落したとき</p> <p>② 時価のないゴルフ会員権・・・発行会社の財政状態が著しく悪化したとき</p> <p>（2） 預託保証金方式によるゴルフ会員権を減損する場合の会計処理</p> <p>預託保証金方式によるゴルフ会員権の時</p>	<p>（ゴルフ会員権等の会計処理）</p> <p>135. 施設利用権を化体した株式及び預託保証金であるゴルフ会員権等は、取得価額をもって計上する。それらに時価があるものについて著しい時価の下落が生じた場合、又は時価を有しないものについて当該株式の発行会社の財政状態が著しく悪化した場合には有価証券に準じて減損処理を行う。また、預託保証金の回収可能性に疑義が生じた場合には債権の評価勘定として貸倒引当金を設定する。</p> <p>（金融商品会計に関する実務指針（会計制度委員会報告第14号）第135項）</p>	NA

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
		<p>価が著しく下落したことにより減損処理する場合には、帳簿価額のうち預託保証金を上回る金額について、まず直接評価損を計上し、さらに時価が預託保証金の額を下回る場合には、当該部分を債権の評価勘定として貸倒引当金を設定する。ただし、預託保証金の回収が困難な場合には、貸倒引当金を設定せずにゴルフ会員権から直接控除することができる。</p> <p>（指針 38）</p>		
繰延資産	繰延資産の定義	<p>繰延資産とは、既に代価の支払が完了し又は支払義務が確定し、これに対応する役務の提供を受けたにもかかわらず、その効果が将来にわたって発現するものと期待される費用を資産として繰り延べたものをいう。</p> <p>（指針 39）</p>	<p>（2 繰延資産の会計処理の見直しに関する考え方）</p> <p>（1） 繰延資産の考え方については、企業会計原則注解（注 15）に示されている考え方（すでに代価の支払が完了し又は支払義務が確定し、これに対応する役務の提供を受けたにもかかわらず、その効果が将来にわたって発現するものと期待される費用）を踏襲する。</p> <p>（繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い（実務対応報告第 19 号）2（1））</p>	<p>第七十四条</p> <p>1～2 略</p> <p>3 次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。</p> <p>一～四 略</p> <p>五 繰延資産として計上することが適当であると認められるもの 繰延資産</p> <p>4 略</p>
	繰延資産の範囲	<p>（1） 創立費、開業費、開発費、株式交付費、社債発行費、新株予約権発行費が繰延資産に該当する。</p> <p>① 創立費</p>	<p>（2 繰延資産の会計処理の見直しに関する考え方）</p> <p>（2） （中略）本実務対応報告では、以下の項目を繰延資産として取り扱っている。</p>	NA

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
		<p>発起人に支払う報酬、会社の負担すべき設立費用</p> <p>② 開業費 開業準備のために支出した金額</p> <p>③ 開発費 次の目的のために特別に支出した金額 ア. 新技術又は新経営組織の採用 イ. 資源の開発 ウ. 市場の開拓</p> <p>④ 株式交付費 新株の発行又は自己株式の処分のために支出した費用</p> <p>⑤ 社債発行費 社債の発行のために支出した費用</p> <p>⑥ 新株予約権発行費 新株予約権の発行のために支出した費用 (2) 法人が支出する次に掲げる費用（資産の取得に要した金額及び前払費用を除く。）のうち支出の効果がその支出の日以後 1 年以上に及ぶものは、税法固有の繰延資産に該当する。</p> <p>① 自己が便益を受ける公共的施設又は共同的施設の設置又は改良のために支出する費用</p>	<p>① 株式交付費</p> <p>② 社債発行費等（新株予約権の発行に係る費用を含む。）</p> <p>③ 創立費</p> <p>④ 開業費</p> <p>⑤ 開発費</p> <p>なお、これまで繰延資産とされていた社債発行差金に相当する額については、平成 18 年 8 月 11 日に公表された企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）において会計処理（社債金額から直接控除する方法）を定めており、本実務対応報告では、経過措置に関する事項を除き、取り扱わない。 （繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い（実務対応報告第 19 号）2（2））</p> <p>研究開発費は、すべて発生時に費用として処理しなければならない。</p> <p>なお、ソフトウェア制作費のうち、研究開発に該当する部分も研究開発費として費用処理する<sup>（注 2）</sup> <sup>（注 3）</sup>。</p> <p>（注 2）研究開発費に係る会計処理について</p>	

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
		<p>② 資産を賃借し又は使用するために支出する権利金、立退料その他の費用</p> <p>③ 役務の提供を受けるために支出する権利金その他の費用</p> <p>④ 製品等の広告宣伝の用に供する資産を贈与したことにより生ずる費用</p> <p>⑤ ①から④までに掲げる費用のほか、自己が便益を受けるために支出する費用</p> <p>（3） 新製品の試験的製作又は新技術の研究等のために特別に支出した金額、新技術の採用のうち研究開発目的のために導入する技術、特許等に係る技術導入費及び特許権使用に関する頭金等については、その発生時に費用処理することに留意する。</p> <p>（指針 40）</p>	<p>費用として処理する方法には、一般管理費として処理する方法と当期製造費用として処理する方法がある。</p> <p>（注 3）ソフトウェア制作における研究開発費について</p> <p>市場販売目的のソフトウェアについては、最初に製品化された製品マスターの完成までの費用及び製品マスター又は購入したソフトウェアに対する著しい改良に要した費用が研究開発費に該当する。</p> <p>（研究開発費等に係る会計基準（企業会計審議会）三、（注 2）、（注 3））</p>	
	償却額・償却期間	<p>繰延資産として資産に計上したものについては、その支出又は発生の効果が発現するものと期待される期限内に原則として月割計算により相当の償却をしなければならない。償却期間は、創立費は会社成立後、開業費は開業後、開発費はその支出後、それぞれ 5 年内、株式交付費及び新株予約権発行費は発行後 3 年内、社債発行費は社債償還期間とする。</p>	<p>（2 繰延資産の会計処理の見直しに関する考え方）</p> <p>（3） これまでの繰延資産の会計処理、特に繰延資産の償却期間については、それを変更すべき合理的な理由がない限り、これまでの取扱いを踏襲する。</p> <p>（繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い（（実務対応報告第 19 号）2（3））</p>	<p>第五条</p> <p>1 略</p> <p>2 償却すべき資産については、事業年度の末日（事業年度の末日以外の日において評価すべき場合にあっては、その日。以下この編において同じ。）において、相当の償却をしなければならない。</p> <p>3～6 略</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
		<p>なお、税法固有の繰延資産については、法人税法上、償却限度額の規定があることに留意する必要がある。また、金額が少額のもの、発生時において費用処理する。</p> <p>（指針 41）</p>		
	一時償却	<p>（1） 繰延資産について支出の効果が期待されなくなった場合には、一時に償却しなければならない。</p> <p>（2） 本指針においては、次の場合には、一時に償却しなければならないものとして取り扱う。</p> <p>① 他者の有する固定資産を利用するために支出した費用で資産として繰り延べたものについて、次の事実が生じた場合</p> <p>ア. 当該固定資産が災害により著しく損傷したこと</p> <p>イ. 当該固定資産が1年以上にわたり遊休状態にあること</p> <p>ウ. 当該固定資産がその本来の用途に使用することができないため、他の用途に使用されたこと</p> <p>エ. 当該固定資産の所在する場所の状況が著しく変化したこと</p> <p>② 上記に準ずる特別の事実が生じた場合</p>	<p>（3 会計処理）</p> <p>（6） 支出の効果が期待されなくなった繰延資産の会計処理</p> <p>支出の効果が期待されなくなった繰延資産は、その未償却残高を一時に償却しなければならない。</p> <p>（繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い（実務対応報告第 19 号）3（6））</p>	NA

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
	表示	<p>（指針 42）</p> <p>費用として処理しなかった繰延資産の未償却残高及び繰延資産の償却額の表示は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 貸借対照表に繰延資産の部を設け、項目を示して表示する。この場合において、各繰延資産に対する償却累計額は、その各繰延資産の金額から直接控除し、その控除残高を各繰延資産の金額として表示する。税法固有の繰延資産は、「投資その他の資産」に長期前払費用等の適当な項目を付して表示する。</p> <p>（2） 損益計算書において、繰延資産の償却額が営業収益との対応関係がある場合には販売費及び一般管理費に、対応関係がない場合には営業外費用に表示する。</p> <p>（3） 繰延資産の一時償却額は、原則として特別損失に表示する。</p> <p>（指針 43）</p>	NA	<p>第八十四条</p> <p>各繰延資産に対する償却累計額は、当該各繰延資産の金額から直接控除し、その控除残高を各繰延資産の金額として表示しなければならない。</p>
金銭債務	金銭債務の定義	<p>金銭債務とは、金銭の支払を目的とする債務をいい、支払手形、買掛金、借入金、社債（私募債を含む。）等を含む。なお、金銭債務は、網羅的に計上する。</p> <p>（指針 44）</p>	<p>5. 金融負債とは、支払手形、買掛金、借入金及び社債等の金銭債務並びにデリバティブ取引により生じる正味の債務等をいう。</p> <p>（金融商品に関する会計基準（企業会計基準第 10 号）第 5 項）</p>	NA

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
	貸借対照表 価額	<p>(1) 支払手形、買掛金、借入金その他の債務には、債務額を付さなければならない。</p> <p>(2) 払込みを受けた金額が債務額と異なる社債は、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とする。償却原価法とは、金融負債を債務額と異なる金額で計上した場合において、当該差額に相当する金額を償還期に至るまで每期一定の方法で取得価額に加減する方法をいう。</p> <p>(指針 45)</p>	<p>(4. デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務)</p> <p>25. デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は、原則として、当期の損益として処理する。</p> <p>(5. 金銭債務)</p> <p>26. 支払手形、買掛金、借入金、社債その他の債務は、債務額をもって貸借対照表価額とする。ただし、社債を社債金額よりも低い価額又は高い価額で発行した場合など、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価法<sup>(注5)</sup>に基づいて算定された価額をもって、貸借対照表価額としなければならない。</p> <p>(注5) 償却原価法について</p> <p>償却原価法とは、金融資産又は金融負債を債権額又は債務額と異なる金額で計上した場合において、当該差額に相当する金額を弁済期又は償還期に至るまで每期一定の方法で取得価額に加減する方法をいう。なお、この場合、当該加減額を受取利息又は支払利息に含めて処理する。</p>	<p>第六条</p> <p>負債については、この省令又は法以外の法令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿に債務額を付さなければならない。</p> <p>2 略</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
			金融商品に関する会計基準（企業会計基準第 10 号）第 25 項、第 26 項、（注 5））	
	貸借対照表上の表示	<p>(1) 営業上の債務 買掛金、支払手形その他営業取引によって生じた金銭債務は、流動負債の部に表示する。</p> <p>(2) 営業上の債務以外の債務 借入金その他（1）の金銭債務以外の金銭債務で、事業年度の末日の翌日から起算して 1 年以内に支払又は返済されると認められるものは、流動負債の部に表示する。</p> <p>(3) 関係会社に対する金銭債務 関係会社に対する金銭債務は、次のいずれかの方法により表示する。</p> <p>① その金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債務と区分して表示する。</p> <p>② その金銭債務が属する項目ごとに、又は 2 以上の項目について一括して、注記する。</p> <p>(4) その他の債務 上記（1）及び（2）以外の金銭債務は、固定負債の部に表示する。</p> <p>（指針 46）</p>	NA	<p>第七十五条</p> <p>1 略</p> <p>2 次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。</p> <p>一 次に掲げる負債 流動負債</p> <p>イ 支払手形（通常の取引に基づいて発生した手形債務をいう。）</p> <p>ロ 買掛金（通常の取引に基づいて発生した事業上の未払金をいう。）</p> <p>ハ 前受金（受注工事、受注品等に対する前受金をいう。）</p> <p>ニ 略</p> <p>ホ 通常の取引に関連して発生する未払金又は預り金で一般の取引慣行として発生後短期間に支払われるものリ ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、一年内に期限が到来するもの</p> <p>ヘ～ヌ 略</p> <p>ル その他の負債であって、一年内に支払われ、又は返済されると認められるもの</p> <p>二 次に掲げる負債 固定負債</p> <p>イ 社債</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
				<p>ロ 長期借入金</p> <p>ハ 略</p> <p>ニ 次に掲げる繰延税金負債</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であって、一年内に取り崩されると認められないもの</p> <p>ホ 略</p> <p>ヘ ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、前号りに掲げるもの以外のもの</p> <p>ト 略</p> <p>チ その他の負債であって、流動負債に属しないもの</p> <p>第百三条</p> <p>貸借対照表等に関する注記は、次に掲げる事項（連結注記表にあつては、第六号から第九号までに掲げる事項を除く。）とする。</p> <p>一～五 略</p> <p>六 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対す</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
				<p>る金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は二以上の項目について一括した金額</p> <p>七 略</p> <p>八 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額</p> <p>九 略</p>
	デリバティブ	<p>デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は、当期の損益として処理する。</p> <p>ただし、金融機関から融資と組み合わせて金利スワップ契約を締結した場合において、借入金の金額と金利スワップの元本が同額である等の一定の要件を満たしているときは、時価評価を行う必要がないことに留意する。</p> <p>（指針 47）</p>	<p>（1. ヘッジ会計の意義）</p> <p>29. ヘッジ会計とは、ヘッジ取引のうち一定の要件を充たすもの<sup>（注11）</sup>について、ヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益を同一の会計期間に認識し、ヘッジの効果を経済的に反映させるための特殊な会計処理をいう。</p> <p>（2. ヘッジ対象）</p> <p>30. ヘッジ会計が適用されるヘッジ対象は、相場変動等による損失の可能性のある資産又は負債で、当該資産又は負債に係る相場変動等が評価に反映されていないもの、相場変動等が評価に反映されているが評価差額が損益として処理されないもの若しくは当該資産又は負債に係るキャッシュ・フローが固定され</p>	NA

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
			<p>その変動が回避されるものである。なお、ヘッジ対象には、予定取引（注12）により発生が見込まれる資産又は負債も含まれる。</p> <p>（3. ヘッジ会計の要件）</p> <p>31. ヘッジ取引にヘッジ会計が適用されるのは、次の要件がすべて満たされた場合とする。</p> <p>（1）ヘッジ取引時において、ヘッジ取引が企業のリスク管理方針に従ったものであることが、次のいずれかによって客観的に認められること</p> <p>① 当該取引が企業のリスク管理方針に従ったものであることが、文書により確認できること</p> <p>② 企業のリスク管理方針に関して明確な内部規定及び内部統制組織が存在し、当該取引がこれに従って処理されることが期待されること</p> <p>（2）ヘッジ取引時以降において、ヘッジ対象とヘッジ手段の損益が高い程度で相殺される状態又はヘッジ対象のキャッシュ・フローが固定されその変動が回避される状態が引き続き認められることによって、ヘッジ手段の効果が定期的に確認されていること</p>	

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
			<p>(4. ヘッジ会計の方法)</p> <p>( (1) ヘッジ取引に係る損益認識時点)</p> <p>32. ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法による。</p> <p>ただし、ヘッジ対象である資産又は負債に係る相場変動等を損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識することもできる。</p> <p>なお、純資産の部に計上されるヘッジ手段に係る損益又は評価差額については、税効果会計を適用しなければならない。</p> <p>( (2) ヘッジ会計の要件が充たされなくなったときの会計処理)</p> <p>33. ヘッジ会計の要件が充たされなくなったときには、ヘッジ会計の要件が充たされていた間のヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで引き続き繰り延べる。</p> <p>ただし、繰り延べられたヘッジ手段に係る損益又は評価差額について、ヘッジ対象に係</p>	

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
			<p>る含み益が減少することによりヘッジ会計の終了時点で重要な損失が生じるおそれがあるときは、当該損失部分を見積り、当期の損失として処理しなければならない。</p> <p>（（3）ヘッジ会計の終了）</p> <p>34. ヘッジ会計は、ヘッジ対象が消滅したときに終了し、繰り延べられているヘッジ手段に係る損益又は評価差額は当期の損益として処理しなければならない。また、ヘッジ対象である予定取引が実行されないことが明らかになったときにおいても同様に処理する。</p> <p>（注11）ヘッジ取引について</p> <p>ヘッジ取引についてヘッジ会計が適用されるためには、ヘッジ対象が相場変動等による損失の可能性にさらされており、ヘッジ対象とヘッジ手段とのそれぞれに生じる損益が互いに相殺されるか又はヘッジ手段によりヘッジ対象のキャッシュ・フローが固定されその変動が回避される関係にならなければならない。なお、ヘッジ対象が複数の資産又は負債から構成されている場合は、個々の資産又は負債が共通の相場変動等による損失の可能性</p>	

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
			<p>にさらされており、かつ、その相場変動等に対して同様に反応することが予想されるものでなければならない。</p> <p>（注 12） 予定取引について</p> <p>予定取引とは、未履行の確定契約に係る取引及び契約は成立していないが、取引予定時期、取引予定物件、取引予定量、取引予定価格等の主要な取引条件が合理的に予測可能であり、かつ、それが実行される可能性が極めて高い取引をいう。</p> <p>（金融商品に関する会計基準（企業会計基準第 10 号）第 29 項～第 34 項、（注 11）、（注 12））</p>	
引当金	引当金の設定要件	<p>（1） 次のすべての要件に該当するものは、引当金として計上しなければならない。</p> <p>① 将来の特定の費用又は損失であること</p> <p>② 発生が当期以前の事象に起因していること</p> <p>③ 発生の可能性が高いこと</p> <p>④ 金額を合理的に見積ることができること</p> <p>（2） 引当金のうち、当期の負担に属する部分の金額を当期の費用又は損失として計上しなければならない。</p>	NA	NA

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）														
		(指針 48)																
	引当金の区分	<p>(1) 賞与引当金等の法的債務（条件付債務）である引当金は、負債として計上しなければならない。</p> <p>(2) 修繕引当金等のように、法的債務ではないが、将来の支出に備えるための引当金については、金額に重要性の高いものがあれば、負債として計上することが必要である。</p> <p>(3) 引当金についての、会計及び税法の関係は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>分類</th> <th>種類</th> <th>税法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">評価性 引当金</td> <td>貸倒引当金</td> <td>損金算 入限度</td> </tr> <tr> <td>返品調整引当金</td> <td>額あり</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">会計上の引当金</td> <td rowspan="2">負債性 引当金</td> <td>賞与引当金、退職給 付引当金、製品保証 引当金、売上割戻引 当金、工事補償引当 金、修繕引当金、特 別修繕引当金、債務 保証損失引当金、損 害補償損失引当金、 役員賞与引当金、工 事損失引当金等</td> <td>損金不 算入</td> </tr> </tbody> </table>		分類	種類	税法		評価性 引当金	貸倒引当金	損金算 入限度	返品調整引当金	額あり	会計上の引当金	負債性 引当金	賞与引当金、退職給 付引当金、製品保証 引当金、売上割戻引 当金、工事補償引当 金、修繕引当金、特 別修繕引当金、債務 保証損失引当金、損 害補償損失引当金、 役員賞与引当金、工 事損失引当金等	損金不 算入	NA	NA
	分類	種類	税法															
	評価性 引当金	貸倒引当金	損金算 入限度															
		返品調整引当金	額あり															
会計上の引当金	負債性 引当金	賞与引当金、退職給 付引当金、製品保証 引当金、売上割戻引 当金、工事補償引当 金、修繕引当金、特 別修繕引当金、債務 保証損失引当金、損 害補償損失引当金、 役員賞与引当金、工 事損失引当金等	損金不 算入															

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
		（指針 49）		
	表示	<p>（1） 引当金は、その計上の目的を示す適当な名称を付して記載しなければならない。</p> <p>（2） 引当金の繰入額は、その引当金の目的等に応じて、損益計算書において、売上高の控除項目、製造原価、販売費及び一般管理費又は営業外費用として、その内容を示す適当な項目に計上する。</p> <p>（指針 50）</p>	NA	<p>第六条</p> <p>1 略</p> <p>2 次に掲げる負債については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付することができる。</p> <p>一 次に掲げるもののほか将来の費用又は損失（収益の控除を含む。以下この号において同じ。）の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該事業年度の負担に属する金額を費用又は損失として繰り入れることにより計上すべき引当金（株主等に対して役務を提供する場合において計上すべき引当金を含む。）</p> <p>イ 退職給付引当金（使用人が退職した後に当該使用人に退職一時金、退職年金その他これらに類する財産の支給をする場合における事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいう。）</p> <p>ロ 返品調整引当金（常時、販売するたな卸資産につき、当該販売の際の価額による買戻しに係る特約を結んでいる場合における事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいう。）</p> <p>二 払込みを受けた金額が債務額と異なる社</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
				債 三 前二号に掲げる負債のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことが適当な負債  第七十五条 負債の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適当な項目に細分しなければならない。 一 流動負債 二 固定負債 2 次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。 一 次に掲げる負債 流動負債 イ～ハ 略 二 引当金（資産に係る引当金及び一年内に使用されないと認められるものを除く。） ホ～ヌ 略 ル その他の負債であって、一年内に支払われ、又は返済されると認められるもの 二 次に掲げる負債 固定負債 イ～ロ 略 ハ 引当金（資産に係る引当金及び前号二に掲げる引当金を除く。）

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
				<p>二～ト 略</p> <p>チ その他の負債であって、流動負債に属しないもの</p> <p>第百一条</p> <p>重要な会計方針に係る事項に関する注記は、計算書類の作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他計算書類作成のための基本となる事項（次項において「会計方針」という。）であって、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。</p> <p>一～二 略</p> <p>三 引当金の計上基準</p> <p>四 略</p> <p>五 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項</p> <p>2 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）も重要な会計方針に関する注記とする。</p> <p>一 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容</p> <p>二 表示方法を変更したときは、その内容</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
	賞与引当金の計上額	<p>(1) 従業員に対する賞与</p> <p>翌期に従業員に対して支給する賞与の見積額のうち、当期の負担に属する部分の金額は、賞与引当金として計上しなければならない。</p> <p>なお、本指針においては、賞与について支給対象期間の定めのある場合、又は支給対象期間の定めのない場合であっても慣行として賞与の支給月が決まっているときは、次の平成 10 年度改正前法人税法に規定した支給対象期間基準の算式により算定した金額が合理的である限り、この金額を引当金の額とすることができる。</p> <p>（参考：平成 10 年度改正前法人税法）</p> $\text{繰入額} = (\text{前 1 年間の 1 人当たりの使用人等に対する賞与支給額} \times \text{当期の月数} \div 12 - \text{当期において期末在職使用人等に支給した賞与の額で当期に対応するものの 1 人当たりの賞与支給額}) \times \text{期末の在職使用人等の数}$ <p>(2) 役員に対する賞与</p> <p>役員賞与は発生した会計期間の費用として処理する。また、当期の職務に係る役員賞与の支給を翌期に開催される株主総会において決議する場合には、その決議事項とする</p>	<p>（会計処理）</p> <p>3. 役員賞与は、発生した会計期間の費用として処理する。</p> <p>（会計上の考え方）</p> <p>13. 当事業年度の職務に係る役員賞与を期末後に開催される株主総会の決議事項とする場合には、当該支給は株主総会の決議が前提となるので、当該決議事項とする額又はその見込額（当事業年度の職務に係る額に限るものとする。）を、原則として、引当金に計上する。</p> <p>なお、子会社が支給する役員賞与のように、株主総会の決議はなされていないが、実質的に確定債務と認められる場合には、未払役員報酬等の適当な科目をもって計上することができる。</p> <p>（役員賞与に関する会計基準（企業会計基準第 4 号）第 3 項、第 13 項）</p>	<p>第六条</p> <p>1 略</p> <p>2 次に掲げる負債については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付することができる。</p> <p>一 次に掲げるもののほか将来の費用又は損失（収益の控除を含む。以下この号において同じ。）の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該事業年度の負担に属する金額を費用又は損失として繰り入れることにより計上すべき引当金（株主等に対して役務を提供する場合において計上すべき引当金を含む。）</p> <p>イ～ロ 略</p> <p>二 略</p> <p>三 前二号に掲げる負債のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付することが適当な負債</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
		額又はその見込額を、原則として、引当金に計上する。 （指針 51）		
退職給付債務/退職給付引当金	退職給付制度	就業規則等の定めに基づく退職一時金、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金の退職給付制度を採用している会社にあつては、従業員との関係で法的債務を負っていることになるため、引当金の計上が必要となる。 （指針 52）	（三 基本的考え方） 1 退職給付とは、一定の期間にわたり労働を提供したこと等の事由に基づいて、退職以後に従業員に支給される給付をいい、退職一時金及び退職年金等がその典型である。個別意見書においては、退職給付のうち企業が直接給付を行う形態に関する会計基準は明らかにされているが、企業年金制度が我が国に導入されて間もなかったことから、企業年金制度に基づく退職給付の会計処理については明確な基準が示されなかった。その後、我が国企業においては、企業が直接給付を行う退職給付の一部を企業年金制度による給付に移行し両者を併用するケースが多くなったが、直接給付する部分については退職給与引当金による処理が行われる一方、企業年金制度については拠出金を支払時の費用として処理する実務が行われており、退職給付に関しての会計処理が区々となっている。しかし、退職給付の支給方法（一時金支給、年金支給）や退職給付の積立方法（内部引当、外部積立）が異なる。	NA

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
			<p>っているとしても、いずれも退職給付であることに違いはない。このような観点から、当審議会では企業年金制度を含め退職給付について包括的に検討を行った。</p> <p>（退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書（企業会計審議会）三 1）</p>	
	<p>確定給付型 退職給付債務の会計処理—原則法</p>	<p>退職時に見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに発生していると認められる額を一定の割引率及び予想残存勤務期間に基づいて割引計算した退職給付債務に、未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債（退職給付引当金）として計上する。</p> <p>（指針 53）</p>	<p>（1 負債の計上額）</p> <p>退職給付債務に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する。</p> <p>ただし、年金資産については、その額が企業年金制度に係る退職給付債務に当該企業年金制度に係る未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超える場合には、当該超過額を退職給付債務から控除することはできないものとし、前払年金費用として処理するものとする（注1）。</p> <p>（注1）年金資産が企業年金制度に係る退職給付債務を超える場合の処理について</p> <p>1 略</p> <p>2 複数の退職給付制度を採用している場合において、1の企業年金制度に係る年金資産が</p>	<p>第六条</p> <p>1 略</p> <p>2 次に掲げる負債については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付することができる。</p> <p>一 次に掲げるもののほか将来の費用又は損失（収益の控除を含む。以下この号において同じ。）の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該事業年度の負担に属する金額を費用又は損失として繰り入れることにより計上すべき引当金（株主等に対して役務を提供する場合において計上すべき引当金を含む。）</p> <p>イ 退職給付引当金（使用人が退職した後に当該使用人に退職一時金、退職年金その他これらに類する財産の支給をする場合における事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいう。）</p> <p>ロ 略</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
			<p>当該企業年金制度に係る退職給付債務を超えるときは、当該年金資産の超過額を他の退職給付制度に係る退職給付債務から控除してはならない。</p> <p>（退職給付に係る会計基準（企業会計審議会）二 1、（注 1））</p>	二～三 略
	<p>確定給付型退職給付債務の計算方法－簡便的方法</p>	<p>退職一時金制度の場合、退職給付に係る期末自己都合要支給額をもって退職給付債務とすることは、会社が自ら計算することができる方法である。</p> <p>確定給付型の企業年金制度であっても、通常、支給実績として従業員が退職時に一時金を選択することが多い。この場合には、退職一時金制度と同様に退職給付債務を計算することができる。</p> <p>（指針 54）</p>	<p>36. 小規模企業等において簡便法を適用する場合、下記の方法のうち、各事業主の実態から合理的と判断される方法を選択し、いったん選択した方法は、原則法に変更する場合又はより合理的と判断される方法に変更する場合を除き、継続して適用する。</p> <p>&lt;退職一時金制度&gt;</p> <p>① 退職給付会計基準の適用初年度の期首における退職給付債務の額を原則法に基づき計算し、当該退職給付債務の額と自己都合要支給額との比（比較指数）を求め、期末時点の自己都合要支給額に比較指数を乗じた金額を退職給付債務とする方法（翌年度以後においては基礎率等に重要な変動がある場合は、比較指数を再計算する。）</p> <p>なお、原則法により計算された親会社の比較指数を用いることに合理性があると判断される場合には、親会社の比較指数を自社の期</p>	NA

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
			<p>末自己都合要支給額に乗じた金額を退職給付債務とする方法も適用することができる。</p> <p>② 退職給付に係る期末自己都合要支給額に、資料 5-1 及び資料 5-2 に示されている平均残存勤務期間に対応する割引率及び昇給率の各係数を乗じた額を退職給付債務とする方法</p> <p>③ 退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法</p> <p>&lt;企業年金制度&gt;</p> <p>④ 退職給付会計基準の適用初年度の期首における退職給付債務の額を原則法に基づき計算し、当該退職給付債務の額と年金財政計算上の責任準備金との比（比較指数）を求め、直近の年金財政計算における責任準備金の額に比較指数を乗じた金額を退職給付債務とする方法（翌年度以後においては基礎率等に重要な変動がある場合は、比較指数を再計算する。）</p> <p>なお、原則法により計算された親会社の比較指数を用いることに合理性があると判断される場合には、親会社の比較指数を自社の直近の年金財政計算における責任準備金の額に乗じた金額を退職給付債務とする方法も適用</p>	

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
			<p>することができる。</p> <p>⑤ 在籍する従業員については上記②又は③の方法により計算した金額を退職給付債務とし、年金受給者及び待期者については直近の年金財政計算上の責任準備金の額を退職給付債務とする方法</p> <p>⑥ 直近の年金財政計算上の責任準備金をもって退職給付債務とする方法</p> <p>37. 退職一時金制度の一部を適格退職年金制度等に移行している事業主においては、次のいずれかの方法による。</p> <p>① 退職一時金制度の未移行部分に係る退職給付債務と企業年金制度に移行した部分に係る退職給付債務を、前項の方法によりそれぞれ計算する方法</p> <p>② 在籍する従業員については企業年金制度に移行した部分も含めた退職給付制度全体としての自己都合要支給額を基に計算した額を退職給付債務とし、年金受給者及び待期者については年金財政計算上の責任準備金の額をもって退職給付債務とする方法</p> <p>（資料 5-1）昇給率の係数 略</p>	

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
			（資料 5-2）割引率の係数 略 （退職給付会計に関する実務指針（中間報告） （会計制度委員会報告第 13 号）第 36 項、37 項、（資料 5-1）、（資料 5-2））	
	中小企業退職金共済制度等の会計処理	中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出年金制度のように拠出以後に追加的な負担が生じない外部拠出型の制度については、当該制度に基づく要拠出額である掛金をもって費用処理する。ただし、退職一時金制度等の確定給付型と併用している場合には、それぞれ会計処理する必要がある。なお、退職一時金の一部を中小企業退職金共済制度等から支給する制度の場合には、期末自己都合要支給額から同制度より給付される額を除いた金額によることとなる。 （指針 55）	NA	NA
	退職金規程がなく、退職金等の支払に関する合意も存在しない場合	退職金規程がなくかつ退職金等の支払に関する合意も存在しない場合には、退職給付債務の計上は原則として不要である。 ただし、退職金の支給実績があり、将来においても支給する見込みが高く、かつ、その金額が合理的に見積ることができる場合には、重要性がない場合を除き、引当金を計上する必要がある。	NA	NA

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
		<p>（指針 56）</p>		
	<p>特則</p>	<p>退職給付引当金を計上していない場合、一時に処理することは、財政状態及び経営成績に大きな影響を与える可能性が高い。そのため、本指針適用に伴い新たな会計処理の採用により生じる影響額（適用時差異）は、通常の会計処理とは区分して、本指針適用後、10年以内の一定の年数又は従業員の平均残存勤務年数のいずれか短い年数にわたり定額法により費用処理することができる。この場合には未償却の適用時差異の金額を注記する。</p> <p>（指針 57）</p>	<p>42. 会計基準変更時差異とは、退職給付会計基準の適用初年度の期首における、「退職給付会計基準による未積立退職給付債務」の金額と「従来の会計基準により計上された退職給与引当金等」の金額との差額である。この場合における「退職給付会計基準による未積立退職給付債務」とは退職給付債務から年金資産の公正な評価額を控除した額を意味し、「従来の会計基準により計上された退職給与引当金等」とは、退職一時金及び年金制度に関する従来の会計処理の結果として適用初年度の前年度末において事業主の貸借対照表に計上されている残高をいう。したがって、会計基準変更時差異は、「退職給付会計基準による未積立退職給付債務」と「従来の会計基準による退職給与引当金等」との差額であり、今後費用処理又は費用の減額処理をしなければならない金額を意味する。</p> <p>会計基準変更時差異は適用初年度の期首で算定する。</p> <p>従来の会計基準による会計処理の結果、適用初年度の前年度末において事業主の貸借対照表に計上されている退職給与引当金等の残</p>	<p>NA</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
			<p>高には、退職給与引当金のほかに以下の項目が含まれる。</p> <p>① 企業年金制度の過去勤務債務等を費用認識した結果の未払金等</p> <p>② 企業年金制度の年金掛金を前払したことによる未経過残高</p> <p>43. 会計基準変更時差異は、15 年以内の一定の年数にわたり定額法により費用処理する。これは会計基準変更時差異を一時に費用処理すると、企業の経営成績に大きな影響を与えかねないための配慮である。なお、一定の年数にわたる費用処理には、適用初年度に一括して費用処理する方法も含まれる。</p> <p>（退職給付会計に関する実務指針（中間報告）（会計制度委員会報告第 13 号）第 42 項、43 項）</p>	
税金費用/税金債務	法人税、住民税及び事業税	<p>当期の利益に関連する金額を課税標準として課される法人税、住民税及び事業税は、発生基準により当期で負担すべき金額に相当する金額を損益計算書において、「税引前当期純利益（損失）」の次に「法人税、住民税及び事業税」として計上する。また、事業年度の末日時点における未納付の税額は、そ</p>	<p>2（1）法人税、住民税及び事業税</p> <p>当該事業年度の法人税、住民税及び利益に関連する金額を課税標準として課される事業税は、「法人税、住民税及び事業税」として損益計算書の税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額の次に記載する。</p> <p>法人税、住民税及び事業税（利益に関連す</p>	<p>第九十三条</p> <p>次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した項目をもって、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額（連結損益計算書にあっては、税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額）の次に表示しなければならない。ただし、第三号</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
		<p>の金額に相当する額を「未払法人税等」として貸借対照表の流動負債に計上し、還付を受けるべき税額は、その金額に相当する額を「未収還付法人税等」として貸借対照表の流動資産に計上する。</p> <p>なお、更正、決定等により追徴税額及び還付税額が生じた場合で、その金額に重要性がある場合には、「法人税、住民税及び事業税」の次に、その内容を示す適当な名称で計上しなければならない。</p> <p>（指針 58）</p>	<p>る金額を課税標準として課される事業税以外の事業税を含む。）の未納付額は、「未払法人税等」として貸借対照表の流動負債の部に記載する。</p> <p>①～④ 略</p> <p>（諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い（監査・保証実務委員会報告第 63 号）2（1））</p>	<p>から第五号までに掲げる項目は、連結損益計算書に限る。</p> <p>一 当該事業年度（連結損益計算書にあっては、連結会計年度）に係る法人税等</p> <p>二 法人税等調整額（税効果会計の適用により計上される前号に掲げる法人税等の調整額をいう。）</p> <p>三 税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失として表示した額に第一号及び前号に掲げる額を加減して得た額</p> <p>四 税金等調整前当期純利益として表示した額があるときは、当該額のうち少数株主持分に属するもの</p> <p>五 税金等調整前当期純損失として表示した額があるときは、当該額のうち少数株主持分に属するもの</p> <p>2 法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、前項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した項目をもって表示するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合は、同号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。</p>
	源泉所得税	受取配当や利子に関する源泉所得税のう	2（1）①受取利子・配当等に課される源泉所	NA

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
	等の会計処理	<p>ち、法人税法及び地方税法上の税額控除の適用を受ける金額については、損益計算書上、「法人税、住民税及び事業税」に含めて計上する。</p> <p>（指針 59）</p>	<p>得税</p> <p>受取利息・配当等に課される源泉所得税のうち、法人税法及び地方税法上の税額控除の適用を受ける金額は、損益計算書上、「法人税、住民税及び事業税」に含めて処理する。法人税法及び地方税法上の税額控除の適用を受けられない金額は、営業外費用として処理する。ただし、その金額の重要性が乏しいと認められる場合には、税額控除の適用を受ける金額と同様に処理することができる。</p> <p>（諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い（監査・保証実務委員会報告第 63 号）2（1）①）</p>	
	消費税等の会計処理	<p>消費税等（地方消費税を含む。）については、原則として税抜方式を適用し、事業年度の末日における未払消費税等（未収消費税等）は、未払金（未収入金）に計上する。ただし、その金額の重要性が高い場合には、未払消費税等（未収消費税等）として別に表示する。</p> <p>（指針 60）</p>	<p>（第 2 会計処理の基本的考え方）</p> <p>消費税は、付加価値に課税するものであり、原則として、資産の譲渡等の都度その対価の額につき課税を行うこととし、その前段階に課された税額を控除又は還付して調整することとされている。このように仕入れ等に係る消費税（以下「仕入税」という。）は、一種の仮払金ないし売上等に係る消費税（以下「販売税」という。）から控除される一種の通過支出であり、各段階の納税義務者である企業においては、消費税の会計処理が損益計算に</p>	NA

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
			<p>影響を及ぼさない方式（税抜方式）を採用することが適当である。</p> <p>ただし、非課税取引が主要な部分を占める企業等当該企業が消費税の負担者となると認められる場合、簡易課税制度を採用した場合、その他企業の業種業態等から判断して合理性がある場合には、それに対応する会計処理方式（税込方式）を採用することができる。（略）</p> <p>（消費税の会計処理について（中間報告）（日本公認会計士協会）第 2）</p>	
税効果会計	税効果会計	<p>（1） 税効果会計は、一時差異がある場合、利益を課税標準とする法人税等の額を適切に期間配分することにより、税引前当期純利益と法人税等を合理的に対応させることを目的とする手続である。</p> <p>（2） 一時差異には、未払事業税、賞与引当金、損金不算入の減損損失等一時差異が解消する期の課税所得を減額する効果を持つ将来減算一時差異と、その他利益剰余金において処理される圧縮記帳や純資産の部に直接計上されるその他有価証券評価差額金（評価差益）等一時差異が解消する期の課税所得を増額する効果を持つ将来加算一時差異とがある。</p>	<p>第一 税効果会計の目的税効果会計は、企業会計上の資産又は負債の額と課税所得計算上の資産又は負債の額に相違がある場合において、法人税その他利益に関連する金額を課税標準とする税金（以下「法人税等」という。）の額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益と法人税等を合理的に対応させることを目的とする手続である</p> <p>第二 税効果会計に係る会計基準</p> <p>一 一時差異等の認識</p> <p>1. 法人税等については、一時差異に係る税金の額を適切な会計期間に配分し、計上しなけ</p>	NA

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
		<p>(3) 将来減算一時差異に法定実効税率を乗じた金額が繰延税金資産となり、将来加算一時差異に法定実効税率を乗じた金額が繰延税金負債となる。（指針 61）</p>	<p>ればならない。</p> <p>2. 一時差異とは、貸借対照表及び連結貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得計算上の資産及び負債の金額との差額をいう。</p> <p>一時差異は、例えば、次のような場合に生ずる。</p> <p>(1) 財務諸表上の一時差異</p> <p>① 収益又は費用の帰属年度が相違する場合</p> <p>② 資産の評価替えにより生じた評価差額が直接資本の部に計上され、かつ、課税所得の計算に含まれていない場合</p> <p>(2) 連結財務諸表固有の一時差異</p> <p>① 資本連結に際し、子会社の資産及び負債の時価評価により評価差額が生じた場合</p> <p>② 連結会社相互間の取引から生ずる未実現損益を消去した場合</p> <p>③ 連結会社相互間の債権と債務の相殺消去により貸倒引当金を減額修正した場合</p> <p>3. 一時差異には、当該一時差異が解消するときにその期の課税所得を減額する効果を持つもの（以下「将来減算一時差異」という。）と、当該一時差異が解消するときにその期の課税所得を増額する効果を持つもの（以下「将</p>	

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
			<p>来加算一時差異」という。）とがある。</p> <p>4. 将来の課税所得と相殺可能な繰越欠損金等については、一時差異と同様に取り扱うものとする（以下一時差異及び繰越欠損金等を総称して「一時差異等」という。）。</p> <p>二 繰延税金資産及び繰延税金負債等の計上方法</p> <p>1. 一時差異等に係る税金の額は、将来の会計期間において回収又は支払が見込まれない税金の額を除き、繰延税金資産又は繰延税金負債として計上しなければならない。繰延税金資産については、将来の回収の見込みについて毎期見直しを行わなければならない。</p> <p>2. 繰延税金資産又は繰延税金負債の金額は、回収又は支払が行われると見込まれる期の税率に基づいて計算するものとする。</p> <p>3. 繰延税金資産と繰延税金負債の差額を期首と期末で比較した増減額は、当期に納付すべき法人税等の調整額として計上しなければならない。</p> <p>ただし、資産の評価替えにより生じた評価差額が直接資本の部に計上される場合には、当該評価差額に係る繰延税金資産又は繰延税</p>	

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
			<p>金負債を当該評価差額から控除して計上するものとする。また、資本連結に際し、子会社の資産及び負債の時価評価により生じた評価差額がある場合には、当該評価差額に係る時価評価時点の繰延税金資産又は繰延税金負債を当該評価差額から控除した額をもって、親会社の投資額と相殺の対象となる子会社の資本とするものとする。</p> <p>4. 連結財務諸表及び中間連結財務諸表の作成上、子会社の留保利益について、親会社に対して配当される可能性が高くその金額を合理的に見積もることができる場合には、将来、親会社の子会社からの受取配当金について負担することになる税金の額を見積計上し、これに対応する金額を繰延税金負債として計上しなければならない。</p> <p>5. 中間財務諸表及び中間連結財務諸表の作成上、法人税等は、中間会計期間を含む事業年度の法人税等の計算に適用される税率に基づき、年度決算と同様に税効果会計を適用して計算するものとする。ただし、中間会計期間を含む事業年度の税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積もり、法人税等を控除する前の中間純利益に当該見積実効税率を乗じて</p>	

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
			<p>計算することができる。</p> <p>（税効果会計に係る会計基準（企業会計審議会）第一、第二 一、二）</p>	
	繰延税金資産の回収可能性	<p>(1) 繰延税金資産の計上による利益剰余金の増加額については、会社法上配当制限の定めがない等の理由により、その回収可能性を厳格かつ慎重に検討することが必要である。</p> <p>(2) 繰延税金資産の回収可能性がある場合とは、将来減算一時差異又は税務上の繰越欠損金等が、将来の税金負担額を軽減する効果を有していると思込まれる場合をいい、これ以外の場合には、回収可能性はないものと判断され、繰延税金資産は計上できない。</p> <p>(3) 過年度に計上した繰延税金資産についても、その回収可能性を毎期見直し、将来の税金負担額を軽減する効果を有していると思込まれなくなった場合には、過大となった金額を取り崩す必要がある。</p> <p>(4) 将来の解消見込年度に相殺しきれなかった将来加算一時差異については、繰延税金資産の回収可能性の判断に当たり、将来減算一時差異と相殺できない。</p> <p>（指針 62）</p>	<p>第二 繰延税金資産及び繰延税金負債等の計上方法</p> <p>1. 一時差異等に係る税金の額は、将来の会計期間において回収又は支払が見込まれない税金の額を除き、繰延税金資産又は繰延税金負債として計上しなければならない。繰延税金資産については、将来の回収の見込みについて毎期見直しを行わなければならない。</p> <p>（税効果会計に係る会計基準（企業会計審議会）第二 二 1）</p>	NA

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
	回収可能性についての判断基準	<p>繰延税金資産の回収可能性については、会社の過去の業績等を主たる判断基準として、将来の収益力を見積り、将来減算一時差異等がどの程度回収されるのかを、以下のそれぞれの例示区分に応じて判定することになる。</p> <p>(1) 期末における将来減算一時差異を十分に上回る課税所得を当期及び過去 3 年以上計上している場合は、回収可能性があるとは判断する。</p> <p>(2) 過去の業績が安定（当期及び過去 3 年経常的な利益を計上）していることから、将来も安定的な経常利益の計上が見込まれるが、期末における将来減算一時差異を十分に上回るほどの課税所得がない場合には、将来減算一時差異の合計額が過去 3 年間の課税所得の合計額の範囲内であれば、回収可能性があるとは判断する。</p> <p>(3) 業績が不安定であり、期末における将来減算一時差異を十分に上回るほどの課税所得がない場合又は税務上の繰越欠損金が存在する場合であっても将来の合理的な見積可能期間（最長 5 年）内の課税所得の見積額を限度として、一時差異等の将来解消の見込みについて取締役会等による合理的な</p>	<p>21. 第 16 項の将来減算一時差異に係る繰延税金資産から控除する金額の決定に当たっては、当該資産の回収可能性（将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうか）について十分に検討し、慎重に決定しなければならない。</p> <p>繰延税金資産から控除するかどうかは、次の要件のいずれかを満たしているかどうかにより判断する。この判断要件は、税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産についても適用する。</p> <p>(1) 収益力に基づく課税所得の十分性</p> <p>① 将来減算一時差異に係る税効果の認識将来減算一時差異の解消年度及びその解消年度を基準として税務上認められる欠損金の繰戻し及び繰越しが可能な期間（以下「繰戻・繰越期間」という。）に、課税所得が発生する可能性が高いと見込まれること</p> <p>② 税務上の繰越欠損金に係る税効果の認識税務上の繰越欠損金の繰越期間に、課税所得が発生する可能性が高いと見込まれること</p> <p>上記①の解消年度及び繰戻・繰越期間に、又は上記②の繰越期間に、課税所得が発生する可能性が高いかどうかを判断するために</p>	NA

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
		<p>計画（スケジュールリング）に基づくものであれば、回収可能性があるものと判断する。スケジュールリングを行うことができない場合又は行っていない場合には、回収可能性はないものと判断する。</p> <p>（4） 過去 3 年以上連続して重要な税務上の欠損金を計上し、当期も欠損金の計上が見込まれる会社及び債務超過又は資本の欠損の状況が長期にわたっており、短期間に当該状況の解消が見込まれない場合には回収可能性はないと判断する。</p> <p>（指針 63）</p>	<p>は、過年度の納税状況及び将来の業績予測等を総合的に勘案し、課税所得の額を合理的に見積もる必要がある。</p> <p>（2） タックスプランニングの存在</p> <p>将来減算一時差異の解消年度及び繰戻・繰越期間又は繰越期間に含み益のある固定資産又は有価証券を売却する等、課税所得を発生させるようなタックスプランニングが存在すること</p> <p>（3） 将来加算一時差異の十分性</p> <p>① 将来減算一時差異に係る税効果の認識将来減算一時差異の解消年度及び繰戻・繰越期間に将来加算一時差異の解消が見込まれること</p> <p>② 税務上の繰越欠損金に係る税効果の認識繰越期間に税務上の繰越欠損金と相殺される将来加算一時差異の解消が見込まれること</p> <p>将来の課税所得の見積りに関して、本項で述べる課税所得とは、当期末に存在する将来加算（減算）一時差異のうち、解消が見込まれる各年度の解消額を加算（減算）する前及び当期末に存在する税務上の繰越欠損金を控除する前の繰越期間の各年度の所得見積額である。</p>	

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
			（個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針（会計制度委員会報告第 10 号）第 21 項）	
	貸借対照表上の表示	<p>繰延税金資産及び繰延税金負債は、これらに関連した貸借対照表上の資産・負債の分類に基づいて流動区分と固定区分とに分けて表示する。また、繰越欠損金等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債で、事業年度の末日後 1 年以内に解消される見込みの一時差異等に係るものを流動区分に、それ以外の一時差異等に係るものは投資その他の資産として表示する。なお、同じ区分に属する繰延税金資産と繰延税金負債がある場合には、それぞれ相殺して表示する。</p> <p>（指針 64）</p>	<p>第三 繰延税金資産及び繰延税金負債等の表示方法</p> <p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債は、これらに関連した資産・負債の分類に基づいて、繰延税金資産については流動資産又は投資その他の資産として、繰延税金負債については流動負債又は固定負債として表示しなければならない。ただし、特定の資産・負債に関連しない繰越欠損金等に係る繰延税金資産については、翌期に解消される見込みの一時差異等に係るものは流動資産として、それ以外の一時差異等に係るものは投資その他の資産として表示しなければならない。</p> <p>2. 流動資産に属する繰延税金資産と流動負債に属する繰延税金負債がある場合及び投資その他の資産に属する繰延税金資産と固定負債に属する繰延税金負債がある場合には、それぞれ相殺して表示するものとする。</p> <p>ただし、異なる納税主体の繰延税金資産と繰延税金負債は、原則として相殺してはならない。</p>	<p>第七十四条</p> <p>1～2 略</p> <p>3 次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。</p> <p>一 次に掲げる資産 流動資産</p> <p>イ～ヨ 略</p> <p>タ 次に掲げる繰延税金資産</p> <p>(1) 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産</p> <p>(2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であって、一年内に取り崩されると認められるもの</p> <p>レ 略</p> <p>二～三 略</p> <p>四 次に掲げる資産 投資その他の資産</p> <p>イ～ハ 略</p> <p>二 次に掲げる繰延税金資産</p> <p>(1) 有形固定資産、無形固定資産若しくは投資その他の資産に属する資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金資産</p> <p>(2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
			<p>3. 略</p> <p>（税効果会計に係る会計基準（企業会計審議会）第三 1、2）</p>	<p>税金資産であって、一年内に取り崩されると認められないもの</p> <p>ホ～チ 略</p> <p>五 略</p> <p>4 略</p> <p>第七十五条</p> <p>1 略</p> <p>2 次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。</p> <p>一 次に掲げる負債 流動負債</p> <p>チ 次に掲げる繰延税金負債</p> <p>イ～ト 略</p> <p>（1） 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債</p> <p>（2） 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であって、一年内に取り崩されると認められるもの</p> <p>リ～ル 略</p> <p>二 次に掲げる負債 固定負債</p> <p>イ～ハ 略</p> <p>二 次に掲げる繰延税金負債</p> <p>（1） 有形固定資産、無形固定資産若しくは投資その他の資産に属する資産又は固定負債</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
				<p>に属する負債に関連する繰延税金負債</p> <p>(2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であって、一年内に取り崩されると認められないもの</p> <p>第八十三条</p> <p>流動資産に属する繰延税金資産の金額及び流動負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。</p> <p>2 固定資産に属する繰延税金資産の金額及び固定負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として固定資産又は固定負債に表示しなければならない。</p> <p>3 連結貸借対照表に係る前二項の規定の適用については、これらの規定中「その差額」とあるのは、「異なる納税主体に係るものを除き、その差額」とする。</p>
	損益計算書上の表示	繰延税金資産と繰延税金負債との差額の増減額は、法人税等調整額として、法人税、住民税及び事業税の次に表示する。 (指針 65)	<p>第三 繰延税金資産及び繰延税金負債等の表示方法</p> <p>1～2 略</p> <p>3. 当期の法人税等として納付すべき額及び法</p>	<p>第九十三条</p> <p>次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した項目をもって、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額（連結損益</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
			<p>人税等調整額は、法人税等を控除する前の当期純利益から控除する形式により、それぞれ区分して表示しなければならない。</p> <p>（税効果会計に係る会計基準（企業会計審議会）第三 3）</p>	<p>計算書にあっては、税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額）の次に表示しなければならない。ただし、第三号から第五号までに掲げる項目は、連結損益計算書に限る。</p> <p>一 略</p> <p>二 法人税等調整額（税効果会計の適用により計上される前号に掲げる法人税等の調整額をいう。）</p> <p>三～五 略</p> <p>2 略</p>
	税効果会計適用における注記事項	<p>税効果会計を適用し、一時差異の金額が重要な場合、又は税引前当期純利益に対する法人税等（法人税等調整額を含む。）の比率と法定実効税率との間に重要な差異がある場合には、会社の財産及び損益の状態を正確に判断するため、以下の注記を行うことが望ましい。</p> <p>（1） 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳</p> <p>（2） 税引前当期純利益に対する法人税等（法人税等調整額を含む。）の比率と法定実効税率との間に重要な差異があるときは、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p>	<p>第四 注記事項</p> <p>財務諸表及び連結財務諸表については、次の事項を注記しなければならない。</p> <p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳<sup>（注 8）</sup></p> <p>2. 税引前当期純利益又は税金等調整前当期純利益に対する法人税等（法人税等調整額を含む。）の比率と法定実効税率との間に重要な差異があるときは、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>3. 税率の変更により繰延税金資産及び繰延税金負債の金額が修正されたときは、その旨及び修正額</p>	<p>第一百七条</p> <p>税効果会計に関する注記は、次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因とする。</p> <p>一 繰延税金資産（その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）</p> <p>二 繰延税金負債</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
		<p>(3) 回収可能性がなく、繰延税金資産から控除された額 (指針 66)</p>	<p>4. 決算日後に税率の変更があった場合には、その内容及びその影響</p> <p>(注 8)繰延税金資産の発生原因別の主な内訳の注記について 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳を注記するに当たっては、繰延税金資産から控除された額<sup>(注 5)</sup>を併せて記載するものとする。 (注 5)繰延税金資産の計上について 繰延税金資産は、将来減産一時差異が解消されるときに課税所得を減少させ、税金負担額を軽減することができる範囲内で計上するものとし、その範囲を超える額については控除しない。 (税効果会計に係る会計基準（企業会計審議会）第四 1~4、(注 8) )</p>	
純資産	資本金	<p>資本金は、設立又は株式の発行に際して株主となる者が払込み又は給付した財産の額（払込金額）のうち、資本金として計上した額（会社法第 445 条）である。 (指針 67)</p>	<p>純資産の部の表示</p> <p>4. 貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部に区分し、純資産の部は、株主資本と株主資本以外の各項目<sup>(第 7 項参照)</sup>に区分する。</p> <p>5. 株主資本は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金に区分する。</p>	<p>第二十五条 株式会社の資本金の額は、第一款及び第四節に定めるところのほか、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が増加するものとする。 一 法第四百四十八条の規定により準備金の額を減少する場合（同条第一項第二号に掲げる事項を定めた場合に限る。） 同号の資本</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
			<p>（第 7 項）</p> <p>株主資本以外の各項目は、次の区分とする。</p> <p>（1） 個別貸借対照表上、評価・換算差額等（第 8 項参照）及び新株予約権に区分する。</p> <p>（2） 連結貸借対照表上、評価・換算差額等（第 8 項参照）、新株予約権及び少数株主持分に区分する。</p> <p>なお、連結貸借対照表において、連結子会社の個別貸借対照表上、純資産の部に直接計上されている評価・換算差額等は、持分比率に基づき親会社持分割合と少数株主持分割合とに按分し、親会社持分割合は少数株主持分に含めて記載する。</p> <p>（第 8 項）</p> <p>評価・換算差額等には、その他有価証券評価差額金や繰延ヘッジ損益のように、資産又は負債は時価をもって貸借対照表価額としているが、当該資産又は負債に係る評価差額を当期の損益としていない場合の当該評価差額や、為替換算調整勘定等が含まれる。当該評価・換算差額等は、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益等その内容を示す科目をもって表示する。</p> <p>なお、当該評価・換算差額等については、</p>	<p>金とする額に相当する額</p> <p>二 法第四百五十条の規定により剰余金の額を減少する場合 同条第一項第一号の減少する剰余金の額に相当する額</p> <p>2 株式会社の資本金の額は、法第四百四十七条の規定による場合に限り、同条第一項第一号の額に相当する額が減少するものとする。</p> <p>この場合において、次に掲げる場合には、資本金の額が減少するものと解してはならない。</p> <p>一 新株の発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合</p> <p>二 自己株式の処分が無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合</p> <p>三 会社の吸収合併、吸収分割又は株式交換の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合</p> <p>四 設立時発行株式又は募集株式の引受けに係る意思表示その他の株式の発行又は自己株式の処分に係る意思表示が無効とされ、又は取り消された場合</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
			これらに係る繰延税金資産又は繰延税金負債の額を控除した金額を記載することとなる。 （貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準（企業会計基準第 5 号）第 4 項、第 5 項、第 7 項、第 8 項）	
	剰余金	<p>剰余金は、払込資本を構成する資本剰余金と留保利益を表す利益剰余金に区分する。</p> <p>(1) 資本剰余金</p> <p>資本剰余金は、資本取引から生じた剰余金であり、以下の 2 つに区分する。</p> <p>① 資本準備金</p> <p>増資による株式の払込金額のうち資本金に組み入れなかった株式払込剰余金等、会社法第 445 条第 2 項により、資本準備金として積み立てることが必要とされているもの及びその他資本剰余金から配当する場合で、利益準備金と合わせて資本金の額の 4 分の 1 に達していないときに計上しなければならないもの（会社法第 445 条第 4 項）等である。</p> <p>② その他資本剰余金</p> <p>資本剰余金のうち、会社法で定める資本準備金以外のものである。資本金及び資本準備金の取崩しによって生じる剰余金（資本金及び資本準備金減少差益）及び自己株式処分差</p>	<p>6. 個別貸借対照表上、資本剰余金及び利益剰余金は、さらに次のとおり区分する。</p> <p>(1) 資本剰余金は、資本準備金及び資本準備金以外の資本剰余金（以下「その他資本剰余金」という。）に区分する。</p> <p>(2) 利益剰余金は、利益準備金及び利益準備金以外の利益剰余金（以下「その他利益剰余金」という。）に区分し、その他利益剰余金のうち、任意積立金のように、株主総会又は取締役会の決議に基づき設定される項目については、その内容を示す科目をもって表示し、それ以外については繰越利益剰余金にて表示する。</p> <p>7. 株主資本以外の各項目は、次の区分とする。</p> <p>(1) 個別貸借対照表上、評価・換算差額等（第 8 項参照）及び新株予約権に区分する。</p> <p>(2) 連結貸借対照表上、評価・換算差額等（第 8 項参照）、新株予約権及び少数株主持分に区</p>	<p>第二十二條</p> <p>株式会社が剰余金の配当をする場合には、剰余金の配当後の資本準備金の額は、当該剰余金の配当の直前の資本準備金の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加えて得た額とする。</p> <p>一 当該剰余金の配当をする日における準備金の額が当該日における基準資本金額（資本金の額に四分の一を乗じて得た額をいう。以下この条において同じ。）以上である場合 零</p> <p>二 当該剰余金の配当をする日における準備金の額が当該日における基準資本金額未満である場合 イ又はロに掲げる額のうちいずれか少ない額に資本剰余金配当割合（次条第一号イに掲げる額を法第四百四十六条第六号に掲げる額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額</p> <p>イ 当該剰余金の配当をする日における準備金計上限度額（基準資本金額から準備金の額</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
		<p>益が含まれる。</p> <p>(2) 利益剰余金</p> <p>利益剰余金は、利益を源泉とする剰余金（すなわち利益の留保額）であり、以下の 2 つに区分される。</p> <p>① 利益準備金</p> <p>その他利益剰余金から配当する場合、資本準備金の額と合わせて資本金の額の 4 分の 1 に達していないときは、達していない額の利益剰余金配当割合（配当額のうちその他利益剰余金から配当する割合）か配当額の 10 分の 1 の額の利益剰余金配当割合のいずれか小さい額を計上しなければならない（会社法第 445 条第 4 項）。</p> <p>利益準備金の額の減少により生じた「剰余金」は、減少の法的手続が完了したとき（会社法第 448 条及び第 449 条）に、その他利益剰余金（繰越利益剰余金）に計上する。</p> <p>② その他利益剰余金</p> <p>その他利益剰余金のうち、任意積立金（会社が独自の判断で積み立てるもので、特に目的を限定しない別途積立金、目的を限定した修繕積立金等、及び税法上の特例を利用するために設ける圧縮積立金や特別償却準備金</p>	<p>分する。</p> <p>なお、連結貸借対照表において、連結子会社の個別貸借対照表上、純資産の部に直接計上されている評価・換算差額等は、持分比率に基づき親会社持分割合と少数株主持分割合に按分し、親会社持分割合は当該区分において記載し、少数株主持分割合は少数株主持分に含めて記載する。</p> <p>（第 8 項）</p> <p>評価・換算差額等には、その他有価証券評価差額金や繰延ヘッジ損益のように、資産又は負債は時価をもって貸借対照表価額としているが、当該資産又は負債に係る評価差額を当期の損益としていない場合の当該評価差額や、為替換算調整勘定等が含まれる。当該評価・換算差額等は、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益等その内容を示す科目をもって表示する。</p> <p>なお、当該評価・換算差額等については、これらに係る繰延税金資産又は繰延税金負債の額を控除した金額を記載することとなる。（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準（企業会計基準第 5 号）第 6 項～第 8</p>	<p>を減じて得た額をいう。以下この条において同じ。）</p> <p>ロ 法第四百四十六条第六号に掲げる額に十分の一を乗じて得た額</p> <p>2 株式会社が剰余金の配当をする場合には、剰余金の配当後の利益準備金の額は、当該剰余金の配当の直前の利益準備金の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加えて得た額とする。</p> <p>一 当該剰余金の配当をする日における準備金の額が当該日における基準資本金額以上である場合 零</p> <p>二 当該剰余金の配当をする日における準備金の額が当該日における基準資本金額未満である場合 イ又はロに掲げる額のうちいずれか少ない額に利益剰余金配当割合（次条第二号イに掲げる額を法第四百四十六条第六号に掲げる額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額</p> <p>イ 当該剰余金の配当をする日における準備金計上限度額</p> <p>ロ 法第四百四十六条第六号に掲げる額に十分の一を乗じて得た額</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
		<p>等）のように、株主総会又は取締役会の決議に基づき設定される項目については、その内容を示す項目をもって区分し、それ以外については、「繰越利益剰余金」に区分する。</p> <p>なお、株主資本等変動計算書において、前期末のその他利益剰余金に当期純損益や配当額などの当期の変動額を加減して当期末のその他利益剰余金が示される。</p> <p>（指針 68）</p>	<p>項)</p> <p>資本金及び資本準備金の額の減少によって生ずる剰余金</p> <p>20. 資本金及び資本準備金の額の減少によって生ずる剰余金は、減少の法的効力が発生したとき（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 447 条から第 449 条）に、その他資本剰余金に計上する。</p> <p>利益準備金の額の減少によって生ずる剰余金</p> <p>21. 利益準備金の額の減少によって生ずる剰余金は、減少の法的効力が発生したとき（会社法第 448 条及び第 449 条）に、その他利益剰余金（繰越利益剰余金）に計上する。</p> <p>（自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準（企業会計基準第 1 号）第 20 項、第 21 項）</p>	<p>第二十三条</p> <p>株式会社が剰余金の配当をする場合には、剰余金の配当後の次の各号に掲げる額は、当該剰余金の配当の直前の当該額から、当該各号に定める額を減じて得た額とする。</p> <p>一 その他資本剰余金の額 次に掲げる額の合計額</p> <p>イ 法第四百四十六条第六号に掲げる額のうち、株式会社がその他資本剰余金から減ずるべき額と定めた額</p> <p>ロ 前条第一項第二号に掲げるときは、同号に定める額</p> <p>二 その他利益剰余金の額 次に掲げる額の合計額</p> <p>イ 法第四百四十六条第六号に掲げる額のうち、株式会社がその他利益剰余金から減ずるべき額と定めた額</p> <p>ロ 前条第二項第二号に掲げるときは、同号に定める額</p> <p>第二十六条</p> <p>株式会社の資本準備金の額は、第一款及び第二款並びに第四節に定めるところのほか、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
				<p>める額が増加するものとする。</p> <p>一 法第四百四十七条の規定により資本金の額を減少する場合（同条第一項第二号に掲げる事項を定めた場合に限る。） 同号の準備金とする額に相当する額</p> <p>二 法第四百五十一条の規定により剰余金の額を減少する場合 同条第一項第一号の額（その他資本剰余金に係る額に限る。）に相当する額</p> <p>2 株式会社の資本準備金の額は、法第四百四十八条の規定による場合に限り、同条第一項第一号の額（資本準備金に係る額に限る。）に相当する額が減少するものとする。この場合においては、前条第二項後段の規定を準用する。</p> <p>第二十七条</p> <p>株式会社のその他資本剰余金の額は、第一款及び第四節に定めるところのほか、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が増加するものとする。</p> <p>一 法第四百四十七条の規定により資本金の額を減少する場合 同条第一項第一号の額（同項第二号に規定する場合にあっては、当</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
				<p>該額から同号の額を減じて得た額）に相当する額</p> <p>二 法第四百四十八条の規定により準備金の額を減少する場合 同条第一項第一号の額（資本準備金に係る額に限り、同項第二号に規定する場合にあっては、当該額から資本準備金についての同号の額を減じて得た額）に相当する額</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、その他資本剰余金の額を増加すべき場合 その他資本剰余金の額を増加する額として適切な額</p> <p>2 株式会社のその他資本剰余金の額は、前三款及び第四節に定めるところのほか、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が減少するものとする。</p> <p>一 法第四百五十条の規定により剰余金の額を減少する場合 同条第一項第一号の額（その他資本剰余金に係る額に限る。）に相当する額</p> <p>二 法第四百五十一条の規定により剰余金の額を減少する場合 同条第一項第一号の額（その他資本剰余金に係る額に限る。）に相当する額</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、その他資本</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
				<p>剰余金の額を減少すべき場合 その他資本剰余金の額を減少する額として適切な額</p> <p>3 前項、前三款及び第四節の場合において、これらの規定により減少すべきその他資本剰余金の額の全部又は一部を減少させないこととすることが必要かつ適当であるときは、これらの規定にかかわらず、減少させないことが適当な額については、その他資本剰余金の額を減少させないことができる。</p> <p>第二十八条</p> <p>株式会社の利益準備金の額は、第二款及び第四節に定めるところのほか、法第四百五十一条の規定により剰余金の額を減少する場合に限り、同条第一項第一号の額（その他利益剰余金に係る額に限る。）に相当する額が増加するものとする。</p> <p>2 株式会社の利益準備金の額は、法第四百四十八条の規定による場合に限り、同条第一項第一号の額（利益準備金に係る額に限る。）に相当する額が減少するものとする。</p> <p>（その他利益剰余金の額）</p> <p>第二十九条</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
				<p>株式会社のその他利益剰余金の額は、第四節に定めるところのほか、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が増加するものとする。</p> <p>一 法第四百四十八条の規定により準備金の額を減少する場合 同条第一項第一号の額（利益準備金に係る額に限り、同項第二号に規定する場合にあっては、当該額から利益準備金についての同号の額を減じて得た額）に相当する額</p> <p>二 当期純利益金額が生じた場合 当該当期純利益金額</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、その他利益剰余金の額を増加すべき場合 その他利益剰余金の額を増加する額として適切な額</p> <p>2 株式会社のその他利益剰余金の額は、次項、前三款及び第四節に定めるところのほか、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が減少するものとする。</p> <p>一 法第四百五十条の規定により剰余金の額を減少する場合 同条第一項第一号の額（その他利益剰余金に係る額に限る。）に相当する額</p> <p>二 法第四百五十一条の規定により剰余金の</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
				<p>額を減少する場合 同条第一項第一号の額（その他利益剰余金に係る額に限る。）に相当する額</p> <p>三 当期純損失金額が生じた場合 当該当期純損失金額</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、その他利益剰余金の額を減少すべき場合 その他利益剰余金の額を減少する額として適切な額</p> <p>3 第二十七条第三項の規定により減少すべきその他資本剰余金の額を減少させない額がある場合には、当該減少させない額に対応する額をその他利益剰余金から減少させるものとする。</p>
	評価・換算差額等	<p>評価・換算差額等は、その他有価証券評価差額金や繰延ヘッジ損益等、資産又は負債に係る評価差額を当期の損益にしていない場合の評価差額（税効果考慮後の額）をその内容を示す項目をもって計上する。</p> <p>（指針 69）</p>	<p>8. 評価・換算差額等には、その他有価証券評価差額金や繰延ヘッジ損益のように、資産又は負債は時価をもって貸借対照表価額としているが当該資産又は負債に係る評価差額を当期の損益としていない場合の当該評価差額や、為替換算調整勘定等が含まれる。当該評価・換算差額等は、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益等その内容を示す科目をもって表示する。</p> <p>なお、当該評価・換算差額等については、これらに係る繰延税金資産又は繰延税金負債</p>	<p>第五十三条</p> <p>次に掲げるものその他資産、負債又は株主資本若しくは社員資本以外のものであっても、純資産の部の項目として計上することが適当であると認められるものは、純資産として計上することができる。</p> <p>一 資産又は負債（デリバティブ取引により生じる正味の資産又は負債を含む。以下この条において同じ。）につき時価を付すものとする場合における当該資産又は負債の評価差額（利益又は損失に計上するもの並びに次号</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
			<p>の額を控除した金額を記載することとなる。</p> <p>（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準（企業会計基準第 5 号）第 8 項）</p>	<p>及び第三号に掲げる評価差額を除く。）</p> <p>二 ヘッジ会計を適用する場合におけるヘッジ手段に係る損益又は評価差額</p> <p>三 土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三十四号）第七条第一項に規定する再評価差額</p>
	自己株式	<p>(1) 取得及び保有</p> <p>自己株式の取得は、実質的に資本の払戻しとしての性格を有しているため、取得原価をもって純資産の部の株主資本の末尾において控除して表示する。自己株式の取得に関する付随費用は、営業外費用として計上する。</p> <p>(2) 自己株式の処分</p> <p>自己株式の処分の対価と自己株式の帳簿価額との差額が差益の場合は、「その他資本剰余金」として計上する。差損の場合は、「その他資本剰余金」から減額し、控除しきれない場合には、「その他利益剰余金（繰越利益剰余金）」から減額する。</p> <p>(3) 自己株式の消却</p> <p>自己株式の消却手続が完了した時点において、消却する自己株式の帳簿価額を「その他資本剰余金」から減額し、控除しきれない場合は、「その他利益剰余金（繰越利益剰余</p>	<p>（自己株式の会計処理及び表示）</p> <p>（自己株式の取得及び保有）</p> <p>7. 取得した自己株式は、取得原価をもって純資産の部の株主資本から控除する。</p> <p>8. 期末に保有する自己株式は、純資産の部の株主資本の末尾に自己株式として一括して控除する形式で表示する。</p> <p>（自己株式の処分）</p> <p>9. 自己株式処分差益は、その他資本剰余金に計上する。</p> <p>10. 自己株式処分差損は、その他資本剰余金から減額する。</p> <p>（自己株式の消却）</p> <p>11. 自己株式を消却した場合には、消却手続</p>	<p>第二十四条</p> <p>株式会社が当該株式会社の株式を取得する場合には、その取得価額を、増加すべき自己株式の額とする。</p> <p>2 株式会社が自己株式の処分又は消却をする場合には、その帳簿価額を、減少すべき自己株式の額とする。</p> <p>3 株式会社が自己株式の消却をする場合には、自己株式の消却後のその他資本剰余金の額は、当該自己株式の消却の直前の当該額から当該消却する自己株式の帳簿価額を減じて得た額とする。</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
		<p>金）」から減額する。 （指針 70）</p>	<p>が完了したときに、消却の対象となった自己株式の帳簿価額をその他資本剰余金から減額する。</p> <p>（その他資本剰余金の残高が負の値になった場合の取扱い）</p> <p>12. 第 10 項及び第 11 項の会計処理の結果、その他資本剰余金の残高が負の値となった場合には、会計期間末において、その他資本剰余金を零とし、当該負の値をその他利益剰余金（繰越利益剰余金）から減額する。</p> <p>（自己株式の処分及び消却時の帳簿価額の算定）</p> <p>13. 自己株式の処分及び消却時の帳簿価額は、会社の定めた計算方法に従って、株式の種類ごとに算定する。</p> <p>（自己株式の取得、処分及び消却に関する付随費用）</p> <p>14. 自己株式の取得、処分及び消却に関する付随費用は、損益計算書の営業外費用に計上する。</p>	

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
			<p>（資本金及び資本準備金の額の減少によって生ずる剰余金）</p> <p>21. 利益準備金の額の減少によって生ずる剰余金は、減少の法的効力が発生したとき（会社法第 448 条及び第 449 条）に、その他利益剰余金（繰越利益剰余金）に計上する。</p> <p>（自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準（企業会計基準第 1 号）第 7 項～第 14 項、第 21 項）</p>	
	株主資本等変動計算書	<p>(1) 株主資本等変動計算書</p> <p>株主資本等変動計算書は、貸借対照表の純資産の部の一会計期間における変動額のうち、主として、株主に帰属する部分である株主資本の各項目の変動事由を報告するものである。</p> <p>(2) 表示区分</p> <p>株主資本等変動計算書の表示区分は、貸借対照表の純資産の部の表示に従う（第 87 項の貸借対照表及び損益計算書並びに株主資本等変動計算書の例示参照）。</p> <p>(3) 表示方法</p> <p>株主資本等変動計算書に表示される各項目の前期末残高及び当期末残高は、前期及び当期の貸借対照表の純資産の部における各</p>	<p>（表示区分）</p> <p>4. 株主資本等変動計算書の表示区分は、企業会計基準第 5 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（以下「純資産会計基準」という。）に定める貸借対照表の純資産の部の表示区分に従う。</p> <p>（表示方法）</p> <p>5. 株主資本等変動計算書に表示される各項目の前期末残高及び当期末残高は、前期及び当期の貸借対照表の純資産の部における各項目の期末残高と整合したものでなければならない。（略）</p> <p>（株主資本の各項目）</p>	<p>第五十九条</p> <p>法第四百三十五条第二項に規定する法務省令で定めるものは、この編の規定に従い作成される株主資本等変動計算書及び個別注記表とする。</p> <p>2 各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書の作成に係る期間は、当該事業年度の前事業年度の末日の翌日（当該事業年度の前事業年度がない場合にあっては、成立の日）から当該事業年度の末日までの期間とする。この場合において、当該期間は、一年（事業年度の末日を変更する場合における変更後の最初の事業年度については、一年六箇月）を超えることができない。</p> <p>3 法第四百三十五条第二項の規定により作</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
		<p>項目の期末残高と整合したものでなければ ならない。</p> <p>(4) 株主資本の各項目 前期末残高、当期変動額及び当期末残高に 区分し、当期変動額は変動事由ごとにその金 額を表示する。なお、当期純利益（又は当期 純損失）は、株主資本等変動計算書において、 その他利益剰余金又はその内訳項目である 繰越利益剰余金の変動事由として表示する。</p> <p>(5) 株主資本以外の各項目 前期末残高、当期変動額及び当期末残高に 区分し、当期変動額は純額で表示する。ただ し、当期変動額について主な変動事由ごとに その金額を表示又は注記することができる。</p> <p>(6) 注記事項 株主資本等変動計算書の注記事項につい ては、第 87 項の貸借対照表及び損益計算書 並びに株主資本等変動計算書の例示参照。 (指針 71)</p>	<p>6. 貸借対照表の純資産の部における株主資本 の各項目は、前期末残高、当期変動額及び当 期末残高に区分し、当期変動額は変動事由ご とにその金額を表示する。</p> <p>7. 連結損益計算書の当期純利益（又は当期純 損失）は、連結株主資本等変動計算書におい て利益剰余金の変動事由として表示する。ま た、個別損益計算書の当期純利益（又は当期 純損失）は、個別株主資本等変動計算書にお いてその他利益剰余金又はその内訳科目であ る繰越利益剰余金の変動事由として表示す る。</p> <p>（株主資本以外の各項目）</p> <p>8. 貸借対照表の純資産の部における株主資本 以外の各項目は、前期末残高、当期変動額及 び当期末残高に区分し、当期変動額は純額で 表示する。ただし、当期変動額について主な 変動事由ごとにその金額を表示（注記による 開示を含む。）することができる。</p> <p>（株主資本等変動計算書に関する会計基準 （企業会計基準第 6 号）第 4 項～第 8 項）</p>	<p>成すべき各事業年度に係る計算書類及びその 附属明細書は、当該事業年度に係る会計帳簿 に基づき作成しなければならない。</p> <p>第百五条 株主資本等変動計算書に関する注記は、次 に掲げる事項とする。この場合において、連 結注記表を作成する株式会社は、第二号に掲 げる事項以外の事項は、省略することができ る。</p> <p>一 当該事業年度の末日における発行済株式 の数（種類株式発行会社にあつては、種類ご との発行済株式の数）</p> <p>二 当該事業年度の末日における自己株式の 数（種類株式発行会社にあつては、種類ごと の自己株式の数）</p> <p>三 当該事業年度中に行つた剰余金の配当 （当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当 のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるた めの法第二百二十四条第一項に規定する基準日 が当該事業年度中のものを含む。）に関する 次に掲げる事項その他の事項</p> <p>イ 配当財産が金銭である場合における当該 金銭の総額</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
			<p>36. これまで、個別損益計算書においては、前期繰越利益に当期純利益やその他当期に生じた利益剰余金の変動額（一定の目的のために設定した積立金のその目的に従った取崩額、中間配当額、中間配当に伴う利益準備金の積立額等）を加減して当期未処分利益が表示されてきた。これを受けて個別貸借対照表では「当期未処分利益」が表示され、決算日後の利益処分を経て、利益処分計算書において当期未処分利益から利益処分額を控除し「次期繰越利益」が示されていた。今後は、平成 17 年会計基準の適用時期と同時に導入される株主資本等変動計算書により、前期末のその他利益剰余金に当期純利益や配当額などの当期の変動額を加減して当期末のその他利益剰余金が示されることとなる。</p> <p>（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準（企業会計基準第 5 号）第 36 項）</p>	<p>ロ 配当財産が金銭以外の財産である場合における当該財産の帳簿価額（当該剰余金の配当をした日においてその時の時価を付した場合にあっては、当該時価を付した後の帳簿価額）の総額</p> <p>四 当該事業年度の末日における当該株式会社が発行している新株予約権（法第二百三十六条第一項第四号の期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる当該株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類及び種類ごとの数）</p>
収 益・費 用の 計上	収益及び費用の計上に 関する一般 原則	<p>企業の経営成績を明らかにするため、損益計算書において一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上する（費用収益の対応原則）。原則として、収益については実現主義により認識し、費用については発生主義により認識する。</p>	NA	NA

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）												
		<p>収益及び費用の計上について複数の会計処理の適用が考えられる場合、取引の実態を最も適切に表す方法を選択する。選択した方法は、毎期、継続して適用し、正当な理由がない限り、変更してはならない。</p> <p>（指針 72）</p>														
	収益認識	<p>収益は、商品等の販売や役務の給付に基づき認識され、企業は、各取引の実態に応じて、販売の事実を認識する時点を選択しなければならない。商品等の販売や役務の給付に基づく収益認識基準には、出荷基準、引渡基準、検収基準等がある。</p> <p>（1） 一般的な販売契約における収益認識基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>収益認識日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出荷基準</td> <td>製品、商品等を出荷した時点</td> </tr> <tr> <td>引渡基準</td> <td>製品、商品等を得意先に引き渡した時点</td> </tr> <tr> <td>検収基準</td> <td>得意先が製品等の検収をした時点</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記のほか、輸出を伴う場合には、船積基準、通関基準等がある。</p> <p>（2） 特殊な販売契約における収益認識基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>収益認識日等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託販売</td> <td>委託者が委託品を販売した日（仕切精算</td> </tr> </tbody> </table>	区分	収益認識日	出荷基準	製品、商品等を出荷した時点	引渡基準	製品、商品等を得意先に引き渡した時点	検収基準	得意先が製品等の検収をした時点	区分	収益認識日等	委託販売	委託者が委託品を販売した日（仕切精算	NA	NA
区分	収益認識日															
出荷基準	製品、商品等を出荷した時点															
引渡基準	製品、商品等を得意先に引き渡した時点															
検収基準	得意先が製品等の検収をした時点															
区分	収益認識日等															
委託販売	委託者が委託品を販売した日（仕切精算															

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
		書又は売上計算書に記録）。ただし、販売のつど送付されている場合には、当該仕切精算書が到達した日をもって売上収益の実現の日とみなすことができる。		
		試用販売 得意先が買取りの意思を表示したとき。		
		予約販売 予約金受取額のうち、事業年度の末日までに商品の引渡し又は役務の給付が完了した分。残額は貸借対照表の負債の部に記載して次期以降に繰り延べる。		
		割賦販売 原則として、商品等を引き渡した日。ただし、割賦金の回収期限の到来の日又は割賦金の入金の日とすることができる。		
		(3) その他		
		区分	収益認識方法	
		工事契約 (受注製作のソフトウェアを含む。)	<p>工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を適用し、この要件を満たさない場合には工事完成基準を適用する。</p> <p>成果の確実性が認められるためには、次の各要素について、信頼性をもって見積ることができるなければならない。</p> <p>(1) 工事収益総額</p> <p>(2) 工事原価総額</p>	

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
		(3) 決算日における工事進捗度 (指針 73)		
	費用認識	費用は、その支出（将来支出するものを含む。）に基づいた金額を、その性質により、収益に対応（個別対応又は期間対応）させ、その発生した期間に正しく計上する。具体的には、本指針の関連項目を参照する。 (指針 74)	NA	NA
リース取引	所有権移転外ファイナンス・リース取引	リース取引とは、特定の物件の所有者である貸手が、その物件の借手に対し、リース期間にわたりこれを使用収益する権利を与え、借手は、リース料を貸手に支払う取引をいう。 リース契約に基づくリース期間の中途において契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手が、契約に基づきリース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をファイナンス・リース取引といい、このうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借手に移転すると認められるもの以外の取引を所有権移転外フ	8. ファイナンス・リース取引は、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借手に移転すると認められるもの（以下「所有権移転ファイナンス・リース取引」という。）と、それ以外の取引（以下「所有権移転外ファイナンス・リース取引」という。）に分類する。 (リース取引に関する会計基準（企業会計基準第 13 号）第 8 項)	第七十四条 資産の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目（第二号に掲げる項目を除く。）は、適当な項目に細分しなければならない。 一 流動資産 二 固定資産 三 略 2 固定資産に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適当な項目に細分しなければならない。 一 有形固定資産 二 無形固定資産 三 投資その他の資産 3 次の各号に掲げる資産は、当該各号に定め

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
		ファイナンス・リース取引という。 （指針 74-2）		るものに属するものとする。 一 次に掲げる資産 流動資産 イ～ハ 略 ニ 所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債権のうち、通常取引に基づいて発生したもの（破産更生債権等で一年以内に回収されないことが明らかなものを除く。）及び通常取引以外の取引に基づいて発生したもので一年以内に期限が到来するもの ホ 所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産のうち、通常取引に基づいて発生したもの（破産更生債権等で一年以内に回収されないことが明らかなものを除く。）及び通常取引以外の取引に基づいて発生したもので一年以内に期限が到来するもの ヘ～タ 略 レ その他の資産であって、一年以内に現金化することができるものと認められるもの 二 次に掲げる資産（ただし、イからチまでに掲げる資産については、事業の用に供するものに限る。） 有形固定資産 イ～ト 略 チ リース資産（当該会社がファイナンス・

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
				<p>リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がイからトまで及びヌに掲げるものである場合に限る。）</p> <p>リ 略</p> <p>ヌ その他の有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきもの</p> <p>三 次に掲げる資産 無形固定資産</p> <p>イ～リ 略</p> <p>ヌ リース資産（当該会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がイからチまで及びルに掲げるものである場合に限る。）</p> <p>ル その他の無形資産であって、無形固定資産に属する資産とすべきもの</p> <p>四 次に掲げる資産 投資その他の資産</p> <p>イ～ニ 略</p> <p>ホ 所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債権のうち第一号ニに掲げるもの以外のもの</p> <p>ヘ 所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産のうち第一号ホに掲げるもの以外のもの</p> <p>ト その他の資産であって、投資その他の資産に属する資産とすべきもの</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
				<p>チ その他の資産であって、流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は繰延資産に属しないもの</p> <p>五 略</p> <p>4 前項に規定する「一年内」とは、次の各号に掲げる貸借対照表等の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して一年以内の日をいう（以下この編において同じ。）。</p> <p>一 成立の日における貸借対照表 会社の成立の日</p> <p>二 事業年度に係る貸借対照表 事業年度の末日の翌日</p> <p>三 臨時計算書類の貸借対照表 臨時決算日の翌日</p> <p>四 連結貸借対照表 連結会計年度の末日の翌日</p> <p>第七十五条</p> <p>負債の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適当な項目に細分しなければならない。</p> <p>一 流動負債</p> <p>二 固定負債</p> <p>2 次の各号に掲げる負債は、当該各号に定め</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
				<p>るものに属するものとする。</p> <p>一 次に掲げる負債 流動負債 イ～チ 略</p> <p>リ ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、一年内に期限が到来するもの ヌ 略</p> <p>ル その他の負債であって、一年内に支払われ、又は返済されると認められるもの</p> <p>二 次に掲げる負債 固定負債 イ～ホ 略</p> <p>ヘ ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、前号りに掲げるもの以外のもの チ その他の負債であって、流動負債に属しないもの ト～チ 略</p>
	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る借手の会計処理	<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る借手は、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。ただし、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。</p> <p>なお、法人税法上は、すべての所有権移転外リース取引は売買として取り扱われ、賃借人がリース料（賃借料）として経理をした場合においても、その金額は償却費として経理</p>	<p>（ファイナンス・リース取引の会計処理）</p> <p>9. ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。</p> <p>（借手側）</p> <p>10. 借手は、リース取引開始日に、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理により、リース物件とこれに係る債務をリース資産及</p>	NA

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
		<p>をしたものとされることに留意する。 （指針 74-3）</p>	<p>びリース債務として計上する。</p> <p>11. リース資産及びリース債務の計上額を算定するにあたっては、原則として、リース契約締結時に合意されたリース料総額からこれに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除する方法による。当該利息相当額については、原則として、リース期間にわたり利息法により配分する。</p> <p>12. 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却費は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法により算定する。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却費は、原則として、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する。</p> <p>（貸手側）</p> <p>13. 貸手は、リース取引開始日に、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理により、所有権移転ファイナンス・リース取引についてはリース債権として、所有権移転外ファイナンス・リース取引についてはリース投資資</p>	

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
			<p>産として計上する。</p> <p>14. 貸手における利息相当額の総額は、リース契約締結時に合意されたリース料総額及び見積残存価額の合計額から、これに対応するリース資産の取得価額を控除することによって算定する。当該利息相当額については、原則として、リース期間にわたり利息法により配分する。</p> <p>（オペレーティング・リース取引の会計処理）</p> <p>15. オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う。</p> <p>（リース取引に関する会計基準（企業会計基準第 13 号）第 9 項～第 15 項）</p>	
	<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る借手の注記</p>	<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る借手は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行った場合には、未経過リース料を注記する。</p> <p>ただし、重要性がないリース取引については、注記を省略することができる。</p> <p>（指針 74-4）</p>	<p>（ファイナンス・リース取引の注記）</p> <p>（借手側）</p> <p>19. リース資産について、その内容（主な資産の種類等）及び減価償却の方法を注記する。ただし、重要性が乏しい場合には、当該注記を要しない。</p> <p>（貸手側）</p>	<p>第八十条</p> <p>リースにより使用する固定資産に関する注記は、ファイナンス・リース取引の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合におけるリース物件（固定資産に限る。以下この条において同じ。）に関する事項とする。この場合にお</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
			<p>20. リース投資資産について、将来のリース料を収受する権利（以下「リース料債権」という。）部分及び見積残存価額（リース期間終了時に見積られる残存価額で借手による保証のない額）部分の金額（各々、利息相当額控除前）並びに受取利息相当額を注記する。ただし、重要性が乏しい場合には、当該注記を要しない。</p> <p>21. リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分について、貸借対照表日後5年以内における1年ごとの回収予定額及び5年超の回収予定額を注記する。ただし、重要性が乏しい場合には、当該注記を要しない。</p> <p>（オペレーティング・リース取引の注記） （借手側及び貸手側）</p> <p>22. オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は、貸借対照表日後1年以内のリース期間に係るものと、貸借対照表日後1年を超えるリース期間に係るものとに区分して注記する。ただし、重要性が乏しい場合には、当該注記を要しない。</p>	<p>いて、当該リース物件の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各リース物件について一括して注記する場合にあっては、一括して注記すべきリース物件に関する事項）を含めることを妨げない。</p> <p>一 当該事業年度の末日における取得原価相当額</p> <p>二 当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額</p> <p>三 当該事業年度の末日における未経過リース料相当額</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、当該リース物件に係る重要な事項</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
			（リース取引に関する会計基準（企業会計基準第 13 号）第 19 項～第 22 項）	
外貨 建取 引等	取引発生時 の処理	外貨建取引は、原則として、当該取引発生時の為替相場による円換算額をもって記録する。（指針 75）	<p>1 取引発生時の処理</p> <p>外貨建取引は、原則として、当該取引発生時の為替相場による円換算額をもって記録する。ただし、外貨建取引に係る外貨建金銭債権債務と為替予約等との関係が「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（以下「金融商品に係る会計基準」という。）における「ヘッジ会計の要件」を充たしている場合には、当該外貨建取引についてヘッジ会計を適用することができる。（注 1）（注 2）（注 3）（注 4）（注 5）（注 6）（注 7）</p> <p>（注 1）外貨建取引の範囲について 略  （注 2）取引発生時の為替相場について 略  （注 3）外国通貨による記録について 略  （注 4）外貨建金銭債権債務について 略  （注 5）為替予約等について 略  （注 6）ヘッジ会計の方法について 略  （注 7）為替予約等の振当処理について 略  （外貨建取引等会計処理基準（企業会計審議会）－ 1）</p>	NA
	決算時の処	外国通貨、外貨建金銭債権債務等の金融商	2 決算時の処理	NA

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
	理	<p>品については、決算時において、原則として、次の処理を行う。</p> <p>(1) 外国通貨については、決算時の為替相場による円換算額を付す。</p> <p>(2) 外貨建金銭債権債務（外貨預金を含む。）については、決算時の為替相場による円換算額を付す。</p> <p>(3) 満期保有目的の外貨建債券については、外国通貨による取得原価又は償却原価法に基づく価格を決算時の為替相場により円換算した額を付す。</p> <p>(4) 外貨建売買目的有価証券及びその他有価証券については、外国通貨による時価（その他有価証券のうち時価のないものについては取得原価）を決算時の為替相場により円換算した額を付す。</p> <p>(5) 子会社株式及び関連会社株式については、取得時の為替相場による円換算額を付す。</p> <p>(6) 外貨建有価証券について時価の著しい下落又は実質価額の著しい低下により評価額の引下げが求められる場合には、当該外貨建有価証券の時価又は実質価額は、外国通貨による時価又は実質価額を決算時の為替</p>	<p>(1) 換算方法</p> <p>外国通貨、外貨建金銭債権債務、外貨建有価証券及び外貨建デリバティブ取引等の金融商品については、決算時において、原則として、次の処理を行う。ただし、外貨建金銭債権債務と為替予約等との関係が金融商品に係る会計基準における「ヘッジ会計の要件」を充たしている場合には、当該外貨建金銭債権債務等についてヘッジ会計を適用することができる。（注4）（注5）（注6）（注7）（注8）</p> <p>① 外国通貨</p> <p>外国通貨については、決算時の為替相場による円換算額を付する。</p> <p>② 外貨建金銭債権債務（外貨預金を含む。以下同じ。）</p> <p>外貨建金銭債権債務については、決算時の為替相場による円換算額を付する。ただし、外貨建自社発行社債のうち転換請求期間満了前の転換社債（転換請求の可能性がないと認められるものを除く。）については、発行時の為替相場による円換算額を付する。（注9）</p> <p>③ 外貨建有価証券</p> <p>イ 満期保有目的の外貨建債券については、決算時の為替相場による円換算額を付する。</p>	

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
		<p>相場により円換算した額による。 （指針 76）</p>	<p>（注 9）</p> <p>ロ 売買目的有価証券及びその他有価証券については、外国通貨による時価を決算時の為替相場により円換算した額を付する。</p> <p>ハ 子会社株式及び関連会社株式については、取得時の為替相場による円換算額を付する。</p> <p>ニ 外貨建有価証券について時価の著しい下落又は実質価額の著しい低下により評価額の引下げが求められる場合には、当該外貨建有価証券の時価又は実質価額は、外国通貨による時価又は実質価額を決算時の為替相場により円換算した額による。</p> <p>④ デリバティブ取引等</p> <p>デリバティブ取引等①から③に掲げるもの以外の外貨建ての金融商品の時価評価においては、外国通貨による時価を決算時の為替相場により円換算するものとする。</p> <p>（注 4）外貨建金銭債権債務について 略</p> <p>（注 5）為替予約等について 略</p> <p>（注 6）ヘッジ会計の方法について 略</p> <p>（注 7）為替予約等の振当処理について 略</p> <p>（注 8）決算時の直物為替相場について 略</p>	

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
			<p>（注 9）償却原価法における償却額の換算について</p> <p>外貨建金銭債権債務及び外貨建債券について償却原価法を適用する場合における償却額は、外国通貨による償却額を期中平均相場により円換算した額による</p> <p>（外貨建取引等会計処理基準（企業会計審議会）－ 2（1）、（注 9））</p>	
	<p>換算差額の処理</p>	<p>換算差額及び決済差損益は、原則として、営業外損益の部において当期の為替差損益として処理する。ただし、有価証券を時価で計上した場合の評価差額に含まれる換算差額は、当該評価差額に関する処理方法に従う。</p> <p>（指針 77）</p>	<p>2 決算時の処理</p> <p>（2）換算差額の処理</p> <p>決算時における換算によって生じた換算差額は、原則として、当期の為替差損益として処理する。ただし、有価証券の時価の著しい下落又は実質価額の著しい低下により、決算時の為替相場による換算を行ったことによって生じた換算差額は、当期の有価証券の評価損として処理する。また、金融商品に係る会計基準による時価評価に係る評価差額に含まれる換算差額については、原則として、当該評価差額に関する処理方法に従うものとする。</p> <p>（注 10）</p> <p>3 決済に伴う損益の処理</p> <p>外貨建金銭債権債務の決済（外国通貨の円</p>	<p>NA</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
			<p>転換を含む。)に伴って生じた損益は、原則として、当期の為替差損益として処理する。</p> <p>(注 10) その他有価証券に属する債券の換算差額の処理について</p> <p>その他有価証券に属する債券については、外国通貨による時価を決算時の為替相場で換算した金額のうち、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の換算差額については為替差損益として処理することができる。</p> <p>(外貨建取引等会計処理基準（企業会計審議会）－ 2 (2)、3、(注 10) )</p>	
	ヘッジ会計	<p>外貨建取引に係る外貨建金銭債権債務と為替予約等との関係がヘッジ会計の要件を充たしている場合には、当該外貨建取引についてヘッジ会計を適用することができる。また、為替予約等により確定する決済時における円貨額により金銭債権債務等を換算し直物相場との差額を期間配分する方法（振当処理）によることもできる。</p> <p>(指針 78)</p>	<p>(1. ヘッジ会計の意義)</p> <p>29. ヘッジ会計とは、ヘッジ取引のうち一定の要件を充たすもの<sup>(注 11)</sup>について、ヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益を同一の会計期間に認識し、ヘッジの効果を会計に反映させるための特殊な会計処理をいう。</p> <p>(2. ヘッジ対象)</p> <p>30. ヘッジ会計が適用されるヘッジ対象は、相場変動等による損失の可能性がある資産又は負債で、当該資産又は負債に係る相場変動</p>	NA

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
			<p>等が評価に反映されていないもの、相場変動等が評価に反映されているが評価差額が損益として処理されないもの若しくは当該資産又は負債に係るキャッシュ・フローが固定されその変動が回避されるものである。なお、ヘッジ対象には、予定取引（注12）により発生が見込まれる資産又は負債も含まれる。</p> <p>（3. ヘッジ会計の要件）</p> <p>31. ヘッジ取引にヘッジ会計が適用されるのは、次の要件がすべて満たされた場合とする。</p> <p>（1）ヘッジ取引時において、ヘッジ取引が企業のリスク管理方針に従ったものであることが、次のいずれかによって客観的に認められること</p> <p>① 当該取引が企業のリスク管理方針に従ったものであることが、文書により確認できること</p> <p>② 企業のリスク管理方針に関して明確な内部規定及び内部統制組織が存在し、当該取引がこれに従って処理されることが期待されること</p> <p>（2）ヘッジ取引時以降において、ヘッジ対象とヘッジ手段の損益が高い程度で相殺され</p>	

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
			<p>る状態又はヘッジ対象のキャッシュ・フローが固定されその変動が回避される状態が引き続き認められることによって、ヘッジ手段の効果が定期的に確認されていること</p> <p>（4. ヘッジ会計の方法）  （（1）ヘッジ取引に係る損益認識時点）</p> <p>32. ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法による（注13）（注14）。</p> <p>ただし、ヘッジ対象である資産又は負債に係る相場変動等を損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識することもできる。</p> <p>なお、純資産の部に計上されるヘッジ手段に係る損益又は評価差額については、税効果会計を適用しなければならない。</p> <p>（（2）ヘッジ会計の要件が充たされなくなったときの会計処理）</p> <p>33. ヘッジ会計の要件が充たされなくなったときには、ヘッジ会計の要件が充たされてい</p>	

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
			<p>た間のヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで引き続き繰り延べる。</p> <p>ただし、繰り延べられたヘッジ手段に係る損益又は評価差額について、ヘッジ対象に係る含み益が減少することによりヘッジ会計の終了時点で重要な損失が生じるおそれがあるときは、当該損失部分を見積り、当期の損失として処理しなければならない。</p> <p>（3）ヘッジ会計の終了）</p> <p>34. ヘッジ会計は、ヘッジ対象が消滅したときに終了し、繰り延べられているヘッジ手段に係る損益又は評価差額は当期の損益として処理しなければならない。また、ヘッジ対象である予定取引が実行されないことが明らかになったときにおいても同様に処理する。</p> <p>（注11）ヘッジ取引について</p> <p>ヘッジ取引についてヘッジ会計が適用されるためには、ヘッジ対象が相場変動等による損失の可能性にさらされており、ヘッジ対象とヘッジ手段とのそれぞれに生じる損益が互いに相殺されるか又はヘッジ手段によりヘッ</p>	

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
			<p>ジ対象のキャッシュ・フローが固定されその変動が回避される関係になければならない。</p> <p>なお、ヘッジ対象が複数の資産又は負債から構成されている場合は、個々の資産又は負債が共通の相場変動等による損失の可能性にさらされており、かつ、その相場変動等に対して同様に反応することが予想されるものでなければならぬ。</p> <p>（注 12） 予定取引について</p> <p>予定取引とは、未履行の確定契約に係る取引及び契約は設立していないが、取引予定時期、取引予定物件、取引予定量、取引予定価格等の主要な取引条件が合理的に予測可能であり、かつ、それが実行される可能性が極めて高い取引をいう。</p> <p>（注 13） 複数の資産又は負債から構成されているヘッジ対象に係るヘッジ会計の方法について</p> <p>複数の資産又は負債から構成されているヘッジ対象をヘッジしている場合には、ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、損益が認識された個々の資産又は負債に合理的な方法により配分する。</p> <p>（注 14） 金利スワップについて</p>	

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）			
			<p>資産又は負債に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用されている金利スワップが金利変換の対象となる資産又は負債とヘッジ会計の要件を充たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件（利率、利息の受払日等）及び契約期間が当該資産又は負債とほぼ同一である場合には、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産又は負債に係る利息に加減して処理することができる。</p> <p>（金融商品に関する会計基準（企業会計基準第 10 号）第 29 項～第 34 項、（注 11）～（注 14））</p>				
	<p>会計処理と法人税法上の取扱い</p>	<p>会計処理が特殊な項目を除き決算時の為替相場により換算するのに対して、法人税法は外貨建資産等の期末換算に関して、外貨建資産等を一年基準により短期と長期とに分類した上で、期末換算の方法を規定している。</p> <p>しかし、外貨建その他有価証券を除き、換算方法等を税務署長に届け出ることにより、本指針の会計処理と法人税法上の取扱いを一致させることができる。</p> <table border="1" data-bbox="412 1390 943 1436"> <tr> <td data-bbox="412 1390 678 1436">外貨建資産等の区分</td> <td data-bbox="678 1390 813 1436">会計上の</td> <td data-bbox="813 1390 943 1436">法人税法上</td> </tr> </table>	外貨建資産等の区分	会計上の	法人税法上	NA	NA
外貨建資産等の区分	会計上の	法人税法上					

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）			企業会計基準	会社計算規則（会社法）
			換算方法	の換算方法		
			外国通貨	決算時の為替相場により換算	期末時換算法	
		外貨預金	短期外貨預金	決算時の為替相場により換算（ただし、旧商法による転換社債について	期末時換算法（法定換算方法）又は発生時換算法	
			上記以外のもの	は、発行時の為替相場）	期末時換算法又は発生時換算法（法定換算方法）	
		外貨建債権債務	短期外貨建債権債務	決算時の為替相場により換算（ただし、旧商法による転換社債について	期末時換算法（法定換算方法）又は発生時換算法	
			上記以外のもの	は、発行時	期末時換算法（法定換	

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）				企業会計基準	会社計算規則（会社法）
				の為替相場)	算方法) 又は 発生時換算法		
			売買目的 有価証券	期末時価を 決算時の為 替相場によ り換算	期末時換算 法		
		外貨建 有価証券	償還期 限及び 償還金 額のあ るもの （満期 保有目 的）	取得原価 又は 償却原価を 決算時の為 替相場によ り換算	発生時換算 法（法定 算法）		
				償還期 限及び 償還金 額のあ るもの （満期 保有目 的外）		期末時価を 決算時の為 替相場によ り換算 （原則：換 算差額は純 資産の部に 計上、例	又は 期末時換算 法
			売買目的 外有価証券				

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）			企業会計基準	会社計算規則（会社法）	
				(注 2) 外：換算差額は当期の損益)			
			償還期限及び償還金額のないもの（株式）(注 2)	期末時価を決算時の為替相場により換算（換算差額は純資産の部に計上）	発生時換算法		
			子会社株式及び関連会社株式	取得原価を取得時の為替相場により換算			
		<p>(注 1) 外貨建取引、外貨建債券、外貨建債務、外貨建有価証券、発生時換算法及び期末時換算法とは、原則として、法人税法第 61 条の 8「外貨建取引の換算」第 1 項及び同法第 61 条の 9「外貨建資産等の期末換算差益又は期末換算差損の益金又は損金算入等」第 1 項に定めるものをいう。また、保有期間等が 1 年超であるか否かについては、期末時点で</p>					

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
		判断する。 （注 2）会計上は「その他有価証券」である。 （指針 79）		
組織再編の会計（企業結合会計及び事業分離会計）	企業結合会計	<p>(1) 企業結合会計の概要</p> <p>企業結合とは、ある企業又はある企業を構成する事業と他の企業又は他の企業を構成する事業とが1つの報告単位に統合されることをいう。企業結合の形式としては、合併、会社分割、事業譲渡、株式交換、株式移転などの組織再編がある。</p> <p>会計上は、このような組織再編の形式にかかわらず、企業結合の会計上の分類（取得、共同支配企業の形成、共通支配下の取引等）に基づき結合企業（吸収合併存続会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、事業譲受会社など）に適用すべき会計処理が決定される。したがって、ある企業結合が行われた場合、それがどの企業結合の会計上の分類に該当するのかを識別することが必要になる。</p> <p>(2) 資産及び負債の受入れに関する会計処理</p> <p>企業結合が取得と判定された場合には、結合企業は被結合企業（吸収合併消滅会社、吸収分割会社、新設分割会社、事業譲渡会社な</p>	<p>（取得原価の算定） （基本原則）</p> <p>23. 被取得企業又は取得した事業の取得原価は、原則として、取得の対価（支払対価）となる財の企業結合日における時価で算定する。支払対価が現金以外の資産の引渡し、負債の引受け又は株式の交付の場合には、支払対価となる財の時価と被取得企業又は取得した事業の時価のうち、より高い信頼性をもって測定可能な時価で算定する。</p> <p>（株式の交換の場合の算定方法）</p> <p>24. 市場価格のある取得企業等の株式が取得の対価として交付される場合には、取得の対価となる財の時価は、原則として、企業結合日における株価を基礎にして算定する。</p> <p>（取得が複数の取引により達成された場合（段階取得）の会計処理）</p> <p>25. 取得が複数の取引により達成された場合（以下「段階取得」という。）における被取</p>	<p>第十一条</p> <p>会社は、吸収型再編、新設型再編又は事業の譲受けをする場合において、適正な額ののれんを資産又は負債として計上することができる。</p> <p>第十二条</p> <p>会社は、吸収分割、株式交換、新設分割、株式移転又は事業の譲渡の対価として株式又は持分を取得する場合において、当該株式又は持分に係る適正な額の特別勘定を負債として計上することができる。</p> <p>第三十五条</p> <p>吸収型再編対価の全部又は一部が吸収合併存続会社の株式又は持分である場合には、吸収合併存続会社において変動する株主資本等の総額（次項において「株主資本等変動額」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法に従い定まる額とする。</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
		<p>ど）から受け入れる資産及び負債に企業結合日の時価を付さなければならない。ただし、取得と判定された場合であっても、結合企業（取得企業）が受け入れる資産及び負債について、以下のいずれかの要件を満たす場合には、被結合企業（被取得企業）の適正な帳簿価額を付すことができる。</p> <p>① 企業結合日の時価と被結合企業の適正な帳簿価額との間に重要な差異がないと見込まれるとき</p> <p>② 時価の算定が困難なとき</p> <p>また、取得以外の企業結合の場合には、被結合企業の適正な帳簿価額を付さなければならない。ここで、適正な帳簿価額とは、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を斟酌して算定された帳簿価額をいう。したがって、企業会計の基準等に照らして帳簿価額に誤りがある場合には、その引継ぎに際して修正を行うことになる。</p> <p>このように、結合企業が受け入れる資産及び負債を時価以下の範囲で適宜に評価替えるような会計処理は認められない。</p> <p>(3) 対価の支払いに関する会計処理</p>	<p>得企業の取得原価の算定は、次のように行う。</p> <p>(1) 個別財務諸表上、支配を獲得するに至った個々の取引ごとの原価の合計額をもって、被取得企業の取得原価とする。</p> <p>(2) 連結財務諸表上、支配を獲得するに至った個々の取引すべての企業結合日における時価をもって、被取得企業の取得原価を算定する。なお、当該被取得企業の取得原価と、支配を獲得するに至った個々の取引ごとの原価の合計額（持分法適用関連会社と企業結合した場合には、持分法による評価額）との差額は、当期の段階取得に係る損益として処理する。</p> <p>（取得に要した支出額の会計処理）</p> <p>26. 取得とされた企業結合に直接要した支出額のうち、取得の対価性が認められる外部のアドバイザー等に支払った特定の報酬・手数料等は取得原価に含め、それ以外の支出額は発生時の事業年度の費用として処理する。</p> <p>（条件付取得対価の会計処理）</p> <p>27. 条件付取得対価の会計処理は、次のように行う。</p>	<p>一 当該吸収合併が支配取得に該当する場合（吸収合併消滅会社による支配取得に該当する場合を除く。）吸収型再編対価時価又は吸収型再編対象財産の時価を基礎として算定する方法</p> <p>二 吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社が共通支配下関係にある場合 吸収型再編対象財産の吸収合併の直前の帳簿価額を基礎として算定する方法（前号に定める方法によるべき部分にあっては、当該方法）</p> <p>三 前二号に掲げる場合以外の場合 前号に定める方法</p> <p>2 前項の場合には、吸収合併存続会社の資本金及び資本剰余金の増加額は、株主資本等変動額の範囲内で、吸収合併存続会社が吸収合併契約の定めに従いそれぞれ定めた額とし、利益剰余金の額は変動しないものとする。ただし、株主資本等変動額が零未満の場合には、当該株主資本等変動額のうち、対価自己株式の処分により生ずる差損の額をその他資本剰余金（当該吸収合併存続会社が持分会社の場合にあつては、資本剰余金。次条において同じ。）の減少額とし、その余の額をその他利益剰余金（当該吸収合併存続会社が持分会社</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
		<p>企業結合が取得と判定された場合及び共通支配下の取引等のうち少数株主との取引（親会社と子会社が合併する場合で、少数株主が保有する子会社株式を交換する取引など）に該当する場合には、結合企業が交付する株式等の財は時価で測定しなければならない。ただし、株式等の財の時価の算定が困難な場合には、（2）により算定された資産及び負債の時価を基礎とした評価額（時価の算定が困難な場合には適正な帳簿価額による純資産額）を用いることができる。</p> <p>（4） 増加する株主資本の会計処理</p> <p>企業結合が取得と判定された場合で対価として株式を交付したときは、払込資本（資本金、資本準備金及びその他資本剰余金のいずれか）を増加させる。</p> <p>（指針 80）</p>	<p>（1） 将来の業績に依存する条件付取得対価 条件付取得対価が企業結合契約締結後の将来の業績に依存する場合には、条件付取得対価の交付又は引渡しが確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、支払対価を取得原価として追加的に認識するとともに、のれん又は負ののれんを追加的に認識する。</p> <p>（2） 特定の株式又は社債の市場価格に依存する条件付取得対価 条件付取得対価が特定の株式又は社債の市場価格に依存する場合には、条件付取得対価の交付又は引渡しが確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、次の処理を行う。</p> <p>① 追加で交付可能となった条件付取得対価を、その時点の時価に基づき認識する。</p> <p>② 企業結合日現在で交付している株式又は社債をその時点の時価に修正し、当該修正により生じた社債プレミアムの減少額又はディスカウントの増加額を将来にわたって規則的に償却する。</p> <p>（企業結合に関する会計基準（企業会計基準第 21 号）第 23 項～第 27 項）</p>	<p>の場合にあっては、利益剰余金。次条において同じ。）の減少額とし、資本金、資本準備金及び利益準備金の額は変動しないものとする。</p> <p>第三十六条</p> <p>前条の規定にかかわらず、吸収型再編対価の全部が吸収合併存続会社の株式又は持分である場合であって、吸収合併消滅会社における吸収合併の直前の株主資本等を引き継ぐものとして計算することが適切であるときには、吸収合併の直前の吸収合併消滅会社の資本金、資本剰余金及び利益剰余金の額をそれぞれ当該吸収合併存続会社の資本金、資本剰余金及び利益剰余金の変動額とすることができる。ただし、対価自己株式又は先行取得分株式等がある場合にあっては、当該対価自己株式又は当該先行取得分株式等の帳簿価額を吸収合併の直前の吸収合併消滅会社のその他資本剰余金の額から減じて得た額を吸収合併存続会社のその他資本剰余金の変動額とする。</p> <p>2 吸収型再編対価が存しない場合であって、吸収合併消滅会社における吸収合併の直前の</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
				<p>株主資本等を引き継ぐものとして計算することが適切であるときには、吸収合併の直前の吸収合併消滅会社の資本金及び資本剰余金の合計額を当該吸収合併存続会社のその他資本剰余金の変動額とし、吸収合併の直前の利益剰余金の額を当該吸収合併存続会社のその他利益剰余金の変動額とすることができる。ただし、先行取得分株式等がある場合にあっては、当該先行取得分株式等の帳簿価額を吸収合併の直前の吸収合併消滅会社の資本金及び資本剰余金の合計額から減じて得た額を吸収合併存続会社のその他資本剰余金の変動額とする。</p> <p>第四十五条</p> <p>新設合併が支配取得に該当する場合には、新設合併設立会社の設立時の株主資本等の総額は、次の各号に掲げる部分の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額（次項において「株主資本等変動額」という。）とする。</p> <p>一 新設合併取得会社に係る部分 当該新設合併取得会社の財産の新設合併の直前の帳簿価額を基礎として算定する方法に従い定まる額</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
				<p>二 新設合併取得会社以外の新設合併消滅会社に係る部分 当該新設合併消滅会社の株主等に交付される新設型再編対価時価又は新設型再編対象財産の時価を基礎として算定する方法に従い定まる額</p> <p>2 前項の場合には、当該新設合併設立会社の設立時の資本金及び資本剰余金の額は、株主資本等変動額の範囲内で、新設合併消滅会社が新設合併契約の定めに従いそれぞれ定めた額とし、利益剰余金の額は零とする。ただし、株主資本等変動額が零未満の場合には、当該額を設立時のその他利益剰余金（当該新設合併設立会社が持分会社の場合にあっては、利益剰余金。第四十七条第二項において同じ。）の額とし、資本金、資本剰余金及び利益準備金の額は零とする。</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、第一項の場合であって、新設合併取得会社の株主等に交付する新設型再編対価の全部が新設合併設立会社の株式又は持分であるときは、新設合併設立会社の設立時の資本金、資本剰余金及び利益剰余金の額は、次の各号に掲げる部分の区分に応じ、当該各号に定める規定を準用してそれぞれ算定される額の合計額とすることが</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
				<p>できる。</p> <p>一 新設合併取得会社に係る部分 第四十七条</p> <p>二 新設合併取得会社以外の新設合併消滅会社に係る部分 第一項（同項第一号に係る部分を除く。）及び前項</p> <p>第四十六条</p> <p>新設合併消滅会社の全部が共通支配下関係にある場合には、新設合併設立会社の設立時の株主資本等の総額は、新設型再編対象財産の新設合併の直前の帳簿価額を基礎として算定する方法（前条第一項第二号に規定する方法によるべき部分にあつては、当該方法）に従い定まる額とする。</p> <p>2 前項の場合には、新設合併設立会社の設立時の資本金、資本剰余金及び利益剰余金の額は、次の各号に掲げる部分の区分に応じ、当該各号に定める規定を準用してそれぞれ算定される額の合計額とする。</p> <p>一 株主資本承継消滅会社に係る部分 次条第一項</p> <p>二 非株主資本承継消滅会社に係る部分 前条第二項</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
				<p>第四十七条</p> <p>前条第一項の場合であって、新設型再編対価の全部が新設合併設立会社の株式又は持分であり、かつ、新設合併消滅会社における新設合併の直前の株主資本等を引き継ぐものとして計算することが適切であるときには、新設合併の直前の各新設合併消滅会社の資本金、資本剰余金及び利益剰余金の額の合計額をそれぞれ当該新設合併設立会社の設立時の資本金、資本剰余金及び利益剰余金の額とすることができる。ただし、先行取得分株式等がある場合にあつては、当該先行取得分株式等の帳簿価額を新設合併の直前の各新設合併消滅会社のその他資本剰余金（当該新設合併設立会社が持分会社の場合にあつては、資本剰余金。以下この条において同じ。）の合計額から減じて得た額を新設合併設立会社の設立時のその他資本剰余金の額とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項の場合であつて、非対価交付消滅会社があるときには、当該非対価交付消滅会社の資本金及び資本剰余金の合計額を当該非対価交付消滅会社のその他資本剰余金の額とみなし、当該非対価交</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
				<p>付消滅会社の利益剰余金の額を当該非対価交付消滅会社のその他利益剰余金の額とみなして、同項の規定を適用する。</p> <p>第四十八条 第四十五条第一項及び第四十六条第一項に規定する場合以外の場合には、新設合併設立会社の設立時の資本金、資本剰余金及び利益剰余金の額は、同条及び前条の定めるところにより計算する。</p>
	事業分離会計	<p>(1) 事業分離会計の概要 事業分離とは、ある企業を構成する事業を他の企業（新設される企業を含む。）に移転することをいう。事業分離には、会社分割、事業譲渡などの組織再編がある。</p> <p>会計上は、分離元企業（吸収分割会社、新設分割会社、事業譲渡会社など）にとって、移転した事業に対する投資が継続しているか、それとも清算されたのかにより、適用すべき会計処理が決定される。</p> <p>(2) 投資が継続している場合の会計処理 投資が継続していると判定された場合には、分離元企業が分離先企業（吸収分割承継会社、新設分割設立会社、事業譲受会社など）</p>	<p>10. 分離元企業は、事業分離日に、次のように会計処理する。</p> <p>(1) 移転した事業に関する投資が清算されたとみられる場合には、その事業を分離先企業に移転したことにより受け取った対価となる財の時価と、移転した事業に係る株主資本相当額（移転した事業に係る資産及び負債の移転直前の適正な帳簿価額による差額から、当該事業に係る評価・換算差額等及び新株予約権を控除した額をいう。以下同じ。）との差額を移転損益として認識するとともに、改めて当該受取対価の時価にて投資を行ったものとする。</p> <p>現金など、移転した事業と明らかに異なる</p>	<p>第三十七条 吸収型再編対価の全部又は一部が吸収分割承継会社の株式又は持分である場合には、吸収分割承継会社において変動する株主資本等の総額（次項において「株主資本等変動額」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法に従い定まる額とする。</p> <p>一 当該吸収分割が支配取得に該当する場合（吸収分割会社による支配取得に該当する場合を除く。） 吸収型再編対価時価又は吸収型再編対象財産の時価を基礎として算定する方法</p> <p>二 前号に掲げる場合以外の場合であって、</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
		<p>から受け取った対価は、移転した事業の適正な帳簿価額に基づいて算定することになるため、財務諸表上、移転損益は発生しない。分離元企業が対価として株式のみを受け取り、その株式が子会社株式や関連会社株式に該当する場合には、投資は継続しているものとみなされる。</p> <p>(3) 投資が清算された場合の会計処理</p> <p>投資が清算されたと判定された場合には、分離元企業が分離先企業から受け取った対価は時価で評価され、移転した事業の適正な帳簿価額との差額が移転損益として計上される。分離元企業が受け取った対価が現金等の財産である場合には、通常、投資が清算されたものとみなされる。</p> <p>(指針 81)</p>	<p>資産を対価として受け取る場合には、投資が清算されたとみなされる（第 14 項から第 16 項及び第 23 項参照）。ただし、事業分離後においても、分離元企業の継続的関与（分離元企業が、移転した事業又は分離先企業に対して、事業分離後も引き続き関与すること）があり、それが重要であることによって、移転した事業に係る成果の変動性を従来と同様に負っている場合には、投資が清算されたとみなされず、移転損益は認識されない。</p> <p>(2) 移転した事業に関する投資がそのまま継続しているとみる場合、移転損益を認識せず、その事業を分離先企業に移転したことにより受け取る資産の取得原価は、移転した事業に係る株主資本相当額に基づいて算定するものとする。</p> <p>子会社株式や関連会社株式となる分離先企業の株式のみを対価として受け取る場合には、当該株式を通じて、移転した事業に関する事業投資を引き続き行っていると考えられることから、当該事業に関する投資が継続しているとみなされる（第 17 項から第 22 項参照）。</p> <p>いずれの場合においても、分離元企業にお</p>	<p>吸収型再編対象財産に時価を付すべきとき前号に定める方法</p> <p>三 吸収分割承継会社と吸収分割会社が共通支配下関係にある場合（前号に掲げる場合を除く。） 吸収型再編対象財産の吸収分割の直前の帳簿価額を基礎として算定する方法（第一号に定める方法によるべき部分にあっては、当該方法）</p> <p>四 前三号に掲げる場合以外の場合 前号に定める方法</p> <p>2 前項の場合には、吸収分割承継会社の資本金及び資本剰余金の増加額は、株主資本等変動額の範囲内で、吸収分割承継会社が吸収分割契約の定めに従いそれぞれ定めた額とし、利益剰余金の額は変動しないものとする。ただし、株主資本等変動額が零未満の場合には、当該株主資本等変動額のうち、対価自己株式の処分により生ずる差損の額をその他資本剰余金（当該吸収分割承継会社が持分会社の場合にあっては、資本剰余金。次条において同じ。）の減少額とし、その余の額をその他利益剰余金（当該吸収分割承継会社が持分会社の場合にあっては、利益剰余金。次条において同じ。）の減少額とし、資本金、資本準備</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
			<p>いて、事業分離により移転した事業に係る資産及び負債の帳簿価額は、事業分離日の前日において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した適正な帳簿価額のうち、移転する事業に係る金額を合理的に区分して算定する。</p> <p>11. 事業分離に要した支出額は、発生時の事業年度の費用として処理する。</p> <p>12. 移転損益を認識する場合の受取対価となる財の時価は、受取対価が現金以外の資産等の場合には、受取対価となる財の時価と移転した事業の時価のうち、より高い信頼性をもって測定可能な時価で算定する。</p> <p>13. 市場価格のある分離先企業の株式が受取対価とされる場合には、受取対価となる財の時価は、事業分離日の株価を基礎にして算定する。</p> <p>（事業分離等に関する会計基準（企業会計基準第 7 号）第 10 項～第 13 項）</p>	<p>金及び利益準備金の額は変動しないものとする。</p> <p>第三十八条 前条の規定にかかわらず、分割型吸収分割における吸収型再編対価の全部が吸収分割承継会社の株式又は持分である場合であって、吸収分割会社における吸収分割の直前の株主資本等の全部又は一部を引き継ぐものとして計算することが適切であるときには、分割型吸収分割により変動する吸収分割会社の資本金、資本剰余金及び利益剰余金の額をそれぞれ当該吸収分割承継会社の資本金、資本剰余金及び利益剰余金の変動額とすることができる。ただし、対価自己株式がある場合にあっては、当該対価自己株式の帳簿価額を吸収分割により変動する吸収分割会社のその他資本剰余金の額から減じて得た額を吸収分割承継会社のその他資本剰余金の変動額とする。</p> <p>2 吸収型再編対価が存しない場合であって、吸収分割会社における吸収分割の直前の株主資本等の全部又は一部を引き継ぐものとして計算することが適切であるときには、吸収分割により変動する吸収分割会社の資本金及び</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
				<p>資本剰余金の合計額を当該吸収分割承継会社のその他資本剰余金の変動額とし、吸収分割により変動する吸収分割会社の利益剰余金の額を当該吸収分割承継会社のその他利益剰余金の変動額とすることができる。</p> <p>3 前二項の場合の吸収分割会社における吸収分割に際しての資本金、資本剰余金又は利益剰余金の額の変更に関しては、法第二編第五章第三節第二款の規定その他の法の規定に従うものとする。</p> <p>第四十九条  新設分割設立会社（二以上の会社が新設分割する場合における新設分割設立会社を除く。以下この条及び次条において同じ。）の設立時における株主資本等の総額は、新設型再編対象財産の新設分割会社における新設分割の直前の帳簿価額を基礎として算定する方法（当該新設型再編対象財産に時価を付すべき場合にあっては、新設型再編対価時価又は新設型再編対象財産の時価を基礎として算定する方法）に従い定まる額（次項において「株主資本等変動額」という。）とする。</p> <p>2 前項の場合には、新設分割設立会社の資本</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
				<p>金及び資本剰余金の額は、株主資本等変動額の範囲内で、新設分割会社が新設分割計画の定めに従いそれぞれ定めた額とし、利益剰余金の額は零とする。ただし、株主資本等変動額が零未満の場合には、当該株主資本等変動額をその他利益剰余金（新設分割設立会社が持分会社である場合にあっては、利益剰余金）の額とし、資本金、資本剰余金及び利益準備金の額は零とする。</p> <p>第五十条</p> <p>前条の規定にかかわらず、分割型新設分割の新設型再編対価の全部が新設分割設立会社の株式又は持分である場合であって、新設分割会社における新設分割の直前の株主資本等の全部又は一部を引き継ぐものとして計算することが適切であるときには、分割型新設分割により変動する新設分割会社の資本金、資本剰余金及び利益剰余金の額をそれぞれ新設分割設立会社の設立時の資本金、資本剰余金及び利益剰余金の額とすることができる。</p> <p>2 前項の場合の新設分割会社における新設分割に際しての資本金、資本剰余金又は利益剰余金の額の変更に関しては、法第二編第五</p>

区分	項目	中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）	企業会計基準	会社計算規則（会社法）
				<p>章第三節第二款の規定その他の法の規定に従うものとする。</p> <p>第五十一条</p> <p>二以上の会社が新設分割をする場合には、次に掲げるところに従い、新設分割設立会社の株主資本又は社員資本を計算するものとする。</p> <p>一 仮に各新設分割会社が他の新設分割会社と共同しないで新設分割を行うことによって会社を設立するものとみなして、当該会社（以下この条において「仮会社」という。）の計算を行う。</p> <p>二 各仮会社が新設合併をすることにより設立される会社が新設分割設立会社となるものとみなして、当該新設分割設立会社の計算を行う。</p>

## 旧商法施行規則（旧商法）／法人税法等／企業会計原則の比較

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
金銭 債権	金銭債権 の定義	NA	NA	NA
	貸借対照 表価額	<p>第三十条</p> <p>金銭債権については、その債権金額を付さなければならない。ただし、債権金額より高い代金で買入れたときは相当の増額を、債権金額より低い代金で買入れたときその他相当の理由があるときは相当の減額をすることができる。</p> <p>2 前項の場合において、金銭債権につき取立不能のおそれがあるときは、取り立てることができない見込額を控除しなければならない。</p> <p>3 市場価格のある金銭債権については、第一項の規定にかかわらず、時価を付するものとすることができる。</p>	NA	<p>第三 貸借対照表原則</p> <p>五 資産の貸借対照表価額</p> <p>貸借対照表に記載する資産の額は、原則として、当該資産の取得原価を基礎として計上しなければならない。</p> <p>資産の取得原価は、資産の種類に応じた費用配分の原則によって、各事業年度に配分しなければならない。繰越資産についても、これに準じて、各事業年度に均等額以上を配分しなければならない。<sup>(注20)</sup></p> <p>A～B 略</p> <p>C 受取手形、売掛金その他の債権の貸借対照表価額は、債権金額又は取得価額から正常な貸倒見積高を控除した金額とする。<sup>(注23)</sup></p> <p>D～F 略</p> <p>(注20) 減価償却の方法について 略</p> <p>(注23) 債権の貸借対象法価額について 略</p>
	取得価額	NA	基通 2-1-34	(注23) 債権の貸借対照表価額について (貸

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
	と債権金額とが異なる場合の処理		<p>金銭債権をその債権金額に満たない価額で取得した場合又は債権金額を超える価額で取得した場合において、その債権金額とその取得に要した価額との差額に相当する金額（実質的な贈与と認められる部分の金額を除く。以下2-1-34において「取得差額」という。）の全部又は一部が金利の調整により生じたものと認められるときは、当該金銭債権に係る支払期日までの期間の経過に応じ、利息法又は定額法に基づき当該取得差額の範囲内において金利の調整により生じた部分の金額（以下2-1-34において「調整差額」という。）を益金の額又は損金の額に算入する。（略）</p> <p>（基本通達・法人税法2-1-34）</p>	<p>借対照表原則 五のC)</p> <p>債権については、債権金額より低い価額で取得したときその他これに類する場合には、当該価額をもって貸借対照表価額とすることができる。この場合においては、その差額に相当する金額を弁済期に至るまで每期一定の方法で逐次貸借対照表価額に加算することができる。</p>
	時価評価	<p>第三十条</p> <p>1~2 略</p> <p>3 市場価格のある金銭債権については、第一項の規定にかかわらず、時価を付するものとすることができる。</p>	NA	NA
	金銭債権の譲渡	NA	<p>基通2-1-44</p> <p>法人が金融資産（金融商品である資産をいう。以下この章において同じ。）の売却等の契約をした場合において、当該契約により当該金融資産に係る権利の支配が他の者に移転</p>	NA

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>したときは、当該金融資産の売却等による消滅を認識するのであるから、原則として、次に掲げる要件のすべてを満たしているときは、当該売却等に伴い収受する金銭等の額又は当該売却等の直前の当該金融資産の帳簿価額は、当該事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。</p> <p>(1) ~ (2) 略</p> <p>(基本通達・法人税法 2-1-44)</p>	
	<p>貸借対照表上の表示</p>	<p>第五十三条</p> <p>売掛金、受取手形その他営業取引によって生じた金銭債権は、流動資産の部に記載しなければならない。ただし、これらの金銭債権のうち破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後一年以内に弁済を受けることができないことが明らかなものは、投資その他の資産の部に記載しなければならない。</p> <p>第五十四条</p> <p>預金、貸付金その他前条に掲げる金銭債権以外の金銭債権で、その履行期が決算期後一年以内に到来するもの又は到来すると認められるものは、流動資産の部に記載しなければ</p>	<p>NA</p>	<p>第三 貸借対照表原則</p> <p>四 貸借対照表科目の分類</p> <p>資産、負債及び資本の各科目は、一定の基準に従って明瞭に分類しなければならない。</p> <p>(一) 資産</p> <p>資産は、流動資産に属する資産、固定資産に属する資産及び繰延資産に属する資産に区別しなければならない。仮払金、未決算等の勘定を貸借対照表に記載するには、その性質を示す適当な科目で表示しなければならない。<sup>(注16)</sup></p> <p>A 現金預金、市場性ある有価証券で一時的所有のもの、取引先との通常の商取引によって生じた受取手形、売掛金等の債権、商品、製品、半製品、原材料、仕掛品等のたな卸資</p>

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
		<p>ならない。ただし、当初の履行期が一年を超えるもの又は超えると認められたものは、投資その他の資産の部に記載することができる。</p> <p>第五十五条 子会社（有限会社にあつては、有限子会社）に対する金銭債権で前二条の規定により流動資産の部に記載すべきものは、その金銭債権が属する科目ごとに、他の金銭債権と区別して記載しなければならない。ただし、その金銭債権が属する科目ごとに、又は二以上の科目について一括して、注記することを妨げない。</p> <p>2 前項の規定は、支配株主（有限会社にあつては、支配社員）に対する金銭債権で前二条の規定により流動資産の部に記載すべきものについて準用する。</p> <p>3 有報提出大会社は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定による記載又は注記に代えて、関係会社に対する金銭債権を、その金銭債権が属する科目ごとに他の金銭債権と区別して記載し、又はその金銭債権が属する科目ごとに若しくは二以上の科目に</p>		<p>産及び期限が一年以内に到来する債権は、流動資産に属するものとする。</p> <p>前払費用で一年以内に費用となるものは、流動資産に属するものとする。</p> <p>受取手形、売掛金その他流動資産に属する債権は、取引先との通常の商取引上の債権とその他の債権とに区別して表示しなければならない。</p> <p>B～C 略</p> <p>D 受取手形、売掛金その他の債権に対する貸倒引当金は、原則として、その債権が属する科目ごとに債権金額又は取得価額から控除する形式で記載する。<sup>(注17)</sup> <sup>(注18)</sup></p> <p>債権のうち、役員等企業の内部の者に対するものと親会社又は子会社に対するものは、特別の科目を設けて区別して表示し、又は注記の方法によりその内容を明瞭に示さなければならない。</p> <p>(二)～(三) 略</p> <p>(注16) 流動資産又は流動負債と固定資産又は固定負債とを区別する基準について 略</p> <p>(注17) 貸倒引当金又は減価償却累計額の控除形式について 略</p>

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
		<p>ついて一括して注記することを妨げない。</p> <p><b>第五十六条</b>            第五十三条及び第五十四条の規定により流動資産の部に記載した金銭債権について取立不能のおそれがある場合には、その金銭債権が属する科目ごとに、取立不能の見込額を控除する形式で記載しなければならない。ただし、取立不能の見込額を控除した残額のみを記載することを妨げない。</p> <p>2 前項ただし書の場合においては、取立不能の見込額を注記しなければならない。</p> <p>3 取立不能の見込額は、二以上の科目について一括して記載することを妨げない。</p> <p><b>第七十条</b>            第五十三条及び第五十四条の規定により流動資産の部に記載した金銭債権以外の金銭債権は、投資その他の資産の部に記載しなければならない。</p> <p>2 第五十五条及び第五十六条の規定は、前項の金銭債権について準用する。</p> <p><b>第七十一条</b></p>		<p>(注18) 引当金について 略</p>

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
		取締役、執行役又は監査役との間の取引による取締役、執行役及び監査役に対する金銭債権は、その総額を注記しなければならない。		
	デリバティブ	NA	<p>法人税法第六十一条の五</p> <p>内国法人がデリバティブ取引（金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値との差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、財務省令で定めるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を行つた場合において、当該デリバティブ取引のうち事業年度終了の時ににおいて決済されていないもの（第六十一条の八第二項（先物外国為替契約等により円換算額を確定させた外貨建取引の換算）の規定の適用を受ける場合における同項に規定する先物外国為替契約等に基づくものその他財務省令で定める取引（次項において「為替予約取引等」という。）を除く。以下この項において「未決済デリバティブ取引」という。）があるときは、その時ににおいて当該未決済デリバティブ取引を決済したものとみなして財務省令で定めるところにより算出</p>	NA

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>した利益の額又は損失の額に相当する金額 （次項において「みなし決済損益額」という。） は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。</p> <p>2～4 略</p> <p>法人税法第六十一条の六 内国法人が次に掲げる損失の額（以下この条において「ヘッジ対象資産等損失額」という。）を減少させるためにデリバティブ取引等を行つた場合（次条第一項の規定の適用がある場合を除くものとし、当該デリバティブ取引等が当該ヘッジ対象資産等損失額を減少させるために行つたものである旨その他財務省令で定める事項を財務省令で定めるところにより帳簿書類に記載した場合に限る。次項において同じ。）において、当該デリバティブ取引等を行つた時から事業年度終了の時までの間において当該ヘッジ対象資産等損失額を減少させようとする第一号に規定する資産若しくは負債又は第二号に規定する金銭につき譲渡若しくは消滅又は受取若しくは支払がなく、かつ、当該デリバティブ取引等が当該ヘッジ対象資産等損失額を減少させるために</p>	

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>有効であると認められる場合として政令で定める場合に該当するときは、当該デリバティブ取引等に係る利益額又は損失額（当該デリバティブ取引等の決済によつて生じた利益の額又は損失の額（第五項において「決済損益額」という。）、第六十一条の四第一項（有価証券の空売り等に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入等）に規定するみなし決済損益額、前条第一項に規定するみなし決済損益額及び第六十一条の九第二項（外貨建資産等の期末換算差額の益金又は損金算入）に規定する為替換算差額をいう。）のうち当該ヘッジ対象資産等損失額を減少させるために有効である部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額（次項において「有効決済損益額」という。）は、第六十一条の四第一項、前条第一項及び第六十一条の九第二項の規定にかかわらず、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入しない。</p> <p>一 資産（第六十一条第一項（短期売買商品の譲渡損益及び時価評価損益の益金又は損金算入）に規定する短期売買商品及び第六十一条の三第一項第一号（売買目的有価証券の評</p>	

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>価益又は評価損の益金又は損金算入等）に規定する売買目的有価証券を除く。次号において同じ。）又は負債の価額の変動（第六十一条の九第一項第一号ロに規定する期末時換算法により第六十一条の八第一項（外貨建取引の換算）に規定する円換算額への換算をする第六十一条の九第一項各号に掲げる資産又は負債（次号において「期末時換算資産等」という。）の価額の外国為替の売買相場の変動に基因する変動を除く。）に伴つて生ずるおそれのある損失</p> <p>二 資産の取得若しくは譲渡、負債の発生若しくは消滅、金利の受取若しくは支払その他これらに準ずるものに係る決済により受け取ることとなり、又は支払うこととなる金銭の額の変動（期末時換算資産等に係る外国為替の売買相場の変動に基因する変動を除く。）に伴つて生ずるおそれのある損失</p> <p>2～5 略</p> <p>（法人税法第 61 条の 5 第 1 項、第 61 条の 6 第 1 項）</p>	
貸倒 損失/ 貸倒	貸倒損失	<p>第五十六条</p> <p>第五十三条及び第五十四条の規定により流動資産の部に記載した金銭債権について取立</p>	<p>法人税法第五十二条</p> <p>内国法人が、更生計画認可の決定に基づいてその有する金銭債権の弁済を猶予され、又</p>	NA

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
引当 金		<p>不能のおそれがある場合には、その金銭債権が属する科目ごとに、取立不能の見込額を控除する形式で記載しなければならない。ただし、取立不能の見込額を控除した残額のみを記載することを妨げない。</p> <p>2 前項ただし書の場合においては、取立不能の見込額を注記しなければならない。</p> <p>3 取立不能の見込額は、二以上の科目について一括して記載することを妨げない。</p>	<p>は賦払により弁済される場合その他の政令で定める場合において、その一部につき貸倒れその他これに類する事由による損失が見込まれる金銭債権（当該金銭債権に係る債務者に対する他の金銭債権がある場合には当該他の金銭債権を含む。以下この条において「個別評価金銭債権」という。）のその損失の見込額として、各事業年度（被合併法人の適格合併に該当しない合併の日の前日の属する事業年度及び残余財産の確定（その残余財産の分配が適格現物分配に該当しないものに限る。次項において同じ。）の日の属する事業年度を除く。）において損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、当該繰り入れた金額のうち、当該事業年度終了の時ににおいて当該個別評価金銭債権の取立て又は弁済の見込みがないと認められる部分の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額（第五項において「個別貸倒引当金繰入限度額」という。）に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。</p> <p>2 内国法人が、その有する売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権（個別評価金銭</p>	

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>債権を除く。以下この条において「一括評価金銭債権」という。）の貸倒れによる損失の見込額として、各事業年度（被合併法人の適格合併に該当しない合併の日の前日の属する事業年度及び残余財産の確定の日の属する事業年度を除く。）において損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、当該繰り入れた金額のうち、当該事業年度終了の時に有する一括評価金銭債権の額及び最近における売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権の貸倒れによる損失の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額（第六項において「一括貸倒引当金繰入限度額」という。）に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。</p> <p>3～13 略</p> <p>（法人税法第 52 条第 1 項、第 2 項）</p>	
	貸倒引当金	<p>第百六十三条</p> <p>金銭債権及び市場価格のない社債について取立不能のおそれがある場合には、取立不能の見込額を控除する形式で記載しなければならない。ただし、取立不能の見込額を控除した残高のみを記載することを妨げない。</p>	<p>法人税法施行令第九十六条</p> <p>法第五十二条第一項（貸倒引当金）に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とす</p>	<p>第三 貸借対照表原則</p> <p>四 貸借対照表科目の分類</p> <p>資産、負債及び資本の各科目は、一定の基準に従って明瞭に分類しなければならない。</p> <p>（一） 資産</p> <p>資産は、流動資産に属する資産、固定資産</p>

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
		2～4 略	<p>る。</p> <p>一 法第五十二条第一項の内国法人が当該事業年度終了の時に於いて有する個別評価金銭債権（同項に規定する個別評価金銭債権をいい、当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対して有する金銭債権を除く。以下この項において同じ。）につき、当該個別評価金銭債権に係る債務者について生じた次に掲げる事由に基づいてその弁済を猶予され、又は賦払により弁済される場合当該個別評価金銭債権の額のうち当該事由が生じた日の属する事業年度終了の日の翌日から五年を経過する日までに弁済されることとなつている金額以外の金額（担保権の実行その他によりその取立て又は弁済（以下この項において「取立て等」という。）の見込みがあると認められる部分の金額を除く。）</p> <p>イ 更生計画認可の決定</p> <p>ロ 再生計画認可の決定</p> <p>ハ 特別清算に係る協定の認可の決定</p> <p>ニ イからハまでに掲げる事由に準ずるものとして財務省令で定める事由</p> <p>二 当該内国法人が当該事業年度終了の時に於いて有する個別評価金銭債権に係る債務者</p>	<p>に属する資産及び繰延資産に属する資産に区別しなければならない。仮払金、未決算等の勘定を貸借対照表に記載するには、その性質を示す適当な科目で表示しなければならない。<sup>(注16)</sup></p> <p>A～C 略</p> <p>D 受取手形、売掛金その他の債権に対する貸倒引当金は、原則として、その債権が属する科目ごとに債権金額又は取得価額から控除する形式で記載する。<sup>(注17)</sup> <sup>(注18)</sup> (略)</p> <p>(二)～(三) 略</p> <p>(注17) 貸倒引当金又は減価償却累計額の控除形式について（貸借対照表原則 四の（一）のBの第5項及びDの第1項）</p> <p>貸倒引当金又は減価償却累計額は、その債権又は有形固定資産が属する科目ごとに控除する形式で表示することを原則とするが、次の方法によることも妨げない。</p> <p>(1) 二以上の科目について、貸倒引当金又は減価償却累計額を一括して記載する方法</p> <p>(2) 債権又は有形固定資産について、貸倒引当金又は減価償却累計額を控除した残額のみを記載し、当該貸倒引当金又は減価償却累</p>

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>につき、債務超過の状態が相当期間継続し、かつ、その営む事業に好転の見通しがなく、災害、経済事情の急変等により多大な損害が生じたことその他の事由が生じていることにより、当該個別評価金銭債権の一部の金額につきその取立て等の見込みがないと認められる場合（前号に掲げる場合を除く。）当該一部の金額に相当する金額</p> <p>三 当該内国法人が当該事業年度終了の時ににおいて有する個別評価金銭債権に係る債務者につき次に掲げる事由が生じている場合（第一号に掲げる場合及び前号に定める金額を法第五十二条第一項に規定する個別貸倒引当金繰入限度額として同項の規定の適用を受けた場合を除く。）当該個別評価金銭債権の額（当該個別評価金銭債権の額のうち、当該債務者から受け入れた金額があるため実質的に債権とみられない部分の金額及び担保権の実行、金融機関又は保証機関による保証債務の履行その他により取立て等の見込みがあると認められる部分の金額を除く。）の百分の五十に相当する金額</p> <p>イ 更生手続開始の申立て</p> <p>ロ 再生手続開始の申立て</p>	<p>計額を注記する方法</p> <p>（注16）流動資産又は流動負債と固定資産又は固定負債とを区別する基準について 略</p> <p>（注17）貸倒引当金又は減価償却累計額の控除形式について 略</p> <p>（注18）引当金について 略</p>

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>ハ 破産手続開始の申立て</p> <p>ニ 特別清算開始の申立て</p> <p>ホ イからニまでに掲げる事由に準ずるものとして財務省令で定める事由</p> <p>四 当該内国法人が当該事業年度終了の時に  おいて有する外国の政府、中央銀行又は地方公共団体に対する個別評価金銭債権につき、  これらの者の長期にわたる債務の履行遅滞によりその経済的な価値が著しく減少し、かつ、  その弁済を受けることが著しく困難であると認められる事由が生じている場合 当該個別  評価金銭債権の額（当該個別評価金銭債権の  額のうち、これらの者から受け入れた金額が  あるため実質的に債権とみられない部分の金  額及び保証債務の履行その他により取立て等  の見込みがあると認められる部分の金額を除  く。）の百分の五十に相当する金額</p> <p>2 法第五十二条第二項に規定する政令で定  めるところにより計算した金額は、同項の内  国法人の当該事業年度終了の時ににおいて有す  る一括評価金銭債権（同項に規定する一括評  価金銭債権をいい、当該内国法人との間に連  結完全支配関係がある連結法人に対して有す  る金銭債権を除く。以下この項において同</p>	

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>じ。)の帳簿価額の合計額に貸倒実績率（第一号に掲げる金額のうち第二号に掲げる金額の占める割合（当該割合に小数点以下四位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）をいう。）を乗じて計算した金額とする。</p> <p>一～二 略</p> <p>3～5 略</p> <p>（法人税法施行令第96条第1項、第2項）</p>	
有価証券	有価証券の分類と会計処理の概要	<p>第三十一条</p> <p>社債については、その取得価額を付さなければならぬ。ただし、その取得価額が社債の金額と異なるときは、相当の増額又は減額をすることができる。</p> <p>2 第二十八条第一項ただし書及び第二項並びに前条第三項の規定は市場価格のある社債について、同条第二項の規定は市場価格のない社債について、それぞれ準用する。</p> <p>3 前二項の規定は、国債、地方債その他の債券について準用する。</p>	<p>法人税法第二条</p> <p>この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～二十 略</p> <p>二十一 有価証券 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項（定義）に規定する有価証券その他これに準ずるもので政令で定めるもの（自己が有する自己の株式又は出資及び第六十一条の五第一項（デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入等）に規定するデリバティブ取引に係るものを除く。）をいう。</p> <p>二十二～四十四 略</p> <p>法人税法第六十一条の三</p>	<p>（注22）社債の貸借対照表価額について（貸借対照表原則 五のBの第1項）</p> <p>所有する社債については、社債金額より低い価額又は高い価額で買入れた場合には、当該価額をもって貸借対照表価額とすることができる。この場合においては、その差額に相当する金額を償還期に至るまで毎期一定の方法で逐次貸借対照表価額に加算し、又は貸借対照表価額から控除することができる。</p> <p>（注23）債権の貸借対照表価額について（貸借対照表原則 五のC）</p> <p>債権については、債権金額より低い価額で取得したときその他これに類する場合には、当該価額をもって貸借対照表価額とすること</p>

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>内国法人が事業年度終了の時に於いて有する有価証券については、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める金額をもつて、その時に於ける評価額とする。</p> <p>一 売買目的有価証券（短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した有価証券として政令で定めるものをいう。以下第三項までにおいて同じ。） 当該売買目的有価証券を時価法（事業年度終了の時に於いて有する有価証券を銘柄の異なるごとに区別し、その銘柄の同じものについて、その時に於ける評価額として政令で定めるところにより計算した金額をもつて当該有価証券のその時に於ける評価額とする方法をいう。）により評価した金額（次項において「時価評価金額」という。）</p> <p>二 売買目的外有価証券（売買目的有価証券以外の有価証券をいう。） 当該売買目的外有価証券を原価法（事業年度終了の時に於いて有する有価証券（以下この号において「期末保有有価証券」という。）について、その時に於ける帳簿価額（償還期限及び償還金額の定めのある有価証券にあつては、政令で定めるところにより当該帳簿価額と当該償還金</p>	<p>ができる。この場合においては、その差額に相当する金額を弁済期に至るまで毎期一定の方法で逐次貸借対照表価額に加算することができる。</p>

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>額との差額のうち当該事業年度に配分すべき金額を加算し、又は減算した金額）をもつて当該期末保有有価証券のその時における評価額とする方法をいう。）により評価した金額</p> <p>2～4 略</p> <p>（法人税法第2条第1項第21号、第61条の3第1項）</p>	
	有価証券の取得原価	<p>第二十八条 流動資産については、その取得価額又は製作価額を付さなければならない。（略）</p> <p>2 略</p> <p>第三十一条 社債については、その取得価額を付さなければならない。ただし、その取得価額が社債の金額と異なるときは、相当の増額又は減額をすることができる。</p> <p>2～3 略</p> <p>第三十二条 株式については、その取得価額を付さなければならない。</p> <p>2～4 略</p>	<p>法人税法施行令第百十九条 内国法人が有価証券の取得をした場合には、その取得価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める金額とする。</p> <p>一 購入した有価証券（法第六十一条の四第三項（信用取引等による有価証券の取得）又は第六十一条の五第三項（デリバティブ取引による資産の取得）の規定の適用があるものを除く。）その購入の代価（購入手数料その他その有価証券の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）</p> <p>二～二十六 略</p> <p>2～3 略</p> <p>（法人税法施行令第119条第1項第1号）</p>	<p>第三 貸借対照表原則</p> <p>五 資産の貸借対照表価額 貸借対照表に記載する資産の額は、原則として、当該資産の取得原価を基礎として計上しなければならない。 資産の取得原価は、資産の種類に応じた費用配分の原則によって、各事業年度に配分しなければならない。繰越資産についても、これに準じて、各事業年度に均等額以上を配分しなければならない。<sup>(注20)</sup></p> <p>A 略</p> <p>B 有価証券については、原則として購入代価に手数料等の付随費用を加算し、これに平均原価法等の方法を適用して算定した取得原価をもつて貸借対照表価額とする。<sup>(注22)</sup>（略）</p> <p>C～F 略</p>

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
				(注20) 減価償却の方法について 略 (注22) 社債の貸借対照表価額について 略
	有価証券の評価方法	NA	<p>法人税法施行令第百十九条の二</p> <p>有価証券の譲渡に係る原価の額を計算する場合におけるその一単位当たりの帳簿価額の算出の方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 移動平均法（有価証券をその銘柄の異なるごとに区別し、その銘柄を同じくする有価証券の取得（適格合併又は適格分割型分割による被合併法人又は分割法人からの引継ぎを含むものとし、被合併法人等の新株等の取得を除く。以下この項において同じ。）をする都度その有価証券のその取得の直前の帳簿価額とその取得をした有価証券の取得価額（当該引継ぎを受けた有価証券については、当該被合併法人又は分割法人の法第六十二条の二第一項（適格合併及び適格分割型分割による資産等の帳簿価額による引継ぎ）に規定する時又は当該適格分割型分割の直前の帳簿価額。次号において同じ。）との合計額をこれらの有価証券の総数で除して平均単価を算出し、その算出した平均単価をもってその一単位当たりの帳簿価額とする方法をいう。）</p> <p>二 総平均法（有価証券を前号と同様に区別</p>	<p>第三 貸借対照表原則</p> <p>五 資産の貸借対照表価額</p> <p>貸借対照表に記載する資産の額は、原則として、当該資産の取得原価を基礎として計上しなければならない。</p> <p>資産の取得原価は、資産の種類に応じた費用配分の原則によって、各事業年度に配分しなければならない。繰越資産についても、これに準じて、各事業年度に均等額以上を配分しなければならない。<sup>(注20)</sup></p> <p>A 略</p> <p>B 有価証券については、原則として購入代価に手数料等の付随費用を加算し、これに平均原価法等の方法を適用して算定した取得原価をもって貸借対照表価額とする。<sup>(注22)</sup>（略）</p> <p>C～F 略</p> <p>(注20) 減価償却の方法について 略 (注22) 社債の貸借対照表価額について 略</p>

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>し、その銘柄の同じものについて、当該事業年度開始の時に有していたその有価証券の帳簿価額と当該事業年度において取得をしたその有価証券の取得価額の総額との合計額をこれらの有価証券の総数で除して平均単価を算出し、その算出した平均単価をもつてその一単位当たりの帳簿価額とする方法をいう。）</p> <p>2～3 略</p> <p>（法人税法施行令第119条の2第1項）</p>	
	有価証券の減損	<p>第二十八条</p> <p>流動資産については、その取得価額又は製作価額を付さなければならない。ただし、時価が取得価額又は製作価額より著しく低いときは、その価格が取得価額又は製作価額まで回復すると認められる場合を除き、時価を付さなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、時価が取得価額又は製作価額より低いときは時価を付するものとするを妨げない。</p> <p>第三十一条</p> <p>社債については、その取得価額を付さなければならない。ただし、その取得価額が社債</p>	<p>法人税法施行令第六十八条</p> <p>法第三十三条第二項（特定の事実が生じた場合の資産の評価損の損金算入）に規定する政令で定める事実は、物損等の事実（次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める事実であつて、当該事実が生じたことにより当該資産の価額がその帳簿価額を下回ることとなつたものをいう。）及び法的整理の事実（更生手続における評定が行われることに準ずる特別の事実をいう。）とする。</p> <p>一 棚卸資産 次に掲げる事実</p> <p>イ 当該資産が災害により著しく損傷したこと。</p> <p>ロ 当該資産が著しく陳腐化したこと。</p>	<p>第三 貸借対照表原則</p> <p>五 資産の貸借対照表価額</p> <p>貸借対照表に記載する資産の額は、原則として、当該資産の取得原価を基礎として計上しなければならない。</p> <p>資産の取得原価は、資産の種類に応じた費用配分の原則によって、各事業年度に配分しなければならない。繰越資産についても、これに準じて、各事業年度に均等額以上を配分しなければならない。<sup>(注20)</sup></p> <p>A 略</p> <p>B (略) ただし、取引所の相場のある有価証券については、時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合</p>

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
		<p>の金額と異なるときは、相当の増額又は減額をすることができる。</p> <p>2 第二十八条第一項ただし書及び第二項並びに前条第三項の規定は市場価格のある社債について、同条第二項の規定は市場価格のない社債について、それぞれ準用する。</p> <p>3 前二項の規定は、国債、地方債その他の債券について準用する。</p> <p>第三十二条 株式については、その取得価額を付さなければならない。</p> <p>2 第二十八条第一項ただし書の規定は市場価格のある株式について、同条第二項及び第三十条第三項の規定は市場価格のある株式であって子会社の株式以外のものについて、それぞれ準用する。</p> <p>3 市場価格のない株式については、その発行会社の資産状態が著しく悪化したときは、相当の減額をしなければならない。</p> <p>4 第一項及び前項の規定は、有限会社の社員持分その他出資による持分について準用する。</p>	<p>ハ イ又はロに準ずる特別の事実</p> <p>ニ 有価証券 次に掲げる事実</p> <p>イ 第一百九条の十三第一号から第三号まで（売買目的有価証券の時価評価金額）に掲げる有価証券（第一百九条の二第二項第二号（有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法）に掲げる株式又は出資に該当するものを除く。）の価額が著しく低下したこと。</p> <p>ロ イに規定する有価証券以外の有価証券について、その有価証券を発行する法人の資産状態が著しく悪化したため、その価額が著しく低下したこと。</p> <p>ハ ロまでに準ずる特別の事実</p> <p>三 固定資産 次に掲げる事実</p> <p>イ 当該資産が災害により著しく損傷したこと。</p> <p>ロ 当該資産が一年以上にわたり遊休状態にあること。</p> <p>ハ 当該資産がその本来の用途に使用することができないため他の用途に使用されたこと。</p> <p>ニ 当該資産の所在する場所の状況が著しく変化したこと。</p> <p>ホ イからニまでに準ずる特別の事実</p>	<p>を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。取引所の相場のない有価証券のうち株式については、当該会社の財政状態を反映する株式の実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をしなければならない。</p> <p><small>（注22）</small></p> <p>取引所の相場のある有価証券で子会社の株式以外のものの貸借対照表価額は、時価が取得原価よりも下落した場合には時価による方法を適用して算出することができる。</p> <p>C～F 略</p> <p><small>（注20）減価償却の方法について 略</small></p> <p><small>（注22）社債の貸借対照表価額について 略</small></p>

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>四 繰延資産（第十四条第一項第六号（繰延資産の範囲）に掲げるもののうち他の者の有する固定資産を利用するために支出されたものに限る。） 次に掲げる事実</p> <p>イ その繰延資産となる費用の支出の対象となつた固定資産につき前号イから二までに掲げる事実が生じたこと。</p> <p>ロ イに準ずる特別の事実</p> <p>2 内国法人の有する資産について法第三十三条第二項に規定する政令で定める事実が生じ、かつ、当該内国法人が当該資産の評価換えをして損金経理によりその帳簿価額を減額する場合において、当該内国法人が当該評価換えをする事業年度につき同条第四項の規定の適用を受けるとき（当該事実が生じた日後に当該適用に係る次条第二項各号に定める評定が行われるときに限る。）は、当該評価換えについては、法第三十三条第二項の規定は、適用しない。この場合において、当該資産（同条第四項に規定する資産に該当しないものに限る。）は、同条第四項に規定する資産とみなす。</p> <p>（法人税法施行令第 68 条）</p>	
	貸借対照	第五十七条	NA	第三 貸借対照表原則

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
	表上の表示	<p>市場価格のある株式及び社債（国債、地方債その他の債券を含む。以下同じ。）で時価の変動により利益を得る目的で保有するものは、流動資産の部に記載しなければならない。</p> <p>2 決算期後一年以内に償還期限の到来する社債（前項に規定する社債を除く。）は、流動資産の部に記載しなければならない。ただし、当初の償還期限が一年を超えるものは、投資その他の資産の部に記載することができる。</p> <p>3 前条の規定は、前項の社債のうち市場価格のないものについて準用する。</p> <p>第五十八条 親会社の株式は、流動資産の部に他の株式と区別して記載しなければならない。ただし、その額が重要でないときは、注記によることを妨げない。</p> <p>第六十一条 重要な流動資産につきその時価が取得価額又は製作価額より著しく低い場合において、取得価額又は製作価額を付したときは、その旨を注記しなければならない。</p>		<p>四 貸借対照表科目の分類</p> <p>資産、負債及び資本の各科目は、一定の基準に従って明瞭に分類しなければならない。</p> <p>（一） 資産</p> <p>資産は、流動資産に属する資産、固定資産に属する資産及び繰延資産に属する資産に区別しなければならない。仮払金、未決算等の勘定を貸借対照表に記載するには、その性質を示す適当な科目で表示しなければならない。<sup>（注16）</sup></p> <p>A 現金預金、市場性ある有価証券で一時的所有のもの、取引先との通常の商取引によって生じた受取手形、売掛金等の債権、商品、製品、半製品、原材料、仕掛品等のたな卸資産及び期限が一年以内に到来する債権は、流動資産に属するものとする。</p> <p>前払費用で一年以内に費用となるものは、流動資産に属するものとする。</p> <p>受取手形、売掛金その他流動資産に属する債権は、取引先との通常の商取引上の債権とその他の債権とに区別して表示しなければならない。</p> <p>B 固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に区分しなければならない。</p>

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
		<p>2 前項の規定は、市場価格のある株式及び社債について準用する。</p> <p>第七十二条 第五十七条の規定により流動資産の部に記載した株式及び社債以外の株式及び社債は、投資その他の資産の部に記載しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、有限会社の社員の持分その他出資による持分について準用する。</p> <p>3 第五十六条の規定は、第一項の規定により投資その他の資産の部に記載すべき社債のうち市場価格のないものについて準用する。</p> <p>第七十三条 子会社（有限会社にあつては、有限子会社）の株式又は持分は、他の株式又は持分と区別して投資その他の資産の部に記載しなければならない。ただし、その額が重要でないときは、注記によることを妨げない。</p> <p>2 有報提出大会社は、前項の規定による記載又は注記に代えて、財務諸表等規則第三十一条第一号に規定する関係会社株式又は関係会社の持分を、他の株式又は持分と区別して投</p>		<p>らない。</p> <p>建物、構築物、機械装置、船舶、車両運搬具、工具器具備品、土地、建設仮勘定等は、有形固定資産に属するものとする。</p> <p>営業権、特許権、地上権、商標権等は、無形固定資産に属するものとする。</p> <p>子会社株式その他流動資産に属しない有価証券、出資金、長期貸付金並びに有形固定資産、無形固定資産及び繰延資産に属するもの以外の長期資産は、投資その他の資産に属するものとする。（略）</p> <p>C～D 略</p> <p>(二)～(三) 略</p> <p>(注16) 流動資産又は流動負債と固定資産又は固定負債とを区別する基準について 略</p>

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
		資その他の資産の部に記載又は注記（その額が重要でないときに限る。）をすることを妨げない。		
	損益計算 書上の 表示	NA	NA	第二 損益計算書原則 四 営業外損益 営業外損益は、受取利息及び割引料、有価証券売却益等の営業外収益と支払利息及び割引料、有価証券売却損、有価証券評価損等の営業外費用とに区分して表示する。
棚卸 資産	棚卸資産 の範囲	NA	法人税法第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一～十九の二 略 二十 棚卸資産 商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産で棚卸しをすべきものとして政令で定めるもの（有価証券及び第六十一条第一項（短期売買商品の譲渡損益及び時価評価損益の益金又は損金算入）に規定する短期売買商品を除く。）をいう。 二十一～四十四 略  法人税法第二十九条 内国法人のたな卸資産につき第二十二条第三項（各事業年度の損金の額に算入する金額）	NA

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>の規定により各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入する金額を算定する場合におけるその算定の基礎となる当該事業年度終了の時に於いて有するたな卸資産の価額は、その内国法人がたな卸資産について選定した評価の方法により評価した金額（評価の方法を選定しなかつた場合又は選定した評価の方法により評価しなかつた場合には、評価の方法のうち政令で定める方法により評価した金額）とする。</p> <p>2 前項の選定をすることができる評価の方法の種類、その選定の手続その他たな卸資産の評価に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（法人税法第2条第1項第20号、第29条）</p>	
	<p>棚卸資産の取得価額</p>	<p>第二十八条 流動資産については、その取得価額又は製作価額を付さなければならない。ただし、時価が取得価額又は製作価額より著しく低いときは、その価格が取得価額又は製作価額まで回復すると認められる場合を除き、時価を付さなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、時価が取得価額又は製作価額より低いときは時価を付するものとするを妨げない。</p>	<p>法人税法施行令第三十二条 第二十八条第一項（棚卸資産の評価の方法）又は第二十八条の二第一項（棚卸資産の特別な評価の方法）の規定による棚卸資産の評価額の計算の基礎となる棚卸資産の取得価額は、別段の定めがあるものを除き、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める金額とする。</p> <p>一 購入した棚卸資産（法第六十一条の五第三項（デリバティブ取引による資産の取得）</p>	<p>第三 貸借対照表原則 五 資産の貸借対照表価額 貸借対照表に記載する資産の額は、原則として、当該資産の取得原価を基礎として計上しなければならない。</p> <p>資産の取得原価は、資産の種類に応じた費用配分の原則によって、各事業年度に配分しなければならない。繰越資産についても、これに準じて、各事業年度に均等額以上を配分しなければならない。<sup>（注20）</sup></p>

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>の規定の適用があるものを除く。) 次に掲げる金額の合計額</p> <p>イ 当該資産の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条第一項第四号の二（定義）に規定する附帯税を除く。）その他当該資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）</p> <p>ロ 当該資産を消費し又は販売の用に供するために直接要した費用の額</p> <p>ニ 自己の製造、採掘、採取、栽培、養殖その他これらに準ずる行為（以下この項及び次項において「製造等」という。）に係る棚卸資産 次に掲げる金額の合計額</p> <p>イ 当該資産の製造等のために要した原材料費、労務費及び経費の額</p> <p>ロ 当該資産を消費し又は販売の用に供するために直接要した費用の額</p> <p>三 前二号に規定する方法以外の方法により取得（適格分社型分割、適格現物出資又は適格現物分配による分割法人、現物出資法人又は現物分配法人からの取得を除く。以下この号において同じ。）をした棚卸資産 次に掲</p>	<p>A 商品、製品、半製品、原材料、仕掛品等のたな卸資産については、原則として購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算し、これに個別法、先入先出法、後入先出法、平均原価法等の方法を適用して算定した取得原価をもつて貸借対照表価額とする。ただし、時価が取得原価より著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもつて貸借対照表価額としなければならない。（注9）（注10）（注21）（略）</p> <p>B～F 略</p> <p>（注9）原価差額の処理について 略</p> <p>（注10）たな卸資産の評価損について 略</p> <p>（注20）減価償却の方法について 略</p> <p>（注21）たな卸資産の貸借対照表価額について 略</p>

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>げる金額の合計額</p> <p>イ その取得の時ににおける当該資産の取得のために通常要する価額</p> <p>ロ 当該資産を消費し又は販売の用に供するために直接要した費用の額</p> <p>2 内国法人が前項第二号に掲げる棚卸資産につき算定した製造等の原価の額が同号イ及びロに掲げる金額の合計額と異なる場合において、その原価の額が適正な原価計算に基づいて算定されているときは、その原価の額に相当する金額をもつて当該資産の同号の規定による取得価額とみなす。</p> <p>3 第一項第三号に掲げる棚卸資産が適格合併に該当しない合併で法第六十一条の十三第一項（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）の規定の適用があるものにより移転を受けた同項に規定する譲渡損益調整資産である場合には、同号に定める金額から当該資産に係る同条第七項に規定する譲渡利益額に相当する金額を減算し、又は同号に定める金額に当該資産に係る同項に規定する譲渡損失額に相当する金額を加算した金額をもつて、当該資産の第一項の規定による取得価額とみなす。</p>	

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>4 内国法人が適格分社型分割、適格現物出資又は適格現物分配により分割法人、現物出資法人又は現物分配法人から取得した棚卸資産について当該資産を消費し又は販売の用に供するために直接要した費用がある場合には、その費用の額を当該資産の取得価額に加算するものとする。</p> <p>法人税法施行令第三十三条</p> <p>内国法人がその有する棚卸資産につき次の各号に掲げる評価換えをした場合には、当該評価換えをした日の属する事業年度以後の各事業年度における第二十八条第一項（棚卸資産の評価の方法）又は第二十八条の二第一項（棚卸資産の特別な評価の方法）の規定による当該資産の評価額の計算については、その内国法人が当該資産を同日において当該各号に定める金額に相当する金額により取得したものとみなす。</p> <p>一 法第二十五条第二項（資産の評価益の益金不算入等）に規定する評価換え その評価換えをした棚卸資産の取得価額に、その評価換えにより各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入された金額を加算した金額</p>	

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>二 法第三十三条第二項（特定の事実が生じた場合の資産の評価損の損金算入）の規定の適用を受ける評価換え又は同条第三項に規定する評価換え これらの評価換えをした棚卸資産の取得価額からこれらの評価換えにより各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額を控除した金額</p> <p>2 内国法人が法第二十五条第三項又は第三十三条第四項の規定によりその有するこれらの規定に規定する資産（棚卸資産に該当するものに限る。以下この項において同じ。）の評価益の額（法第二十五条第三項に規定する評価益の額として政令で定める金額をいう。）又は評価損の額（法第三十三条第四項に規定する評価損の額として政令で定める金額をいう。）を法第二十五条第三項又は第三十三条第四項に規定する事実が生じた日の属する事業年度の所得の金額の計算上益金の額又は損金の額に算入した場合には、当該事業年度以後の各事業年度における第二十八条第一項又は第二十八条の二第一項の規定による当該資産の評価額の計算については、その内国法人がこれらの事実が生じた日において当該資産の取得価額に当該評価益の額を加算し、又は</p>	

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>当該資産の取得価額から当該評価損の額を減算した金額により当該資産を取得したものとみなす。</p> <p>3～4 略</p> <p>（法人税法施行令第 32 条、第 33 条第 1 項、第 2 項）</p>	
	<p>棚卸資産の 評価基準</p>	<p>NA</p>	<p>法人税法施行令第二十八条</p> <p>法第二十九条第一項（棚卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法）の規定による当該事業年度終了の時ににおいて有する棚卸資産の評価額の計算上選定をすることができる評価の方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 原価法（当該事業年度終了の時ににおいて有する棚卸資産（以下この条において「期末棚卸資産」という。）につき次に掲げる方法のうちいずれかの方法によつてその取得価額を算出し、その算出した取得価額をもつて当該期末棚卸資産の評価額とする方法をいう。）</p> <p>イ 個別法（期末棚卸資産の全部について、その個々の取得価額をその取得価額とする方法をいう。）</p> <p>ロ 先入先出法（期末棚卸資産をその種類、品質及び型（以下この条において「種類等」という。）の異なるごとに区別し、その種類</p>	<p>第三 貸借対照表原則棚卸資産の評価</p> <p>五 資産の貸借対照表価額</p> <p>貸借対照表に記載する資産の額は、原則として、当該資産の取得原価を基礎として計上しなければならない。</p> <p>資産の取得原価は、資産の種類に応じた費用配分の原則によって、各事業年度に配分しなければならない。繰越資産についても、これに準じて、各事業年度に均等額以上を配分しなければならない。<sup>(注 20)</sup></p> <p>A 商品、製品、半製品、原材料、仕掛品等のたな卸資産については、原則として購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算し、これに個別法、先入先出法、後入先出法、平均原価法等の方法を適用して算定した取得原価をもつて貸借対照表価額とする。ただし、時価が取得原価より著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合</p>

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>等の同じものについて、当該期末棚卸資産を当該事業年度終了の時から最も近い時において取得（適格合併又は適格分割型分割による被合併法人又は分割法人からの引継ぎを含む。以下この号において同じ。）をした種類等を同じくする棚卸資産から順次成るものとみなし、そのみなされた棚卸資産の取得価額をその取得価額とする方法をいう。）</p> <p>ハ 総平均法（棚卸資産をその種類等の異なるごとに区別し、その種類等の同じものについて、当該事業年度開始の時において有していた種類等を同じくする棚卸資産の取得価額の総額と当該事業年度において取得をした種類等を同じくする棚卸資産の取得価額の総額との合計額をこれらの棚卸資産の総数量で除して計算した価額をその一単位当たりの取得価額とする方法をいう。）</p> <p>ニ 移動平均法（棚卸資産をその種類等の異なるごとに区別し、その種類等の同じものについて、当初の一単位当たりの取得価額が、再び種類等を同じくする棚卸資産の取得をした場合にはその取得の時において有する当該棚卸資産とその取得をした棚卸資産との数量及び取得価額を基礎として算出した平均単価</p>	<p>を除き、時価をもつて貸借対照表価額としなければならない。（注9）（注10）（注21）</p> <p>たな卸資産の貸借対照表価額は、時価が取得原価よりも下落した場合には時価による方法を適用して算定することができる。（注10）</p> <p>B～F 略</p> <p>（注9）原価差額の処理について 略</p> <p>（注10）たな卸資産の評価損について 略</p> <p>（注20）減価償却の方法について 略</p> <p>（注21）たな卸資産の貸借対照表価額について 略</p>

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>によつて改定されたものとみなし、以後種類等を同じくする棚卸資産の取得をする都度同様の方法により一単位当たりの取得価額が改定されたものとみなし、当該事業年度終了の時から最も近い時において改定されたものとみなされた一単位当たりの取得価額をその一単位当たりの取得価額とする方法をいう。）</p> <p>ホ 最終仕入原価法（期末棚卸資産をその種類等の異なるごとに区別し、その種類等の同じものについて、当該事業年度終了の時から最も近い時において取得をしたものの一単位当たりの取得価額をその一単位当たりの取得価額とする方法をいう。）</p> <p>へ 売価還元法（期末棚卸資産をその種類等又は通常差益の率（棚卸資産の通常販売価額のうち当該通常販売価額から当該棚卸資産を取得するために通常要する価額を控除した金額の占める割合をいう。以下この項において同じ。）の異なるごとに区別し、その種類等又は通常差益の率の同じものについて、当該事業年度終了の時における種類等又は通常差益の率を同じくする棚卸資産の通常販売価額の総額に原価の率（当該通常販売価額の総額と当該事業年度において販</p>	

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>売した当該棚卸資産の対価の総額との合計額のうち当該事業年度開始の時ににおける当該棚卸資産の取得価額の総額と当該事業年度において取得をした当該棚卸資産の取得価額の総額との合計額の占める割合をいう。) を乗じて計算した金額をその取得価額とする方法をいう。)</p> <p>二 低価法（期末棚卸資産をその種類等（前号へに掲げる売価還元法により算出した取得価額による原価法により計算した価額を基礎とするものにあつては、種類等又は通常の差益の率。以下この条において同じ。）の異なるごとに区別し、その種類等の同じものについて、同号に掲げる方法のうちいずれかの方法により算出した取得価額による原価法により評価した価額と当該事業年度終了の時ににおける価額とのうちいずれか低い価額をもつてその評価額とする方法をいう。)</p> <p>2～4 略 （法人税法施行令第 28 条第 1 項）</p>	
	棚卸資産の 評価方法	第二十八条 流動資産については、その取得価額又は製作価額を付さなければならない。ただし、時価が取得価額又は製作価額より著しく低いと	法人税法施行令第 28 条 法第二十九条第一項（棚卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法）の規定による当該事業年度終了の時ににおいて有する棚卸資	第三 貸借対照表原則棚卸資産の評価 五 資産の貸借対照表価額 貸借対照表に記載する資産の額は、原則として、当該資産の取得原価を基礎として計上

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
		<p>きは、その価格が取得価額又は製作価額まで回復すると認められる場合を除き、時価を付さなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、時価が取得価額又は製作価額より低いときは時価を付するものとするを妨げない。</p>	<p>産の評価額の計算上選定をすることができる評価の方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 原価法（当該事業年度終了の時ににおいて有する棚卸資産（以下この条において「期末棚卸資産」という。）につき次に掲げる方法のうちいずれかの方法によつてその取得価額を算出し、その算出した取得価額をもつて当該期末棚卸資産の評価額とする方法をいう。）</p> <p>イ 個別法（期末棚卸資産の全部について、その個々の取得価額をその取得価額とする方法をいう。）</p> <p>ロ 先入先出法（期末棚卸資産をその種類、品質及び型（以下この条において「種類等」という。）の異なるごとに区別し、その種類等の同じものについて、当該期末棚卸資産を当該事業年度終了の時から最も近い時ににおいて取得（適格合併又は適格分割型分割による被合併法人又は分割法人からの引継ぎを含む。以下この号において同じ。）をした種類等を同じくする棚卸資産から順次成るものとみなし、そのみなされた棚卸資産の取得価額をその取得価額とする方法をいう。）</p> <p>ハ 総平均法（棚卸資産をその種類等の異なるごとに区別し、その種類等の同じものにつ</p>	<p>しなければならない。</p> <p>資産の取得原価は、資産の種類に応じた費用配分の原則によって、各事業年度に配分しなければならない。繰越資産についても、これに準じて、各事業年度に均等額以上を配分しなければならない。<sup>（注20）</sup></p> <p>A 商品、製品、半製品、原材料、仕掛品等のたな卸資産については、原則として購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算し、これに個別法、先入先出法、後入先出法、平均原価法等の方法を適用して算定した取得原価をもつて貸借対照表価額とする。ただし、時価が取得原価より著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもつて貸借対照表価額としなければならない。<sup>（注9）（注10）（注21）（略）</sup></p> <p>B～F 略</p> <p>（注21）たな卸資産の貸借対照表価額について（貸借対照表原則 五のAの第1項）</p> <p>（1）たな卸資産の貸借対照表価額の算定のための方法としては、次のようなものが認められる。</p> <p>イ 個別法</p>

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>いて、当該事業年度開始の時に有していた種類等を同じくする棚卸資産の取得価額の総額と当該事業年度において取得をした種類等を同じくする棚卸資産の取得価額の総額との合計額をこれらの棚卸資産の総数量で除して計算した価額をその一単位当たりの取得価額とする方法をいう。）</p> <p>ニ 移動平均法（棚卸資産をその種類等の異なるごとに区別し、その種類等の同じものについて、当初の一単位当たりの取得価額が、再び種類等を同じくする棚卸資産の取得をした場合にはその取得の時に有する当該棚卸資産とその取得をした棚卸資産との数量及び取得価額を基礎として算出した平均単価によつて改定されたものとみなし、以後種類等を同じくする棚卸資産の取得をする都度同様の方法により一単位当たりの取得価額が改定されたものとみなし、当該事業年度終了の時から最も近い時に有する当該棚卸資産とその取得をした棚卸資産との数量及び取得価額を基礎として算出した平均単価によつて改定されたものとみなされたと一単位当たりの取得価額をその一単位当たりの取得価額とする方法をいう。）</p> <p>ホ 最終仕入原価法（期末棚卸資産をその種類等の異なるごとに区別し、その種類等の同じものについて、当該事業年度終了の時から</p>	<p>たな卸資産の取得原価を異にするに従い区別して記録し、その個々の実際原価によって期末たな卸品の価額を算定する方法</p> <p>ロ 先入先出法 最も古く取得されたものから順次払出しが行われ、期末たな卸品は最も新しく取得されたものからなるものとみなして期末たな卸品の価額を算定する方法</p> <p>ハ 後入先出法 最も新しく取得されたものから払出しが行われ、期末たな卸品は最も古く取得されたものからなるものとみなして期末たな卸品の価額を算定する方法</p> <p>ニ 平均原価法 取得したたな卸資産の平均原価を算出し、この平均原価によって期末たな卸品の価額を算定する方法平均原価は、総平均法又は移動平均法により算出する。</p> <p>ホ 売価還元原価法 異なる品目の資産を値入率の類似性に従つて適当なグループにまとめ、一グループに属する期末商品の売価合計額に原価率を適用して期末たな卸品の価額を算定する方法 この方法は、取扱品種の極めて多い小売業</p>

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>最も近い時において取得をしたものの一単位当たりの取得価額をその一単位当たりの取得価額とする方法をいう。）</p> <p>へ 売価還元法（期末棚卸資産をその種類等又は通常の差益の率（棚卸資産の通常の販売価額のうちに当該通常の販売価額から当該棚卸資産を取得するために通常要する価額を控除した金額の占める割合をいう。以下この項において同じ。）の異なるごとに区別し、その種類等又は通常の差益の率の同じものについて、当該事業年度終了の時における種類等又は通常の差益の率を同じくする棚卸資産の通常の販売価額の総額に原価の率（当該通常の販売価額の総額と当該事業年度において販売した当該棚卸資産の対価の総額との合計額のうちに当該事業年度開始の時における当該棚卸資産の取得価額の総額と当該事業年度において取得をした当該棚卸資産の取得価額の総額との合計額の占める割合をいう。）を乗じて計算した金額をその取得価額とする方法をいう。）</p> <p>二 低価法（期末棚卸資産をその種類等（前号へに掲げる売価還元法により算出した取得価額による原価法により計算した価額を基礎</p>	<p>及び卸売業におけるたな卸資産の評価に適用される。</p> <p>(2) 製品等の製造原価については、適正な原価計算基準に従って、予定価格又は標準原価を適用して算定した原価によることができる。</p> <p>（注9）原価差額の処理について 略</p> <p>（注10）たな卸資産の評価損について 略</p> <p>（注20）減価償却の方法について 略</p> <p>（注21）たな卸資産の貸借対照表価額について 略</p>

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>とするものにあつては、種類等又は通常の差益の率。以下この条において同じ。）の異なるごとに区別し、その種類等の同じものについて、同号に掲げる方法のうちいずれかの方法により算出した取得価額による原価法により評価した価額と当該事業年度終了の時ににおける価額とのうちいずれか低い価額をもつてその評価額とする方法をいう。）</p> <p>2～4 略</p> <p>法人税法施行令第二十九条</p> <p>第二十八条第一項（棚卸資産の評価の方法）に規定する棚卸資産の評価の方法は、内国法人の行う事業の種類ごとに、かつ、商品又は製品（副産物及び作業くずを除く。）、半製品、仕掛品（半成工事を含む。）、主要原材料及び補助原材料その他の棚卸資産の区分ごとに選定しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>法人税法施行令第三十条</p> <p>内国法人は、棚卸資産につき選定した評価の方法（その評価の方法を届け出なかつた内国法人がよるべきこととされている次条第一</p>	

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>項に規定する評価の方法を含む。第六項において同じ。）を変更しようとするときは、納税地の所轄税務署長の承認を受けなければならない。</p> <p>2～6 略</p> <p>法人税法施行令第三十一条</p> <p>法第二十九条第一項（棚卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法）に規定する政令で定める方法は、第二十八条第一項第一号ホ（最終仕入原価法）に掲げる最終仕入原価法により算出した取得価額による原価法とする。</p> <p>2 略</p> <p>（法人税法施行令第 28 条第 1 項、第 29 条第 1 項、第 30 条第 1 項、第 31 条第 1 項）</p>	
	損益計算書上の表示及び注記	NA	NA	<p>（注 10）たな卸資産の評価損について（損益計算書原則 三の C 及び貸借対照表原則 五の A）</p> <p>（1） 商品、製品、原材料等のたな卸資産に低価基準を適用する場合に生ずる評価損は、原則として、売上原価の内訳科目又は営業外費用として表示しなければならない。</p> <p>（2） 時価が取得原価より著しく下落した場</p>

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
				<p>合（貸借対照表原則五のA第1項ただし書の場合）の評価損は、原則として、営業外費用又は特別損失として表示しなければならない。</p> <p>（3）品質低下、陳腐化等の原因によって生ずる評価損については、それが原価性を有しないものと認められる場合には、これを営業外費用又は特別損失として表示し、これらの評価損が原価性を有するものと認められる場合には、製造原価、売上原価の内訳科目又は販売費として表示しなければならない。</p>
経過勘定等	経過勘定の定義	NA	<p>法人税法施行令第十四条</p> <p>1 略</p> <p>2 前項に規定する前払費用とは、法人が一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出する費用のうち、その支出する日の属する事業年度終了の日においてまだ提供を受けていない役務に対応するものをいう。（法人税施行令第14条第2項）</p>	<p>（注5）経過勘定項目について（損益計算書原則一のAの第2項）</p> <p>（1）前払費用</p> <p>前払費用は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対し支払われた対価をいう。従って、このような役務に対する対価は、時間の経過とともに次期以降の費用となるものであるから、これを当期の損益計算から除去するとともに貸借対照表の資産の部に計上しなければならない。また、前払費用は、かかる役務提供契約以外の契約等による前払金とは区別しなければならない。</p>

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
				<p>(2) 前受収益</p> <p>前受収益は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、いまだ提供していない役務に対し支払を受けた対価をいう。従って、このような役務に対する対価は、時間の経過とともに次期以降の収益となるものであるから、これを当期の損益計算から除去するとともに貸借対照表の負債の部に計上しなければならない。また、前受収益は、かかる役務提供契約以外の契約等による前受金とは区別しなければならない。</p> <p>(3) 未払費用</p> <p>未払費用は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、既に提供された役務に対していまだその対価の支払が終らないものをいう。従って、このような役務に対する対価は、時間の経過に伴い既に当期の費用として発生しているものであるから、これを当期の損益計算書に計上するとともに貸借対照表の負債の部に計上しなければならない。また、未払費用は、かかる役務提供契約以外の契約等による未払金とは区別しなければならない。</p> <p>(4) 未収収益</p>

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
				<p>未収収益は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、既に提供した役務に対していまだその対価の支払を受けていないものをいう。従って、このような役務に対する対価は、時間の経過に伴い既に当期の収益として発生しているものであるから、これを当期の損益計算に計上するとともに貸借対照表の資産の部に計上しなければならない。また、未収収益は、かかる役務提供契約以外の契約等による未収金とは区別しなければならない。</p>
	経過勘定等に係る会計処理	NA	<p>基通 2-2-12</p> <p>法第 22 条第 3 項第 2 号《損金の額に算入される販売費等》の償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務が確定しているものとは、別に定めるものを除き、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。</p> <p>(1) 当該事業年度終了の日までに当該費用に係る債務が成立していること。</p> <p>(2) 当該事業年度終了の日までに当該債務に基づいて具体的な給付をすべき原因となる事実が発生していること。</p> <p>(3) 当該事業年度終了の日までにその金額を合理的に算定することができるものである</p>	<p>(注 5) 経過勘定項目について（損益計算書原則 一の A の第 2 項）</p> <p>(1) 前払費用</p> <p>前払費用は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対し支払われた対価をいう。従って、このような役務に対する対価は、時間の経過とともに次期以降の費用となるものであるから、これを当期の損益計算から除去するとともに貸借対照表の資産の部に計上しなければならない。また、前払費用は、かかる役務提供契約以外の契約等による前払金とは区別しなければならない。</p>

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>こと。</p> <p>（基本通達・法人税 2-2-12）</p> <p>基通 2-2-14</p> <p>前払費用（一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出した費用のうち当該事業年度終了の時ににおいてまだ提供を受けていない役務に対応するものをいう。以下 2-2-14 において同じ。）の額は、当該事業年度の損金の額に算入されないのであるが、法人が、前払費用の額でその支払った日から 1 年以内に提供を受ける役務に係るものを支払った場合において、その支払った額に相当する金額を継続してその支払った日の属する事業年度の損金の額に算入しているときは、これを認める。</p> <p>（基本通達・法人税 2-2-14）</p> <p>基通 2-1-24</p> <p>貸付金、預金、貯金又は有価証券（以下 2-1-24 において「貸付金等」という。）から生ずる利子の額は、その利子の計算期間の経過に応じ当該事業年度に係る金額を当該事業年度の益金の額に算入する。ただし、主と</p>	<p>(2) 前受収益</p> <p>前受収益は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、いまだ提供していない役務に対し支払を受けた対価をいう。従って、このような役務に対する対価は、時間の経過とともに次期以降の収益となるものであるから、これを当期の損益計算から除去するとともに貸借対照表の負債の部に計上しなければならない。また、前受収益は、かかる役務提供契約以外の契約等による前受金とは区別しなければならない。</p> <p>(3) 未払費用</p> <p>未払費用は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、既に提供された役務に対していまだその対価の支払が終らないものをいう。従って、このような役務に対する対価は、時間の経過に伴い既に当期の費用として発生しているものであるから、これを当期の損益計算書に計上するとともに貸借対照表の負債の部に計上しなければならない。また、未払費用は、かかる役務提供契約以外の契約等による未払金とは区別しなければならない。</p> <p>(4) 未収収益</p>

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>して金融及び保険業を営む法人以外の法人が、その有する貸付金等（当該法人が金融及び保険業を兼業する場合には、当該金融及び保険業に係るものを除く。）から生ずる利子でその支払期日が1年以内の一定の期間ごとに到来するものの額につき、継続してその支払期日の属する事業年度の益金の額に算入している場合には、これを認める。</p> <p>1～2 略 （基本通達・法人税2-1-24）</p>	<p>未収収益は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、既に提供した役務に対していまだその対価の支払を受けていないものをいう。従って、このような役務に対する対価は、時間の経過に伴い既に当期の収益として発生しているものであるから、これを当期の損益計算に計上するとともに貸借対照表の資産の部に計上しなければならない。また、未収収益は、かかる役務提供契約以外の契約等による未収金とは区別しなければならない。</p>
	<p>経過勘定の貸借対照表上の表示</p>	<p>第五十九条 費用の前払で決算期後一年以内に費用となるものは、流動資産の部に記載しなければならない。ただし、当初一年を超えた後に費用となるものとして支出されたものは、投資その他の資産の部に記載することができる。</p> <p>第六十八条 第五十九条の規定により流動資産の部に記載した費用の前払以外の費用の前払は、投資その他の資産の部に記載しなければならない。</p>	<p>NA</p>	<p>第三 貸借対照表原則 四 貸借対照表科目の分類 資産、負債及び資本の各科目は、一定の基準に従って明瞭に分類しなければならない。</p> <p>（一） 資産 資産は、流動資産に属する資産、固定資産に属する資産及び繰延資産に属する資産に区別しなければならない。仮払金、未決算等の勘定を貸借対照表に記載するには、その性質を示す適当な科目で表示しなければならない。 <small>（注16）</small></p> <p>A 現金預金、市場性ある有価証券で一時的所有のもの、取引先との通常の商取引によっ</p>

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
				<p>て生じた受取手形、売掛金等の債権、商品、製品、半製品、原材料、仕掛品等のたな卸資産及び期限が一年以内に到来する債権は、流動資産に属するものとする。</p> <p>前払費用で一年以内に費用となるものは、流動資産に属するものとする。（略）</p> <p>B～D 略</p> <p>（二）～（三） 略</p> <p>（注16）流動資産又は流動負債と固定資産又は固定負債とを区別する基準について 略</p>
固定資産	固定資産の取得価額	<p>第二十九条</p> <p>固定資産については、その取得価額又は製作価額を付し、毎決算期において相当の償却をしなければならない。ただし、予測することができない減損が生じたときは、相当の減額をしなければならない。</p>	<p>法人税法施行令第五十四条</p> <p>減価償却資産の第四十八条から第五十条まで（減価償却資産の償却の方法）に規定する取得価額は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める金額とする。</p> <p>一 購入した減価償却資産 次に掲げる金額の合計額</p> <p>イ 当該資産の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税（関税法第二条第一項第四号の二（定義）に規定する附帯税を除く。）その他当該資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）</p>	<p>第三 貸借対照表原則</p> <p>五 資産の貸借対照表価額</p> <p>貸借対照表に記載する資産の価額は、原則として、当該資産の取得原価を基礎として計上しなければならない。</p> <p>資産の取得原価は、資産の種類に応じた費用配分の原則によって、各事業年度に配分しなければならない。有形固定資産は、当該資産の耐用期間にわたり、定額法、定率法等の一定の減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年度に配分し、無形固定資産は、当該資産の有効期間にわたり、一定の減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年</p>

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>ロ 当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の額</p> <p>二 自己の建設、製作又は製造（以下この項及び次項において「建設等」という。）に係る減価償却資産 次に掲げる金額の合計額</p> <p>イ 当該資産の建設等のために要した原材料費、労務費及び経費の額</p> <p>ロ 当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の額</p> <p>三 自己が成育させた第十三条第九号イ（生物）に掲げる生物（以下この号において「牛馬等」という。） 次に掲げる金額の合計額</p> <p>イ 成育させるために取得（適格合併又は適格分割型分割による被合併法人又は分割法人からの引継ぎを含む。次号イにおいて同じ。）をした牛馬等に係る第一号イ、第五号イ（1）若しくはロ（1）若しくは第六号イに掲げる金額又は種付費及び出産費の額並びに当該取得をした牛馬等の成育のために要した飼料費、労務費及び経費の額</p> <p>ロ 成育させた牛馬等を事業の用に供するために直接要した費用の額</p> <p>四 自己が成熟させた第十三条第九号ロ及びハに掲げる生物（以下この号において「果樹</p>	<p>度に配分しなければならない。繰延資産についても、これに準じて、各事業年度に均等額以上を配分しなければならない。<sup>（注20）</sup></p> <p>A～C 略</p> <p>D 有形固定資産については、その取得原価から減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。有形固定資産の取得原価には、原則として当該資産の引取費用等の付随費用を含める。現物出資として受入れた固定資産については、出資者に対して交付された株式の発行価額をもって取得原価とする。</p> <p>償却済の有形固定資産は、除却されるまで残存価額又は備忘価額で記載する。<sup>（注24）</sup></p> <p>E 無形固定資産については、当該資産の取得のために支出した金額から減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。<sup>（注25）</sup></p> <p>F 贈与その他無償で取得した資産について、公正な評価額をもって取得原価とする。<sup>（注24）</sup></p> <p>（注20）減価償却の方法について 略</p> <p>（注24）国庫補助金等によって取得した資産</p>

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>等」という。) 次に掲げる金額の合計額</p> <p>イ 成熟させるために取得をした果樹等に係る第一号イ、次号イ（1）若しくはロ（1）若しくは第六号イに掲げる金額又は種苗費の額並びに当該取得をした果樹等の成熟のために要した肥料費、労務費及び経費の額</p> <p>ロ 成熟させた果樹等を事業の用に供するために直接要した費用の額</p> <p>五 適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配により移転を受けた減価償却資産 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額</p> <p>イ 適格合併又は適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配に限る。以下この号において「適格合併等」という。）により移転を受けた減価償却資産 次に掲げる金額の合計額</p> <p>（1） 当該適格合併等に係る被合併法人又は現物分配法人が当該適格合併の日の前日又は当該残余財産の確定の日の属する事業年度において当該資産の償却限度額の計算の基礎とすべき取得価額</p> <p>（2） 当該適格合併等に係る合併法人又は被現物分配法人が当該資産を事業の用に供する</p>	<p>について 略</p> <p>（注25） 営業権について 略</p>

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>ために直接要した費用の額</p> <p>ロ 適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。以下この号において「適格分割等」という。）により移転を受けた減価償却資産 次に掲げる金額の合計額</p> <p>(1) 当該適格分割等に係る分割法人、現物出資法人又は現物分配法人が当該適格分割等の日の前日を事業年度終了の日とした場合に当該事業年度において当該資産の償却限度額の計算の基礎とすべき取得価額</p> <p>(2) 当該適格分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人が当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の額</p> <p>六 前各号に規定する方法以外の方法により取得をした減価償却資産 次に掲げる金額の合計額</p> <p>イ その取得の時ににおける当該資産の取得のために通常要する価額</p> <p>ロ 当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の額</p> <p>2～5 略</p> <p>（法人税法施行令第54条第1項）</p>	

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
	固定資産 の 減価償却	<p>第二十九条</p> <p>固定資産については、その取得価額又は製作価額を付し、毎決算期において相当の償却をしなければならない。ただし、予測することができない減損が生じたときは、相当の減額をしなければならない。</p>	<p>法人税法施行令四十八条</p> <p>平成十九年三月三十一日以前に取得をされた減価償却資産（第六号に掲げる減価償却資産にあつては、当該減価償却資産についての同号に規定する改正前リース取引に係る契約が平成二十年三月三十一日までに締結されたもの）の償却限度額（法第三十一条第一項（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）の規定による減価償却資産の償却費として損金の額に算入する金額の限度額をいう。以下この目から第七目までにおいて同じ。）の計算上選定をすることができる同項に規定する資産の種類に応じた政令で定める償却の方法は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める方法とする。</p> <p>一 建物（第三号に掲げるものを除く。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める方法</p> <p>イ 平成十年三月三十一日以前に取得をされた建物 次に掲げる方法</p> <p>（1）旧定額法（当該減価償却資産の取得価額からその残存価額を控除した金額にその償却費が毎年同一となるように当該資産の耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額を各事業年度の償却限度額として償却する方法</p>	<p>（注20）減価償却の方法について（貸借対照表原則 五のDの第2項）</p> <p>固定資産の減価償却の方法としては、次のようなものがある。</p> <p>（1）定額法</p> <p>固定資産の耐用期間中、每期均等額の減価償却費を計上する方法</p> <p>（2）定率法</p> <p>固定資産の耐用期間中、每期期首未償却残高に一定率を乗じた減価償却費を計上する方法</p> <p>（3）級数法</p> <p>固定資産の耐用期間中、每期一定の額を算術級数的に逓減した減価償却費を計上する方法</p> <p>（4）生産高比例法</p> <p>固定資産の耐用期間中、每期当該資産による生産又は用役の提供の度合に比例した減価償却費を計上する方法</p> <p>この方法は、当該固定資産の総利用可能量が物理的に確定でき、かつ、減価が主として固定資産の利用に比例して発生するもの、例えば、鉱業用設備、航空機、自動車等について適用することが認められる。</p>

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>をいう。以下この目及び第七目（減価償却資産の償却限度額等）において同じ。）</p> <p>（2） 旧定率法（当該減価償却資産の取得価額（既にした償却の額で各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額がある場合には、当該金額を控除した金額）にその償却費が毎年一定の割合で逡減するように当該資産の耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額を各事業年度の償却限度額として償却する方法をいう。以下この目及び第七目において同じ。）</p> <p>ロ イに掲げる建物以外の建物 旧定額法  二 第十三条第一号（減価償却資産の範囲）に掲げる建物の附属設備及び同条第二号から第七号までに掲げる減価償却資産（次号及び第六号に掲げるものを除く。） 次に掲げる方法</p> <p>イ 旧定額法  ロ 旧定率法</p> <p>三 鉱業用減価償却資産（第五号及び第六号に掲げるものを除く。） 次に掲げる方法</p> <p>イ 旧定額法  ロ 旧定率法</p>	<p>なお、同種の物品が多数集まって一つの全体を構成し、老朽品の部分的取替を繰り返すことにより全体が維持されるような固定資産については、部分的取替に要する費用を収益的支出として処理する方法（取替法）を採用することができる。</p>

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>ハ 旧生産高比例法（当該鉱業用減価償却資産の取得価額からその残存価額を控除した金額を当該資産の耐用年数（当該資産の属する鉱区の採掘予定年数がその耐用年数より短い場合には、当該鉱区の採掘予定年数）の期間内における当該資産の属する鉱区の採掘予定数量で除して計算した一定単位当たりの金額に各事業年度における当該鉱区の採掘数量を乗じて計算した金額を当該事業年度の償却限度額として償却する方法をいう。以下この目及び第七目において同じ。）</p> <p>四 第十三条第八号に掲げる無形固定資産（次号に掲げる鉱業権を除く。）及び同条第九号に掲げる生物 旧定額法</p> <p>五 第十三条第八号イに掲げる鉱業権 次に掲げる方法</p> <p>イ 旧定額法</p> <p>ロ 旧生産高比例法</p> <p>六 国外リース資産（法人税法施行令の一部を改正する政令（平成十九年政令第八十三号）による改正前の法人税法施行令第三百三十六条の三第一項（リース取引に係る所得の計算）に規定するリース取引（同項又は同条第二項の規定により資産の賃貸借取引以外の取引と</p>	

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>されるものを除く。以下この号において「改正前リース取引」という。）の目的とされている減価償却資産で所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第五号（定義）に規定する非居住者又は外国法人に対して賃貸されているもの（これらの者の専ら国内において行う事業の用に供されるものを除く。）をいう。以下この条において同じ。） 旧国外リース期間定額法（改正前リース取引に係る国外リース資産の取得価額から見積残存価額を控除した残額を当該改正前リース取引に係る契約において定められている当該国外リース資産の賃貸借の期間の月数で除して計算した金額に当該事業年度における当該国外リース資産の賃貸借の期間の月数を乗じて計算した金額を各事業年度の償却限度額として償却する方法をいう。第七目において同じ。）</p> <p>2～6 略</p> <p>（法人税法施行令第 48 条第 1 項）</p>	
	圧縮記帳	NA	<p>法人税法第四十二条</p> <p>内国法人（清算中のものを除く。以下この条において同じ。）が、各事業年度において固定資産の取得又は改良に充てるための国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他政</p>	<p>（注 24）国庫補助金等によって取得した資産について（貸借対照表原則 五の D の第 1 項及び F）</p> <p>国庫補助金、工事負担金等で取得した資産については、国庫補助金等に相当する金額を</p>

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>令で定めるこれらに準ずるもの（第四十四条までにおいて「国庫補助金等」という。）の交付を受け、当該事業年度においてその国庫補助金等をもつてその交付の目的に適合した固定資産の取得又は改良をした場合（その国庫補助金等の返還を要しないことが当該事業年度終了の時までに確定した場合に限る。）において、その固定資産につき、その取得又は改良に充てた国庫補助金等の額に相当する金額（以下この項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその圧縮限度額以下の金額を当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法（政令で定める方法を含む。）により経理したときは、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。</p> <p>2～8 略</p> <p>（法人税法第 42 条第 1 項）</p>	<p>その取得原価から控除することができる。</p> <p>この場合においては、貸借対照表の表示は、次のいずれかの方法による。</p> <p>(1) 取得原価から国庫補助金等に相当する金額を控除する形式で記載する方法</p> <p>(2) 取得原価から国庫補助金等に相当する金額を控除した残額のみを記載し、当該国庫補助金等の金額を注記する方法</p>
	有形固定資産及び無形固定資産の減	<p>第二十九条</p> <p>固定資産については、その取得価額又は製作価額を付し、毎決算期において相当の償却をしなければならない。ただし、予測するこ</p>	<p>法人税法施行令第六十八条</p> <p>法第三十三条第二項（特定の事実が生じた場合の資産の評価損の損金算入）に規定する政令で定める事実は、物損等の事実（次の各</p>	NA

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
	損	とができない減損が生じたときは、相当の減額をしなければならない。	<p>号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める事実であつて、当該事実が生じたことにより当該資産の価額がその帳簿価額を下回ることとなつたものをいう。）及び法的整理の事実（更生手続における評定が行われることに準ずる特別の事実をいう。）とする。</p> <p>一～二 略</p> <p>三 固定資産 次に掲げる事実</p> <p>イ 当該資産が災害により著しく損傷したこと。</p> <p>ロ 当該資産が一年以上にわたり遊休状態にあること。</p> <p>ハ 当該資産がその本来の用途に使用することができないため他の用途に使用されたこと。</p> <p>ニ 当該資産の所在する場所の状況が著しく変化したこと。</p> <p>ホ イからニまでに準ずる特別の事実</p> <p>四 略</p> <p>2 内国法人の有する資産について法第三十三条第二項に規定する政令で定める事実が生じ、かつ、当該内国法人が当該資産の評価換えをして損金経理によりその帳簿価額を減額する場合において、当該内国法人が当該評価</p>	

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>換えをする事業年度につき同条第四項の規定の適用を受けるとき（当該事実が生じた日後に当該適用に係る次条第二項各号に定める評定が行われるときに限る。）は、当該評価換えについては、法第三十三条第二項の規定は、適用しない。この場合において、当該資産（同条第四項に規定する資産に該当しないものに限る。）は、同条第四項に規定する資産とみなす。</p> <p>（法人税法施行令第68条第1項第3号、第2項）</p>	
	ソフトウェア	NA	<p>法人税法施行令第十三条            法第二条第二十三号（減価償却資産の意義）に規定する政令で定める資産は、棚卸資産、有価証券及び繰延資産以外の資産のうち次に掲げるもの（事業の用に供していないもの及び時の経過によりその価値の減少しないものを除く。）とする。</p> <p>一～七 略            八 次に掲げる無形固定資産            イ～チ 略            リ ソフトウエア            ヌ～ソ 略            九 略</p>	<p>第三 貸借対照表原則            五 資産の貸借対照表価額            貸借対照表に記載する資産の価額は、原則として、当該資産の取得原価を基礎として計上しなければならない。</p> <p>資産の取得原価は、資産の種類に応じた費用配分の原則によって、各事業年度に配分しなければならない。有形固定資産は、当該資産の耐用期間にわたり、定額法、定率法等の一定の減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年度に配分し、無形固定資産は、当該資産の有効期間にわたり、一定の減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年</p>

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			(法人税法施行令第13条第1項第8号リ)	<p>度に配分しなければならない。繰延資産についても、これに準じて、各事業年度に均等額以上を配分しなければならない。(注20)</p> <p>A～D 略</p> <p>E 無形固定資産については、当該資産の取得のために支出した金額から減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。(注25)</p> <p>F 略</p> <p>(注20) 減価償却の方法について 略</p> <p>(注25) 営業権について 略</p>
	ゴルフ会員権	NA	<p>基通9-7-11</p> <p>法人がゴルフクラブに対して支出した入会金については、次に掲げる場合に応じ、次による。</p> <p>(1) 法人会員として入会する場合 入会金は資産として計上するものとする。ただし、記名式の法人会員で名義人たる特定の役員又は使用人が専ら法人の業務に関係なく利用するためこれらの者が負担すべきものであると認められるときは、当該入会金に相当する金額は、これらの者に対する給与とする。</p> <p>(2) 個人会員として入会する場合 入会金</p>	NA

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>は個人会員たる特定の役員又は使用人に対する給与とする。ただし、無記名式の法人会員制度がないため個人会員として入会し、その入会金を法人が資産に計上した場合において、その入会が法人の業務の遂行上必要であるため法人の負担すべきものであると認められるときは、その経理を認める。</p> <p>（注）この入会金は、ゴルフクラブに入会するために支出する費用であるから、他人の有する会員権を購入した場合には、その購入代価のほか他人の名義を変更するためにゴルフクラブに支出する費用も含まれる。</p> <p>基通 9-7-12</p> <p>法人が資産に計上した入会金については償却を認めないものとするが、ゴルフクラブを脱退してもその返還を受けることができない場合における当該入会金に相当する金額及びその会員たる地位を他に譲渡したことにより生じた当該入会金に係る譲渡損失に相当する金額については、その脱退をし、又は譲渡をした日の属する事業年度の損金の額に算入する。</p> <p>（注）預託金制ゴルフクラブのゴルフ会員権</p>	

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>については、退会の届出、預託金の一部切捨て、破産手続開始の決定等の事実に基づき預託金返還請求権の全部又は一部が顕在化した場合において、当該顕在化した部分については、金銭債権として貸倒損失及び貸倒引当金の対象とすることができることに留意する。</p> <p>（基本通達・法人税法 9-7-11、9-7-12）</p>	
繰延資産	繰延資産の定義	NA	<p>法人税法第二条</p> <p>この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～二十三 略</p> <p>二十四 繰延資産 法人が支出する費用のうち支出の効果がその支出の日以後一年以上に及ぶもので政令で定めるものをいう。</p> <p>二十五～四十四 略</p> <p>（法人税法第2条第1項第24号）</p>	<p>（注15）将来の期間に影響する特定の費用について（貸借対照表原則 一のD及び四の（一）のC）</p> <p>「将来の期間に影響する特定の費用」とは、既に代価の支払が完了し又は支払義務が確定し、これに対応する役務の提供を受けたにもかかわらず、その効果が将来にわたって発現するものと期待される費用をいう。</p> <p>これらの費用は、その効果が及ぶ数期間に合理的に配分するため、経過的に貸借対照表上繰延資産として計上することができる。</p> <p>なお、天災等により固定資産又は企業の営業活動に必須の手段たる資産の上に生じた損失が、その期の純利益又は当期未処分利益から当期の処分予定額を控除した金額をもって負担しえない程度に巨額であって特に法令をもって認められた場合には、これを経過的に</p>

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
				貸借対照表の資産の部に記載して繰延経理することができる。
	繰延資産の範囲	<p>（創立費）</p> <p>第三十五条</p> <p>次の各号に掲げる会社を設立した場合における当該各号に定める額は、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合においては、会社の成立の後（当該会社が商法第二百九十一条第一項の規定により開業前に利息を配当することを定めたときは、その配当をやめた後）五年以内に、毎決算期において均等額以上の償却をしなければならない。</p> <p>一 株式会社 商法第百六十八条第一項第七号及び第八号の規定により支出した金額、同号ただし書の手数料及び報酬として支出した金額並びに設立登記のために支出した税額</p> <p>二 有限会社 有限会社法第七条第四号の規定により支出した金額、同号ただし書の手数料及び報酬として支出した金額並びに設立登記のために支出した税額</p> <p>（開業費）</p> <p>第三十六条</p> <p>開業準備のために支出した金額は、貸借対</p>	<p>法人税法施行令第十四条</p> <p>法第二条第二十四号（繰延資産の意義）に規定する政令で定める費用は、法人が支出する費用（資産の取得に要した金額とされるべき費用及び前払費用を除く。）のうち次に掲げるものとする。</p> <p>一 創立費（発起人に支払う報酬、設立登記のために支出する登録免許税その他法人の設立のために支出する費用で、当該法人の負担に帰すべきものをいう。）</p> <p>二 開業費（法人の設立後事業を開始するまでの間に開業準備のために特別に支出する費用をいう。）</p> <p>三 開発費（新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、資源の開発又は市場の開拓のために特別に支出する費用をいう。）</p> <p>四 株式交付費（株券等の印刷費、資本金の増加の登記についての登録免許税その他自己の株式（出資を含む。）の交付のために支出する費用をいう。）</p> <p>五 社債等発行費（社債券等の印刷費その他債券（新株予約権を含む。）の発行のために</p>	<p>第三 貸借対照表原則</p> <p>四 貸借対照表の分類</p> <p>資産、負債及び資本の各科目は、一定の基準に従って明瞭に分類しなければならない。</p> <p>（一） 資産</p> <p>資産は、流動資産に属する資産、固定資産に属する資産及び繰延資産に属する資産に区別しなければならない。仮払金、未決算等の勘定を貸借対照表に記載するには、その性質を示す適当な科目で表示しなければならない。<sup>（注16）</sup></p> <p>A～B 略</p> <p>C 創立費、開業費、新株発行費、社債発行費、社債発行差金、開発費、試験研究費及び建設利息は、繰延資産に属するものとする。これらの資産については、償却額を控除した未償却残高を記載する。<sup>（注15）</sup></p> <p>D 略</p> <p>（二）～（三） 略</p> <p>（注15）将来の期間に影響する特定の費用について 略</p>

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
		<p>照表の資産の部に計上することができる。この場合においては、開業の後五年以内に、毎決算期において均等額以上の償却をしなければならない。</p> <p>（研究費及び開発費）</p> <p>第三十七条</p> <p>次に掲げる目的のために特別に支出した金額は、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合においては、その支出の後五年以内に、毎決算期において均等額以上の償却をしなければならない。</p> <p>一 新製品又は新技術の研究</p> <p>二 新技術又は新経営組織の採用</p> <p>三 資源の開発</p> <p>四 市場の開拓</p> <p>（新株発行費等）</p> <p>第三十八条</p> <p>新株を発行したときは、その発行のために必要な費用の額は、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合においては、その発行の後三年以内に、毎決算期において均等額以上の償却をしなければならない。</p>	<p>支出する費用をいう。）</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる費用で支出の効果がその支出の日以後一年以上に及ぶもの</p> <p>イ 自己が便益を受ける公共的施設又は共同的施設の設置又は改良のために支出する費用</p> <p>ロ 資産を賃借し又は使用するために支出する権利金、立ちのき料その他の費用</p> <p>ハ 役務の提供を受けるために支出する権利金その他の費用</p> <p>ニ 製品等の広告宣伝の用に供する資産を贈与したことにより生ずる費用</p> <p>ホ イからニまでに掲げる費用のほか、自己が便益を受けるために支出する費用</p> <p>2 前項に規定する前払費用とは、法人が一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出する費用のうち、その支出する日の属する事業年度終了の日においてまだ提供を受けていない役務に対応するものをいう。</p> <p>（法人税法施行令第14条）</p>	<p>（注16）流動資産又は流動負債と固定資産又は固定資産とを区別する基準について</p>

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
		<p>2 前項の規定は、新株予約権を発行した場合について準用する。</p> <p>（社債発行費）</p> <p>第三十九条 社債を発行したときは、その発行のために必要な費用の額は、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合においては、その発行の後三年以内（三年以内に社債償還の期限が到来するときは、その期限内）に、毎決算期において均等額以上の償却をしなければならない。</p> <p>（社債発行差金）</p> <p>第四十条 社債権者に償還すべき金額の総額が社債の募集によって得た実額を超えるときは、その差額は、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合においては、社債償還の期限内に、毎決算期において均等額以上の償却をしなければならない。</p> <p>（建設利息）</p> <p>第四十一条</p>		

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
		<p>商法第二百九十一条第一項の規定により配当した金額は、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合においては、一年につき資本の総額の百分の六を超える利益を配当するごとに、その超過額と同額以上の金額を償却しなければならない。</p>		
	<p>償却額・償却期間</p>	<p>（創立費） 第三十五条 次の各号に掲げる会社を設立した場合における当該各号に定める額は、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合においては、会社の成立の後（当該会社が商法第二百九十一条第一項の規定により開業前に利息を配当することを定めたときは、その配当をやめた後）五年以内に、毎決算期において均等額以上の償却をしなければならない。 一 株式会社 商法第百六十八条第一項第七号及び第八号の規定により支出した金額、同号ただし書の手数料及び報酬として支出した金額並びに設立登記のために支出した税額 二 有限会社 有限会社法第七条第四号の規定により支出した金額、同号ただし書の手数料及び報酬として支出した金額並びに設立登記のために支出した税額</p>	<p>法人税法施行令第六十四条 法第三十二条第一項（繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる繰延資産の区分に応じ当該各号に定める金額とする。 一 第十四条第一項第一号から第五号まで（繰延資産の範囲）に掲げる繰延資産 その繰延資産の額（既にした償却の額で各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの（当該繰延資産が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人から引継ぎを受けたものである場合にあつては、これらの法人の各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されたものを含む。）が</p>	<p>第三 貸借対照表原則 五 資産の貸借対照表価額 貸借対照表に記載する資産の価額は、原則として、当該資産の取得原価を基礎として計上しなければならない。 資産の取得原価は、資産の種類に応じた費用配分の原則によって、各事業年度に配分しなければならない。有形固定資産は、当該資産の耐用期間にわたり、定額法、定率法等の一定の減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年度に配分し、無形固定資産は、当該資産の有効期間にわたり、一定の減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年度に配分しなければならない。<sup>（注20）</sup> A～F 略</p>

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
		<p>（開業費） 第三十六条 開業準備のために支出した金額は、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合においては、開業の後五年以内に、毎決算期において均等額以上の償却をしなければならない。</p> <p>（研究費及び開発費） 第三十七条 次に掲げる目的のために特別に支出した金額は、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合においては、その支出の後五年以内に、毎決算期において均等額以上の償却をしなければならない。</p> <p>一 新製品又は新技術の研究 二 新技術又は新経営組織の採用 三 資源の開発 四 市場の開拓</p> <p>（新株発行費等） 第三十八条 新株を発行したときは、その発行のために</p>	<p>ある場合には、当該金額を控除した金額） 二 第十四条第一項第六号に掲げる繰延資産 その繰延資産の額（当該繰延資産が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この号及び第三項において「適格組織再編成」という。）により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（以下この号及び第三項において「被合併法人等」という。）から引継ぎを受けたものである場合にあつては、当該被合併法人等における繰延資産の額）をその繰延資産となる費用の支出の効果の及ぶ期間の月数で除して計算した金額に当該事業年度の月数（当該事業年度がその繰延資産となる費用の支出をする日の属する事業年度である場合にあつては同日から当該事業年度終了の日までの期間の月数とし、適格組織再編成により被合併法人等から引継ぎを受けた日の属する事業年度である場合にあつては当該適格組織再編成の日から当該事業年度終了の日までの期間の月数とする。）を乗じて計算した金額 2～4 略 （法人税法施行令第64条第1項）</p>	<p>（注20）減価償却の方法について 略</p>

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
		<p>必要な費用の額は、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合においては、その発行の後三年以内に、毎決算期において均等額以上の償却をしなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、新株予約権を発行した場合について準用する。</p> <p>（社債発行費）</p> <p>第三十九条</p> <p>社債を発行したときは、その発行のために必要な費用の額は、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合においては、その発行の後三年以内（三年以内に社債償還の期限が到来するときは、その期限内）に、毎決算期において均等額以上の償却をしなければならない。</p> <p>（社債発行差金）</p> <p>第四十条</p> <p>社債権者に償還すべき金額の総額が社債の募集によって得た実額を超えるときは、その差額は、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合においては、社債償還の期限内に、毎決算期において均等額以上の</p>		

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
		<p>償却をしなければならない。</p> <p>（建設利息）</p> <p>第四十一条</p> <p>商法第二百九十一条第一項の規定により配当した金額は、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合においては、一年につき資本の総額の百分の六を超える利益を配当するごとに、その超過額と同額以上の金額を償却しなければならない。</p>		
	一時償却	NA	<p>法人税法施行令第六十八条</p> <p>法第三十三条第二項（特定の事実が生じた場合の資産の評価損の損金算入）に規定する政令で定める事実は、物損等の事実（次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める事実であつて、当該事実が生じたことにより当該資産の価額がその帳簿価額を下回ることとなつたものをいう。）及び法的整理の事実（更生手続における評定が行われることに準ずる特別の事実をいう。）とする。</p> <p>一～三 略</p> <p>四 繰延資産（第十四条第一項第六号（繰延資産の範囲）に掲げるもののうち他の者の有する固定資産を利用するために支出されたも</p>	NA

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>のに限る。) 次に掲げる事実</p> <p>イ その繰延資産となる費用の支出の対象となつた固定資産につき前号イからニまでに掲げる事実が生じたこと。</p> <p>ロ イに準ずる特別の事実</p> <p>2 内国法人の有する資産について法第三十三條第二項に規定する政令で定める事実が生じ、かつ、当該内国法人が当該資産の評価換えをして損金経理によりその帳簿価額を減額する場合において、当該内国法人が当該評価換えをする事業年度につき同條第四項の規定の適用を受けるとき（当該事実が生じた日後に当該適用に係る次條第二項各号に定める評定が行われるときに限る。）は、当該評価換えについては、法第三十三條第二項の規定は、適用しない。この場合において、当該資産（同條第四項に規定する資産に該当しないものに限る。）は、同條第四項に規定する資産とみなす。</p> <p>法人税法施行令百三十四條</p> <p>内国法人が、第六十四條第一項第二号（均等償却を行う繰延資産）に掲げる費用を支出する場合において、当該費用のうちその支出</p>	

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>する金額が二十万円未満であるものにつき、その支出する日の属する事業年度において損金経理をしたときは、その損金経理をした金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。</p> <p>（法人税法施行令第 68 条第 1 項第 4 号、第 2 項、第 134 条）</p>	
	表示	<p>第七十四条 繰延資産（第三十五条から第四十一条までに規定する金額をいう。第百六十三条第四項において同じ。）については、償却額を控除した残額を記載しなければならない。</p>	NA	<p>第三 貸借対照表原則 四 貸借対照表の分類 資産、負債及び資本の各科目は、一定の基準に従って明瞭に分類しなければならない。</p> <p>（一） 資産 資産は、流動資産に属する資産、固定資産に属する資産及び繰延資産に属する資産に区別しなければならない。仮払金、未決算等の勘定を貸借対照表に記載するには、その性質を示す適当な科目で表示しなければならない。<sup>（注 16）</sup></p> <p>A～B 略 C 創立費、開業費、新株発行費、社債発行費、社債発行差金、開発費、試験研究費及び建設利息は、繰延資産に属するものとする。これらの資産については、償却額を控除した未償却残高を記載する。<sup>（注 15）</sup></p>

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
				D 略 (二) ~ (三) 略 (注15) 将来の期間に影響する特定の費用について 略 (注16) 流動資産又は流動負債と固定資産又は固定負債とを区別する基準について 略
金銭債務	金銭債務の定義	NA	NA	NA
	貸借対照表価額	(買掛金等) 第七十八条 買掛金、支払手形その他営業取引によって生じた金銭債務は、流動負債の部に記載しなければならない。  (借入金等) 第七十九条 借入金その他前条に掲げる金銭債務以外の金銭債務で、その履行期が決算期後一年以内に到来するもの又は到来すると認められるものは、流動負債の部に記載しなければならない。	法人税法施行令第三百三十六条の二 内国法人が社債の発行その他の事由により金銭債務に係る債務者となった場合（適格合併、適格分割又は適格現物出資又（以下この条において「適格合併等」という。）により被合併法人、分割法人又は現物出資法人（第三項において「被合併法人等」という。）から当該金銭債務の償還等に係る義務の引継ぎを受けた場合を除く。）において、当該金銭債務に係る収入額がその債務額を超え、又はその収入額がその債務額に満たないときは、当該債務者となった日の属する事業年度からその償還の日の属する事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、その超える部分の金額又はその満たない部分の金額を当該金	第三 貸借対照表原則 四 貸借対照表の分類 資産、負債及び資本の各科目は、一定の基準に従って明瞭に分類しなければならない。 (一) 略 (二) 負債 負債は、流動負債に属する負債と固定資産に属する負債とに区別しなければならない。仮受金、未決算等の勘定を貸借対照表に記載するには、その性質を示す適当な科目で表示しなければならない。 <sup>(注16)</sup> A 取引先との通常の商取引によって生じた支払手形、買掛金等の債務及び期限が一年以内に到来する債務は、流動負債に属するものとする。

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>           金債務の償還期間（当該金銭債務に係る債務者となつた日から当該金銭債務に係る償還の日までの期間をいう。第三項において同じ。）の月数で除し、これに当該事業年度の月数（当該事業年度が当該債務者となつた日の属する事業年度である場合には、同日から当該事業年度終了の日までの期間の月数）を乗じて計算した金額（当該事業年度がその償還の日の属する事業年度である場合には、その超える部分の金額又はその満たない部分の金額から当該事業年度の前事業年度までの各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額又は損金の額に算入された金額を控除して得た金額）を、益金の額又は損金の額に算入する。            2～5 略            （法人税法施行令第 136 条の 2 第 1 項）         </p>	<p>           支払手形、買掛金その他流動負債に属する債務は、取引先との通常の商取引の債務とその他の債務とに区別して表示しなければならない。（略）            B 社債、長期借入金等の長期債務は、固定負債に属するものとする。（略）            C 債務のうち、役員等企業の内部の者に対するものと親会社又は子会社に対するものは、特別の科目を設けて区別して表示し、又は注記の方法によりその内容を明瞭に示さなければならない。            （三） 略            （注 16）流動資産又は流動負債と固定資産又は固定負債とを区別する基準について 略         </p>
	<p>           貸借対照表上の表示         </p>	<p>           第七十八条            買掛金、支払手形その他営業取引によって生じた金銭債務は、流動負債の部に記載しなければならない。            第七十九条            借入金その他前条に掲げる金銭債務以外の         </p>	<p>NA</p>	<p>NA</p>

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
		<p>金銭債務で、その履行期が決算期後一年以内に到来するもの又は到来すると認められるものは、流動負債の部に記載しなければならない。</p> <p>第八十条  支配株主（有限会社にあつては、支配社員）に対する金銭債務で流動負債の部に記載すべきものは、その金銭債務が属する科目ごとに、他の金銭債務と区別して記載しなければならない。ただし、その金銭債務が属する科目ごとに、又は二以上の科目について一括して、注記することを妨げない。</p> <p>2 前項の規定は、子会社（有限会社にあつては、有限子会社）に対する金銭債務で流動負債の部に記載すべきものについて準用する。</p> <p>3 有報提出大会社は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定による記載又は注記に代えて、関係会社に対する金銭債務を、その金銭債務が属する科目ごとに他の金銭債務と区別して記載し、又はその金銭債務が属する科目ごとに若しくは二以上の科目について一括して注記することを妨げない。</p>		

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
		<p>第八十二条 第七十八条及び第七十九条の金銭債務以外の金銭債務は、固定負債の部に記載しなければならない。</p> <p>2 第八十条の規定は、前項の金銭債務について準用する。</p> <p>第八十四条 取締役、執行役又は監査役との間の取引による取締役、執行役及び監査役に対する金銭債務は、その総額を注記しなければならない。</p>		
	デリバティブ	NA	<p>法人税法第六十一条の五 内国法人がデリバティブ取引（金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値との差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、財務省令で定めるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を行った場合において、当該デリバティブ取引のうち事業年度終了の時ににおいて決済されていないもの（第六十一条の八第二項（先物外国為替契約等により円換算額を確定させた外貨建取引の</p>	NA

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>換算）の規定の適用を受ける場合における同項に規定する先物外国為替契約等に基づくものその他財務省令で定める取引（次項において「為替予約取引等」という。）を除く。以下この項において「未決済デリバティブ取引」という。）があるときは、その時において当該未決済デリバティブ取引を決済したものとみなして財務省令で定めるところにより算出した利益の額又は損失の額に相当する金額（次項において「みなし決済損益額」という。）は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。</p> <p>2 略</p> <p>3 内国法人がデリバティブ取引に係る契約に基づき金銭以外の資産を取得した場合（次条第一項の規定の適用を受けるデリバティブ取引に係る契約に基づき当該資産を取得した場合を除く。）には、その取得の時ににおける当該資産の価額とその取得の基因となったデリバティブ取引に係る契約に基づき当該資産の取得の対価として支払った金額との差額は、当該取得の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。</p>	

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>4 第一項に規定するみなし決済損益額の翌事業年度における処理その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>法人税法第六十一条の六</p> <p>内国法人が次に掲げる損失の額（以下この条において「ヘッジ対象資産等損失額」という。）を減少させるためにデリバティブ取引等を行つた場合（次条第一項の規定の適用がある場合を除くものとし、当該デリバティブ取引等が当該ヘッジ対象資産等損失額を減少させるために行つたものである旨その他財務省令で定める事項を財務省令で定めるところにより帳簿書類に記載した場合に限る。次項において同じ。）において、当該デリバティブ取引等を行つた時から事業年度終了の時までの間において当該ヘッジ対象資産等損失額を減少させようとする第一号に規定する資産若しくは負債又は第二号に規定する金銭につき譲渡若しくは消滅又は受取若しくは支払がなく、かつ、当該デリバティブ取引等が当該ヘッジ対象資産等損失額を減少させるために有効であると認められる場合として政令で定める場合に該当するときは、当該デリバティ</p>	

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>ブ取引等に係る利益額又は損失額（当該デリバティブ取引等の決済によつて生じた利益の額又は損失の額（第五項において「決済損益額」という。）、第六十一条の四第一項（有価証券の空売り等に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入等）に規定するみなし決済損益額、前条第一項に規定するみなし決済損益額及び第六十一条の九第二項（外貨建資産等の期末換算差額の益金又は損金算入）に規定する為替換算差額をいう。）のうち当該ヘッジ対象資産等損失額を減少させるために有効である部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額（次項において「有効決済損益額」という。）は、第六十一条の四第一項、前条第一項及び第六十一条の九第二項の規定にかかわらず、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入しない。</p> <p>一 資産（第六十一条第一項（短期売買商品の譲渡損益及び時価評価損益の益金又は損金算入）に規定する短期売買商品及び第六十一条の三第一項第一号（売買目的有価証券の評価益又は評価損の益金又は損金算入等）に規定する売買目的有価証券を除く。次号におい</p>	

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>て同じ。)又は負債の価額の変動(第六十一条の九第一項第一号ロに規定する期末時換算法により第六十一条の八第一項(外貨建取引の換算)に規定する円換算額への換算をする第六十一条の九第一項各号に掲げる資産又は負債(次号において「期末時換算資産等」という。)の価額の外国為替の売買相場の変動に基因する変動を除く。)に伴つて生ずるおそれのある損失</p> <p>二 資産の取得若しくは譲渡、負債の発生若しくは消滅、金利の受取若しくは支払その他これらに準ずるものに係る決済により受け取ることとなり、又は支払うこととなる金銭の額の変動(期末時換算資産等に係る外国為替の売買相場の変動に基因する変動を除く。)に伴つて生ずるおそれのある損失</p> <p>2~5 略</p> <p>(法人税法第六十一条の五第1項、第3項、第4項、第六十一条の六第1項)</p>	
引当金	引当金の設定要件	NA	<p>(貸倒引当金)</p> <p>法人税法第五十二条</p> <p>内国法人が、更生計画認可の決定に基づいてその有する金銭債権の弁済を猶予され、又は賦払により弁済される場合その他の政令で</p>	<p>(注18)引当金について(貸借対照表原則 四の(一)のDの第1項、(二)のAの第3項及びBの第2項)</p> <p>将来の特定の費用又は損失であつて、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能</p>

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>定める場合において、その一部につき貸倒れその他これに類する事由による損失が見込まれる金銭債権（当該金銭債権に係る債務者に対する他の金銭債権がある場合には当該他の金銭債権を含む。以下この条において「個別評価金銭債権」という。）のその損失の見込額として、各事業年度（被合併法人の適格合併に該当しない合併の日の前日の属する事業年度及び残余財産の確定（その残余財産の分配が適格現物分配に該当しないものに限る。次項において同じ。）の日の属する事業年度を除く。）において損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、当該繰り入れた金額のうち、当該事業年度終了の時において当該個別評価金銭債権の取立て又は弁済の見込みがないと認められる部分の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額（第五項において「個別貸倒引当金繰入限度額」という。）に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。</p> <p>2 内国法人が、その有する売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権（個別評価金銭債権を除く。以下この条において「一括評価</p>	<p>性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする。</p> <p>製品保証引当金、売上割戻引当金、返品調整引当金、賞与引当金、工事補償引当金、退職給与引当金、修繕引当金、特別修繕引当金、債務保証損失引当金、損害補償損失引当金、貸倒引当金等がこれに該当する。</p> <p>発生の可能性の低い偶発事象に係る費用又は損失については、引当金を計上することはできない。</p>

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>金銭債権」という。)の貸倒れによる損失の見込額として、各事業年度（被合併法人の適格合併に該当しない合併の日の前日の属する事業年度及び残余財産の確定の日の属する事業年度を除く。）において損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、当該繰り入れた金額のうち、当該事業年度終了の時に有する一括評価金銭債権の額及び最近における売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権の貸倒れによる損失の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額（第六項において「一括貸倒引当金繰入限度額」という。）に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。</p> <p>3～13 略</p> <p>（返品調整引当金）</p> <p>法人税法第五十三条</p> <p>内国法人で出版業その他の政令で定める事業（以下この条において「対象事業」という。）を営むもののうち、常時、その販売する当該対象事業に係る棚卸資産の大部分につき、当該販売の際の価額による買戻しに係る特約そ</p>	

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>他の政令で定める特約を結んでいるものが、当該棚卸資産の当該特約に基づく買戻しによる損失の見込額として、各事業年度（被合併法人の適格合併に該当しない合併の日の前日の属する事業年度及び残余財産の確定の日の属する事業年度を除く。）終了の時ににおいて損金経理により返品調整引当金勘定に繰り入れた金額については、当該繰り入れた金額のうち、最近における当該対象事業に係る棚卸資産の当該特約に基づく買戻しの実績を基礎として政令で定めるところにより計算した金額（第四項において「返品調整引当金繰入限度額」という。）に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。</p> <p>2～10 略</p> <p>（法人税法第 52 条第 1 項、第 2 項、第 53 条第 1 項）</p>	
	引当金の区分	<p>第四十三条</p> <p>特定の支出又は損失に備えるための引当金は、その営業年度の費用又は損失とすることを相当とする額に限り、貸借対照表の負債の部に計上することができる。</p>	同上	NA

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
		<p>第八十六条            第四十三条に規定する引当金は、第七十六条の規定にかかわらず、負債の部に別に引当金の部を設けて記載することができる。</p> <p>2 前項の引当金は、その計上の目的を示す適当な名称を付して記載しなければならない。</p> <p>3 第一項の引当金で、引当金の部に記載しないものについては、第四十三条に規定する引当金であることを注記しなければならない。</p> <p>4 法令の規定により負債の部に計上することが強制される引当金又は準備金で、他の部に記載することが相当でないものは、引当金の部に記載しなければならない。</p> <p>5 法令の規定により負債の部に計上することが強制される引当金又は準備金については、その法令の条項を付記しなければならない。</p>		
	表示	<p>（引当金の部等）</p> <p>第八十六条            第四十三条に規定する引当金は、第七十六条の規定にかかわらず、負債の部に別に引当金の部を設けて記載することができる。</p> <p>2 前項の引当金は、その計上の目的を示す適当な名称を付して記載しなければならない。</p>	NA	<p>第三 貸借対照表原則</p> <p>四 貸借対照表の分類</p> <p>資産、負債及び資本の各科目は、一定の基準に従って明瞭に分類しなければならない。</p> <p>（一） 資産</p> <p>A～C 略</p> <p>D 受取手形、売掛金その他の債権に対する</p>

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
		<p>3 第一項の引当金で、引当金の部に記載しないものについては、第四十三条に規定する引当金であることを注記しなければならない。</p> <p>4 法令の規定により負債の部に計上することが強制される引当金又は準備金で、他の部に記載することが相当でないものは、引当金の部に記載しなければならない。</p> <p>5 法令の規定により負債の部に計上することが強制される引当金又は準備金については、その法令の条項を付記しなければならない。</p>		<p>貸倒引当金は、原則として、その債権が属する科目ごとに債権金額又は取得価額から控除する形式で記載する。<sup>(注17)</sup> <sup>(注18)</sup> (略)</p> <p>(二) 負債</p> <p>負債は、流動負債に属する負債と固定資産に属する負債とに区別しなければならない。仮受金、未決算等の勘定を貸借対照表に記載するには、その性質を示す適当な科目で表示しなければならない。<sup>(注16)</sup></p> <p>A (略) 引当金のうち、賞与引当金、工事補償引当金、修繕引当金のように、通常一年以内に使用される見込のあるものは、流動負債に属するものとする。<sup>(注18)</sup></p> <p>B～C 略</p> <p>(三) 略</p> <p>(注16) 流動資産又は流動負債と固定資産又は固定負債とを区別する基準について 略</p> <p>(注17) 貸倒引当金又は減価償却累計額の控除形式について 略</p> <p>(注18) 引当金について 略</p>
	賞与引当金の計上額	NA	NA	NA

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
退職 給付 債務/ 退職 給付 引当 金	退職給付 制度	NA	NA	NA
	確定給付 型退職給 付債務の 会計処理 －原則法	NA	NA	NA
	確定給付 型退職給 付債務の 計算方法 －簡便的 方法	NA	NA	NA
	中小企業 退職金共 済制度等 の会計処 理	NA	NA	NA
	退職金規 程がなく、 退職金等 の支払に 関する合 意も存在	NA	NA	NA

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
	しない場合			
	特則	NA	NA	NA
税金 費用/ 税金 債務	法人税、住 民税及び 事業税	<p>第百条</p> <p>1 略</p> <p>2 税引前当期純利益又は税引前当期純損失に加減すべき次に掲げる額は、その内容を示す適当な名称を付して前項の税引前当期純利益又は税引前当期純損失の次に記載しなければならない。</p> <p>一 法人税その他の税の額</p> <p>二 法人税等調整額</p> <p>3 略</p>	<p>法人税法第三十八条</p> <p>内国法人が納付する法人税（延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税を除く。以下この項において同じ。）の額は、次に掲げる法人税の額を除き、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。</p> <p>一 退職年金等積立金に対する法人税</p> <p>二 国税通則法第三十五条第二項（修正申告等による納付）の規定により納付すべき金額のうち同法第十九条第四項第三号ハ（修正申告により納付すべき還付加算金相当額）又は第二十八条第二項第三号ハ（更正により納付すべき還付加算金相当額）に掲げる金額に相当する法人税</p> <p>三 第七十五条第七項（確定申告期限の延長の場合の利子税）（第七十五条の二第六項若しくは第八項（確定申告期限の延長の特例の場合の利子税）、第八十一条の二十三第二項（連結確定申告期限の延長の場合の利子税）又は第八十一条の二十四第三項若しくは第六</p>	<p>第二 損益計算書原則</p> <p>八 当期純利益</p> <p>当期純利益は、税引前当期純利益から当期の負担に属する法人税額、住民税額等を控除して表示する。<sup>（注13）</sup></p> <p>（注13）法人税等の追徴税額等について（損益計算書原則 八）</p> <p>法人税等の更正決定等による追徴税額及び還付税額は、税引前当期純利益に加減して表示する。この場合、当期の負担に属する法人税額等とは区別することを原則とするが、重要性の乏しい場合には、当期の負担に属するものに含めて表示することができる。</p>

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>項（連結確定申告期限の延長の特例の場合の 利子税）において準用する場合を含む。）の 規定による利子税</p> <p>2 内国法人が納付する次に掲げるものの額 は、その内国法人の各事業年度の所得の金額 の計算上、損金の額に算入しない。</p> <p>一 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号） 第九条の四（受益者等が存しない信託等の特 例）又は第六十六条（人格のない社団又は財 団等に対する課税）の規定による贈与税及び 相続税</p> <p>二 地方税法の規定による道府県民税及び市 町村民税（都民税を含むものとし、退職年金 等積立金に対する法人税に係るものを除く。）</p> <p>3～4 略</p> <p>（法人税法第 38 条第 1 項、第 2 項）</p>	
	源泉所得 税等の会 計処理	NA	<p>法人税法第六十八条</p> <p>内国法人が各事業年度において所得税法第 百七十四条各号（内国法人に係る所得税の課 税標準）に規定する利子等、配当等、給付補 てん金、利息、利益、差益、利益の分配又は 賞金（以下この条において「利子及び配当等」 という。）の支払を受ける場合には、これら につき同法の規定により課される所得税の額</p>	NA

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>は、政令で定めるところにより、当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定は、内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が支払を受ける利子及び配当等で収益事業以外の事業又はこれに属する資産から生ずるものにつき課される同項の所得税の額については、適用しない。</p> <p>3~4 略</p> <p>（法人税法第 68 条第 1 項、第 2 項）</p>	
	消費税等の会計処理	NA	NA	NA
税効果会計	税効果会計	NA	NA	NA
	繰延税金資産の回収可能性	NA	NA	NA
	回収可能性についての判断基準	NA	NA	NA
	貸借対照表上の表示	<p>第六十条</p> <p>流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産は、流動資産</p>	NA	NA

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
		<p>の部に記載しなければならない。特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産で決算期後一年内に取り崩されると認められるものについても、同様とする。</p> <p>第六十九条 第六十条の規定により流動資産の部に記載した繰延税金資産以外の繰延税金資産は、投資その他の資産の部に記載しなければならない。</p> <p>第八十一条 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債は、流動負債の部に記載しなければならない。特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債で決算期後一年内に取り崩されると認められるものについても、同様とする。</p> <p>第八十三条 第八十一条の規定により流動負債の部に記載した繰延税金負債以外の繰延税金負債は、固定負債の部に記載しなければならない。</p>		

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
		<p>第八十七条</p> <p>第六十条の規定により流動資産の部に記載すべき繰延税金資産と第八十一条の規定により流動負債の部に記載すべき繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として記載しなければならない。第六十九条の規定により投資その他の資産の部に記載すべき繰延税金資産と第八十三条の規定により固定負債の部に記載すべき繰延税金負債とがある場合についても、同様とする。</p>		
	損益計算書上の表示	<p>第百条</p> <p>1 略</p> <p>2 税引前当期純利益又は税引前当期純損失に加減すべき次に掲げる額は、その内容を示す適当な名称を付して前項の税引前当期純利益又は税引前当期純損失の次に記載しなければならない。</p> <p>一 法人税その他の税の額</p> <p>二 法人税等調整額</p> <p>3 略</p>	NA	NA
	税効果会計適用における注	NA	NA	NA

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
	記事項			
純資産	資本金	<p>第八十八条</p> <p>資本の部は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金の各部に区分しなければならない。</p>	<p>法人税法第二条</p> <p>この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十五 略</p> <p>十六 資本金等の額 法人（各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される連結事業年度の連結法人（以下この条において「連結申告法人」という。）を除く。）が株主等から出資を受けた金額として政令で定める金額をいう。</p> <p>十七～四十四 略</p> <p>（法人税法第2条第1項第16号）</p>	<p>第三 貸借対照表原則</p> <p>四 貸借対照表の分類</p> <p>資産、負債及び資本の各科目は、一定の基準に従って明瞭に分類しなければならない。</p> <p>（一）～（二） 略</p> <p>（三） 資本</p> <p>資本は、資本金に属するものと剰余金に属するものとに区別しなければならない。<sup>（注19）</sup></p> <p>A 資本金の区分には、法定資本の額を記載する。発行済株式の数は、普通株、優先株等の種類別に注記するものとする。</p> <p>B～D 略</p> <p>（注19）剰余金について 略</p>
	剰余金	<p>第八十九条</p> <p>資本剰余金の部には、資本準備金及びその他資本剰余金を記載し、その他資本剰余金は、資本金及び資本準備金減少差益、自己株式処分差益その他の内容を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。</p> <p>第九十条</p> <p>利益剰余金の部には、利益準備金及び任意</p>	<p>法人税法第二条</p> <p>この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十七の二 略</p> <p>十八 利益積立金額 法人（連結申告法人を除く。）の所得の金額（第八十一条の十八第一項（連結法人税の個別帰属額の計算）に規定する個別所得金額を含む。）で留保している金額として政令で定める金額をいう。</p>	<p>第三 貸借対照表原則</p> <p>四 貸借対照表の分類</p> <p>資産、負債及び資本の各科目は、一定の基準に従って明瞭に分類しなければならない。</p> <p>（一）～（二） 略</p> <p>（三） 資本</p> <p>資本は、資本金に属するものと剰余金に属するものとに区別しなければならない。<sup>（注19）</sup></p> <p>A 略</p>

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
		<p>積立金並びに当期末処分利益又は当期末処理損失を記載し、任意積立金は、その内容を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。</p>	<p>十八の二～十八の四 略  十九 欠損金額 各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額が当該事業年度の益金の額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。  十九の二～四十四  （法人税法第2条第1項第18号、第19号）</p>	<p>B 剰余金は、資本準備金、利益準備金及びその他の剰余金に区分して記載しなければならない。  株式払込剰余金、減資差益及び合併差益は、資本準備金として表示する。  その他の剰余金の区分には、任意積立金及び当期末処分利益を記載する。  C 新株式払込金又は申込期日経過後における新株式申込証拠金は、資本金の区分の次に特別の区分を設けて表示しなければならない。  D 法律で定める準備金で資本準備金又は利益準備金に準ずるものは、資本準備金又は利益準備金の次に特別の区分を設けて表示しなければならない。</p> <p>（注19）剰余金について 略</p>
	<p>評価・換算差額等</p>	<p>第九十一条  次の各号に掲げるものは、第八十八条の規定にかかわらず、株式会社の貸借対照表の資本の部に当該各号に定める部に区分して記載しなければならない。  一 新株式払込金又は申込期日経過後における新株式申込証拠金 新株式払込金又は新株</p>	<p>NA</p>	<p>NA</p>

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
		<p>式申込証拠金の部</p> <p>二 土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三十四号）第七条第二項に規定する再評価差額金 土地再評価差額金の部</p> <p>三 資産につき時価を付すものとした場合（第二十八条第一項ただし書及び第二項（これらの規定を第三十一条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の場合を除く。）における当該資産の評価差額金（当期純利益又は当期純損失として計上したものを除く。） 株式等評価差額金の部</p> <p>四 自己株式の処分に係る払込金又は申込期日経過後における申込証拠金 自己株式払込金又は自己株式申込証拠金の部</p> <p>五 自己株式 自己株式の部</p> <p>2 前項第一号に掲げるものに係る株式の発行数、資本金増加の日及び当該金額のうち資本金に組み入れられないことが予定されている金額は、注記しなければならない。</p> <p>3 第一項第五号に定める部は、控除する形式で記載しなければならない。</p> <p>4 前各項の規定は、有限会社の貸借対照表の資本の部について準用する。この場合におい</p>		

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
		<p>て、第一項第一号中「新株式払込金」とあるのは「出資払込金」と、「新株式申込証拠金」とあるのは「出資申込証拠金」と、同項第四号中「自己株式の」とあるのは「自己持分の」と、「自己株式払込金」とあるのは「自己持分払込金」と、「自己株式申込証拠金」とあるのは「自己持分申込証拠金」と、同項第五号中「自己株式」とあるのは「自己持分」と、第二項中「株式の発行数」とあるのは「出資の口数」と読み替えるものとする。</p>		
	自己株式	<p>第九十一条  次の各号に掲げるものは、第八十八条の規定にかかわらず、株式会社の貸借対照表の資本の部に当該各号に定める部に区分して記載しなければならない。</p> <p>一～三 略</p> <p>四 自己株式の処分に係る払込金又は申込期日経過後における申込証拠金 自己株式払込金又は自己株式申込証拠金の部</p> <p>五 自己株式 自己株式の部</p> <p>2 略</p> <p>3 第一項第五号に定める部は、控除する形式で記載しなければならない。</p> <p>4 前各項の規定は、有限会社の貸借対照表の</p>	<p>法人税法第二十四条  法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く。以下この条において同じ。）の株主等である内国法人が当該法人の次に掲げる事由により金銭その他の資産の交付を受けた場合において、その金銭の額及び金銭以外の資産の価額（適格現物分配に係る資産にあつては、当該法人のその交付の直前の当該資産の帳簿価額に相当する金額）の合計額が当該法人の資本金等の額又は連結個別資本金等の額のうちその交付の基因となつた当該法人の株式又は出資に対応する部分の金額を超えるときは、この法律の規定の適用については、その超える部分の金額は、第二十三条第一項第一</p>	NA

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
		資本の部について準用する。この場合において、第一項第一号中「新株式払込金」とあるのは「出資払込金」と、「新株式申込証拠金」とあるのは「出資申込証拠金」と、同項第四号中「自己株式の」とあるのは「自己持分の」と、「自己株式払込金」とあるのは「自己持分払込金」と、「自己株式申込証拠金」とあるのは「自己持分申込証拠金」と、同項第五号中「自己株式」とあるのは「自己持分」と、第二項中「株式の発行数」とあるのは「出資の口数」と読み替えるものとする。	号（受取配当等の益金不算入）に掲げる金額とみなす。 一～三 略 四 自己の株式又は出資の取得（金融商品取引法第二条第十六項（定義）に規定する金融商品取引所の開設する市場における購入による取得その他の政令で定める取得及び第六十一条の二第十四項第一号から第三号まで（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）に掲げる株式又は出資の同項に規定する場合に該当する場合における取得を除く。） 五～六 略 2～3 略 （法人税法第 24 条第 1 項第 4 号）	
	株主資本等変動計算書	NA	NA	NA
収益・費用の計上	収益及び費用の計上に関する一般原則	NA	法人税法第二十二条 内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする。 2 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の	第二 損益計算書原則 一 損益計算書の本質 損益計算書は、企業の経営成績を明らかにするため、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用とを記載して経常利益を表示し、これに特別損益に属する項目を加減して当期純利益を表示しなければ

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。</p> <p>3 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする。</p> <p>一 当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額</p> <p>三 当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの</p> <p>4 第二項に規定する当該事業年度の収益の額及び前項各号に掲げる額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする。</p> <p>5 第二項又は第三項に規定する資本等取引とは、法人の資本金等の額の増加又は減少を生ずる取引並びに法人が行う利益又は剰余金の分配（資産の流動化に関する法律第百十五</p>	<p>ならない。</p> <p>A すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割当てられるように処理しなければならない。ただし、未実現収益は、原則として、当期の損益計算に計上してはならない。</p> <p>前払費用及び前受収益は、これを当期の損益計算から除去し、未払費用及び未収収益は、当期の損益計算に計上しなければならない。</p> <p>(注5)</p> <p>B 費用及び収益は、総額によって記載することを原則とし、費用の項目と収益の項目とを直接に相殺することによってその全部又は一部を損益計算書から除去してはならない。</p> <p>C 費用及び収益は、その発生源泉に従って明瞭に分類し、各収益項目とそれに関連する費用項目とを損益計算書に対応表示しなければならない。</p> <p>(注5) 経過項目勘定について 略</p>

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>条第一項（中間配当）に規定する金銭の分配を含む。）及び残余財産の分配又は引渡しをいう。</p> <p>（法人税法第 22 条）</p>	
	収益認識	NA	同上	<p>第二 損益計算書原則</p> <p>三 営業利益</p> <p>営業損益計算は、一会計期間に属する売上高と売上原価とを記載して売上総利益を計算し、これから販売費及び一般管理費を控除して、営業利益を表示する。</p> <p>A 企業が商品等の販売と役務の給付とをともに主たる営業とする場合には、商品等の売上高と役務による営業収益とは、これを区別して記載する。</p> <p>B 売上高は、実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によつて実現したものに限る。ただし、長期の未完成請負工事等については、合理的に収益を見積り、これを当期の損益計算に計上することができる。<sup>（注 6）（注 7）</sup></p> <p>C～F 略</p> <p>（注 6）実現主義の適用について（損益計算書原則 三の B）</p>

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
				<p>委託販売、試用販売、予約販売、割賦販売等特殊な販売契約による売上収益の実現の基準は、次によるものとする。</p> <p>(1) 委託販売</p> <p>委託販売については、受託者が委託品を販売した日をもって売上収益の実現の日とする。従って、決算手続中に仕切精算書（売上計算書）が到達すること等により決算日までに販売された事実が明らかとなったものについては、これを当期の売上収益に計上しなければならない。ただし、仕切精算書が販売のつど送付されている場合には、当該仕切精算書が到達した日をもって売上収益の実現の日とみなすことができる。</p> <p>(2) 試用販売</p> <p>試用販売については、得意先が買取りの意思を表示することによって売上が実現するのであるから、それまでは、当期の売上高に計上してはならない。</p> <p>(3) 予約販売</p> <p>予約販売については、予約金受取額のうち、決算日までに商品の引渡し又は役務の給付が完了した分だけを当期の売上高に計上し、残額は貸借対照表の負債の部に記載して次期以</p>

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
				<p>後に繰延べなければならない。</p> <p>(4) 割賦販売</p> <p>割賦販売については、商品等を引渡した日をもって売上収益の実現の日とする。しかし、割賦販売は、通常の販売と異なり、その代金回収の期間が長期にわたり、かつ、分割払であることから代金回収上の危険率が高いので、貸倒引当金及び代金回収費、アフター・サービス費等の引当金の計上について特別の配慮を要するが、その算定に当っては、不確実性と煩雑さを伴う場合が多い。従って、収益の認識を慎重に行うため販売基準に代えて、割賦金の回収期限の到来の日又は入金の日をもって売上収益実現の日とすることも認められる。</p> <p>(注7) 工事収益について（損益計算書原則三のBただし書）</p> <p>長期の請負工事に関する収益の計上については、工事進行基準又は工事完成基準のいずれかを選択適用することができる。</p> <p>(1) 工事進行基準</p> <p>決算期末に工事進行程度を見積り、適正な工事収益率によって工事収益の一部を当期の損益計算に計上する。</p>

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
				(2) 工事完成基準 工事が完成し、その引渡しが完了した日に工事収益を計上する。
	費用認識	NA	同上	第三 貸借対照表原則 五 資産の貸借対照表価額 貸借対照表に記載する資産の価額は、原則として、当該資産の取得原価を基礎として計上しなければならない。 資産の取得原価は、資産の種類に応じた費用配分の原則によって、各事業年度に配分しなければならない。有形固定資産は、当該資産の耐用期間にわたり、定額法、定率法等の一定の減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年度に配分し、無形固定資産は、当該資産の有効期間にわたり、一定の減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年度に配分しなければならない。繰延資産についても、これに準じて、各事業年度に均等額以上を配分しなければならない。(注20) A～F 略  (注20) 減価償却の方法について 略
リース取	所有権移 転外ファ	NA	法人税法第六十四条の二 内国法人がリース取引を行った場合には、	NA

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
引	イナンス・リース取引		<p>そのリース取引の目的となる資産（以下この項において「リース資産」という。）の賃貸人から賃借人への引渡しの際に当該リース資産の売買があつたものとして、当該賃貸人又は賃借人である内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。</p> <p>2 内国法人が譲受人から譲渡人に対する賃貸（リース取引に該当するものに限る。）を条件に資産の売買を行つた場合において、当該資産の種類、当該売買及び賃貸に至るまでの事情その他の状況に照らし、これら一連の取引が実質的に金銭の貸借であると認められるときは、当該資産の売買はなかつたものとし、かつ、当該譲受人から当該譲渡人に対する金銭の貸付けがあつたものとして、当該譲受人又は譲渡人である内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。</p> <p>3 前二項に規定するリース取引とは、資産の賃貸借（所有権が移転しない土地の賃貸借その他の政令で定めるものを除く。）で、次に掲げる要件に該当するものをいう。</p> <p>一 当該賃貸借に係る契約が、賃貸借期間の中途においてその解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものである</p>	

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>こと。</p> <p>二 当該賃貸借に係る賃借人が当該賃貸借に係る資産からもたらされる経済的な利益を実質的に享受することができ、かつ、当該資産の使用に伴つて生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。</p> <p>4 前項第二号の資産の使用に伴つて生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているかどうかの判定その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（法人税法第 64 条の 2）</p>	
	所有権移 転外ファ イナン ス・リース 取引に係 る借手の 会計処理	NA	同上	NA
	所有権移 転外ファ イナン ス・リース 取引に係 る借手の	<p>第六十六条</p> <p>リース契約により使用する重要な固定資産は、注記しなければならない。ただし、資産の部に計上するものは、この限りでない。</p>	NA	NA

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
	注記			
外貨 建取 引等	取引発生 時の処理	NA	<p>法人税法第六十一条の八</p> <p>内国法人が外貨建取引（外国通貨で支払が行われる資産の販売及び購入、役務の提供、金銭の貸付け及び借入れ、剰余金の配当その他の取引をいう。以下この目において同じ。）を行つた場合には、当該外貨建取引の金額の円換算額（外国通貨で表示された金額を本邦通貨表示の金額に換算した金額をいう。以下この目において同じ。）は、当該外貨建取引を行つた時における外国為替の売買相場により換算した金額とする。</p> <p>2 内国法人が先物外国為替契約等（外貨建取引によつて取得し、又は発生する資産又は負債の金額の円換算額を確定させる契約として財務省令で定めるものをいう。以下この目において同じ。）により外貨建取引（第六十一条第一項（短期売買商品の譲渡損益及び時価評価損益の益金又は損金算入）に規定する短期売買商品又は第六十一条の三第一項第一号（売買目的有価証券の評価益又は評価損の益金又は損金算入等）に規定する売買目的有価証券の取得及び譲渡を除く。次項において同じ。）によつて取得し、又は発生する資産又</p>	NA

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>は負債の金額の円換算額を確定させた場合において、当該先物外国為替契約等の締結の日においてその旨を財務省令で定めるところにより帳簿書類に記載したときは、当該資産又は負債については、当該円換算額をもつて、前項の規定により換算した金額とする。</p> <p>3~4 略</p> <p>（法人税法第 61 条の 8 第 1 項、第 2 項）</p>	
	決算時の処理	NA	<p>法人税法第六十一条の九</p> <p>内国法人が事業年度終了の時ににおいて次に掲げる資産及び負債（以下この目において「外貨建資産等」という。）を有する場合には、その時における当該外貨建資産等の金額の円換算額は、当該外貨建資産等の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める方法（第一号、第二号ロ及び第三号に掲げる外貨建資産等にあつては、これらの規定に定める方法のうち当該内国法人が選定した方法とし、当該内国法人がその方法を選定しなかつた場合には、これらの規定に定める方法のうち政令で定める方法とする。）により換算した金額とする。</p> <p>一 外貨建債権（外国通貨で支払を受けるべきこととされている金銭債権をいう。）及び</p>	NA

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>外貨建債務（外国通貨で支払を行うべきこととされている金銭債務をいう。） イ又はロに掲げる方法</p> <p>イ 発生時換算法（事業年度終了の時（以下この号において「期末時」という。）において有する外貨建資産等について、前条第一項の規定により当該外貨建資産等の取得又は発生の基因となつた外貨建取引の金額の円換算額への換算に用いた外国為替の売買相場により換算した金額（当該外貨建資産等のうち、その取得又は発生の基因となつた外貨建取引の金額の円換算額への換算に当たつて同条第二項の規定の適用を受けたものについては、先物外国為替契約等により確定させた円換算額）をもつて当該外貨建資産等の当該期末時における円換算額とする方法をいう。次号及び第三号において同じ。）</p> <p>ロ 期末時換算法（期末時において有する外貨建資産等について、当該期末時における外国為替の売買相場により換算した金額（当該外貨建資産等のうち、その取得又は発生の基因となつた外貨建取引の金額の円換算額への換算に当たつて前条第二項の規定の適用を受けたものについては、先物外国為替契約等に</p>	

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>より確定させた円換算額）をもつて当該外貨建資産等の当該期末時における円換算額とする方法をいう。以下この項及び次項において同じ。）</p> <p>二 外貨建有価証券（償還、払戻しその他これらに準ずるものが外国通貨で行われる有価証券として財務省令で定めるものをいう。）次に掲げる有価証券の区分に応じそれぞれ次に定める方法</p> <p>イ 第六十一条の三第一項第一号（売買目的有価証券の評価益又は評価損の益金又は損金算入等）に規定する売買目的有価証券 期末時換算法</p> <p>ロ 第六十一条の三第一項第二号に規定する売買目的外有価証券（償還期限及び償還金額の定めのあるものに限る。） 発生時換算法又は期末時換算法</p> <p>ハ イ及びロに掲げる有価証券以外の有価証券 発生時換算法</p> <p>三 外貨預金 発生時換算法又は期末時換算法</p> <p>四 外国通貨 期末時換算法</p> <p>2～4 略</p> <p>（法人税法第 61 条の 9 第 1 項）</p>	

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
	換算差額の処理	NA	<p>法人税法第六十一条の九</p> <p>1 略</p> <p>2 内国法人が事業年度終了の時ににおいて外貨建資産等（期末時換算法によりその金額の円換算額への換算をするものに限る。以下この項において同じ。）を有する場合には、当該外貨建資産等の金額を期末時換算法により換算した金額と当該外貨建資産等のその時の帳簿価額との差額に相当する金額（次項において「為替換算差額」という。）は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。</p> <p>3 略</p> <p>4 外国為替の売買相場が著しく変動した場合の外貨建資産等の金額の円換算額への換算、外貨建資産等の金額を円換算額に換算する方法の選定の手続、第二項に規定する為替換算差額の翌事業年度における処理その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（法人税法第 61 条の 9 第 2 項、第 4 項）</p>	NA
	ヘッジ会計	NA	<p>法人税法第六十一条の六</p> <p>内国法人が次に掲げる損失の額（以下この条において「ヘッジ対象資産等損失額」とい</p>	NA

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>う。)を減少させるためにデリバティブ取引等を行つた場合（次条第一項の規定の適用がある場合を除くものとし、当該デリバティブ取引等が当該ヘッジ対象資産等損失額を減少させるために行つたものである旨その他財務省令で定める事項を財務省令で定めるところにより帳簿書類に記載した場合に限る。次項において同じ。）において、当該デリバティブ取引等を行つた時から事業年度終了の時までの間において当該ヘッジ対象資産等損失額を減少させようとする第一号に規定する資産若しくは負債又は第二号に規定する金銭につき譲渡若しくは消滅又は受取若しくは支払がなく、かつ、当該デリバティブ取引等が当該ヘッジ対象資産等損失額を減少させるために有効であると認められる場合として政令で定める場合に該当するときは、当該デリバティブ取引等に係る利益額又は損失額（当該デリバティブ取引等の決済によつて生じた利益の額又は損失の額（第五項において「決済損益額」という。）、第六十一条の四第一項（有価証券の空売り等に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入等）に規定するみなし決済損益額、前条第一項に規定するみな</p>	

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>し決済損益額及び第六十一条の九第二項（外貨建資産等の期末換算差額の益金又は損金算入）に規定する為替換算差額をいう。）のうち当該ヘッジ対象資産等損失額を減少させるために有効である部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額（次項において「有効決済損益額」という。）は、第六十一条の四第一項、前条第一項及び第六十一条の九第二項の規定にかかわらず、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入しない。</p> <p>一 資産（第六十一条第一項（短期売買商品の譲渡損益及び時価評価損益の益金又は損金算入）に規定する短期売買商品及び第六十一条の三第一項第一号（売買目的有価証券の評価益又は評価損の益金又は損金算入等）に規定する売買目的有価証券を除く。次号において同じ。）又は負債の価額の変動（第六十一条の九第一項第一号ロに規定する期末時換算法により第六十一条の八第一項（外貨建取引の換算）に規定する円換算額への換算をする第六十一条の九第一項各号に掲げる資産又は負債（次号において「期末時換算資産等」という。）の価額の外国為替の売買相場の変動</p>	

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>に基因する変動を除く。）に伴つて生ずるおそれのある損失</p> <p>二 資産の取得若しくは譲渡、負債の発生若しくは消滅、金利の受取若しくは支払その他これらに準ずるものに係る決済により受け取ることとなり、又は支払うこととなる金銭の額の変動（期末時換算資産等に係る外国為替の売買相場の変動に基因する変動を除く。）に伴つて生ずるおそれのある損失</p> <p>2~5 略</p> <p>（法人税法第 61 条の 6 第 1 項）</p>	
	会計処理と法人税法上の取扱い	NA	NA	NA
組織再編の会計（企業結合会計及び	企業結合会計	NA	<p>（合併及び分割による資産等の時価による譲渡）</p> <p>法人税法第六十二条</p> <p>内国法人が合併又は分割により合併法人又は分割承継法人にその有する資産及び負債の移転をしたときは、当該合併法人又は分割承継法人に当該移転をした資産及び負債の当該合併又は分割の時の価額による譲渡をしたものとして、当該内国法人の各事業年度の所得</p>	NA

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
事業 分離 会計)			<p>の金額を計算する。この場合においては、当該合併により当該資産及び負債の移転をした当該内国法人（資本又は出資を有しないものを除く。）は、当該合併法人から新株等（当該合併法人が当該合併により交付した当該合併法人の株式（出資を含む。以下この項及び次条において同じ。）その他の資産（第二十四条第二項（配当等の額とみなす金額）に規定する場合において同項の規定により同項に規定する株式割当等を受けたものとみなされる当該合併法人の株式その他の資産を含む。）をいう。）をその時の価額により取得し、直ちに当該新株等を当該内国法人の株主等に交付したものとする。</p> <p>2 合併により合併法人に移転をした資産及び負債の当該移転による譲渡に係る譲渡利益額（当該譲渡に係る対価の額が原価の額を超える場合における当該超える部分の金額をいう。）又は譲渡損失額（当該譲渡に係る原価の額が対価の額を超える場合における当該超える部分の金額をいう。）は、当該合併に係る最後事業年度（被合併法人の合併の日の前日の属する事業年度をいう。次条第一項において同じ。）の所得の金額の計算上、益金の</p>	

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>額又は損金の額に算入する。</p> <p>3 前項に規定する原価の額の計算その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（適格合併及び適格分割型分割による資産等の帳簿価額による引継ぎ）</p> <p>法人税法第六十二条の二</p> <p>内国法人が適格合併により合併法人にその有する資産及び負債の移転をしたときは、前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該合併法人に当該移転をした資産及び負債の当該適格合併に係る最後事業年度の時の帳簿価額として政令で定める金額による引継ぎをしたものとして、当該内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。</p> <p>2 内国法人が適格分割型分割により分割承継法人にその有する資産及び負債の移転をしたときは、前条第一項の規定にかかわらず、当該分割承継法人に当該移転をした資産及び負債の当該適格分割型分割の直前の帳簿価額として政令で定める金額による引継ぎをしたものとして、当該内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。</p>	

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>3 前項の場合においては、同項の内国法人が同項の分割承継法人から交付を受けた当該分割承継法人の株式又は第二条第十二号の十一（定義）に規定する分割承継親法人株式の当該交付の時の価額は、同項の適格分割型分割により移転をした資産及び負債の帳簿価額を基礎として政令で定める金額とする。</p> <p>4 合併法人又は分割承継法人が引継ぎを受ける資産及び負債の価額その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（適格分社型分割による資産等の帳簿価額による譲渡）</p> <p>法人税法第六十二条の三</p> <p>内国法人が適格分社型分割により分割承継法人にその有する資産及び負債の移転をしたときは、第六十二条第一項（合併及び分割による資産等の時価による譲渡）の規定にかかわらず、当該分割承継法人に当該移転をした資産及び負債の当該適格分社型分割の直前の帳簿価額による譲渡をしたものとして、当該内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。</p> <p>2 分割承継法人の資産及び負債の取得価額</p>	

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>その他前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（適格現物出資による資産等の帳簿価額による譲渡）</p> <p>法人税法第六十二条の四</p> <p>内国法人が適格現物出資により被現物出資法人にその有する資産の移転をし、又はこれと併せてその有する負債の移転をしたときは、当該被現物出資法人に当該移転をした資産及び負債の当該適格現物出資の直前の帳簿価額による譲渡をしたものとして、当該内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。</p> <p>2 被現物出資法人の資産及び負債の取得価額その他前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（現物分配による資産の譲渡）</p> <p>法人税法第六十二条の五</p> <p>内国法人が残余財産の全部の分配又は引渡し（適格現物分配を除く。次項において同じ。）により被現物分配法人その他の者にその有する資産の移転をするときは、当該被現物分配法人その他の者に当該移転をする資産の当該</p>	

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>残余財産の確定の時の価額による譲渡をしたものとして、当該内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。</p> <p>2 残余財産の全部の分配又は引渡しにより被現物分配法人その他の者に移転をする資産の当該移転による譲渡に係る譲渡利益額（当該譲渡に係る対価の額が原価の額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）又は譲渡損失額（当該譲渡に係る原価の額が対価の額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）は、その残余財産の確定の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。</p> <p>3 内国法人が適格現物分配により被現物分配法人にその有する資産の移転をしたときは、当該被現物分配法人に当該移転をした資産の当該適格現物分配の直前の帳簿価額（当該適格現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の時の帳簿価額）による譲渡をしたものとして、当該内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。</p> <p>4 内国法人が適格現物分配により資産の移転を受けたことにより生ずる収益の額は、そ</p>	

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>の内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。</p> <p>5 内国法人の残余財産の確定の日の属する事業年度に係る地方税法の規定による事業税の額は、当該内国法人の当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。</p> <p>6 被現物分配法人の資産の取得価額その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（株式等を分割法人と分割法人の株主等とに交付する分割）</p> <p>法人税法第六十二条の六</p> <p>分割法人が分割により交付を受ける分割承継法人の株式その他の資産の一部のみを当該分割法人の株主等に交付をする分割が行われたときは、分割型分割と分社型分割の双方が行われたものとみなす。</p> <p>2 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）</p> <p>第六十二条の七</p>	

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>内国法人と支配関係法人（当該内国法人との間に支配関係がある法人をいう。）との間で当該内国法人を合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人とする特定適格組織再編成等（適格合併若しくは適格合併に該当しない合併で第六十一条の十三第一項（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）の規定の適用があるもの、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配のうち、第五十七条第四項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰り越し）に規定する共同で事業を営むための適格組織再編成等として政令で定めるものに該当しないものをいう。以下この条において同じ。）が行われた場合（当該内国法人の当該特定適格組織再編成等の日（当該特定適格組織再編成等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）の属する事業年度（以下この項において「特定組織再編成事業年度」という。）開始の日の五年前の日、当該内国法人の設立の日又は当該支配関係法人の設立の日のうち最も遅い日から継続して当該内国法人と当該支配関係法人との間に支配関係が有る場合として政令で定める場合を除く。）には、</p>	

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>当該内国法人の適用期間（当該特定組織再編成事業年度開始の日から同日以後三年を経過する日（その経過する日が当該内国法人と当該支配関係法人との間に最後に支配関係があることとなつた日以後五年を経過する日後となる場合にあつては、その五年を経過する日）までの期間（当該期間に終了する各事業年度において第六十一条の十一第一項（連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益）若しくは第六十一条の十二第一項（連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益）又は第六十二条の九第一項（非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価損益）の規定の適用を受ける場合には、当該特定組織再編成事業年度開始の日から第六十一条の十一第一項に規定する連結開始直前事業年度若しくは第六十一条の十二第一項に規定する連結加入直前事業年度又は第六十二条の九第一項の規定の適用を受ける事業年度終了の日までの期間）をいう。）において生ずる特定資産譲渡等損失額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。</p> <p>2 前項に規定する特定資産譲渡等損失額と</p>	

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>は、次に掲げる金額の合計額をいう。</p> <p>一 前項の内国法人が同項の支配関係法人から特定適格組織再編成等により移転を受けた資産で当該支配関係法人が当該内国法人との間に最後に支配関係があることとなつた日（次号において「支配関係発生日」という。）前から有していたもの（政令で定めるものを除く。以下この号において「特定引継資産」という。）の譲渡、評価換え、貸倒れ、除却その他これらに類する事由による損失の額の合計額から特定引継資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額を控除した金額</p> <p>二 前項の内国法人が支配関係発生日前から有していた資産（政令で定めるものを除く。以下この号において「特定保有資産」という。）の譲渡、評価換え、貸倒れ、除却その他これらに類する事由による損失の額の合計額から特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額を控除した金額</p> <p>3 前二項の規定は、支配関係がある被合併法人等（被合併法人、分割法人及び現物出資法人をいう。以下この項において同じ。）と他の被合併法人等との間で法人を設立する特定適格組織再編成等が行われた場合（当該特定</p>	

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>適格組織再編成等の日の五年前の日、当該被合併法人等の設立の日又は当該他の被合併法人等の設立の日のうち最も遅い日から継続して当該被合併法人等と当該他の被合併法人等との間に支配関係がある場合として政令で定める場合を除く。）について準用する。この場合において、第一項中「当該内国法人の適用期間」とあるのは「当該特定適格組織再編成等により設立された内国法人の適用期間」と、「が当該内国法人と当該支配関係法人」とあるのは「が第三項に規定する被合併法人等と他の被合併法人等」と、前項第一号中「同項の支配関係法人から特定適格組織再編成等」とあるのは「特定適格組織再編成等に係る次項に規定する被合併法人等（次号に規定する他の被合併法人等を除く。）から当該特定適格組織再編成等」と、「当該支配関係法人が当該内国法人」とあるのは「当該被合併法人等が当該他の被合併法人等」と、同項第二号中「支配関係発生日前から有していた資産」とあるのは「特定適格組織再編成等に係る次項に規定する他の被合併法人等から当該特定適格組織再編成等により移転を受けた資産で当該他の被合併法人等が当該支配関係発</p>	

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>生日前から有していたもの」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第一項に規定する支配関係法人又は前項に規定する被合併法人等が特定適格組織再編成等の直前において第六十条の三第一項（特定株主等によつて支配された欠損等法人の資産の譲渡等損失額の損金不算入）に規定する欠損等法人（次項及び第六項において「欠損等法人」という。）であり、かつ、当該特定適格組織再編成等が同条第一項に規定する適用期間内に行われるものであるときは、第一項の内国法人が当該支配関係法人又は当該被合併法人等から当該特定適格組織再編成等により移転を受けた資産については、当該特定適格組織再編成等に係る同項（前項において準用する場合を含む。第六項において同じ。）の規定は、適用しない。</p> <p>5 第一項の内国法人が欠損等法人であり、かつ、特定適格組織再編成等が第六十条の三第一項に規定する適用期間内に行われるものであるときは、当該内国法人が有する資産については、当該特定適格組織再編成等に係る第一項の規定は、適用しない。</p> <p>6 第一項の内国法人が特定適格組織再編成</p>	

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>等後に欠損等法人となり、かつ、第六十条の三第一項に規定する適用期間が開始したときは、第一項に規定する適用期間は、同条第一項に規定する適用期間開始の日の前日に終了するものとする。</p> <p>7 第二項第一号に規定する損失の額の計算その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等）</p> <p>第六十二条の八</p> <p>内国法人が非適格合併等（適格合併に該当しない合併又は適格分割に該当しない分割、適格現物出資に該当しない現物出資若しくは事業の譲受けのうち、政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）により当該非適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人その他政令で定める法人（以下この条において「被合併法人等」という。）から資産又は負債の移転を受けた場合において、当該内国法人が当該非適格合併等により交付した金銭の額及び金銭以外の資産（適格合併に該当しない合併にあつては、第六十二</p>	

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>条第一項（合併及び分割による資産等の時価による譲渡）に規定する新株等の価額の合計額（当該非適格合併等において当該被合併法人等から支出を受けた第三十七条第七項（寄附金の損金不算入）に規定する寄附金の額に相当する金額を含み、当該被合併法人等に対して支出をした同項に規定する寄附金の額に相当する金額を除く。第三項において「非適格合併等対価額」という。）が当該移転を受けた資産及び負債の時価純資産価額（当該資産（営業権にあつては、政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）の取得価額（第六十一条の十三第七項（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）の規定の適用がある場合には、同項の規定の適用がないものとした場合の取得価額。以下この項において同じ。）の合計額から当該負債の額（次項に規定する負債調整勘定の金額を含む。以下この項において同じ。）の合計額を控除した金額をいう。第三項において同じ。）を超えるときは、その超える部分の金額（当該資産の取得価額の合計額が当該負債の額の合計額に満たない場合には、その満たない部分の金額を加算した金額）のうち政令で定める部</p>	

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>分の金額は、資産調整勘定の金額とする。</p> <p>2 内国法人が非適格合併等により当該非適格合併等に係る被合併法人等から資産又は負債の移転を受けた場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を負債調整勘定の金額とする。</p> <p>一 当該内国法人が当該非適格合併等に伴い当該被合併法人等から引継ぎを受けた従業員につき退職給与債務引受け（非適格合併等後の退職その他の事由により当該非適格合併等に伴い引継ぎを受けた従業員に支給する退職給与の額につき、非適格合併等前における在職期間その他の勤務実績等を勘案して算定する旨を約し、かつ、これに伴う負担の引受けをすることをいう。以下この条において同じ。）をした場合 当該退職給与債務引受けに係る金額として政令で定める金額（第六項第一号において「退職給与債務引受額」という。）</p> <p>二 当該内国法人が当該非適格合併等により当該被合併法人等から移転を受けた事業に係る将来の債務（当該事業の利益に重大な影響を与えるものに限るものとし、前号の退職給</p>	

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>与債務引受けに係るもの及び既にその履行をすべきことが確定しているものを除く。)で、その履行が当該非適格合併等の日からおおむね三年以内に見込まれるものについて、当該内国法人がその履行に係る負担の引受けをした場合 当該債務の額に相当する金額として政令で定める金額(第六項第二号において「短期重要債務見込額」という。)</p> <p>3 内国法人が非適格合併等により当該非適格合併等に係る被合併法人等から資産又は負債の移転を受けた場合において、当該非適格合併等に係る非適格合併等対価額が当該被合併法人等から移転を受けた資産及び負債の時価純資産価額に満たないときは、その満たない部分の金額は、負債調整勘定の金額とする。</p> <p>4 第一項の資産調整勘定の金額を有する内国法人は、各資産調整勘定の金額に係る当初計上額(非適格合併等の時に同項の規定により当該資産調整勘定の金額とするものとされた金額をいう。)を六十で除して計算した金額に当該事業年度の月数を乗じて計算した金額(当該内国法人が自己を被合併法人とする合併(適格合併を除く。)を行う場合又は当該内国法人の残余財産が確定した場合にあつ</p>	

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>ては、当該合併の日の前日又は当該残余財産の確定の日の属する事業年度終了の時の金額）に相当する金額を、当該事業年度（当該内国法人が当該合併を行う場合又は当該内国法人の残余財産が確定した場合にあつては、当該合併の日の前日又は当該残余財産の確定の日の属する事業年度）において減額しなければならない。</p> <p>5 前項の規定により減額すべきこととなつた資産調整勘定の金額に相当する金額は、その減額すべきこととなつた日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。</p> <p>6 第二項に規定する負債調整勘定の金額を有する内国法人は、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該負債調整勘定の金額につき、その該当することとなつた日の属する事業年度（その該当することとなつた日が自己を被合併法人とする合併の日である場合には、当該合併の日の前日の属する事業年度）において当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を減額しなければならない。</p> <p>一 退職給与引受従業者（退職給与債務引受</p>	

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>けの対象とされた第二項第一号に規定する従業者をいう。以下この号及び第九項において同じ。）が退職その他の事由により当該内国法人の従業者でなくなつた場合（当該退職給与引受従業者が、第九項第一号イ又は第二号イに規定する場合に該当する場合を除く。）又は退職給与引受従業者に対して退職給与を支給する場合 退職給与債務引受額に係る負債調整勘定の金額（第九項及び第十項において「退職給与負債調整勘定の金額」という。）のうちこれらの退職給与引受従業者に係る部分の金額として政令で定める金額</p> <p>二 短期重要債務見込額に係る損失が生じ、若しくは非適格合併等の日から三年が経過した場合又は自己を被合併法人とする合併（適格合併を除く。）を行う場合若しくはその残余財産が確定した場合 当該短期重要債務見込額に係る負債調整勘定の金額（以下この条において「短期重要負債調整勘定の金額」という。）のうち当該損失の額に相当する金額（当該三年が経過した場合又は当該合併を行う場合若しくは当該残余財産が確定した場合にあつては、当該短期重要負債調整勘定の金額）</p>	

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>7 第三項の負債調整勘定の金額（以下この条において「差額負債調整勘定の金額」という。）を有する内国法人は、各差額負債調整勘定の金額に係る当初計上額（非適格合併等の時に同項の規定により当該差額負債調整勘定の金額とするものとされた金額をいう。）を六十で除して計算した金額に当該事業年度の月数を乗じて計算した金額（当該内国法人が自己を被合併法人とする合併（適格合併を除く。）を行う場合又は当該内国法人の残余財産が確定した場合にあつては、当該合併の日の前日又は当該残余財産の確定の日の属する事業年度終了の時の金額）に相当する金額を、当該事業年度（当該内国法人が当該合併を行う場合又は当該内国法人の残余財産が確定した場合にあつては、当該合併の日の前日又は当該残余財産の確定の日の属する事業年度）において減額しなければならない。</p> <p>8 前二項の規定により減額すべきこととなつた負債調整勘定の金額に相当する金額は、その減額すべきこととなつた日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。</p> <p>9 内国法人が自己を被合併法人、分割法人又</p>	

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>は現物出資法人とする適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この条において「適格合併等」という。）を行つた場合には、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ、当該各号に定める資産調整勘定の金額及び負債調整勘定の金額は、当該適格合併等に係る合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人（次項及び第十二項において「合併法人等」という。）に引き継ぐものとする。</p> <p>一 適格合併 当該適格合併の直前における資産調整勘定の金額及び次に掲げる負債調整勘定の金額</p> <p>イ 退職給与負債調整勘定の金額のうち、当該内国法人が当該適格合併を行つたことに伴いその退職給与引受従業者が当該適格合併に係る合併法人の業務に従事することとなつた場合（当該合併法人において退職給与債務引受けがされた場合に限る。）の当該退職給与引受従業者に係る部分の金額として政令で定める金額</p> <p>ロ 短期重要負債調整勘定の金額</p> <p>ハ 差額負債調整勘定の金額</p> <p>二 適格分割又は適格現物出資（以下この号において「適格分割等」という。） 当該適</p>	

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>格分割等の直前における次に掲げる負債調整勘定の金額</p> <p>イ 退職給与負債調整勘定の金額のうち、当該内国法人が当該適格分割等を行ったことに伴いその退職給与引受従業員が当該適格分割等に係る分割承継法人又は被現物出資法人（イにおいて「分割承継法人等」という。）の業務に従事することとなった場合（当該分割承継法人等において退職給与債務引受けがされた場合に限る。）の当該退職給与引受従業員に係る部分の金額として政令で定める金額</p> <p>ロ 当該適格分割等により移転する事業又は資産若しくは負債と密接な関連を有する短期重要負債調整勘定の金額として政令で定めるもの</p> <p>10 前項の規定により合併法人等が引継ぎを受けた資産調整勘定の金額並びに退職給与負債調整勘定の金額、短期重要負債調整勘定の金額及び差額負債調整勘定の金額は、それぞれ当該合併法人等が同項の適格合併等の時において有する資産調整勘定の金額並びに退職給与負債調整勘定の金額、短期重要負債調整勘定の金額及び差額負債調整勘定の金額とみ</p>	

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>なす。</p> <p>11 第四項及び第七項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。</p> <p>12 前項に定めるもののほか、第十項の合併法人等が適格合併等により引継ぎを受けた資産調整勘定の金額につき第四項の規定により減額すべき金額の計算その他第一項から第十項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価損益）</p> <p>法人税法第六十二条の九</p> <p>内国法人が自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする株式交換又は株式移転（適格株式交換及び適格株式移転並びに当該株式交換又は株式移転の直前に当該内国法人と当該株式交換に係る株式交換完全親法人又は当該株式移転に係る他の株式移転完全子法人との間に完全支配関係があつた場合における当該株式交換及び株式移転を除く。以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合には、当該内国法人が当</p>	

区分	項目	旧商法施行規則（旧商法）	法人税法等	企業会計原則
			<p>該非適格株式交換等の直前の時において有する時価評価資産（固定資産、土地（土地の上に存する権利を含み、固定資産に該当するものを除く。）、有価証券、金銭債権及び繰延資産で政令で定めるもの以外のものをいう。）の評価益（当該非適格株式交換等の直前の時の価額がその時の帳簿価額を超える場合のその超える部分の金額をいう。）又は評価損（当該非適格株式交換等の直前の時の帳簿価額がその時の価額を超える場合のその超える部分の金額をいう。）は、当該非適格株式交換等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。</p> <p>2 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（法人税法第 62 条～第 62 条の 9）</p>	
	事業分離会計	NA	同上	NA

## 財務諸表等規則（金融商品取引法）／IFRS／IFRS-SMEs の比較

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
金銭 債権	金銭債権 の定義	NA	NA	NA
	貸借対照 表価額	NA	43. 金融資産又は金融負債が当初認識される時点で、企業はそれを公正価値で、金融資産又は金融負債が純損益を通じて公正価値で測定されない場合には、金融資産又は金融負債の取得又は発行に直接帰属する取引費用を加算して算定しなければならない。  (IAS39)	IFRS と同様
	取得価額 と債権金 額とが異 なる場合 の処理	NA	46. 当初認識後、企業は、資産であるデリバティブを含む金融資産を、売却その他の処分の際に生じる取引費用を控除せずに、公正価値で測定しなければならない。ただし、次の金融資産は除く。  (a) 第9項で定義されている貸付金及び債権。これは、実効金利法により償却原価で測定しなければならない。  (b) ~ (c) 略  (IAS39)	11. 2 報告主体 (entity) は、金融商品を計上するにあたり、下記のいずれかを選択しなければならない。  (a) セクション11及びセクション12の規定 (b) IAS39（金融商品：認識と測定）における認識と測定に関する規定、並びにセクション11及び12の開示要件  報告主体による (a) または (b) の選択は会計方針上の選択である。10. 8~10. 14は会計方針の変更が適切であり、その変更がどのように記載されるべきで、そしてその変更に関するいかなる情報が開示されるべきかを決

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
				<p>定するための要件を含んでいる。</p> <p>1. 14 各報告期間の終了時において、報告主体は下記に従って金融商品を測定する。  ただし、売却又はその他の処分に係る取引費用は控除されない。  (a) ~ (g) 略</p> <p>12. 8 各報告期間の終了時において、報告主体はセクション12の範囲に該当する全ての金融商品を公正価値によって測定し、公正価値によってその損益の変動を認識する。  ただし、公正価値が公開されておらず、その公正価値について信頼性を持って見積もることのできない持分金融商品、及びそのような金融商品に関連する契約であって、行使された場合に当該金融商品の受渡が行われるものは除外し、減損を控除した上で取得価額によって測定される。</p> <p>12. 9 公開されていない持分金融商品について、信頼性のある公正価値測定を利用することができなくなっており、純損益を通じた公正価値測定がなされている場合には、当該商</p>

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
				<p>品が信頼性を持って測定可能であった時の最新の公正価値が当該商品の価額として扱われる。</p> <p>※ なお、金融商品については、「売却可能」及び「満期保有」のカテゴリーはない（11. 14&amp;12. 8&amp;12. 9）が、IAS39を完全な形で適用することを認める代替規定が存在する。（11. 2（b））</p>
	時価評価	NA	<p>46. 当初認識後、企業は、資産であるデリバティブを含む金融資産を、売却その他の処分の際に生じる取引費用を控除せずに、公正価値で測定しなければならない。ただし、次の金融資産は除く。</p> <p>(a) 第9項で定義されている貸付金及び債権 これは、実効金利法により償却原価で測定しなければならない。</p> <p>(b) 第9項で定義されている満期保有投資 これは、実効金利法により償却原価で測定しなければならない。</p> <p>(c) 資本性金融商品に対する投資のうち、活発な市場における公表市場価格がなく、公正価値を信頼性をもって測定できないもの、及び</p>	<p>11. 21 各報告期間の終了時において、報告主体は、取得原価又は償却原価で測定されている全ての金融資産について減損の客観的な証拠があるかどうかを評価しなければならない。</p> <p>減損の客観的な証拠がある場合、報告主体は、減損損失を認識しなければならない。</p> <p>11. 22 客観的な証拠 金融資産又は資産グループが減損しているという客観的な証拠は、下記の事象に関連して当該資産の所有者の注意を喚起する検証可能なデータを含むものとする。</p> <p>(a) ~ (e) 略</p>

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
			<p>このような公表価格のない資本性金融商品に連動しており、その引渡しにより決済しなければならないデリバティブ</p> <p>これらは、取得原価で測定しなければならない。</p> <p>（IAS39）</p>	<p>12. 13 報告主体は、11. 21～11. 26に規定される取得価額で測定される金融商品の減損に関するガイダンスを、このセクションの規定に従って減損を控除した後の取得原価で測定される金融商品に適用しなければならない。</p> <p>※ 取得原価又は償却原価で計上されている金融資産について、減損している客観的証拠がある場合、減損損失を計上する。なお、「売却可能金融資産」の категорияはない。</p> <p>（11. 21&amp;22&amp;12. 13）</p>
	金銭債権の譲渡	NA	<p>38. 通常の方法による金融資産の購入又は売却は、適宜、取引日会計又は決済日会計により、認識及び認識の中止を行わなければならない</p> <p>（IAS39）</p>	IFRS と同様
	貸借対照表上の表示	<p>第八条の十</p> <p>財務諸表提出会社が関連当事者との取引（当該関連当事者が第三者のために当該財務諸表提出会社との間で行う取引及び当該財務諸表提出会社と第三者との間の取引で当該関連当事者が当該取引に関して当該財務諸表提出会社に重要な影響を及ぼしているものを含む。）を行つている場合には、</p>	<p>54. 財政状態計算書には、少なくとも次の金額を表す項目を掲記しなければならない。</p> <p>(a) ～ (g) 略</p> <p>(h) 売掛金及びその他の債権</p> <p>(i) 現金及び現金同等物</p> <p>(j) ～ (r) 略</p> <p>（IAS1）</p>	IFRS と同様

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>その重要なものについて、次の各号に掲げる事項を関連当事者ごとに注記しなければならない。ただし、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合は、この限りでない。（ガイドライン8の10）（ガイドライン8の10-1）</p> <p>一 当該関連当事者が会社等の場合には、その名称、所在地、資本金又は出資金、事業の内容及び当該関連当事者の議決権に対する当該財務諸表提出会社の所有割合又は当該財務諸表提出会社の議決権に対する当該関連当事者の所有割合</p> <p>二 当該関連当事者が個人の場合には、その氏名、職業及び当該財務諸表提出会社の議決権に対する当該関連当事者の所有割合</p> <p>三 当該財務諸表提出会社と当該関連当事者との関係（ガイドライン8の10-3）</p> <p>四 取引の内容</p> <p>五 取引の種類別の取引金額</p> <p>六 取引条件及び取引条件の決定方針</p> <p>七 取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高</p> <p>八 取引条件の変更があつた場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容</p>		

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>九 関連当事者に対する債権が貸倒懸念債権（経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じている、又は生じる可能性の高い債務者に対する債権をいう。）又は破産更生債権等（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権をいう。以下同じ。）に区分されている場合には、次に掲げる事項（ガイドライン8の10-1-9）</p> <p>イ 当事業年度末の貸倒引当金残高</p> <p>ロ 当事業年度に計上した貸倒引当金繰入額等</p> <p>ハ 当事業年度に計上した貸倒損失等（一般債権（経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権をいう。）に区分されていた場合において生じた貸倒損失を含む。）</p> <p>十 関連当事者との取引に関して、貸倒引当金以外の引当金が設定されている場合において、注記することが適当と認められるものについては、前号に準ずる事項（ガイドライン8の10-1-10）</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、同項第九号及び第十号に掲げる事項は、第八条第十</p>		

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>七項各号に掲げる関連当事者の種類ごとに合算して記載することができる。</p> <p>3 関連当事者との取引のうち次の各号に定める取引については、第一項に規定する注記を要しない。</p> <p>一 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引</p> <p>二 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い</p> <p>4 第一項に掲げる事項は、様式第一号により注記しなければならない。</p> <p>（ガイドライン8の10）</p> <p>規則第八条の十及び第八条の十の二に規定する注記とは、「関連当事者の開示に関する会計基準」が適用される場合の注記とし、関連当事者との取引等の用語は、「関連当事者の開示に関する会計基準」に定める関連当事者との取引等の用語をいうものとする。</p> <p>（ガイドライン8の10-1）</p> <p>関連当事者との無償取引又は低廉な価格</p>		

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>での取引については、当該取引を第三者との通常の取引と仮定して取引金額を見積もり、重要な取引に該当するかどうかを判断するものとする。</p> <p>（ガイドライン 8 の 10-1-9）</p> <p>規則第八条の十第一項第九号に規定する破産更生債権等には、特別の事情により当該企業における通常の債権回収期間内に回収されないこととなった債権を含むものとする。</p> <p>（ガイドライン 8 の 10-1-10）</p> <p>規則第八条の十第一項第十号に規定する注記することが適用と認められるものには、債務保証損失引当金が含まれるものとする。</p> <p>（ガイドライン 8 の 10-3）</p> <p>規則第八条の十第三項各号に掲げる取引については、次の点に留意する。</p> <p>一 増資（公募増資を除く。）の引受けや自己株式の取得等は、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引には該当しないものとする。</p> <p>二 関連当事者である役員が使用人兼務役員の場合であって、財務諸表提出会社と当</p>		

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>該役員との間の取引が、使用人としての立場で行われていることが明らかなきは、注記を要しないものとする。</p> <p>第八条の十の二</p> <p>財務諸表提出会社について、次の各号に掲げる者が存在する場合には、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合は、この限りでない。</p> <p>一 親会社 当該親会社の名称並びにその発行する有価証券を金融商品取引所（法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいい、本邦以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。以下この号において同じ。）に上場している場合にあつてはその旨及び当該金融商品取引所の名称、その発行する有価証券を金融商品取引所に上場していない場合にあつてはその旨</p> <p>二 重要な関連会社 当該関連会社の名称並びに持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額の算定対象となつた当該関連会社の貸借対照表及び損益計算書にお</p>		

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>ける次に掲げる項目の金額</p> <p>イ 貸借対照表項目（流動資産合計、固定資産合計、流動負債合計、固定負債合計、純資産合計その他の重要な項目をいう。）</p> <p>ロ 損益計算書項目（売上高（役務収益を含む。以下同じ。）、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額、当期純利益金額又は当期純損失金額その他の重要な項目をいう。）</p> <p>2 前項第二号イ及びロに掲げる項目の金額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる方法により記載することができる。この場合には、その旨を記載しなければならない。</p> <p>一 重要な関連会社について合算して記載する方法</p> <p>二 持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額の算定対象となった関連会社について合算して記載する方法</p> <p>第十五条</p> <p>次に掲げる資産は、流動資産に属するものとする。</p> <p>一 現金及び預金。ただし、一年内に期限</p>		

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>の到来しない預金を除く。（ガイドライン 15-1）</p> <p>二 受取手形（通常取引に基づいて発生した手形債権をいう。ただし、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなるものを除く。以下同じ。）（ガイドライン 15-2）</p> <p>二の二 通常取引に基づいて発生した電子記録債権（電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権をいう。第三十一条の五、第四十七条第一号の二及び第五十一条の五において同じ。ただし、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなるものを除く。）</p> <p>三 売掛金（通常取引に基づいて発生した営業上の未収金をいう。ただし、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなるものを除く。以下同じ。）（ガイドライン 15-3）</p> <p>四～十一 略</p> <p>十二 その他の資産で一年内に現金化できると認められるもの（ガイドライン 15-12）</p> <p>（ガイドライン 15-1）</p> <p>規則第十五条第一号の現金及び預金に関</p>		

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>しては、次の点に留意する。</p> <p>一 規則第十五条第一号の現金には、小口現金、手元にある当座小切手、送金小切手、送金為替手形、預金手形、郵便為替証書及び振替貯金払出証書等を含むものとする。</p> <p>ただし、未渡小切手は、預金として処理するものとする。</p> <p>なお、期限の到来した公社債の利札その他金銭と同一の性質をもつものは、規則第十五条第一号の現金に含めることができるものとする。</p> <p>二 規則第十五条第一号の預手金は、金融機関（銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関及び金融商品取引法施行令（昭和四〇年政令第三二一号）第一条の九各号に掲げる金融機関をいう。以下同じ。）に対する預金、貯金及び掛金、郵便貯金並びに郵便振替貯金に限るものとする。</p> <p>なお、預金には、契約期間が一年を超える預金で一年内に期限の到来するものを含むものとする。</p> <p>（ガイドライン 15-2）</p>		

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>規則第十五条第二号の手形債権は、得意先との間に発生した営業取引に関する手形債権をいう。</p> <p>（ガイドライン 15-3）</p> <p>規則第十五条第三号の売掛金は、得意先との間の通常取引に基づいて発生した営業上の未収入金をいい、役務の提供による営業収益で未収のものを含むものとする。</p> <p>（ガイドライン 15-12）</p> <p>規則第十五条第一二号のその他の資産に関しては、次の点に留意する。</p> <p>一 その他の資産に属する債権は、一年内に弁済期日の到来するもの又は通常の状態において一年内に回収できると認められるものに限るものとする。</p> <p>二 固定資産又は有価証券の売却その他通常取引以外の取引に基づいて発生した手形債権は、その他の資産に属するものとする。</p> <p>三 通常取引に基づいて発生した未収入金で売掛金以外のもの及び通常取引以外の取引に基づいて発生した未収入金で一年内に回収されると認められるものは、その他の資産に属するものとする。</p>		

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>四 流動資産たる有価証券で営業の必要のため担保に提供し又は、差入保証金の代用として提供しているものは、その他の資産に属するものとする。ただし、その金額を有価証券に含めて記載することができる。この場合には、その旨及びその金額を注記するものとする。なお、預り有価証券又は借入有価証券の対照勘定は、その他の資産に属するものとする。</p> <p>五 契約期間が一年を超える貸付金その他の債権で一年内に期限の到来するものであっても、その金額の僅少なものについては、投資その他の資産として記載することができる。</p> <p>六 返済期限が一年後に到来する債権（規則だい十五条第一号から第十一号までに掲げる資産に属するものを除く。）で分割返済の定めがあるものについては、一年内の分割返済予定額を正確に算定しうるものであっても一年内の返済予定額が資産の総額の一〇〇分の一以下である場合には、その金額を投資その他の資産として記載することができる。</p> <p>なお、分割返済の定めがあっても、個々</p>		

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>の分割返済の金額及び期日の定めがないため一年内の返済予定額を正確に算定できないものについては、その全額を等しその他の資産として記載するものとする。ただし、適当な方法によって一年内に返済が見込まれる額を算定し、その金額を流動資産として記載することができる。</p> <p>第十六条の三</p> <p>所有権移転ファイナンス・リース取引（ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められるものをいう。以下同じ。）におけるリース債権及び所有権移転外ファイナンス・リース取引（ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転ファイナンス・リース取引以外のものをいう。以下同じ。）におけるリース投資資産のうち、通常取引に基づいて発生したもの（破産更生債権等で一年以内に回収されないことが明らかなものを除く。）は、流動資産に属するものとする。</p> <p>2 所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債権及び所有権移転外ファイ</p>		

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>ナンス・リース取引におけるリース投資資産のうち、通常取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するものは、流動資産に属するものとする。</p> <p>第十九条</p> <p>第十七条第一項第十三号に掲げる項目に属する資産のうち、未収収益、短期貸付金（金融手形を含む。）、株主、役員若しくは従業員に対する短期債権又はその他の資産で、その金額が資産の総額の百分の一を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。<small>（ガイドライン19）</small></p> <p><small>（ガイドライン19）</small></p> <p>規則第十九条の規定の適用に関しては、次の点に留意する。</p> <p>一 短期貸付金に含まれる金融手形は、手形貸付金という。</p> <p>二 株主、役員若しくは従業員に対する短期債権を区分掲記しなければならない場合とは、株主、役員若しくは従業員に対する短期債権の合計額が資産の総額の一〇〇分</p>		

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>の一を超える場合をいう。</p> <p>三 仮払金その他の未決算勘定でその金額が資産の総額の一〇〇分の一を超えるものについては、当該未決算勘定の内容を示す名称を付した科目をもって掲記するものとする。</p> <p>四 通常取引以外の取引に基づいて発生した手形債権について、区分掲記する場合（規則第三十三条の規定により区分掲記する場合を含む。）には、固定資産、有価証券等物品の売却により発生した手形債権、営業保証金の代用として受け取った手形債権等の区分を示す名称を付した科目をもって掲記するものとする。</p> <p>五 金銭の信託及びデリバティブ取引により生じる正味の債権で、それぞれの合計額が試算の総額の一〇〇分の一を超えるものについては、当該金銭の信託等の内容を示す名称を付した科目をもって掲記するものとする。</p> <p>六 通常取引以外の取引に基づいて発生したリース債権又はリース投資資産で一年以内に期限が到来するものについて、それぞれの合計額が資産の総額の一〇〇分の一を</p>		

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>超える場合には、リース債権又はリース投資資産の科目をもって掲記するものとする。</p> <p>第三十一条 次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。</p> <p>一～二 略</p> <p>三 長期貸付金</p> <p>四 略</p> <p>第三十一条の四 所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債権及び所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産のうち第十六条の三に規定するもの以外のものは、投資その他の資産に属するものとする。</p> <p>第三十一条の五 電子記録債権のうち第十五条第二号の二及び第十二号に掲げる資産に該当するもの以外のものは、投資その他の資産に属するものとする。</p>		

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>第三十二条</p> <p>投資その他の資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。</p> <p>一～六 略</p> <p>七 長期貸付金。ただし、株主、役員、従業員又は関係会社に対する長期貸付金を除く。</p> <p>八 株主、役員又は従業員に対する長期貸付金</p> <p>九 関係会社長期貸付金</p> <p>十 破産更生債権等</p> <p>十一～十三 略</p> <p>第三十九条</p> <p>関係会社との取引に基づいて発生した受取手形及び売掛金の合計額が資産の総額の百分の一を超える場合には、当該受取手形及び売掛金の金額をそれぞれ注記しなければならない。ただし、関係会社に対する受取手形又は売掛金のいずれかの金額が資産の総額の百分の一以下である場合には、こ</p>		

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>これらの合計額のみを注記することができる。 （ガイドライン 39-1）</p> <p>2 関係会社との取引に基づいて発生した債権（受取手形、売掛金及び第三十二条第一項の規定により区分掲記されるものを除く。）、未着品、積送品、前払費用又は未収収益で、その金額が資産の総額の百分の一を超えるものについては、その金額を注記しなければならない。</p> <p>3 前二項に規定する関係会社に対する資産で、前二項の規定により注記したもの以外のものの金額の合計額が資産の総額の百分の一を超える場合には、その旨及びその金額を注記しなければならない。</p> <p>（ガイドライン 39-1） 規則第三十九条第一項の関係会社との取引に基づいて発生した受取手形には、関係会社が裏書した手形を含むものとする。</p>		
	デリバティブ	<p>第八条の八 第八条の六の二（第七項を除く。）に定める事項のほか、デリバティブ取引については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければな</p>	<p>89. 公正価値ヘッジが当期中に第 88 項の条件を満たしている場合には、次のように会計処理しなければならない。</p> <p>（a）ヘッジ手段を公正価値（デリバティブであるヘッジ手段の場合）又は IAS 第 21 号に</p>	IFRS と同様

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>らない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。</p> <p>一 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引 取引の対象物（通貨、金利、株式、債券、商品及びその他の取引の対象物をいう。次号において同じ。）の種類ごとの次に掲げる事項</p> <p>イ 貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額</p> <p>ロ 貸借対照表日における時価及び評価損益</p> <p>ハ 時価の算定方法</p> <p>二 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引 取引の対象物の種類ごとの次に掲げる事項</p> <p>イ 貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額</p> <p>ロ 貸借対照表日における時価</p> <p>ハ 時価の算定方法</p> <p>2 前項第一号に定める事項は、取引（先物取引、オプション取引、先渡取引、スワップ取引及びその他のデリバティブ取引をいう。次項において同じ。）の種類、市場取引又は市場取引以外の取引、買付約定に係</p>	<p>従って測定された帳簿価額の外貨部分（デリバティブ以外のヘッジ手段の場合）で再測定することによる利得又は損失は、純損益に認識しなければならない。</p> <p>(b) ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象に係る利得又は損失は、ヘッジ対象の帳簿価額を修正して、純損益に認識しなければならない。</p> <p>これは、そうでなければヘッジ対象が取得原価で測定される場合に適用される。ヘッジされたリスクに起因する利得又は損失の純損益への認識は、ヘッジ対象が売却可能金融資産である場合に適用される。</p> <p>95. 当期中にキャッシュ・フロー・ヘッジが第88項の要件を満たしている場合には、次のように会計処理しなければならない。</p> <p>(a) ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち有効なヘッジ（第88項参照）と判定される部分はその他の包括利益に認識しなければならない。</p> <p>(b) ヘッジ手段に係る利得又は損失のうちの非有効部分は、純損益に認識しなければならない。</p>	

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>るもの又は売付約定に係るもの、貸借対照表日から取引の決済日又は契約の終了時までの期間及びその他の項目に区分して記載しなければならない。</p> <p>3 第一項第二号に定める事項は、ヘッジ会計の方法、取引の種類、ヘッジ対象及びその他の項目に区分して記載しなければならない。</p> <p>4 略</p>	<p>102. 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ（純投資の一部として会計処理される貨幣性項目のヘッジを含む）（IAS 第 21 号参照）は、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様に会計処理しなければならない。</p> <p>(a) ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち有効なヘッジ（第 88 項参照）と判定される部分は、その他の包括利益に認識しなければならない。</p> <p>(b) 非有効部分は純損益に認識しなければならない。その他の包括利益に認識されている、ヘッジの有効部分に関連するヘッジ手段に係る利得又は損失は、在外営業活動体の処分又は部分的な処分の時に、IAS 第 21 号の第 48 項から第 49 項に従って、組替調整額として資本から純損益に振り替えなければならない。（IAS39）</p>	
貸倒損失/貸倒引当金	貸倒損失	<p>第九十三条</p> <p>営業外費用に属する費用は、支払利息、社債利息、社債発行費償却、創立費償却、開業費償却、貸倒引当金繰入額又は貸倒損失（第八十七条の規定により販売費として記載されるものを除く。）、有価証券売却</p>	<p>63. 償却原価で計上されている貸付金及び債権又は満期保有目的投資に係る減損損失の客観的な証拠がある場合には、当該損失の金額は、当該資産の帳簿価額と、見積将来キャッシュ・フロー（発生していない将来の貸倒損失を除く）を当該金融資産の当初の実効金利（すなわ</p>	IFRS と同様

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>損、売上割引その他の項目の区分に従い、当該費用を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各費用のうちその金額が営業外費用の総額の百分の十以下のもの一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該費用を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。</p>	<p>ち、当初認識時に計算された実効金利)で割り引いた現在価値との間の差額である。</p> <p>当該資産の帳簿価額は、直接に又は引当金勘定を通じて減額しなければならない。当該損失額は純損益に認識しなければならない。</p> <p>(IAS39)</p>	
	貸倒引当金	<p>第二十条</p> <p>流動資産に属する資産に係る引当金は、当該各資産科目に対する控除科目として、当該各資産科目別に貸倒引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、次の各号に掲げる方法によることを妨げない。</p> <p>一 当該引当金を、当該各資産科目に対する控除科目として一括して掲記する方法</p> <p>二 当該引当金を当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示する方法</p> <p>2 前項第二号の場合において、当該引当金は当該各資産科目別に又は一括して注記しなければならない。</p>	<p>63. 償却原価で計上されている貸付金及び債権又は満期保有目的投資に係る減損損失の客観的な証拠がある場合には、当該損失の金額は、当該資産の帳簿価額と、見積将来キャッシュ・フロー（発生していない将来の貸倒損失を除く）を当該金融資産の当初の実効金利（すなわち、当初認識時に計算された実効金利）で割り引いた現在価値との間の差額である。</p> <p>当該資産の帳簿価額は、直接に又は引当金勘定を通じて減額しなければならない。当該損失額は純損益に認識しなければならない。</p> <p>(IAS39)</p>	IFRS と同様

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>第三十四条</p> <p>第二十条の規定は、投資その他の資産に属する資産に係る引当金について準用する。</p> <p>第八十五条</p> <p>販売費及び一般管理費は、適当と認められる費目に分類し、当該費用を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、販売費の科目若しくは一般管理費の科目又は販売費及び一般管理費の科目に一括して掲記し、その主要な費目及びその金額を注記することを妨げない。</p> <p>2 前項ただし書に規定する主要な費目とは、減価償却費及び引当金繰入額（これらの費目のうちその金額が少額であるものを除く。）並びにこれら以外の費目でその金額が販売費及び一般管理費の合計額の百分の五を超える費目をいう。</p> <p>第八十七条</p> <p>通常取引に基づいて発生した債権に対する貸倒引当金繰入額又は貸倒損失は、異</p>		

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>常なものを除き販売費として、当該費用を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。</p> <p>第九十三条            営業外費用に属する費用は、支払利息、社債利息、社債発行費償却、創立費償却、開業費償却、貸倒引当金繰入額又は貸倒損失（第八十七条の規定により販売費として記載されるものを除く。）、有価証券売却損、売上割引その他の項目の区分に従い、当該費用を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各費用のうちその金額が営業外費用の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該費用を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。</p>		
有価証券	有価証券の分類と会計処理の概要	<p>第八条            1～19 略            20 この規則において「売買目的有価証券」とは、時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券をいう。<small>（ガイドライン 8-20）</small></p>	<p>9. 次の用語は、本基準では特定された意味で用いている。（中略）金融商品の4分類の定義            純損益を通じて公正価値で測定する金融資産又は金融負債とは、次の条件のいずれかに該当する金融資産又は金融負債をいう。            (a) 売買目的保有に分類されるもの</p>	<p>11. 2 報告主体（entity）は、金融商品を計上するにあたり、下記のいずれかを選択しなければならない。            (a) セクション11及びセクション12の規定            (b) IAS39（金融商品：認識と測定）における認識と測定に関する規定、並びにセクシ</p>

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>21 この規則において「満期保有目的の債券」とは、満期まで所有する意図をもつて保有する社債券その他の債券をいう。<small>（ガイドライン 8-21）</small></p> <p>22 この規則において「其他有価証券」とは、売買目的有価証券、満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券をいう。<small>（ガイドライン 8-22）</small></p> <p>23～43 略</p> <p><small>（ガイドライン 8-20）</small></p> <p>規則第八条第二十項に規定する売買目的有価証券とは、「金融商品に関する会計基準」にいう売買目的有価証券をいうものとする。</p> <p><small>（ガイドライン 8-21）</small></p> <p>規則第八条第二十一項に規定する満期保有目的の債券とは、「金融商品に関する会計基準」にいう満期保有目的の債券をいうものとする。</p> <p><small>（ガイドライン 8-22）</small></p> <p>規則第八条第二十二項に規定する其他有価証券とは、「金融商品に関する会計基準」にいう其他有価証券をいうものとする。</p>	<p>金融資産又は金融負債は、次のいずれかである場合には売買目的保有に分類される。</p> <p>（i） 主として短期間に売却又は買戻しを行う目的で取得又は発生させたもの</p> <p>（ii） 当初認識時において、まとめて管理され、かつ、最近における実際の短期的な利益獲得のパターンの証拠がある識別されたポートフォリオの一部であるもの</p> <p>（iii） デリバティブ（金融保証契約又は指定された有効なヘッジ手段であるデリバティブを除く）</p> <p>（b） 当初認識時において、純損益を通じて公正価値で測定するものとして企業が指定したもの</p> <p>第 11A 項で容認されている場合、又は指定することによって、次のいずれかの理由で、より目的適合性の高い情報をもたらされる場合のみ、企業はこの指定を用いることができる。</p> <p>（i） このような指定を行わない場合に、資産又は負債の測定あるいは資産又は負債に関する利得又は損失の認識を異なったベースで行うことから生じるであろう測定上又は認識上の不整合（「会計上のミスマッチ」と呼ばれることがある）を、その指定が消去又は大幅に</p>	<p>ョン11及び12の開示要件</p> <p>報告主体による（a）または（b）の選択は会計方針上の選択である。10. 8～10. 14は会計方針の変更が適切であり、その変更がどのように記載されるべきで、そしてその変更に関するいかなる情報が開示されるべきかを決定するための要件を含んでいる。</p> <p>1. 14 各報告期間の終了時において、報告主体は下記に従って金融商品を測定する。</p> <p>ただし売却又はその他の処分にかかる取引費用は控除されない。</p> <p>（a）～（g） 略</p> <p>12. 8 各報告期間の終了時において、報告主体はセクション12の範囲に該当する全ての金融商品を公正価値によって測定し、公正価値によってその損益の変動を認識する。</p> <p>ただし、公正価値が公開されておらず、その公正価値について信頼性を持って見積もることのできない持分金融商品、及びそのような金融商品に関連する契約であって、行使された場合に当該金融商品の受渡が行われるものは除外し、減損を控除した上で取得価額に</p>

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		る。	<p>削減する場合</p> <p>（ii） 金融資産グループ、金融負債グループ又はその双方のグループが、文書化されたリスク管理戦略ないしは投資戦略に従い、公正価値に基づいてその業績が評価され、かつ、管理されており、そのようなグループに関する情報が、当該企業の取締役及び最高経営責任者のような企業の経営幹部（IAS 第 24 号「関連当事者についての開示」（2003 年改訂）で定義）に対して社内的に当該基準で提供されている場合</p> <p>（IAS39）</p>	<p>よって測定される。</p> <p>12.9 公開されていない持分金融商品について、信頼性のある公正価値測定を利用することができなくなっており、純損益を通じた公正価値測定がなされている場合には、当該商品が信頼性を持って測定可能であった時の最新の公正価値が当該商品の価額として扱われる。</p> <p>※ なお、金融商品については、「売却可能」及び「満期保有」の категорияはない（11.14&amp;12.8&amp;12.9）が、IAS39 を完全な形で適用することを認める代替規定が存在する。（11.2（b））</p>
	有価証券の取得原価	NA	<p>43. 金融資産又は金融負債が当初認識される時点で、企業はそれを公正価値で、金融資産又は金融負債が純損益を通じて公正価値で測定されない場合には、金融資産又は金融負債の取得又は発行に直接帰属する取引費用を加算して算定しなければならない。</p> <p>44. 企業が当初認識後、原価又は償却原価で測定される資産に決済日会計を使用する場合、資</p>	IFRS と同様

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
			産は取引日の公正価値で当初認識される。 (IAS39)	
	有価証券の 評価方法	NA	NA	NA
	有価証券 の減損	NA	<p>45. 当初認識後に金融資産を測定する目的上、本基準は、金融資産を第9項で定義された次の4つの区分に分類する。</p> <p>(a) 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産</p> <p>(b) 満期保有投資</p> <p>(c) 貸付金及び債権</p> <p>(d) 売却可能金融資産</p> <p>これらの区分は、本基準における測定及び損益の認識に適用される。</p> <p>企業は、財務諸表に情報を表示する際には、これらの区分に別の表題を用いたり、他の区分を用いたりしてもよい。企業は、IFRS第7号で要求されている情報を開示しなければならない。</p> <p>46. 当初認識後、企業は、資産であるデリバティブを含む金融資産を、売却その他の処分の際に生じる取引費用を控除せずに、公正価値で測</p>	<p>11. 21 各報告期間の終了時において、報告主体は、取得原価又は償却原価で測定されている全ての金融資産について減損の客観的な証拠があるかどうかを評価しなければならない。</p> <p>減損の客観的な証拠がある場合、報告主体は、減損損失を認識しなければならない。</p> <p>11. 22 客観的な証拠</p> <p>金融資産又は資産グループが減損しているという客観的な証拠は、下記の事象に関連して当該資産の所有者の注意を喚起する検証可能なデータを含むものとする。</p> <p>(a) ~ (e) 略</p> <p>12. 13 報告主体は、11. 21~11. 26に規定される、取得価額で測定される金融商品の減損に関するガイダンスを、このセクションの規定に従って減損を控除した後の取得原価で</p>

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
			<p>定しなければならない。ただし、次の金融資産は除く。</p> <p>(a) 第9項で定義されている貸付金及び債権 これは、実効金利法により償却原価で測定しなければならない。</p> <p>(b) 第9項で定義されている満期保有投資 これは、実効金利法により償却原価で測定しなければならない。</p> <p>(c) 資本性金融商品に対する投資のうち、活発な市場における公表市場価格がなく、公正価値を信頼性をもって測定できないもの、及びこのような公表価格のない資本性金融商品に連動しており、その引渡しにより決済しなければならないデリバティブ これらは、取得原価で測定しなければならない (IAS39)</p>	<p>測定される金融商品に適用しなければならない。</p> <p>※ 「売却可能金融資産」の категорияはない。 (11. 21&amp;11. 22&amp;12. 13)</p>
	貸借対照表上の表示	<p>第十五条 次に掲げる資産は、流動資産に属するものとする。 一～三 略 四 売買目的有価証券及び一年内に満期の到来する有価証券 (ガイドライン15-4)</p>	<p>54. 財政状態計算書には、少なくとも次の金額を表す項目を掲記しなければならない。 (a)～(c) 略 (d) 金融資産（以下の(e)、(h)及び(i)で示される金額を除く） (e) 持分法で会計処理されている投資</p>	IFRSと同様

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>五～十二 略</p> <p>（ガイドライン 15-4）</p> <p>規則第十五条第四号の有価証券及び規則第三十一条第一号の有価証券には、当該会社が役員、従業員又はその他の者の名義をもって所有するものを含むものとする。</p> <p>第十七条</p> <p>流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。</p> <p>一～五 略</p> <p>六 有価証券</p> <p>七～十三 略</p> <p>2～3 略</p> <p>第十八条</p> <p>親会社株式（会社法第三百三十五条第二項及び第八百条第一項の規定により取得したものに限る。第三十一条第一号及び第三十二条の二において同じ。）のうち一年内に処分されると認められるものは、流動資産</p>	<p>(f) 生物資産</p> <p>(h) 売掛金及びその他の債権</p> <p>(j) IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って売却目的保有に分類される資産と売却目的保有に分類される処分グループに含まれる資産の総額</p> <p>(k) ～ (r) 略</p> <p>(IAS1)</p>	

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>に親会社株式の科目をもつて別に掲記しなければならない。ただし、その金額が僅少である場合には、注記によることができる。</p> <p>第三十一条</p> <p>次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。</p> <p>一 関係会社株式（売買目的有価証券に該当する株式及び親会社株式を除く。以下同じ。）その他流動資産に属しない有価証券</p> <p>二～四 略</p> <p>第三十二条</p> <p>投資その他の資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。</p> <p>一 投資有価証券。ただし、関係会社株式、関係会社社債及びその他の関係会社有価証券（関係会社有価証券のうち、関係会社株式及び関係会社社債以外のものをいう。以下この項において同じ。）を除く。</p> <p>二 関係会社株式</p> <p>三 関係会社社債</p>		

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>四 その他の関係会社有価証券</p> <p>五 出資金。ただし、関係会社出資金を除く。</p> <p>六 関係会社出資金</p> <p>七～十三 略</p> <p>2 略</p> <p>第三十二条の二</p> <p>親会社株式のうち第十八条に規定するもの以外のものは、投資その他の資産に親会社株式の科目をもつて別に掲記しなければならない。ただし、その金額が僅少である場合には、注記によることができる。</p>		
	<p>損益計算書上の表示</p>	<p>第九十条</p> <p>営業外収益に属する収益は、受取利息（有価証券利息を除く。）、有価証券利息、受取配当金、有価証券売却益、仕入割引その他の項目の区分に従い、当該収益を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各収益のうちその金額が営業外収益の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該収益を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記する</p>	<p>NA</p>	<p>NA</p>

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>ことができる。<small>（ガイドライン 90）</small></p> <p><small>（ガイドライン 90）</small></p> <p>規則第九十条に規定する営業外収益に属する収益とは、受取利息、有価証券利息、受取配当金、仕入割引その他の金融上の収益、有価証券売却益、有価証券評価益及び投資不動産賃貸料等をいう。ただし、規則第九十五条の二に規定する特別利益に記載することが適当であると認められるものを除く。</p> <p>第九十三条</p> <p>営業外費用に属する費用は、支払利息、社債利息、社債発行費償却、創立費償却、開業費償却、貸倒引当金繰入額又は貸倒損失（第八十七条の規定により販売費として記載されるものを除く。）、有価証券売却損、売上割引その他の項目の区分に従い、当該費用を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各費用のうちその金額が営業外費用の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、</p>		

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>当該費用を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。（ガイドライン93）</p> <p>（ガイドライン93）</p> <p>規則第九十三条に規定する営業外費用に属する費用とは、支払利息、社債利息、売上割引その他の金融上の費用、社債発行償却、創立費償却、開業費償却、有価証券売却損、有価証券評価損、原材料評価損等をいう。ただし、規則第九十五条の三に規定する特別損失に記載することが適当であると認められるものを除く。</p>		
棚卸資産	棚卸資産の範囲	<p>第十五条</p> <p>次に掲げる資産は、流動資産に属するものとする。</p> <p>一～四 略</p> <p>五 商品（販売の目的をもつて所有する土地、建物その他の不動産を含む。以下同じ。） （ガイドライン15-5）</p> <p>六 製品、副産物及び作業くず（ガイドライン15-6）</p> <p>七 半製品（自製部分品を含む。）（ガイドライン15-7）</p> <p>八 原料及び材料（購入部分品を含む。）（ガ</p>	<p>6. 次の用語は、本基準では特定された意味で用いている。</p> <p>棚卸資産とは、次のような資産である。</p> <p>（a） 通常の事業の過程において販売を目的として保有されるもの</p> <p>（b） その販売を目的とする生産の過程にあるもの</p> <p>（c） 生産過程又は役務の提供にあたって消費される原材料又は貯蔵品 （IAS2）</p>	IFRSと同様

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>イドライン 15-8)</p> <p>九 仕掛品及び半成工事 (ガイドライン 15-9)</p> <p>十 消耗品、消耗工具、器具及び備品その他の貯蔵品で相当価額以上のもの (ガイドライン 15-10)</p> <p>十一～十二 略</p> <p>(ガイドライン 15-5)</p> <p>規則第十五条第五号の商品とは、商業を営む会社が販売の目的をもって所有する物品であって、当該企業の営業主目的に係るもの（ただし、15-6により製品とされる物品を除く。）をいい、販売の目的をもって所有する土地、建物その他の不動産とは、不動産の売買、あっ旋等を業とする会社が販売の目的をもって所有する土地、建物その他の不動産をいう。</p> <p>(ガイドライン 15-6)</p> <p>規則第十五条第六号の製品、副産物及び作業くずに関しては、以下の点に留意する。</p> <p>一 製品とは、工業、鉱業その他商業以外の事業を営む会社が販売の目的をもって所有する製造品その他の生産品であって、当該企業の営業主目的に係るものをいう。</p>		

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>二 商業を営む会社で製造部門をもつものがその製造する物品を販売の目的をもって所有する場合は、当該物品を規則第十五条第六号の製品とすることができるものとする。</p> <p>三 副産物とは、主産物の製造過程から必然的に派生する物品をいい、主産物たる製品との区分は、企業における会計処理の慣習によるものとする。</p> <p>四 作業くずとは、皮革くず、裁断くず、落綿、その他原材料、部分品又は貯蔵品を製造に使用したために残存するくず物をいう。</p> <p>五 仕損品は、副産物若しくは作業くず又は規則第十五条第八号の原材料若しくは材料に属するものとする。ただし、製品、半製品又は部分品に含めることが適当と認められる場合は、当該項目に属させることができるものとする。</p> <p>（ガイドライン 15-7）</p> <p>規則第十五条第七号において、半製品とは、中間的製品として既に加工を終り現に貯蔵中のもので販売できる状態にあるものをいい、自製部分品とは、製品又は半製品</p>		

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>の組成部分として当該製品又は半製品に取り付けられる物品で当該企業の製作に係るものをいう。なお、自製部分品の一部を直接販売に供する場合には、当該販売に供される自製部分品は、規則第十五条第五号の商品又は第六号の製品とすることができるものとする。</p> <p>（ガイドライン 15-8）</p> <p>規則第十五条第八号において、原料及び材料とは、製品の製造目的で費消される物品で未だその用に供されないもの（ただし、半製品、部分品又は貯蔵品に属するものを除く。）をいい、購入部分品とは、製品又は半製品の組成部分として当該製品又は半製品に取り付けられる物品で他から購入したものをいう。</p> <p>（ガイドライン 15-9）</p> <p>規則第十五条第九号において、仕掛品とは、製品、半製品又は部分品の生産のために現に仕掛中のものをいい、半成工事とは、長期にわたる注文生産又は請負作業について仕掛中のもので仕掛品以外のものをいう。</p> <p>（ガイドライン 15-10）</p>		

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>規則第十五条第十号の消耗品、消耗工具、器具及び備品その他の貯蔵品とは、燃料、油、釘、包装材料その他事務用品等の消耗品、耐用年数一年未満又は耐用年数一年以上で相当価額未満の工具、器具及び備品のうち、取得のときに経費又は材料費として処理されなかったもので貯蔵中のものをいう。</p> <p>なお、燃料、油等で製品の生産のため補助的に使用されるもの（補助材料をいう。）は、貯蔵品に属させることができるものとする。</p> <p>第十七条</p> <p>流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。</p> <p>一～六 略</p> <p>七 商品及び製品（半製品を含む）<small>（ガイドライン17-1-7）</small></p> <p>八 仕掛品</p> <p>九 原材料及び貯蔵品</p> <p>十～十三 略</p>		

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>2 前項の規定は、同項各号の項目に属する資産で、別に表示することが適当であると認められるものについて、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、同項第七号から第九号までに掲げる項目に属する資産については、たな卸資産の科目をもつて一括して掲記することができる。この場合においては、当該項目に属する資産の科目及びその金額を注記しなければならない。</p> <p>（ガイドライン 17-1-7）</p> <p>規則第十七条第一項第七号から第九号までに規定する項目の区分については、次の点に留意する。</p> <p>一 規則第十規則第十七第一項第七号に規定する商品及び製品には、副産物、作業くず及び自製部分品を含むものとする。ただし、自製部分品を商品及び製品の項目に含めることが困難であると認められる場合には、当該資産を同項第九号に規定する原材料及び貯蔵品の項目に含めて区分することができる。</p>		

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>二 規則第十七条第一項第八号に規定する仕掛品には、半成工事を含むものとする。</p> <p>三 規則第十七条第一項第九号に規定する原材料及び貯蔵品には、購入部分品及び補助材料を含むものとする。ただし、購入部分品を原材料及び貯蔵品の項目に含めることが困難であると認められる場合には、当該資産を同項第七号に規定する商品及び製品の項目に含めて区分することができる。</p>		
	棚卸資産の取得価額	NA	<p>（棚卸資産の原価）</p> <p>10. 棚卸資産の原価には、購入原価、加工費、及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他の原価のすべてを含まなければならない。</p> <p>（購入原価）</p> <p>11. 棚卸資産の購入原価とは、購入代価、輸入関税及びその他の税金（税務当局から企業が後に回収することができるものを除く）、及び完成品、原材料及び役務の取得に直接関係する運送費、荷役費及びその他の費用をいう。</p> <p>値引、割戻し及びその他の類似のものは、購入原価の算定上控除される。</p> <p>（IAS2）</p>	IFRS と同様

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
	棚卸資産の評価基準	NA	<p>（棚卸資産のグルーピング）</p> <p>29. 棚卸資産は通常、個別の品目ごとに正味実現可能価額まで評価減される。しかし、同種の又は関連する品目のグループごとに行うことが適切な状況もある。</p> <p>目的ないし最終的な利用方法が類似しており、同一地域で生産及び販売が行われ、かつ、その生産ラインの他の品目と実務上別個に評価できないような同一生産ラインにおける棚卸資産などがこの状況に該当することがある。</p> <p>製品のような棚卸資産の分類ごと、あるいは個々の事業セグメントごとのすべての棚卸資産といった、棚卸資産の分類を基礎として評価減を行うことは適切ではない。</p> <p>サービス事業においては、一般に、別個の販売価格が付された役務ごとに原価を累計する。</p> <p>したがって、それぞれの役務は、別々の項目として取り扱われる。</p> <p>（評価減の戻入れ）</p> <p>33. 正味実現可能価額については、新たな評価が次期以降、每期行われる。棚卸資産を原価以下に評価減する原因となった従前の状況がもはや存在しない場合、又は経済的状況の変化に</p>	IFRS と同様

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
			<p>より正味実現可能価額の増加が明らかである証拠がある場合には、評価減の額の戻入れ（すなわち、戻入れは当初の評価減の額を限度とする）を行うため、新しい帳簿価額は原価と修正後の正味実現可能価額とのいずれか低い方の額となる。</p> <p>例えば、販売価格が下落したために、正味実現可能価額を帳簿価額とした棚卸資産を次期においても保有しており、かつ、その販売価格が上昇した場合には、このような戻入れを行うことになる。</p> <p>（IAS2）</p>	
	棚卸資産の評価方法	NA	<p>22. 売価還元法は、利益率が近似しており、かつ、他の原価算定方法の使用が実務的に不可能な、回転の速い大量の棚卸資産の原価を算定する必要のある小売業において、使用されることが多い。この場合、棚卸資産の原価は、棚卸資産の販売価額から適切な売上総利益を減額することにより算出される。</p> <p>利益率の適用にあたっては、当初の販売価格以下の売価が付されている棚卸資産を考慮に入れる必要がある。小売部門ごとの平均利益率が使用されることが多い。</p>	IFRS と同様

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
			<p>23. 通常は代替性がない棚卸資産の原価及び特定のプロジェクトのために製造され、かつ、他の棚卸資産から区分されている財貨又は役務の原価は、個別法によって配分しなければならない。</p> <p>24. 個別法とは、特定の原価を特定の棚卸資産に直接帰属させる方法を意味している。特定のプロジェクトのために、他の棚卸資産から区分されている項目に対しては、それが購入したものであるか製造したものであるかに関係なく、この方法が適切な方法である。</p> <p>しかし、通常は代替性のある棚卸資産項目が数多くあるときには、個別法は適当とはいえない。そのような状況においては、棚卸資産に残す項目を選択する方法によって、損益に意図的に影響を与えることが可能となるからである。</p> <p>25. 棚卸資産の原価は、第 23 項に従って処理される場合を除き、先入先出法（FIFO）又は加重平均法によって配分しなければならない。</p> <p>企業にとって性質及び使用方法が類似するすべての棚卸資産について、企業は同じ原価算定方式を使用しなければならない。異なる性質</p>	

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
			又は使用方法の棚卸資産については、異なる原価算定方式が正当化される場合もある。 (IAS2)	
	損益計算書上の表示及び注記	<p>第七十二条の二 市場価格の変動により利益を得る目的をもつて所有するたな卸資産の評価差額は、売上高を示す名称を付した科目に含めて記載しなければならない。ただし、当該金額の重要性が乏しい場合には、営業外収益又は営業外費用に含めて記載することができる。</p> <p>第八十条 通常の販売の目的をもつて所有するたな卸資産について、収益性の低下により帳簿価額を切り下げた場合には、当該切下額（前事業年度末に計上した切下額を当事業年度に戻し入れる場合には、当該戻入額と当事業年度末に計上した当該切下額を相殺した後の金額）は、売上原価その他の項目の内訳項目として、その内容を示す名称を付した科目をもつて区分掲記しなければならない。ただし、当該たな卸資産の期末たな卸高を帳簿価額の切下げ後の金額によつて計</p>	NA	NA

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>上し、その旨及び当該切下額を注記することを妨げない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該切下額に重要性が乏しい場合には、区分掲記又は注記を省略することができる。</p>		
経過勘定等	経過勘定の定義	NA	NA	NA
	経過勘定等に係る会計処理	NA	NA	NA
	経過勘定の貸借対照表上の表示	<p>第十六条</p> <p>前払費用で一年内に費用となるべきもの及び未収収益は、流動資産に属するものとする。</p> <p>第十七条</p> <p>流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。</p> <p>一～十 略</p> <p>十一 前払費用</p> <p>十二～十三 略</p> <p>2 前項の規定は、同項各号の項目に属する</p>	NA	NA

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>資産で、別に表示することが適当であると認められるものについて、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。</p> <p>3 略</p> <p>第四十八条 未払費用及び前受収益は、流動負債に属するものとする。</p>		
固定資産	固定資産の取得価額	NA	<p>23. 有形固定資産項目の取得原価は、認識日における現金価格相当額である。</p> <p>支払が通常の信用期間を超えて繰り延べられている場合、現金価格相当額と支払総額との差額は、IAS 第 23 号に従って資産化される場合を除き、信用期間にわたり利息費用として認識される。</p> <p>24. 1 ないし複数の有形固定資産が非貨幣性資産と資産、あるいは貨幣性資産と非貨幣性資産の組合せとの交換で取得されることがある。</p> <p>次の議論は単純に 1 つの非貨幣性資産と別の非貨幣性資産との交換について述べているが、前文に記載されているすべての交換取引にも適用する。</p>	IFRS と同様

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
			<p>有形固定資産項目の取得原価は、(a) 交換取引が経済的実質を欠いている場合、又は (b) 受領した資産又は引き渡した資産の公正価値が信頼性をもって測定できない場合、を除いて、公正価値で測定される。取得資産項目は、企業が引き渡した資産の認識の中止を即座に行うことができない場合でも、この方法にて測定される。取得資産項目が公正価値で測定されない場合には、その取得原価は引き渡された資産の帳簿価額で測定される。</p> <p>25. 企業は交換取引が経済的実質を有しているかどうかについて、将来キャッシュ・フローがその取引の結果変化すると想定される範囲を考慮して判断する。交換取引は次の場合には経済的実質を有していることになる。</p> <p>(a) 受領した資産のキャッシュ・フローの構成（リスク、時期及び金額）が譲渡した資産のキャッシュ・フローの構成と異なっている場合、又は (b) 企業の営業活動のうち取引に影響を受ける部分の企業固有価値が当該交換取引により変化する場合で、(c) (a) 又は (b) の変化は交換された資産の公正価値と比べて重要である。</p>	

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
			<p>交換取引が経済的実質を有しているかどうかを判断する目的の上では、企業の営業活動のうち、その取引に影響を受ける部分の企業固有価値は、税引後キャッシュ・フローを反映するものである。こうした分析結果は、企業が詳細な計算を行わなくても明確となる場合がある。</p> <p>26. 比較可能な市場取引が存在しない資産の公正価値は、（a）合理的な公正価値の見積りの範囲の変動が、当該資産に関して重要ではないか、又は（b）範囲内におけるさまざまな見積りの確率が合理的に評価でき、かつ、公正価値の見積りに使用できる場合に、信頼性をもって測定可能となる。</p> <p>企業が受領した資産又は引き渡した資産の公正価値が信頼性をもって算定できる場合には、受領した資産の公正価値がより明らかとなる場合は別として、引き渡した資産の公正価値を受領した資産の取得原価を測定するために使用する。</p> <p>（IAS16）</p>	
	固定資産の減価償却	NA	50. 資産の償却可能価額は、耐用年数にわたって規則的な方法で配分しなければならない。	17. 23 直近の年次報告日以降、当該資産の将来の経済的便益が消費されるパターンについて重大な変更を示す兆候があった場合、報

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
			<p>51. 資産の残存価額と耐用年数は少なくとも各事業年度末には見直さなければならず、予測が以前の見積りと異なる場合には、当該変更はIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って会計上の見積りの変更として会計処理しなければならない。</p> <p>60. 使用される減価償却方法は、資産の将来の経済的便益が企業によって消費されると予測されるパターンを反映するものでなければならない。 (IAS16)</p> <p>88. 企業は、無形資産の耐用年数が確定できるか又は確定できないかを査定し、もし有限であれば、その耐用年数の期間、又は製品あるいは構成する同様の単位の数を検討する。 関連するすべての要因の分析に基づいて、無形資産が、企業に対して正味のキャッシュ・インフローをもたらすと期待される期間について予見可能な限度がない場合、企業は、当該無形資産の耐用年数は確定できないものとみなさなければならない。</p>	<p>報告主体は現在の減損方法を見直さなければならない。現在の期待が変更される場合には、減損方法の変更は新たなパターンを反映したものでなければならない。 報告主体は、10. 15～10. 18に従い、上記の変更を見積りの変更として考慮しなければならない。</p> <p>18. 19 IFRSの現在の目的に鑑み、全ての無形資産は有限の耐用年数を持つものとみなされる。契約上又はその他の法的権利に基礎を有する無形資産の耐用年数はその契約又は法的権利の存続期間を超えてはならない。ただし、報告主体が当該資産を使用する期間の長さに応じて、存続期間よりも短くすることができる。</p> <p>18. 20 報告主体が無形資産の耐用年数を信頼性をもって見積もることが出来ない場合には10年と仮定する。</p>

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
			<p>97. 耐用年数を確定できる無形資産の償却可能価額は、当該資産の耐用年数にわたり規則的に配分されなければならない。</p> <p>償却は、当該資産が使用可能となった時点、例えば当該資産が経営者の意図する方法により操業可能となるよう、必要な場所及び条件に置かれたときに開始しなければならない。</p> <p>償却は、当該資産が、IFRS 第5号に従って売却目的保有に分類された（又は売却目的保有に分類される処分グループに含まれた）日か、又は資産の認識が中止される日のいずれか早い時点で中止しなければならない。</p> <p>適用する償却方法は、企業によって予想される資産の将来の経済的便益の消費パターンを反映しなければならない。そのパターンを信頼性をもって決定できない場合には、定額法を採用しなければならない。各年度の償却負担額は費用として認識しなければならない。ただし、他の基準が他の資産の帳簿価額に含めることを許容又は要求している場合を除く。</p> <p>107. 耐用年数を確定できない無形資産は、償却してはならない。</p>	

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
			109. 耐用年数を確定できないと判断された無形資産について、当該資産の耐用年数を確定できないものとする事象又は状況が引き続き存在するかどうかを毎年見直す必要がある。もしそれらが存在しなくなれば、耐用年数を確定できないものから確定できるものに変更し、IAS第8号に従って会計上の見積りの変更として会計処理しなければならない。 (IAS38)	
	圧縮記帳	NA	12. 政府補助金は、補助金で補償することが意図されている関連コストを企業が費用として認識する期間にわたって、規則的に純損益に認識しなければならない。  24. 資産に関する政府補助金は、公正価値により測定される非貨幣性資産による補助金を含めて、繰延収益として補助金を計上する方法、又は補助金額を控除して資産の帳簿価額を算定する方法のいずれかによって、財政状態計算書において表示しなければならない。 (IAS20)	24.4 報告主体は次の場合に政府補助金を認識しなければならない。 (a) 被給付者に対し、将来における一定の業績要件を課さない補助金は、補助金が受け取り可能になった際に収入として認識される。 (b) 被給付者に対し、将来における一定の業績要件を課す補助金は、業績要件が達成された場合に収入として認識される (c) 略  24.5 報告主体は受領した又は受領可能な資産の公正価値によって補助金を測定しなければならない。
	有形固定	NA	9. 企業は、各報告期間の末日現在で、資産が	IFRSと同様

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
	資産及び無形固定資産の減損		<p>減損している可能性を示す兆候があるか否かを評価しなければならない。</p> <p>そのような兆候のいずれかが存在する場合には、企業は、当該資産の回収可能価額を見積らなければならない。</p> <p>33. 使用価値の測定にあたっては、企業は、</p> <p>(a) キャッシュ・フロー予測は、当該資産の残存耐用年数にわたり存在するであろう一連の経済的状況に関する経営者の最善の見積りを反映する、合理的かつ支持し得る前提を基礎にしなければならない。外部の証拠により重点を置かなければならない。</p> <p>(b) キャッシュ・フロー予測は、経営者によって承認された直近の財務予算／予測を基礎にしなければならないが、将来のリストラクチャリング又は資産の機能を改善又は拡張することから生じることが予想される、将来のキャッシュ・インフロー又はアウトフローの見積りは除外しなければならない。これら予算／予測を基礎とした予測は、より長い期間を正当化し得ない限り、最長でも5年間でなければならない。</p> <p>(c) 直近の予算／予測の期間を超えたキャ</p>	

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
			<p>キャッシュ・フロー予測は、通増率が正当化できる場合を除き、後続の年度に対し一定の又は遞減する成長率を使用した予算／予測に基づくキャッシュ・フロー予測を推測して延長することにより、見積らなければならない。</p> <p>この成長率は、より高い成長率を正当化し得ない限り、当該製品、産業又は企業が活動している単数又は複数国の、又は資産が使用されている市場の、長期平均成長率を超えてはならない。</p> <p>（IAS36）</p>	
	ソフトウェア	<p>第二十七条 次に掲げる資産は、無形固定資産に属するものとする。</p> <p>一～十 略</p> <p>十一 ソフトウェア</p> <p>十二～十三 略</p> <p>第三十条 各無形固定資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額は、当該無形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を各無形固定資産の金額として表示しなければならない。</p>	<p>54. 研究（又は内部プロジェクトの研究局面）から生じた無形資産は、認識してはならない。</p> <p>研究（又は内部プロジェクトの研究局面）に関する支出は、発生時に費用として認識しなければならない。</p> <p>55. 内部プロジェクトの研究局面においては、企業は、将来の経済的便益を創出する可能性の高い無形資産の存在を立証することはできない。したがって、この局面での支出は、いかなる場合も、発生時に費用として認識する。</p> <p>57. 開発（又は内部プロジェクトの開発局面）</p>	IFRS と同様

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
			<p>から生じた無形資産は、企業が次のすべてを立証できる場合に限り、認識しなければならない。</p> <p>(a) 使用又は売却できるように無形資産を完成させることの技術上の実行可能性</p> <p>(b) 無形資産を完成させ、さらにそれを使用又は売却するという企業の意図</p> <p>(c) 無形資産を使用又は売却できる能力</p> <p>(d) 無形資産が蓋然性の高い将来の経済的便益を創出する方法</p> <p>とりわけ、企業は、無形資産による産出物又は無形資産それ自体の市場の存在、あるいは、無形資産を内部で使用する予定である場合には、無形資産が企業の事業に役立つことを立証しなければならない。</p> <p>(e) 無形資産の開発を完成させ、さらにそれを使用又は売却するために必要となる、適切な技術上、財務上及びその他の資源の利用可能性</p> <p>(f) 開発期間中の無形資産に起因する支出を、信頼性をもって測定できる能力</p> <p>58. 内部プロジェクトの開発局面では、企業は、いくつかの例では、無形資産を識別でき、かつ、</p>	

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
			資産が将来の経済的便益を創出する可能性が高いことを立証できる。これは、プロジェクトの開発局面は研究局面よりも進んだものであるからである。 (IAS38)	
	ゴルフ会員権	NA	NA	NA
繰延資産	繰延資産の定義	NA	NA	NA
	繰延資産の範囲	第三十六条 創立費、開業費、株式交付費、社債発行費及び開発費は、繰延資産に属するものとする。	57. 開発（又は内部プロジェクトの開発局面）から生じた無形資産は、企業が次のすべてを立証できる場合に限り、認識しなければならない。 (a) 使用又は売却できるように無形資産を完成させることの技術上の実行可能性 (b) 無形資産を完成させ、さらにそれを使用又は売却するという企業の意図 (c) 無形資産を使用又は売却できる能力 (d) 無形資産が蓋然性の高い将来の経済的便益を創出する方法 とりわけ、企業は、無形資産による産出物又は無形資産それ自体の市場の存在、あるいは、無形資産を内部で使用する予定である場合には、無形資産が企業の事業に役立つことを立証	18. 14 報告主体は、研究開発活動のためのすべての支出を含めて、無形項目に関して社内で発生した支出を、発生した期の費用として認識しなければならない。 ただし、その支出が、この基準における認識基準を満たすような他の資産の原価の一部を構成する場合を除く。

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
			<p>しなければならない。</p> <p>(e) 無形資産の開発を完成させ、さらにそれを使用又は売却するために必要となる、適切な技術上、財務上及びその他の資源の利用可能性</p> <p>(f) 開発期間中の無形資産に起因する支出を、信頼性をもって測定できる能力</p> <p>(IAS38)</p>	
	償却額・償却期間	NA	<p>97. 耐用年数を確定できる無形資産の償却可能価額は、当該資産の耐用年数にわたり規則的に配分されなければならない。</p> <p>償却は、当該資産が使用可能となった時点、例えば当該資産が経営者の意図する方法により操業可能となるよう、必要な場所及び条件に置かれたときに開始しなければならない。</p> <p>償却は、当該資産が、IFRS 第5号に従って売却目的保有に分類された（又は売却目的保有に分類される処分グループに含まれた）日か、又は資産の認識が中止される日のいずれか早い時点で中止しなければならない。</p> <p>適用する償却方法は、企業によって予想される資産の将来の経済的便益の消費パターンを反映しなければならない。そのパターンを信頼性をもって決定できない場合には、定額法を採</p>	<p>18. 19 IFRSの現在の目的に鑑み、全ての無形資産は有限の耐用年数を持つものとみなされる。契約上又はその他の法的権利に基礎を有する無形資産の耐用年数はその契約又は法的権利の存続期間を超えてはならない。</p> <p>ただし、報告主体が当該資産を使用する期間の長さに応じて、存続期間よりも短かくすることができる。</p> <p>18. 20 報告主体が無形資産の耐用年数を信頼性をもって見積もることが出来ない場合には10年と仮定する。</p>

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
			<p>用しなければならない。</p> <p>各年度の償却負担額は費用として認識しなければならない。ただし、他の基準が他の資産の帳簿価額に含めることを許容又は要求している場合を除く。</p> <p>98. 資産の償却可能価額をその耐用年数にわたり計画的に配分するために、さまざまな償却方法を使用することができる。</p> <p>これらの方法には、定額法、定率法及び生産高比例法が含まれる。ある資産に用いられる方法は、経済的便益の見積消費パターンを基礎として選択され、その選択された方法は、その資産から生じる経済的便益の見積消費パターンに変化のない限り、各期を通じ継続して適用される。</p> <p>99. 償却は、通常は費用として認識される。しかしながら、資産に内包された将来の経済的便益が、他の資産を生産する過程で吸収される場合もある。そのような場合、償却費は、他の資産の取得原価の一部を構成し、その資産の帳簿価額に含まれる。</p> <p>例えば、ある製造工程に使用される無形資産</p>	

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
			の償却額は、棚卸資産の帳簿価額に含まれる。 (IAS38)	
	一時償却	NA	<p>59. 資産の回収可能価額が帳簿価額より低い場合には、その場合のみ、当該資産の帳簿価額をその回収可能価額まで減額しなければならない。当該減額は減損損失である。</p> <p>60. 資産が他の基準（例えば、IAS 第 16 号における再評価処理）に従って再評価額で計上されている場合を除いて、減損損失は直ちに純損益に認識しなければならない。 再評価された資産の減損損失は、当該他の基準に従って再評価の減額として処理しなければならない。</p> <p>61. 再評価されない資産の減損損失は、純損益に認識される。しかし、再評価された資産の減損損失は、その減損損失が当該資産に係る再評価剰余金の金額を超過しない範囲で、その他の包括利益に認識される。 再評価された資産に関するこのような減損損失は、当該資産に係る再評価剰余金の減額となる。</p>	<p>18. 18 報告主体は無形資産を減価償却累計額及び減損累計額を控除した上で測定する。償却の要件は本セクションに規定する。減損の認識要件はセクション 27（資産の減損）に規定する。</p> <p>※ 再評価モデルは認められない。 (18. 18)</p>

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
			<p>62. 減損損失として見積った金額が、関連する当該資産の帳簿価額よりも大きい場合、企業は、それが他の基準によって要求されている場合に、かつ、その場合にのみ、負債を認識しなければならない。</p> <p>63. 減損損失を認識した後は、当該資産の減価償却（償却）費は、資産の改訂後の帳簿価額から（もしあれば）残存価額を控除した金額を、残存耐用年数にわたって定期的に配分することにより、将来の期間にわたって調整しなければならない。</p> <p>64. 減損損失を認識した場合には、IAS 第 12 号に従って当該資産の改訂帳簿価額をその税務基準額と比較することにより、関連するすべての繰延税金資産又は負債が算定される。 (IAS36)</p>	
	表示	<p>第三十七条 繰延資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。 一 創立費</p>	NA	NA

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		二 開業費 三 株式交付費 四 社債発行費 五 開発費 2 略  第三十八条 各繰延資産に対する償却累計額は、当該繰延資産の金額から直接控除し、その控除残高を各繰延資産の金額として表示しなければならない。		
金銭債務	金銭債務の定義	NA	NA	NA
	貸借対照表価額	NA	43. 金融資産又は金融負債が当初認識される時点で、企業はそれを公正価値で、金融資産又は金融負債が純損益を通じて公正価値で測定されない場合には、金融資産又は金融負債の取得又は発行に直接帰属する取引費用を加算して算定しなければならない。  44. 企業が当初認識後、原価又は償却原価で測定される資産に決済日会計を使用する場合、資産は取引日の公正価値で当初認識される。	IFRS と同様

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
			<p>47. 当初認識後、企業は、すべての金融負債を、実効金利法を用いて償却原価で測定しなければならない。ただし、次のものは除く。</p> <p>(a) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債</p> <p>このような負債（負債であるデリバティブを含む）は、公正価値で測定しなければならない。ただし、公正価値を信頼性をもって測定できない公表価格のない資本性金融商品に連動しており、その引渡しにより決済しなければならないデリバティブは除く。そのようなデリバティブは取得原価で測定しなければならない。</p> <p>(b) 金融資産の譲渡が認識の中止の要件を満たさない場合又は継続的関与アプローチが適用される場合に生じる金融負債</p> <p>このような金融負債の測定には、第 29 項及び第 31 項が適用される。</p> <p>(c) 第 9 項で定義されている金融保証契約</p> <p>当初認識後、このような契約の発行者は（第 47 項 (a) 又は (b) が適用されない場合）次のいずれか高い方で測定する。</p> <p>(i) IAS 第 37 号に従って決定された金額</p> <p>(ii) 当初認識額（第 43 項参照）から、適切な場合、IAS 第 18 号に従って認識された累</p>	

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
			<p>積償却額を控除した金額</p> <p>(d) 市場金利を下回る金利で貸付金を提供するコミットメント</p> <p>当初認識後、このようなコミットメントの発行者は（第 47 項（a）が適用されない場合）次のいずれか高い方で測定する。</p> <p>(i) IAS 第 37 号に従って算定された金額</p> <p>(ii) 当初認識額（第 43 項参照）から、適切な場合、IAS 第 18 号に従って認識された累積償却額を控除した金額</p> <p>（IAS39）</p>	
	<p>貸借対照表上の表示</p>	<p>第八条の十</p> <p>財務諸表提出会社が関連当事者との取引（当該関連当事者が第三者のために当該財務諸表提出会社との間で行う取引及び当該財務諸表提出会社と第三者との間の取引で当該関連当事者が当該取引に関して当該財務諸表提出会社に重要な影響を及ぼしているものを含む。）を行っている場合には、その重要なものについて、次の各号に掲げる事項を関連当事者ごとに注記しなければならない。ただし、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合は、この限りでない。（ガイドライン 8 の 10）（ガイドライン 8 の 10-1）</p>	<p>54. 財政状態計算書には、少なくとも次の金額を表す項目を掲記しなければならない。</p> <p>(a) ～ (j) 略</p> <p>(k) 買掛金及びその他の未払金</p> <p>(l) 略</p> <p>(m) 金融債務（上の (k) 及び (l) で示される金額を除く）</p> <p>(n) ～ (o) 略</p> <p>(p) IFRS 第 5 号に従って売却目的保有に分類される処分グループに含まれる負債</p> <p>(q) ～ (r) 略</p> <p>（IAS1）</p>	<p>IFRS と同様</p>

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>一 当該関連当事者が会社等の場合には、その名称、所在地、資本金又は出資金、事業の内容及び当該関連当事者の議決権に対する当該財務諸表提出会社の所有割合又は当該財務諸表提出会社の議決権に対する当該関連当事者の所有割合</p> <p>二 当該関連当事者が個人の場合には、その氏名、職業及び当該財務諸表提出会社の議決権に対する当該関連当事者の所有割合</p> <p>三 当該財務諸表提出会社と当該関連当事者との関係（ガイドライン8の10-3）</p> <p>四 取引の内容</p> <p>五 取引の種類別の取引金額</p> <p>六 取引条件及び取引条件の決定方針</p> <p>七 取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高</p> <p>八 取引条件の変更があつた場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容</p> <p>九 関連当事者に対する債権が貸倒懸念債権（経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じている、又は生じる可能性の高い債務者に対する債権をいう。）又は破産更生債権等（破産債権、</p>		

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権をいう。以下同じ。）に区分されている場合には、次に掲げる事項（ガイドライン8の10-1-9）</p> <p>イ 当事業年度末の貸倒引当金残高</p> <p>ロ 当事業年度に計上した貸倒引当金繰入額等</p> <p>ハ 当事業年度に計上した貸倒損失等（一般債権（経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権をいう。）に区分されていた場合において生じた貸倒損失を含む。）</p> <p>十 関連当事者との取引に関して、貸倒引当金以外の引当金が設定されている場合において、注記することが適当と認められるものについては、前号に準ずる事項（ガイドライン8の10-1-10）</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、同項第九号及び第十号に掲げる事項は、第八条第十七項各号に掲げる関連当事者の種類ごとに合算して記載することができる。</p> <p>3 関連当事者との取引のうち次の各号に定める取引については、第一項に規定する注記を要しない。</p>		

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>一 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引</p> <p>二 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い</p> <p>4 第一項に掲げる事項は、様式第一号により注記しなければならない。</p> <p>（ガイドライン 8 の 10）</p> <p>規則第八条の十及び第八条の十の二に規定する注記とは、「関連当事者の開示に関する会計基準」が適用される場合の注記とし、関連当事者との取引等の用語は、「関連当事者の開示に関する会計基準」に定める関連当事者との取引等の用語をいうものとする。</p> <p>（ガイドライン 8 の 10-1）</p> <p>関連当事者との無償取引又は低廉な価格での取引については、当該取引を第三者との通常の取引と仮定して取引金額を見積もり、重要な取引に該当するかどうかを判断するものとする。</p> <p>（ガイドライン 8 の 10-1-9）</p>		

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>規則第八条の十第一項第九号に規定する破産更生債権等には、特別の事情により当該企業における通常の債権回収期間内に回収されないこととなった債権を含むものとする。</p> <p>（ガイドライン8の10-1-10）</p> <p>規則第八条の十第一項第十号に規定する注記することが適当と認められるものには、債務保証損失引当金が含まれるものとする。</p> <p>（ガイドライン8の10-3）</p> <p>規則第八条の十第三項各号に掲げる取引については、次の点に留意する。</p> <p>一 増資（公募増資を除く。）の引受けや自己株式の取得等は、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引には該当しないものとする。</p> <p>二 関連当事者である役員が使用人兼務役員の場合であって、財務諸表提出会社と当該役員との間の取引が、使用人としての立場で行われていることが明らかなきは、注記を要しないものとする。</p> <p>第八条の十の二</p>		

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>財務諸表提出会社について、次の各号に掲げる者が存在する場合には、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合は、この限りでない。</p> <p>一 親会社 当該親会社の名称並びにその発行する有価証券を金融商品取引所（法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいい、本邦以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。以下この号において同じ。）に上場している場合にあつてはその旨及び当該金融商品取引所の名称、その発行する有価証券を金融商品取引所に上場していない場合にあつてはその旨</p> <p>二 重要な関連会社 当該関連会社の名称並びに持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額の算定対象となつた当該関連会社の貸借対照表及び損益計算書における次に掲げる項目の金額</p> <p>イ 貸借対照表項目（流動資産合計、固定資産合計、流動負債合計、固定負債合計、純資産合計その他の重要な項目をいう。）</p> <p>ロ 損益計算書項目（売上高（役務収益を</p>		

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>含む。以下同じ。）、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額、当期純利益金額又は当期純損失金額その他の重要な項目をいう。）</p> <p>2 前項第二号イ及びロに掲げる項目の金額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる方法により記載することができる。この場合には、その旨を記載しなければならない。</p> <p>一 重要な関連会社について合算して記載する方法</p> <p>二 持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額の算定対象となつた関連会社について合算して記載する方法</p> <p>第四十七条</p> <p>次に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。</p> <p>一 支払手形（通常取引に基づいて発生した手形債務をいう。以下同じ。）<small>（ガイドライン47-1）</small></p> <p>一の二 電子記録債権に係る債務（通常取引に基づいて発生したものに限る。）</p> <p>二 買掛金（通常取引に基づいて発生し</p>		

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>た営業上の未払金をいう。以下同じ。）（ガイドライン 47-2）</p> <p>三～四 略</p> <p>五 通常の取引に関連して発生する未払金又は預り金で一般の取引慣行として発生後短期間に支払われるもの（ガイドライン 47-5）</p> <p>六 その他の負債で一年内に支払又は返済されると認められるもの（ガイドライン 47-6）</p> <p>（ガイドライン 47-1） 規則第四十七条第一号の手形債務は、仕入先との間に発生した営業取引に関する手形債務をいう。</p> <p>（ガイドライン 47-2） 規則第四十七条第二号の買掛金は、仕入先との間の通常取引に基づいて発生した営業上の未払金をいい、役務の受入による営業上の未払金を含むものとする。なお、買掛金には、通常取引に基づいて発生した役務の提供による営業上の未払金、例えば、電気・ガス・水道料、外注加工賃等の未払額を含めることができる。</p> <p>（ガイドライン 47-5） 広告料、販売手数料、売上割戻金等の未</p>		

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>払額（ただし、未払費用に属するものを除く。）は、規則第四十七条第五号の未払金に属するものとする。また、営業取引に関連する預り保証金で入札保証金その他一般の取引慣行において短期間に返済されるものは、規則第四十七条第五号の預り金に属するものとする。</p> <p>（ガイドライン 47-6）</p> <p>規則第四十七条第六号に規定するその他の負債に関しては、次の点に留意する。</p> <p>一 設備の建設、固定資産又は有価証券の購入その他通常取引以外の取引に基づいて発生した手形債務及び未払金は、その他の負債に属するものとする。</p> <p>二 預り有価証券（保護預りとして受け入れた有価証券又は担保物件として受け入れて保管している有価証券のように、当該有価証券を直接営業の用に供しておらず、貸借対照表に計上することが適当でない認められるものを除く。）及び借入有価証券は、その他の負債に属するものとする。</p> <p>三 返済期限が一年後に到来する債務（規則第四十七条第一号から第五号までに掲げる負債に属するものを除く。）で分割返済</p>		

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>の定めがあるものについては、一年内の分割返済予定額を正確に算定しうるものであっても一年内の返済予定額が負債及び純資産の合計額の一〇〇分の一以下である場合には、その全額を固定負債として記載することができる。</p> <p>なお、分割返済の定めがあっても、個々の分割返済の金額及び期日の定めがないため、一年内の返済予定額を正確に算定できないものについては、その全額を固定負債として記載するものとする。ただし、適当な方法によって一年内に返済が見込まれる額を算定し、その金額を流動負債として記載することができる。</p> <p>四 仮受金その他の未決算勘定は、貸借対照表日において当該受入額等の属すべき勘定又は金額の確定しないものに限り、その他の負債に属するものとして計上することができるものとする。</p> <p>第四十八条の三</p> <p>ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、一年内に期限が到来するものは、流動負債に属するものとする。</p>		

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>第四十九条</p> <p>流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、未払配当金又は期限経過の未償還社債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。</p> <p>一 支払手形 <small>（ガイドライン 49-1-1）</small></p> <p>二 買掛金</p> <p>三 短期借入金（金融手形及び当座借越を含む。以下同じ。）。ただし、株主、役員又は従業員からの短期借入金を除く。 <small>（ガイドライン 49-1-3）</small></p> <p>四 リース債務</p> <p>五 未払金 <small>（ガイドライン 49-1-5）</small></p> <p>六 未払費用</p> <p>七～十四 略</p> <p>2～4 略</p> <p><small>（ガイドライン 49-1-1）</small></p> <p>47-6に掲げる通常の取引以外の取引に基</p>		

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>づいて発生した手形上の債務の金額が負債及び純資産の合計額の一〇〇分の一以下である場合には、当該手形債務については、規則第四十九条第一項第一号に規定する支払手形の科目に含めて記載することができる。</p> <p>（ガイドライン 49-1-3）</p> <p>規則第四十九条第一項第三号に規定する短期借入金に含まれる金融手形は、手形借入金をいう。</p> <p>（ガイドライン 49-1-5）</p> <p>規則第四十九条第一項第五号の未払金の項目を示す科目には、規則第四十七条第五号の未払金及び同条第六号のその他の負債に含まれる未払金について記載するものとする。</p> <p>第五十条</p> <p>前条第一項第十四号に掲げる項目に属する負債のうち、株主、役員若しくは従業員からの短期借入金等の短期債務又はその他の負債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて</p>		

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>掲記しなければならない。<small>（ガイドライン 50）</small></p> <p><small>（ガイドライン 50）</small></p> <p>規則第五十条の規定による区分掲記に関しては、次の点に留意する。</p> <p>一 株主、役員若しくは従業員からの短期借入金等の短期債務を区分掲記しなければならない場合とは、株主、役員若しくは従業員からの短期借入金等の短期債務の合計額が負債及び純資産の合計額の一〇〇分の一を超える場合をいう。</p> <p>二 通常取引以外の取引に基づいて発生した手形債務について区分掲記する場合（規則第五十三条の規定により区分掲記する場合を含む。）には、固定資産、有価証券等の物品の購入により発生した手形債務、営業保証金の代用として振り出した手形債務等の区別を示す名称を付した科目をもって掲記するものとする。</p> <p>三 仮受金その他の未決算勘定でその金額が負債及び純資産の合計額の一〇〇分の一を超えるものについては、当該未決算勘定の内容を示す名称を付した科目をもって掲記するものとする。</p>		

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>四 デリバティブ取引により生じる正味の債務でその合計額が負債及び純資産の合計額の一〇〇分の一を超えるものについては、当該デリバティブ取引により生じる正味の債務の内容を示す名称を付した科目をもって掲記するものとする。</p> <p>第五十一条 社債、長期借入金、関係会社からの長期借入金、引当金（第四十七条第四号に掲げる引当金を除く。）及びその他の負債で流動負債に属しないものは、固定負債に属するものとする。（ガイドライン51）</p> <p>（ガイドライン51） 規則第四十七条第一号から第五号までに掲げる負債以外の負債で、敷金その他契約に返済期日の定めがなく短期間に返却されないことが明らかなものは、固定負債に属するものとする。</p> <p>第五十一条の三 ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、第四十八条の三に規定する</p>		

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>もの以外のものは、固定負債に属するものとする。</p> <p>第五十一条の五 電子記録債権に係る債務のうち第四十七条第一号の二及び第六号に掲げる負債に該当するもの以外のものは、固定負債に属するものとする。</p> <p>第五十二条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。</p> <p>一 社債</p> <p>二 長期借入金（金融手形を含む。以下同じ。）。ただし、株主、役員、従業員又は関係会社からの長期借入金を除く。（ガイドライン 52-1-2）</p> <p>三 関係会社長期借入金</p> <p>四 リース債務</p> <p>五～八 略</p> <p>2～3 略</p>		

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>（ガイドライン 52-1-2）</p> <p>規則第五十二条第一項第二号に規定する長期借入金に含まれる金融手形は、手形借入金をいう。</p> <p>第五十三条</p> <p>第五十二条第一項第八号に掲げる項目に属する負債のうち、株主、役員若しくは従業員からの長期借入金又はその他の負債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。（ガイドライン 53）</p> <p>（ガイドライン 53）</p> <p>規則第五十三条に規定する株主、役員若しくは従業員からの長期借入金を区分掲記しなければならない場合とは、株主、役員若しくは従業員からの長期借入金の合計額が負債及び純資産の合計額の一〇〇分の一を超える場合であることに留意する。</p> <p>第五十五条</p> <p>関係会社との取引に基づいて発生した支</p>		

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>払手形及び買掛金の合計額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超える場合には、当該支払手形及び買掛金の金額をそれぞれ注記しなければならない。ただし、関係会社に対する支払手形又は買掛金のいずれかの金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下である場合には、これらの合計額のみを注記することができる。</p> <p>2 関係会社との取引に基づいて発生した債務（支払手形、買掛金及び第五十二条第一項の規定により区分掲記されるものを除く。）、未払費用又は前受収益で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものについては、その金額を注記しなければならない。</p> <p>3 前二項に規定する関係会社に対する負債で、前二項の規定により注記したもの以外のものの金額の合計額が、負債及び純資産の合計額の百分の一を超える場合には、その旨及びその金額を注記しなければならない。</p>		
	デリバティブ	NA	<p>9. 次の用語は、本基準では特定された意味で用いている。</p> <p>デリバティブの定義</p>	IFRS と同様

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
			<p>デリバティブとは、金融商品又は本基準の範囲に含まれるその他の契約（第2項から第7項参照）のうち、次の3つの特徴のすべてを有するものをいう。</p> <p>(a) その価値が、特定の金利、金融商品価格、コモディティ価格、外国為替レート、価格若しくはレートの指数、信用格付け若しくは信用指数又はその他の変数（「基礎数値」と呼ばれることもある）で、非金融変数の場合には当該変数が契約当事企業に特有ではないものの変動に応じて変動すること</p> <p>(b) 当初の純投資を全く要しないか、又は市場要因の変動に対する反応が類似する他の種類の契約について必要な当初の純投資よりも小さいこと</p> <p>(c) 将来のある日に決済されること</p> <p>純損益を通じて公正価値で測定する金融資産又は金融負債とは、次の条件のいずれかに該当する金融資産又は金融負債をいう。</p> <p>(i) 主として短期間に売却又は買戻しを行う目的で取得又は発生させたもの</p> <p>(ii) 当初認識時において、まとめて管理され、かつ、最近における実際の短期的な利益獲得のパターンの証拠がある識別されたポート</p>	

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
			フォリオの一部であるもの (iii) デリバティブ（金融保証契約又は指定された有効なヘッジ手段であるデリバティブを除く） (IAS39)	
引当金	引当金の設定要件	NA	14. 引当金は、次の場合に認識されなければならない。 (a) 企業が過去の事象の結果として現在の債務（法的又は推定的）を有しており、 (b) 当該債務を決済するために経済的便益をもつ資源の流出が必要となる可能性が高く、 (c) 当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合 これらの条件が満たされない場合には、引当金を認識してはならない。 (IAS37)	IFRS と同様
	引当金の区分	NA	NA	NA
	表示	第二十条 流動資産に属する資産に係る引当金は、当該各資産科目に対する控除科目として、当該各資産科目別に貸倒引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、	54. 財政状態計算書には、少なくとも次の金額を表す項目を掲記しなければならない。 (a) ~ (k) 略 (l) 引当金 (m) ~ (r) 略 (IAS1)	IFRS と同様

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>次の各号に掲げる方法によることを妨げない。</p> <p>一 当該引当金を、当該各資産科目に対する控除科目として一括して掲記する方法</p> <p>二 当該引当金を当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示する方法</p> <p>2 前項第二号の場合において、当該引当金は当該各資産科目別に又は一括して注記しなければならない。</p> <p>第三十四条 第二十条の規定は、投資その他の資産に属する資産に係る引当金について準用する。</p> <p>第四十七条 次に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。</p> <p>一から三 略</p> <p>四 引当金（資産に係る引当金を除く。以下この目及び第三目において同じ。）。ただし、一年内に使用されないと認められるものを除く。</p>		

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>五～六 略</p> <p>第四十九条  流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、未払配当金又は期限経過の未償還社債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。</p> <p>一～十一 略</p> <p>十二 引当金</p> <p>十三～十四 略</p> <p>第五十二条  固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。</p> <p>一～五 略</p> <p>六 引当金 <small>（ガイドライン 52-1-6）</small></p> <p>七～八</p> <p>2～3 略</p>		

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>（ガイドライン 52-1-6）</p> <p>規則第五十二条第一項第六号の引当金については、一年内にその一部の金額の使用が見込まれるものであっても、一年内の使用額を正確に算定できないものについては、その全額を固定負債として記載するものとする。ただし、その全部又は大部分が一年内に使用されることが確実に見込まれる場合には、その全部について又は一年内の使用額を適当な方法によって算定し、その金額を流動負債として記載するものとする。</p> <p>第五十四条の四</p> <p>同一の工事契約に係るたな卸資産及び工事損失引当金がある場合には、両者を相殺した差額をたな卸資産又は工事損失引当金として流動資産又は流動負債に表示することができる。（ガイドライン 54 の 4）</p> <p>2 同一の工事契約に係るたな卸資産及び工事損失引当金がある場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただ</p>		

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>し、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。</p> <p>一 同一の工事契約に係るたな卸資産及び工事損失引当金を相殺しないで表示している場合 その旨及び当該工事損失引当金に対応する当該たな卸資産の金額</p> <p>二 前項の規定により同一の工事契約に係るたな卸資産及び工事損失引当金を相殺した差額を表示している場合 相殺している旨及び相殺表示したたな卸資産の金額</p> <p>3 第十七条第二項の規定は、前項第二号に規定するたな卸資産について準用する。</p> <p>（ガイドライン 54 の 4）</p> <p>規則第五十四条の四及び第七十六条の二に掲げる工事損失引当金は、「工事契約に関する会計基準」に規定する工事損失引当金をいうものとする。</p>		
	賞与引当金の計上額	NA	NA	NA
退職給付債務/ 退職給	退職給付制度	NA	<p>24. 退職後給付には、例えば、次のようなものを含む。</p> <p>(a) 年金等の退職給付</p>	IFRS と同様

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
付引当 金			<p>(b) 退職後生命保険及び退職後医療給付のようなその他の退職後給付</p> <p>企業が退職後給付を支給する取決めが、退職後給付制度である。掛金額を受け取り、給付を支払うための別個の事業体の設立を伴うか否かにかかわらず、企業はこのような取決めのすべてに本基準を適用する。</p> <p>25. 退職後給付制度は、その主要な規約や条件に由来する制度の経済的実質により、確定拠出制度又は確定給付制度のいずれかに分類される。確定拠出制度の下では、</p> <p>(a) 企業の法的債務又は推定的債務は、企業が基金に拠出をすることに同意した金額に限定される。したがって、従業員が受け取る退職後給付の金額は、企業（及び場合によっては従業員）が退職後給付制度又は保険会社に支払った掛金額と、当該掛金から発生する投資収益とによって決定される。</p> <p>(b) その結果、（給付が予想したよりも少なくなるという）数理計算上のリスク及び（投資された資産が予想した給付を満たすのに不十分であるという）投資リスクは、従業員が負担する。</p>	

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
			<p>26. 企業の債務が、基金に拠出をすることに同意した金額に限定されない場合の例としては、次のようなことを通じて企業が法的債務又は推定的債務を有する場合がある。</p> <p>(a) 単に掛金額に連動するだけではない制度給付算定式</p> <p>(b) 制度を通じての間接又は直接のいずれかによる、拠出への特定の収益率の保証</p> <p>(c) 推定的債務を生じさせる非公式の慣行 例えば、企業にたとえそのようにする法的義務がなくとも、インフレーションの進行に合わせて前従業員の給付を増加させてきた実績がある場合には、推定的債務が生じることがある。</p> <p>27. 確定給付制度の下では、</p> <p>(a) 企業の債務は、合意した給付を現在の及び前従業員に支給することであり、</p> <p>(b) (給付が予想よりも多くのコストを要するという)数理計算上のリスク及び投資リスクは、実質的に企業が負担する。 数理計算上又は投資の実績が予想より悪い場合には、企業の債務は増加するであろう。</p>	

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
			<p>28. 後述の第 29 項から第 42 項は、複数事業主制度、公的制度及び保険が付された給付との関連で、確定拠出制度及び確定給付制度の間の区別について述べている。</p> <p>(IAS19)</p>	
	<p>確定給付型退職給付債務の会計処理－原則法</p>	<p>NA</p>	<p>54. 確定給付制度負債として認識する金額は、次の金額の差引合計としなければならない。</p> <p>(a) 報告期間の末日における確定給付制度債務の現在価値（第 64 項参照）に、</p> <p>(b) 第 92 項から第 93 項で示した取扱いによる未認識の数理計算上の差益があればそれを加算する（数理計算上の差損があればそれを減算する）。</p> <p>(c) 未認識の過去勤務費用（第 96 項参照）があればそれを減算する。</p> <p>(d) 当該債務を直接決済する制度資産（もしあれば）の報告期間の末日現在の公正価値（第 102 項から第 104 項参照）を減算する。</p> <p>64. 企業は、その確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用（該当がある場合）を算定するために、予測単位積増方式を使用しなければならない。</p>	<p>IFRS と同様</p>

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
			(IAS19)	
	確定給付型退職給付債務の計算方法－簡便的方法	NA	NA	<p>28. 19 報告主体が、過度のコストを掛ける努力なしには、給付建て制度の下での義務並びにコストを測定する単位積増方式（unite credit method）を利用できない場合、現在の従業員に対する給付義務の測定にあたって下記に示される簡便な方法を取ることができる。</p> <p>(a) 将来の給与水準の上昇に関する見積りを無視する</p> <p>(b) 現在の従業員の将来のサービスを無視する</p> <p>(c) 報告日から従業員が退職給付の受け取りを開始すると予想される日までの期間に発生しうる従業員死亡率（possible in-service mortality）を無視する。ただし、退職後死亡率は考慮しなければならない。</p> <p>上記の測定における簡便な処理を利用する報告主体は退職給付債務の測定にあたって確定給付または未確定給付の双方を含めなければならない。</p>
	中小企業退職金共済制度等	NA	NA	IFRS と同様

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
	の会計処理			
	退職金規程がなく、退職金等の支払に関する合意も存在しない場合	NA	NA	NA
	特則	NA	NA	NA
税金費用/ 税金債務	法人税、住民税及び事業税	<p>第九十五条の五</p> <p>次の各号に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額の次に記載しなければならない。</p> <p>一 当該事業年度に係る法人税、住民税及び事業税（利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。次号において同じ。）</p> <p>二 法人税等調整額（税効果会計の適用により計上される前号に掲げる法人税、住民税及び事業税の調整額をいう。）</p> <p>2 税引前当期純利益金額又は税引前当期</p>	<p>12. 当期及び過去の期間に係る当期税金は、未納額の範囲で負債として認識しなければならない。</p> <p>当期及び過去の期について支払済みの額がそれらの年度の税額を超える場合は、当該超過額は資産として認識しなければならない。</p> <p>13. 過去の期の当期税金の還付を受けるために繰戻控除をすることができる税務上の欠損金に関する便益は、資産として認識しなければならない。</p> <p>14. 税務上の欠損金が過去の期の当期税金の還</p>	IFRSと同様

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>純損失金額に前項各号に掲げる項目の金額を加減した金額は、当期純利益金額又は当期純損失金額として記載しなければならない。</p> <p>3 法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第一項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した科目をもつて記載するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合には、同号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。</p>	<p>付を受けるために使用される場合には、企業はその税務上の欠損金が発生した期にその便益を資産として認識する。</p> <p>なぜなら、その便益が企業に流入する可能性が高く、便益は信頼性をもって測定できるからである。</p> <p>(IAS12)</p>	
	源泉所得税等の会計処理	NA	<p>17. 収益又は費用がある期の会計上の利益計算に含まれるが、税務上は別の期の課税所得計算に含まれるという場合には一時差異が発生する。そのような一時差異はしばしば期間差異として記述される。</p> <p>次に示すのはこの種の一時差異の例で将来加算一時差異であり、したがって繰延税金負債を生じさせる。</p> <p>(a) 受取利息は期間按分基準で会計上の利益に含まれるが、管轄地域によっては、現金を受け取った時に課税所得に含まれることがある。このような収益は、現金を受け取るまでは課税所得に影響しないので、財政状態計算書で</p>	IFRS と同様

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
			認識された未収金の税務基準額はゼロである。 (IAS12)	
	消費税等の会計処理	NA	NA	NA
税効果会計	税効果会計	<p>第八条の十一</p> <p>法人税その他利益に関連する金額を課税標準として課される租税（以下「法人税等」という。）については、税効果会計（貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。以下同じ。）を適用して財務諸表を作成しなければならない。</p>	<p>15. 次の場合を除き、すべての将来加算一時差異について繰延税金負債を認識しなければならない。</p> <p>(a) のれんの当初認識</p> <p>(b) 繰延税金負債が次の取引における資産又は負債の当初認識から生ずる場合で、</p> <p>(i) 企業結合ではなく、</p> <p>(ii) 取引時に会計上の利益にも課税所得（欠損金）にも影響を与えない取引</p> <p>しかし、子会社、支店及び関連会社に対する投資並びにジョイント・ベンチャーの持分に関連して生ずる将来加算一時差異については、繰延税金負債を第 39 項に従って認識しなければならない。</p> <p>16. 資産を認識するには、その帳簿価額が、将来の期に企業に流入する経済的便益によって回収されるということが必須の要件である。</p> <p>資産の帳簿価額が税務基準額を超える場合</p>	IFRS と同様

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
			<p>には、税務上益金となる経済的便益の額は損金として認められる額を超えることとなる。この差額は将来加算一時差異で、その結果将来の期に支払うこととなる税金債務は繰延税金負債である。</p> <p>企業が資産の帳簿価額を回収するとともに、将来加算一時差異は解消され課税所得が発生する。これにより経済的便益が納税という形で企業から流出する可能性が高くなる。</p> <p>したがって本基準は、第 15 項及び第 39 項に述べられた特定の場合を除いて、すべての繰延税金負債の認識を要求している。</p> <p>17. 収益又は費用がある期の会計上の利益計算に含まれるが、税務上は別の期の課税所得計算に含まれるという場合には一時差異が発生する。そのような一時差異はしばしば期間差異として記述される。</p> <p>次に示すのはこの種の一時差異の例で将来加算一時差異であり、したがって繰延税金負債を生じさせる。</p> <p>(a) 受取利息は期間按分基準で会計上の利益に含まれるが、管轄地域によっては、現金を受け取った時に課税所得に含まれることがあ</p>	

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
			<p>る。このような収益は、現金を受け取るまでは課税所得に影響しないので、財政状態計算書で認識された未収金の税務基準額はゼロである。</p> <p>(b) 課税所得（欠損金）計算上の減価償却費が会計上の利益計算上のそれと異なることがある。一時差異は当該資産の帳簿価額と、税務基準額（当初の取得原価から当期以前の各期の課税所得計算上損金算入が認められた全額を控除して得られる）との差額である。税務上加速償却が行われると、将来加算一時差異が発生し繰延税金負債が生じる（税務上の償却が会計上の償却よりも遅いときには、将来減算一時差異が発生し繰延税金資産が生じる）。</p> <p>(c) 開発費が会計上の利益の計算上は資産計上され将来の期にわたって償却されるが、課税所得計算上はその発生した期の損金に算入される場合がある。そのような開発費はすでに課税所得より控除されているので、その税務基準額はゼロである。一時差異は当該開発費の帳簿価額と税務基準額であるゼロとの差額である。</p> <p>18. 一時差異は次の場合にも発生する。</p> <p>(a) 企業結合で取得した識別可能な資産及</p>	

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
			<p>び引き継いだ負債が IFRS 第 3 号「企業結合」に従って公正価値で認識されているが、税務目的ではそれに対応する修正が行われていない場合</p> <p>(b) 資産が再評価されるが税務上は何の修正もされない場合</p> <p>(c) 企業結合により、のれんが発生する場合</p> <p>(d) 資産又は負債の当初認識時の税務基準額が当初の帳簿価額と異なる場合。例えば、企業が資産に関連して非課税政府補助金を受けた場合</p> <p>(e) 子会社、支店及び関連会社に対する投資又はジョイント・ベンチャーの持分の帳簿価額が、その税務基準額と異なった額となる場合 (IAS12)</p>	
	繰延税金資産の回収可能性	NA	<p>34. 税務上の繰越欠損金及び繰越税額控除に対しては、将来その使用対象となる課税所得が稼得される可能性が高い範囲内で、繰延税金資産を認識しなければならない。</p> <p>35. 税務上の繰越欠損金及び繰越税額控除から生ずる繰延税金資産を認識するための要件は、将来減算一時差異から生ずる繰延税金資産を</p>	IFRS と同様

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
			<p>認識するための要件と同じである。しかし、繰越欠損金の存在は、将来課税所得が稼得されないという強い根拠となる。</p> <p>したがって、近年に損失が発生したという事実があるときは、企業は税務上の繰越欠損金若しくは繰越税額控除より発生する繰延税金資産を、十分な将来加算一時差異を有する範囲内でのみ、又は税務上の繰越欠損金若しくは繰越税額控除の使用対象となる十分な課税所得が稼得されるという他の信頼すべき根拠がある範囲内でのみ認識する。</p> <p>そのような状況においては、第 82 項に従って、繰延税金資産の額、その認識の根拠となった証拠の開示が必要である。</p> <p>36. 税務上の繰越欠損金又は繰越税額控除の使用対象となる課税所得が稼得される可能性を査定するに際しては、企業は次の要件を考慮する。</p> <p>(a) 同一の税務当局の区域内で同一の納税企業体内に、税務上の繰越欠損金又は繰越税額控除の繰越期限内に使用対象となる課税所得をもたらすのに十分な将来加算一時差異を当該企業が有しているか否か</p>	

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
			<p>(b) 税務上の繰越欠損金又は繰越税額控除の繰越期限内に、当該企業が課税所得を稼得する可能性が高いか否か</p> <p>(c) 税務上の繰越欠損金は再発しそうな特定の原因によって発生したものであるか否か</p> <p>(d) 税務上の繰越欠損金又は繰越税額控除の繰越期限内に課税所得を発生させるべきタックス・プランニングの実行（第30項参照）が可能であるか否か</p> <p>税務上の繰越欠損金又は繰越税額控除に対して、その使用対象となる課税所得が得られる可能性が高くないならば、繰延税金資産を認識しない。</p> <p>37. 企業は、各報告期間の末日現在で未認識の繰延税金資産を再査定する。将来の課税所得が繰延税金資産の回収を可能にするという可能性が高くなった範囲内で、企業は前に認識していなかった繰延税金資産を認識する。</p> <p>例えば、取引状況が改善されれば、企業が第24項又は第34項で定められた繰延税金資産の認識要件を満たすだけの十分な課税所得を、将来稼得することができるという可能性が前よ</p>	

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
			りも高くなるであろう。もう1つの例は、企業が企業結合の日又は事後に繰延税金資産を再査定する場合である。 (IAS12)	
	回収可能性についての判断基準	NA	同上	IFRS と同様
	貸借対照表上の表示	<p>第十六条の二 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産は、流動資産に属するものとする。特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産で一年内に取り崩されると認められるものについても、同様とする。</p> <p>第十七条 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。</p> <p>一～十一 略 十二 繰延税金資産 十三 略</p>	<p>54. 財政状態計算書には、少なくとも次の金額を表す項目を掲記しなければならない。</p> <p>(a) ~ (m) 略 (n) IAS 第 12 号「法人所得税」に基づく当期税金の対象となる負債及び資産 (o) IAS 第 12 号に基づく繰延税金負債及び繰延税金資産 (p) ~ (r) 略 (IAS1)</p>	IFRS と同様

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>2～3 略</p> <p>第三十一条の三 繰延税金資産のうち第十六条の二に規定するもの以外のものは、投資その他の資産に属するものとする。</p> <p>第三十二条 投資その他の資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。 一～十一 略 十二 繰延税金資産 十三 略 2 略</p> <p>第三十二条の三 土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三十四号。以下「土地再評価法」という。）第七条第一項に規定する再評価に係る繰延税金資産は、投資その他の資産に再評価に係る繰延税金資産の科目をもつて別に掲記しなければならない。</p>		

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>第四十八条の二</p> <p>流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債は、流動負債に属するものとする。特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債で一年内に取り崩されると認められるものについても、同様とする。</p> <p>第四十九条</p> <p>流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、未払配当金又は期限経過の未償還社債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。</p> <p>一～七 略</p> <p>八 繰延税金負債</p> <p>九～十四 略</p> <p>2～4 略</p> <p>第五十一条の二</p>		

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>繰延税金負債のうち第四十八条の二に規定するもの以外のものは、固定負債に属するものとする。</p> <p>第五十二条の二 土地再評価法第七条第一項に規定する再評価に係る繰延税金負債は、固定負債に再評価に係る繰延税金負債の科目をもつて別に掲記しなければならない。</p> <p>第五十四条 第十七条第一項第十二号に掲げる繰延税金資産と第四十九条第一項第八号に掲げる繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。</p> <p>2 第三十二条第一項第十二号に掲げる繰延税金資産と第五十二条第一項第五号に掲げる繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として投資その他の資産又は固定負債に表示しなければならない。</p>		
	損益計算	第九十五条の五	NA	NA

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
	書上の表示	<p>次の各号に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額の次に記載しなければならない。</p> <p>一 当該事業年度に係る法人税、住民税及び事業税（利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。次号において同じ。）</p> <p>二 法人税等調整額（税効果会計の適用により計上される前号に掲げる法人税、住民税及び事業税の調整額をいう。）</p> <p>2～3 略</p>		
	税効果会計適用における注記事項	<p>第八条の十二</p> <p>前条の規定により税効果会計を適用したときは、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。</p> <p>一 繰延税金資産（税効果会計の適用により資産として計上される金額をいう。以下同じ。）及び繰延税金負債（税効果会計の適用により負債として計上される金額をいう。以下同じ。）の発生の主な原因別の内訳</p> <p>二 当該事業年度に係る法人税等の計算に用いられた税率（以下この条において「法</p>	<p>81. 次の項目も別個に開示しなければならない。</p> <p>(a) 資本に直接に借方計上又は貸方計上された項目に係る当期税金及び繰延税金の合計額（第 62A 項参照）</p> <p>(b) 〔削除〕</p> <p>(c) 次の様式のいずれか又は両方による、税金費用（収益）と会計上の利益との関係についての説明</p> <p>(i) 会計上の利益に適用税率を乗じて得られる額と税金費用（収益）との間の数値的調整（適用税率を計算した根拠も併せて開示）</p>	IFRS と同様

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>定実効税率」という。）と法人税等を控除する前の当期純利益に対する法人税等（税効果会計の適用により計上される法人税等の調整額を含む。）の比率（以下この条において「税効果会計適用後の法人税等の負担率」という。）との間に差異があるときは、当該差異の原因となつた主な項目別の内訳</p> <p>三 法人税等の税率の変更により繰延税金資産及び繰延税金負債の金額が修正されたときは、その旨及び修正額</p> <p>四 決算日後に法人税等の税率の変更があつた場合には、その内容及び影響</p> <p>2 繰延税金資産の算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合には、当該金額を前項第一号に掲げる事項に併せて注記しなければならない。</p> <p>3 第一項第二号に掲げる事項については、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下である場合には、注記を省略することができる。</p>	<p>(ii) 平均実際負担税率と適用税率との間の数字的調整（適用税率を計算した根拠も併せて開示）</p> <p>(d) 前期と比較した適用税率の変動の説明</p> <p>(e) 財政状態計算書上で繰延税金資産が認識されていない将来減算一時差異、税務上の繰越欠損金、及び繰越税額控除の額（及び、もしあれば繰越期限満了日）</p> <p>(f) それに対する繰延税金負債が認識されていない、子会社、支店及び関連会社に対する投資並びにジョイント・ベンチャーに対する持分に係る一時差異の総合計額（第39項参照）</p> <p>(g) 各タイプの一時的差異並びに各タイプの税務上の繰越欠損金及び繰越税額控除について</p> <p>(i) 掲記された各期の財政状態計算書上で認識された繰延税金資産及び負債の額</p> <p>(ii) 財政状態計算書に計上された金額の変動からは明らかでない場合には、包括利益計算書で認識された繰延税金収益又は費用の額</p> <p>(h) 非継続事業に関して、次に係る税金費用</p> <p>(i) 廃止に伴う利得又は損失</p> <p>(ii) 非継続事業の当期中の経常的活動から</p>	

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
			<p>の純損益（掲記された過去の期の対応額もともに）</p> <p>(i) 財務諸表の発行が承認される前に提案又は宣言されたが、財務諸表に負債として認識されていない、企業の株主に対する配当の法人所得税上の影響の金額</p> <p>(j) 企業が取得企業である企業結合により取得前の繰延税金資産について認識される金額の変動が生じた場合（第 67 項参照）には、その変動の金額</p> <p>(k) 企業結合で取得した繰延税金便益が取得日の時点では認識されていなかったが、取得日後に認識される場合（第 68 項参照）には、繰延税金便益を認識する原因となった事象又は状況変化の説明</p> <p>82. 企業は、次の場合には、繰延税金資産の金額とその認識を妥当とする根拠の内容を開示しなければならない。</p> <p>(a) 当該繰延税金資産を活用できるかどうか、現存の将来加算一時差異の解消により生じる所得を超える将来の課税所得の有無に依存しており、かつ</p> <p>(b) 企業が、当該繰延税金資産に関係する</p>	

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
			課税管轄地域において、当期又は前期に損失を被っている。 (IAS12)	
純資産	資本金	<p>第六十条 株主資本は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金に分類して記載しなければならない。</p> <p>第六十一条 資本金は、資本金の科目をもつて掲記しなければならない。</p>	<p>54. 財政状態計算書には、少なくとも次の金額を表す項目を掲記しなければならない。 (a) ~ (q) 略 (r) 親会社の所有者に帰属する発行済資本金及び剰余金</p> <p>79. 企業は、財政状態計算書又は所有者持分変動計算書又は注記のいずれかで次の事項を開示しなければならない。 (a) 株式資本の種類ごとに、 (i) 授權株式数 (ii) 全額払込済みの発行済株式数及び未払込額のある発行済株式数 (iii) 1株当たりの額面金額又は無額面である旨 (iv) 発行済株式総数の期中における変動内訳 (v) その種類の株式に付されている権利、優先権及び制限(配当支払及び資本の払戻しの制限を含む) (vi) ~ (vii) 略</p>	IFRSと同様

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
			(b) 略 (IAS1)	
	剰余金	<p>第六十三条</p> <p>資本剰余金に属する剰余金は、次に掲げる項目の区分に従い、当該剰余金の名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。</p> <p>一 資本準備金</p> <p>二 その他資本剰余金（資本準備金及び法律で定める準備金で資本準備金に準ずるもの以外の資本剰余金をいう。）</p> <p>2 法律で定める準備金で資本準備金に準ずるものは、資本準備金の次に別の科目を設け、当該準備金の名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。</p> <p>第六十五条</p> <p>利益剰余金に属する剰余金は、次に掲げる項目の区分に従い、当該剰余金を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。</p> <p>一 利益準備金</p> <p>二 その他利益剰余金</p> <p>2 法律で定める準備金で利益準備金に準</p>	<p>54. 財政状態計算書には、少なくとも次の金額を表す項目を掲記しなければならない。</p> <p>(a) ~ (p) 略</p> <p>(q) 資本に表示される非支配持分</p> <p>(r) 親会社の所有者に帰属する発行済資本金及び剰余金</p> <p>79. 企業は、財政状態計算書又は所有者持分変動計算書又は注記のいずれかで次の事項を開示しなければならない。</p> <p>(a) 株式資本の種類ごとに、</p> <p>(i) 授権株式数</p> <p>(ii) 全額払込済みの発行済株式数及び未払込額のある発行済株式数</p> <p>(iii) 1株当たりの額面金額又は無額面である旨</p> <p>(iv) 発行済株式総数の期中における変動内訳</p> <p>(v) その種類の株式に付されている権利、優先権及び制限（配当支払及び資本の払戻しの制限を含む）</p> <p>(vi) 略</p>	IFRSと同様

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>ずるものは、利益準備金の次に別の科目を設け、当該準備金の名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。</p> <p>3 その他利益剰余金は、株主総会又は取締役会の決議に基づく設定目的を示す科目又は繰越利益剰余金の科目をもつて掲記しなければならない。</p>	<p>(vii) オプション契約による発行に向けての留保株式、及び売渡契約のための留保株式及びそれらについての契約条件、金額等</p> <p>(b) 資本に含まれる各種剰余金の内容及び目的</p> <p>(IAS1)</p>	
	評価・換算差額等	<p>第六十七条</p> <p>評価・換算差額等は、次に掲げる項目の区分に従い、当該項目を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。</p> <p>一 その他有価証券評価差額金（純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額をいう。）</p> <p>二 繰延ヘッジ損益（ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べられるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額をいう。）</p> <p>三 土地再評価差額金（土地再評価法第七条第二項に規定する再評価差額金をいう。）</p> <p>2 前項に掲げる項目のほか、評価・換算差額等の項目として計上することが適当であると認められるものは、当該項目を示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。</p>	<p>79. 企業は、財政状態計算書又は所有者持分変動計算書又は注記のいずれかで次の事項を開示しなければならない。</p> <p>(a) 株式資本の種類ごとに、</p> <p>(i) 授権株式数</p> <p>(ii) 全額払込済みの発行済株式数及び未払込額のある発行済株式数</p> <p>(iii) 1株当たりの額面金額又は無額面である旨</p> <p>(iv) 発行済株式総数の期中における変動内訳</p> <p>(v) その種類の株式に付されている権利、優先権及び制限（配当支払及び資本の払戻しの制限を含む）</p> <p>(vi) 自己株式及び子会社又は関連会社保有の自社株式</p> <p>(vii) オプション契約による発行に向けての</p>	IFRS と同様

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
			留保株式、及び売渡契約のための留保株式及びそれらについての契約条件、金額等 (b) 資本に含まれる各種剰余金の内容及び目的 (IAS1)	
	自己株式	第六十六条 自己株式は、株主資本に対する控除項目として利益剰余金の次に自己株式の科目をもつて掲記しなければならない。	79. 企業は、財政状態計算書又は所有者持分変動計算書又は注記のいずれかで次の事項を開示しなければならない。 (a) 株式資本の種類ごとに、 (i) ~ (v) 略 (vi) 自己株式及び子会社又は関連会社保有の自社株式 (vii) 略 (b) 略 (IAS1)	IFRS と同様
	株主資本等変動計算書	第百条 株主資本等変動計算書は、株主資本、評価・換算差額等及び新株予約権に分類して記載しなければならない。 2 株主資本等変動計算書は、適切な項目に区分し、当該項目を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。当該項目及び科目は、前事業年度末及び当事業年度末の貸借対照表における純資産の部の項	106. 企業は、次の事項を示す所有者持分変動計算書を表示しなければならない。 (a) 親会社の所有者と非支配持分に帰属する合計額を個別に表示している当期の包括利益合計 (b) 資本の各内訳項目について、IAS 第8号に従って認識される遡及適用又は遡及修正再表示の影響額 (c) [削除]	IFRS と同様

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>目及び科目と整合していなければならない。</p> <p>第百一条 株主資本は、前事業年度末残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分して記載しなければならない。</p> <p>2 株主資本に記載される科目の当事業年度変動額は、変動事由ごとに記載しなければならない。</p> <p>3 剰余金の配当は、その他資本剰余金又はその他利益剰余金の変動事由として表示しなければならない。</p> <p>4 当期純利益金額又は当期純損失金額は、その他利益剰余金の変動事由として表示しなければならない。</p> <p>第百二条 その他利益剰余金は、第百条第二項の規定にかかわらず、科目ごとの記載に代えて、その他利益剰余金の合計額を前事業年度末残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を</p>	<p>(d) 資本の各内訳項目について、次の結果生じる変動を個別に開示する、期首及び期末残高の間の調整表</p> <p>(i) 純損益</p> <p>(ii) その他の包括利益の各項目</p> <p>(iii) 所有者の立場としての所有者との取引（所有者による拠出と所有者への分配、及び支配の喪失とならない子会社に対する所有者持分の変動を個別に示す）</p> <p>107. 企業は所有者持分変動計算書又は注記のいずれかで、当期中に所有者への分配として認識された配当額や関連する1株当たりの金額を表示しなければならない。</p> <p>108. 第106項においては、資本の内訳項目には、例えば、各種類別の拠出持分、その他の包括利益の各種類別の累積額及び利益剰余金を含む。</p> <p>109. 報告期間の期首及び期末の間の企業の資本の変動は、当該期間中の純資産の増減を表す。所有者の立場としての所有者との取引（持分拠出、企業の自己株式の再取得及び配当等）</p>	

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>注記するものとする。</p> <p><b>第百三条</b>            評価・換算差額等は、前事業年度末残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分して記載しなければならない。</p> <p>2 評価・換算差額等に記載される科目は、当事業年度変動額を一括して記載するものとする。ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨げない。</p> <p><b>第百四条</b>            評価・換算差額等は、第百条第二項の規定にかかわらず、科目ごとの記載に代えて、評価・換算差額等の合計額を前事業年度末残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記するものとする。</p> <p><b>第百五条</b>            新株予約権は、前事業年度末残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分して記載しなければならない。</p>	<p>から生じる変動と当該取引に直接関係する取引費用は別として、一期間中の資本全体の変動は、企業の当期中の活動により生じた利得及び損失を含む収益及び費用の合計額を表す。</p> <p>110. IAS 第 8 号により、他の IFRS の経過措置が別途要求する場合は除いて、実務的に可能な範囲について、会計方針の変更を有効とするための遡及修正が要求される。</p> <p>さらに IAS 第 8 号は、誤謬を訂正するための修正再表示は、実務的に可能な範囲について、遡及して行うことを要求している。</p> <p>IFRS が資本の他の内訳項目に関する遡及修正を要求している場合は別として、遡及修正と遡及修正再表示は資本の変動ではなく、利益剰余金の期首残高の調整である。第 106 項 (b) は、所有者持分変動計算書に、会計方針の変更及び誤謬の訂正から資本の各内訳項目に対し生じる修正額の合計を個別に開示することを要求している。当該修正額は、各過年度のものと同期の時点のものについて開示する。</p> <p>(IAS1)</p>	

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		2 新株予約権の当事業年度変動額は、一括して記載するものとする。ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨げない。		
収益・費用の計上	収益及び費用の計上に関する一般原則	NA	<p>27. 企業は、キャッシュ・フロー情報以外は、発生主義会計により財務諸表を作成しなければならない。</p> <p>28. 発生主義会計が用いられる場合、企業は、取引の要素を、フレームワークに定められる定義及び認識要件を満たすときに、資産、負債、資本、収益及び費用（財務諸表の要素）として認識する。 (IAS1)</p>	IFRS と同様
	収益認識	NA	<p>14. 物品の販売からの収益は、次の条件すべてが満たされたときに認識しなければならない。</p> <p>(a) 物品の所有に伴う重要なリスク及び経済価値を企業が買手に移転したこと</p> <p>(b) 販売された物品に対して、所有と通常結び付けられる程度の継続的な管理上の関与も実質的な支配も企業が保持していないこと</p> <p>(c) 収益の額を、信頼性をもって測定できること</p> <p>(d) その取引に関連する経済的便益が企業</p>	IFRS と同様

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
			<p>に流入する可能性が高いこと</p> <p>(e) その取引に関連して発生した又は発生する原価を、信頼性をもって測定できること (IAS18)</p> <p>22. 工事契約の結果が信頼性をもって見積ることができる場合、その工事契約に関連した収益及び原価は、その請負業務の報告期間の末日現在の進捗度に応じて、収益及び費用として認識しなければならない。</p> <p>工事契約に関して予想される損失は、第 36 項に従って直ちに費用として認識しなければならない。</p> <p>(IAS11)</p>	
	費用認識	NA	<p>27. 企業は、キャッシュ・フロー情報以外は、発生主義会計により財務諸表を作成しなければならない。</p> <p>28. 発生主義会計が用いられる場合、企業は、取引の要素を、フレームワークに定められる定義及び認識要件を満たすときに、資産、負債、資本、収益及び費用（財務諸表の要素）として認識する。</p> <p>(IAS1)</p>	IFRS と同様

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
リース取引	所有権移転外ファイナンス・リース取引	NA	<p>20. リース期間の起算日において、借手は、ファイナンス・リースを、リース開始日に算定したリース物件の公正価値又はリース開始日に算定した最低支払リース料総額の現在価値のいずれか低い金額で、財政状態計算書に資産及び負債として認識しなければならない。</p> <p>最低リース料総額の現在価値を算定する場合に使用すべき割引率は、実務上可能な場合には、リースの計算利率とし、実務上不可能な場合には、借手の追加借入利率を用いなければならない。</p> <p>借手のリースの初期直接原価は、資産として認識した金額に加算する。</p> <p>（IAS17）</p>	IFRS と同様
	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る借手の会計処理	NA	<p>（当初認識）</p> <p>20. リース期間の起算日において、借手は、ファイナンス・リースを、リース開始日に算定したリース物件の公正価値又はリース開始日に算定した最低支払リース料総額の現在価値のいずれか低い金額で、財政状態計算書に資産及び負債として認識しなければならない。</p> <p>最低リース料総額の現在価値を算定する場合に使用すべき割引率は、実務上可能な場合には、リースの計算利率とし、実務上不可能な</p>	IFRS と同様

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
			<p>場合には、借手の追加借入利子率を用いなければならない。</p> <p>借手のリースの初期直接原価は、資産として認識した金額に加算する。</p> <p>21. 取引及びその他の事象は、単なる法的形式ではなく、その実質と財務上の実態に従って会計処理され、表示される。</p> <p>リース契約の法的形式上、借手はリース資産の法的な所有権は取得しないが、ファイナンス・リースの場合、その実質及び財務上の実態として、借手はリース開始日において、その経済的耐用年数の大部分にわたって当該リース資産を使用するという経済上の便益を、当該リース資産の公正価値及びそれに関連する金融費用にほぼ等しい金額を当該権利に対して支払うという義務の負担との交換によって取得する。</p> <p>22. このようなリース取引が借手の財政状態計算書に反映されないならば、企業の経済的資源及び債務額は過小表示され、財務比率は歪められる。したがって、借手の財政状態計算書では、ファイナンス・リースを、資産及び将来のリー</p>	

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
			<p>ス料支払義務として認識することが適切である。</p> <p>リース期間の起算日で、資産及び将来のリース料支払義務は、（資産として認識される金額に加算される借手の初期直接原価を除けば）同一金額で、財政状態計算書に認識される。</p> <p>23. リース資産についての負債を、リース資産から控除して財務諸表上に表示することは、適切ではない。財政状態計算書上に負債を表示する場合に、流動負債と固定負債が区別されるならば、リース負債についても同様な区別がなされる。</p> <p>24. 初期直接原価は、リース契約の交渉や保証など、特定のリース行為に関連して発生する場合が多い。</p> <p>ファイナンス・リースについて借手が行った活動に直接に起因するものとして識別された原価は、資産として認識される金額に追加される。</p> <p>（事後測定）</p> <p>25. 最低リース料総額は、金融費用と負債残高</p>	

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
			<p>の返済部分とに配分しなければならない。</p> <p>金融費用は、負債残高に対して一定の期間利子率となるように、リース期間にわたって配分しなければならない。</p> <p>変動リース料は、発生した期間において費用に計上する。</p> <p>26. 実務上、金融費用をリース期間にわたって配分するにあたっては、借手は計算を簡略化するためのいくつかの近似値法を用いることができる。</p> <p>27. ファイナンス・リースの場合、各会計期間において、金融費用と同様に減価償却資産についての減価償却費が発生する。</p> <p>減価償却できるリース資産の減価償却の方針は、所有している減価償却資産についての方針と首尾一貫していなければならない。認識される減価償却は、IAS 第 16 号「有形固定資産」及び IAS 第 38 号「無形資産」に従って計算しなければならない。</p> <p>借手がリース期間の終了時までには所有権を取得することに合理的確実性がない場合には、当該資産は、リース期間及びその耐用年数のい</p>	

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
			<p>ずれか短い方の期間で全額償却しなければならない。</p> <p>28. リース資産の償却可能価額は、借手はその所有する償却資産に採用する償却方針と首尾一貫する規則的な基準に基づいて、予想使用期間にわたって各会計期間に配分される。</p> <p>もし、借手がリース期間の終了時までには所有権を取得することに合理的確実性がある場合には、予想使用期間は当該資産の耐用年数であり、それ以外の場合には、当該資産はリース期間及びその耐用年数のいずれか短い方の期間で償却される。</p> <p>29. 当該資産の減価償却費と当該期間の金融費用の合計金額は、当該期間のリース料と同一であることは稀であるため、リース料を単純に費用として認識することは適切ではない。このため、資産とそれに関連する負債とが、リース期間の起算日後に金額的に等しくなる可能性は少ない。</p> <p>30. リース資産の減損の判定については、企業はIAS第36号「資産の減損」を適用する。</p>	

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
			(IAS17)	
	所有権移 転外ファ イナン ス・リー ス取引に 係る借手 の注記	<p>第八条の六 ファイナンス・リース取引（リース契約に基づくリース期間の中途において当該リース契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引（次項において「解約不能のリース取引」という。）で、当該リース契約により使用する物件（以下「リース物件」という。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。以下同じ。）については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。</p> <p>一 財務諸表提出会社がリース物件の借主である場合イ 当事業年度末におけるリース資産の内容ロ リース資産の減価償却の方法</p> <p>二 財務諸表提出会社がリース物件の貸主である場合</p>	<p>31. 借手は、ファイナンス・リースについてIFRS第7号「金融商品—開示」の定めを適用した上で、次の事項を開示しなければならない。</p> <p>(a) 資産の種類ごとの報告期間の末日現在の正味帳簿価額</p> <p>(b) 報告期間の末日現在における将来の最低リース料総額の合計とそれらの現在価値との調整。それに加えて、企業は、報告期間の末日現在における将来の最低リース料総額の合計及びそれらの現在価値を、次の各期間について開示しなければならない。</p> <p>(i) 1年以内</p> <p>(ii) 1年超5年以内</p> <p>(iii) 5年超</p> <p>(c) 期中に費用として認識された変動リース料</p> <p>(d) 報告期間の末日現在の解約不能サブリース契約に基づいて受け取ると期待される将来の最低サブリース料総額の合計</p> <p>(e) 借手の重要なリース契約に関する、少なくとも次の事項を含む一般的な記述</p> <p>(i) 未払変動リース料の算定の基礎</p>	IFRSと同様

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>イ 当事業年度末におけるリース投資資産に係るリース料債権（将来のリース料を受受する権利をいう。以下この号において同じ。）部分の金額及び見積残存価額（リース期間終了時に見積られる残存価額で借主又は第三者による保証のない額をいう。）部分の金額並びに受取利息相当額</p> <p>ロ 当事業年度末におけるリース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額について、貸借対照表日後五年内における一年ごとの回収予定額及び貸借対照表日後五年超の回収予定額</p> <p>2 当事業年度末におけるオペレーティング・リース取引（リース取引のうち、ファイナンス・リース取引以外のものをいう。）のうち解約不能のリース取引については、当該解約不能のリース取引に係る未経過リース料の金額を一年内のリース期間に係る金額及びそれ以外の金額に区分して注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。</p> <p>3 転リース取引（リース物件の所有者から物件のリースを受け、さらに当該物件をほ</p>	<p>（ii） 更新又は購入選択権及びエスカレーション条項の有無と条件</p> <p>（iii） 配当、追加借入及び追加リースに関する制限などの、リース契約によって課された制限</p> <p>（IAS17）</p>	

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>ぼ同一の条件で第三者にリースする取引をいう。以下この項において同じ。）であつて、借主としてのリース取引及び貸主としてのリース取引がともにファイナンス・リース取引に該当する場合において、財務諸表提出会社が転リース取引に係るリース債権若しくはリース投資資産又はリース債務について利息相当額を控除する前の金額で貸借対照表に計上しているときには、当該リース債権若しくはリース投資資産又はリース債務の金額を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。</p>		
外貨建取引等	取引発生時の処理	NA	<p>20. 外貨建取引とは、外貨で表示されているか又は外貨での決済を必要とする取引であつて、企業が次のような取引を行う場合を含む。</p> <p>(a) 価格が外貨で表示されている財貨の売買又は役務の授受をする場合</p> <p>(b) 未収金又は未払金の金額が外貨で表示されている資金の借入れ又は貸付けをする場合</p> <p>(c) その他の方法により外貨で表示されている資産を取得するか若しくは処分する場合、又は負債を負うか若しくは決済する場合</p>	IFRS と同様

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
			<p>21. 外貨建取引は、機能通貨による当初認識においては、取引日における機能通貨と当該外貨間の直物為替レートを外貨額に適用して機能通貨で計上しなければならない。</p> <p>22. 取引日は、取引が IFRS に従って最初に認識の要件を満たす日とする。実務上の理由から、取引日の実際レートに近似するレートが用いられることもよくある。</p> <p>例えば、1 週間又は 1 か月の平均レートが、当該期間に発生したそれぞれの外貨建のすべての取引に用いられることがある。しかし、為替レートが著しく変動している場合には、一定期間の平均レートの使用は不適切となる。</p> <p>（IAS21）</p>	
	決算時の処理	NA	<p>23. 各報告期間の末日において</p> <p>(a) 外貨建貨幣性項目は、決算日レートをを用いて換算しなければならない。</p> <p>(b) 外貨建の取得原価において測定されている非貨幣性項目は、取引日の為替レートをを用いて換算しなければならない。</p> <p>(c) 外貨建の公正価値で測定されている非貨幣性項目は、公正価値が決定された日の為替</p>	IFRS と同様

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
			<p>レートで換算しなければならない。</p> <p>24. ある項目の帳簿価額は、関連する他の基準に合わせて決定する。</p> <p>例えば、有形固定資産は、IAS 第 16 号「有形固定資産」に従って公正価値又は取得原価により測定される。</p> <p>帳簿価額が取得原価又は公正価値のどちらを基準にして決定されようとも、金額が外貨建で決定されている場合には、当該金額は、本基準に従って機能通貨に換算される。</p> <p>25. ある項目の帳簿価額は、2 つ又はそれ以上の金額を比較して決定される。</p> <p>例えば、棚卸資産の帳簿価額は、IAS 第 2 号「棚卸資産」に従って取得原価又は正味実現可能価値のいずれか低い方となる。同様に、IAS 第 36 号「資産の減損」に従って、減損の兆候がある資産の帳簿価額は、減損損失の可能性を考慮する前の帳簿価額及び回収可能価額のどちらか低い方となる。そのような資産が非貨幣性項目で外貨建で測定されている場合には、帳簿価額は下記を比較のうえ決定される。</p> <p>(a) 金額が決定された日の為替レート（す</p>	

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
			<p>なわち取得原価に関して測定された項目についての取引日のレート)で換算された取得原価又は適切な場合には帳簿価額</p> <p>(b) 価額が決定された日の為替レート（すなわち報告期間の末日の決算日レート)で換算された正味実現可能価額又は適切な場合には回収可能額この比較により減損損失が機能通貨で認識されるが、外貨建では認識されないことがある、又はその逆となる場合もある。</p> <p>26. 複数の為替レートが利用可能な場合には、使用されるレートは、当該キャッシュ・フローが測定日に発生した場合に当該取引による将来キャッシュ・フロー又は残高が決済されていたであろうレートとする。</p> <p>2つの通貨の交換性が一時的に欠けている場合には、使用されるレートはその後に交換が可能となるときの最初のレートとする。</p> <p>(IAS21)</p>	
	換算差額の処理	NA	<p>27. 第3項で述べているように、IAS第39号は外貨建項目のヘッジ会計に適用する。ヘッジ会計を適用する場合には、企業は本基準で要求される為替差額の処理とは異なる方法で為替差額の会計処理を行うことが要求される。</p>	IFRSと同様

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
			<p>例えば、IAS 第 39 号は、キャッシュ・フロー・ヘッジにおけるヘッジ手段として適格な貨幣性項目に係る為替差額を、ヘッジが有効である範囲で、その他の包括利益に当初認識することを要求している。</p> <p>28. 貨幣性項目の決済、又は貨幣性項目を当期中の当初認識時又は過去の財務諸表において換算したレートとは異なるレートで換算することによって生じる為替差額は、第 32 項に記載されている場合を除き、発生する期間の純損益に認識しなければならない。</p> <p>29. 貨幣性項目が外貨建取引から発生し、取引日と決済日との間で為替レートが変動する場合に、為替差額が発生する。取引がその発生した会計期間と同一の期間に決済される場合、その為替差額はすべて当該期間に認識される。</p> <p>しかしながら、取引が次期以降の会計期間に決済される場合、決済日までの各期間に認識すべき為替差額は、その期間の為替レートの変動によって決定される。</p> <p>30. 非貨幣性項目に係る利得又は損失がその他</p>	

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
			<p>の包括利益に認識される場合には、当該利得又は損失の為替部分はその他の包括利益に認識しなければならない。</p> <p>逆に、非貨幣性項目に係る利得又は損失が純損益に認識される場合には、当該利得又は損失の為替部分は純損益に認識しなければならない。</p> <p>31. 他の IFRS が、利得又は損失をその他の包括利益に認識することを要求している場合がある。</p> <p>例えば、IAS 第 16 号は、固定資産の再評価により生じる差損益をその他の包括利益に認識することを要求している。当該資産が外貨で測定される場合には、本基準の第 23 項 (c) は、再評価額も当該価額が決定される日のレートを用いて換算し、その結果、やはりその他の包括利益に認識される為替換算差額が生じる。</p> <p>32. 在外営業活動体に対する報告企業の正味投資額の一部を構成する貨幣性項目について生じる為替差額（第 15 項参照）は、報告企業の個別財務諸表、又は、該当する場合には在外営業活動体の個別財務諸表で純損益に認識しな</p>	

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
			<p>なければならない。</p> <p>在外営業活動体及び報告企業を含む財務諸表（例えば、在外営業活動体の子会社の場合の連結財務諸表）においては、当該為替差額は当初、その他の包括利益に認識し、第 48 項に従って正味投資額の処分時に資本から純損益に振り替えなければならない。</p> <p>33. 貨幣性項目が在外営業活動体への報告企業の正味投資額の一部を構成し、報告企業の機能通貨建になっている場合には、為替差額は第 28 項に従って在外営業活動体の個別財務諸表に生じることになる。</p> <p>当該項目が在外営業活動体の機能通貨建になっている場合には、為替差額は第 28 項に従って報告企業の個別財務諸表に生じることになる。</p> <p>当該項目が報告企業又は在外営業活動体の機能通貨以外の通貨で表示されている場合には、為替差額は第 28 項に従って報告企業の個別財務諸表及び在外営業活動体の個別財務諸表に生じることになる。</p> <p>当該為替差額は、在外営業活動体と報告企業を含む財務諸表（すなわち、在外営業活動体が</p>	

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
			<p>連結されている、比例連結されている又は持分法を用いて会計処理されている場合の財務諸表）でその他の包括利益に認識される。</p> <p>34. 企業が機能通貨以外の通貨で帳簿と記録を作成保管している場合には、財務諸表を作成する時点で、すべての金額を第 20 項から第 26 項に従って機能通貨に換算する。これにより、項目が機能通貨で当初から記録されていたとしたら発生していたであろう金額と同じ金額が機能通貨で表示されることになる。</p> <p>例えば、貨幣性項目は決算日レートを用いて機能通貨に換算され、取得原価を基準に測定されている非貨幣性項目は、認識することになる取引日の為替レートを用いて換算される。</p> <p>（IAS21）</p>	
	ヘッジ会計	<p>第八条の二 一～七 略</p> <p>八 ヘッジ会計（ヘッジ手段（資産（将来の取引により確実に発生すると見込まれるものを含む。以下この号において同じ。）若しくは負債（将来の取引により確実に発生すると見込まれるものを含む。以下この号において同じ。）又はデリバティブ取引</p>	<p>85. ヘッジ会計は、ヘッジ手段とヘッジ対象の公正価値の変動が純損益に与える相殺的な影響を認識する。</p> <p>86. ヘッジ関係には次の 3 種類がある。</p> <p>（a） 公正価値ヘッジ</p> <p>認識されている資産若しくは負債又は認識されていない確定約定、あるいはそのような資</p>	IFRS と同様

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
		<p>に係る価格変動、金利変動及び為替変動による損失の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険を減殺することが客観的に認められる取引をいう。以下この号及び第六十七条第一項第二号において同じ。）に係る損益とヘッジ対象（ヘッジ手段の対象である資産若しくは負債又はデリバティブ取引をいう。第八条の八第三項及び第六十七条第一項第二号において同じ。）に係る損益を同一の会計期間に認識するための会計処理をいう。第八条の八第一項及び第三項において同じ。）の方法 九～十 略</p>	<p>産若しくは負債又は認識されていない確定約定の特定された一部分の、公正価値の変動に対するエクスポージャーのうち、特定のリスクに起因し、かつ、純損益に影響しうるもののヘッジ</p> <p>(b) キャッシュ・フロー・ヘッジ キャッシュ・フローの変動可能性に対するエクスポージャーのうち、</p> <p>(i) 認識されている資産又は負債に関連する特定のリスク（例えば、変動利付債券に係る将来の金利支払の全部又は一部）又は可能性の非常に高い予定取引に起因し、かつ、</p> <p>(ii) 純損益に影響しうるものに対するヘッジ</p> <p>(c) IAS 第 21 号で定義されている、在外営業活動体に対する純投資のヘッジ</p> <p>87. 確定約定の為替リスクのヘッジは、公正価値ヘッジとして会計処理しても、キャッシュ・フロー・ヘッジとして会計処理してもよい。 (IAS39)</p>	
	会計処理と法人税法上の取	NA	NA	NA

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
	扱い			
組織再編の会計 （企業結合会計及び事業分離会計）	企業結合会計	NA	<p>4. 企業は、取得法を適用して各企業結合を会計処理しなければならない。</p> <p>5. 取得法の適用にあたっては次の事項が要求される。</p> <p>(a) 取得企業の識別</p> <p>(b) 取得日の決定</p> <p>(c) 識別可能な取得した資産、引き受けた負債及び被取得企業の非支配持分の認識及び測定</p> <p>(d) のれん又は割安購入益の認識及び測定</p> <p>取得企業の識別</p> <p>6. 各企業結合に関して、結合企業のうち1社を取得企業として識別しなければならない。</p> <p>7. 取得企業、すなわち被取得企業に対する支配を獲得する企業を識別するために、IAS第27号「連結及び個別財務諸表」の指針を使用しなければならない。</p> <p>企業結合が生じたが、IAS第27号の指針を適用しても結合企業のどちらが取得企業となるか明確ではない場合、取得企業の決定にあた</p>	IFRSと同様

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
			<p>り B14 項から B18 項の要因を考慮する。</p> <p>（取得日の決定）</p> <p>8. 取得企業は取得日を識別しなければならない。取得日は、取得企業が被取得企業に対する支配を獲得した日とする。</p> <p>9. 取得企業が被取得企業に対する支配を獲得した日とは、一般的に取得企業が法的に対価を移転し、被取得企業の資産を取得し負債を引き受けた日、すなわち実行日をいう。しかし、取得企業は実行日より前に、又は後に支配を獲得する場合がある。</p> <p>例えば、契約書において実行日より前に取得企業が被取得企業の支配を獲得すると規定されている場合には、取得日は実行日より前になる。</p> <p>取得企業は取得日を識別する際、すべての関連する事実と状況を検討しなければならない。</p> <p>（取得した識別可能な資産、引き受けた負債及び被取得企業に対する非支配持分の認識及び測定）</p> <p>（認識原則）</p>	

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
			<p>10. 取得日時点において、取得企業は、のれんとは区別して、取得した識別可能な資産、引き受けた負債及び被取得企業のすべての非支配持分を認識しなければならない。</p> <p>取得した識別可能な資産及び引き受けた負債の認識は、第 11 項から第 12 項に定める条件に従う。</p> <p>（認識の条件）</p> <p>11. 取得法適用の一部としての認識基準を満たすには、取得した識別可能な資産及び引き受けた負債は、取得日時点で、「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」における資産と負債の定義を満たすものでなければならない。</p> <p>例えば、将来において被取得企業の活動を終了させる、又は被取得企業の従業員の雇用を終了若しくは配置転換する計画を実行した場合の原価は、取得企業が将来において発生すると予想しているが、発生させることを義務づけられていなければ、取得日時点では負債とはならない。</p> <p>したがって、取得企業は取得法適用の一部としてそれらの費用を認識しない。代わりに、取</p>	

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
			<p>得企業はそれらの費用を他の IFRS に従って、企業結合後の財務諸表で認識する。</p> <p>12. 加えて、取得法適用の一部としての認識に適合となるためには、取得した識別可能な資産及び引き受けた負債は、別個の取引の結果としてではなく、取得企業及び被取得企業（又は旧所有者）が企業結合取引において交換したものの一部でなければならない。</p> <p>取得企業は、どの取得した資産又は引き受けた負債が被取得企業との交換の一部となるのか、またもし存在する場合には、その性質及び適用可能な IFRS に従って会計処理しなければならない個別取引の結果によるのかを判断するために、第 51 項から第 53 項の指針を適用しなければならない。</p> <p>13. 取得企業による認識原則及び条件の適用により、被取得企業が以前の財務諸表において資産及び負債として認識していなかった資産及び負債が認識される場合がある。</p> <p>例えば、ブランド名、特許又は顧客関係等、被取得企業の内部で開発され、関連する原価を費用として処理しており、被取得企業の財務諸</p>	

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
			<p>表では資産として認識されていなかったが、取得企業は識別可能な取得した無形資産として認識する場合がある。</p> <p>14. B28 項から B40 項において、オペレーティング・リース及び無形資産を認識する際の指針を示している。第 22 項から第 28 項では、本基準が認識原則及び条件に関して限定的な例外を定めている項目を含む、識別可能資産及び負債の種類を特定している。</p> <p>（企業結合で取得した識別可能な資産及び引き受けた負債の分類又は指定）</p> <p>15. 取得企業は、取得日において、取得した識別可能な資産及び引き受けた負債について、取得後に他の IFRS を適用するために必要な分類又は指定を行わなければならない。</p> <p>取得企業は取得日に存在する契約条件、経済状況、営業方針又は会計方針及びその他の適切な条件に基づいて、当該分類及び指定を行わなければならない。</p> <p>16. 一定の状況では、IFRS は、企業が資産又は負債をどのように分類、又は指定するかによ</p>	

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
			<p>って、異なる会計処理を定めている。</p> <p>取得日に存在する適切な条件に基づいて取得企業が行う分類又は指定の例としては、次のような項目を挙げることができるが、それだけに限られるものではない。</p> <p>(a) IAS 第 39 号「金融商品—認識及び測定」に従って、特定の金融資産及び負債を、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産又は負債として、あるいは売却可能又は満期保有目的金融資産として分類すること</p> <p>(b) IAS 第 39 号に従って、デリバティブ商品をヘッジ手段として指定すること</p> <p>(c) IAS 第 39 号に従って、組込デリバティブを主契約から区分すべきかどうかの評価（これは本基準で使用している意味での「分類」の問題である）</p> <p>17. 本基準は、第 15 項の原則に関して、次の 2 つの例外を定めている。</p> <p>(a) リース契約を、IAS 第 17 号「リース」に従って、オペレーティング・リースかファイナンス・リースのどちらかに分類する。</p> <p>(b) 契約を、IFRS 第 4 号「保険契約」に従って保険契約として分類する。</p>	

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
			<p>取得企業はそれらの契約を、契約開始時（又は契約条件が分類を変更させるような方法で修正された場合には、取得日となる修正日）における契約条件及びその他の要素を基礎として分類しなければならない。</p> <p>（測定原則）</p> <p>18. 取得企業は取得した識別可能な資産及び引き受けた負債を、取得日の公正価値で測定しなければならない。</p> <p>19. 企業結合ごとに、取得企業は被取得企業のすべての非支配持分を、公正価値、又は被取得企業の識別可能な純資産の非支配持分の比例持分として測定しなければならない。</p> <p>20. B41 項から B45 項では、特定の識別可能資産及び被取得企業における非支配持分の公正価値を測定する際の指針を示している。</p> <p>第 24 項から第 31 項では、本基準が測定原則に関する限定的な例外を定めている項目を含む、識別可能資産及び負債の種類を特定している。</p> <p>（IFRS3）</p>	

区分	項目	財務諸表等規則（金融商品取引法）	IFRS	IFRS-SMEs
	事業分離 会計	NA	NA	NA